

罰法誅之禍者其輕恬鬼也甚故曰以道蒞天下其鬼不神治世之民不與鬼神相害也故曰非其鬼不神也其神不傷人也鬼崇也疾人之謂鬼傷人人逐除之謂人傷鬼也民犯法令之謂民傷上上刑戮民之謂上傷民民不犯法則上亦不行刑上不行刑之謂上不傷人故曰聖人亦不傷人上不與民相害而人不與鬼相傷故曰兩不相傷

【釋】「鬼崇也疾人」……也ノ字ハ行ナリ「聖人亦不傷人」……老子ニハ非其神不傷人聖人亦不傷人作レリ也ノ字ナシ「鬼崇也疾人」……也ノ字ハ行ナリ「聖人亦不傷人」……老子ニハ非其神不傷人聖人亦不傷人作レリ也ノ字ナシ「鬼崇也疾人」……也ノ字ハ行ナリ「聖人亦不傷人」……老子ニハ非其神不傷人聖人亦不傷人作レリ也ノ字ナシ

民不敢犯法則上內不用刑罰而外不事利其產業上內不用刑罰而外不事利其產業則民蕃息民蕃息而畜積盛民蕃息而畜積盛之謂有德凡所謂崇者魂魄去而精神亂精神亂則無德鬼不崇人則魂魄不去魂魄不去則精神不亂精神不亂之謂有德

上盛畜積而鬼不亂其精神則德盡在於民矣故曰兩不相傷則德交歸焉言其德上下交盛而俱歸於民也

【釋】「有德」……實ヲスルナリ「魂魄」……形ニ附ク靈ヲ魂トイヒ氣ニ附ク靈ヲ魄トイフ「兩不相傷則德交歸焉」……老子ニハ兩ノ上ニ夫ノ字アリ則テ故ニ作レリ

有道之君外無怨讎於鄰敵而內有德澤於人民夫外無怨讎於鄰敵者其遇諸侯也外有禮義內有德澤於民者其治人事也務本遇諸侯有禮義則役希起治民事務本則淫奢止凡馬之所以大用者外供甲兵而內給淫奢也今有道之君外希用甲兵而內禁淫奢上不事馬於戰鬪逐北而民不以馬遠通淫物所積力唯田疇積力於田疇必且糞灌故曰天下有道卻走馬以糞也

【釋】「外有禮義」……外ノ字ハ行ナリ「務本」……本ハ農業ナリ「民事」……人事ニ作ルベシ「逐北」……北アルヲ逐フナリ「天下有道」……即「走馬以糞也」……走馬ハ傳馬ナリ老子ニハ也ノ字ナシ唯老篇モ同シ

人民に徳澤ある者は、其の人事を治むるに農業を専務とす、諸侯を過するに禮義あれば、服せしむること稀なり、人事を治むるに農業を専務とすれば、淫佚奢侈の風止む、其の馬の大に用ゐらるる所以は、外は甲兵戦闘の用に供給して、内は淫佚奢侈の用に供給すればなり、今道ある君、外は甲兵戦闘を用ゐるゝと稀にして、内は淫佚奢侈を禁ず、上は馬を戦闘逐北の事に使はずして、民は馬を以て遠く淫靡無用の物を運送せず、力を積む所は、唯だ可嗜(タハタ)のみなり、力を田疇に積むには、必ず且(マツ)蕪を施し灌漑す、故に曰はく、天下道あれば、走馬を御して、其の馬を以て新地に獲て施すなりと。

人君者無道、則内暴虐其民、而外侵欺其鄰國、内暴虐則民産絶、外侵欺則兵數起、民産絶則畜生少、兵數起則士卒盡、畜生少則戎馬乏、士卒盡則軍危殆、戎馬乏則將馬出、軍危殆則近臣役、馬者軍之大用、郊者言其近也、今所以給軍之具於將馬近臣、故曰天下無道、戎馬生於郊矣。

【侵欺】…欺ハ、賤クナリ、「人君者」…一本ニハ、首ノ字ナシ、「戎馬」…軍馬ナリ、古ハ兵賦トシテ人民ヨリ出サシメタリ、「戎馬生於郊」…老子ニハ、矣ノ字ナシ、唯老篇モ同ク。

【人君】…人君たる者道なければ、内は其の民を暴虐して、外は其の鄰國を侵し賤く、内暴虐なれば、民の産絶絶す、外侵し賤ければ、兵數起る、民の産絶絶すれば、家畜の生物減少す、兵數起れば、士卒盡く、家畜の生物減少すれば、戎馬即ち軍馬缺乏す、士卒盡くれば、軍隊危殆なり、戎馬缺乏すれば、將帥の持馬まで出づ、軍隊危殆なれば、國君の近臣まで役せらる、馬は軍の大なる用具にして、郊とは其の城郭に近きことを言ふなり、今軍隊に供給する所以の用具、將帥の持馬、國君の近臣に於て、故に曰はく、天下に道なければ、戎馬近郊より生じて、戰爭の絶ゆることなしと。

人有欲則計會亂、計會亂而有欲甚、有欲甚則邪心勝、邪心勝則事經絶、事經絶則禍難生、由是觀之、禍難生於邪心、邪心誘於可欲、可欲之類、進則教良民爲姦、退則令善人有禍、姦起則上侵弱、

君禍至則民人多傷、然則可欲之類、上侵弱君、而下傷人民、夫上侵弱君、而下傷人民者、大罪也、故曰禍莫大於可欲。

【計會】…計算ナリ、「事經」…経ハ、常ニリ、事經ハ、事物ノ常理ナリ、「禍莫大於可欲」…老子ニハ、禍ヲ罪ニ作レリ、唯老篇モ同

【人欲】…人欲あれば計算亂る、計算亂れて、欲することあること甚し、欲することあること甚しければ、邪心勝つ、邪心勝つれば、事物の常理絶つ、事物の常理絶つれば、禍難生ず、是れに由りて之れを觀れば、禍難は邪心より生ず、邪心は五色聲樂衣食の如き欲すべき事物に誘はる、此の欲すべき事物の類は、進みては良民をして姦曲を爲さしめ、退きては善人をして禍あらしむ、進退共に善人に害あり、姦曲の事起れば、上、弱君を傷ふ、禍至れば、民人多く傷はる、然れば則ち欲すべき事物の類は、上は弱君を傷して、下は人民を傷ふは、大なる罪なり、故に曰はく、禍は欲すべきより大なるはなしと。

是以聖人不引五色、不淫於聲樂、明君賤玩好、而去淫麗、人無毛羽、不衣則不犯寒、上不屬天、而下不著地、以腸胃爲根本、不食則不能活、是以不免於欲利之心、欲利之心不除、其身之憂也、故聖人衣足以犯寒、食足以充虛、則不憂矣、衆人則不然、大爲諸侯、小餘千金之資、其欲得之憂不除也、胥靡有免死罪、時活、今不知足者之憂、終身不解、故曰禍莫大於不知足。

【不引五色】…五ノ上ニ於ノ字ヲ脱セリ、「不淫於聲樂」…淫ハ、耽ルナリ、「上不屬天」…日月星辰ノ類ニアラザルナリ、

【下不著地】…草木金石ノ類ニアラザルナリ、「欲得之憂」…得ハ、利ニ作ルベシ、上文證スベシ、但シ老子ニ告莫大於欲得トアレバ、原文ノマ、ニテモ通ズ、「胥靡」…胥ハ、相ナリ、靡ハ、隨フナリ、鐵鎖ヲ以テ相繋ガルナリ、徒刑ノ人ナリ、

【是を以て】…聖人は、目は青黄赤白黒の五色に誘引せられず、耳は聲曲音樂に耽らず、明君は玩弄愛好の事物を賤みて、淫靡美麗の事物を去る、人は禽獸の如く毛羽なければ、衣類を著ざれば、寒氣を犯し賤く、こと能はず、上は日月星辰の如く天に屬(ツ)かずして、下は草木金石の如く地に著かず、腸胃を以て根本として、食物を食はざれば、生活すること能はず、是を以て、利を欲する心あることを免れず、利を欲する心

の除かざるは、其の身の憂なり、故に憂人は、衣類は以て寒氣を犯し、食物は以て空腹に充つるに足れば、憂へず、衆人は然らず、大なれば諸侯となり、小なれば千金の資本を餘さむとして、其の得むことを欲する憂除かざるなり、徒利の人も、其の利を免むことあり、死罪の人も、時によりては殺されずして活くることあれど、今足ること知らざる者の憂は、身を終ふるまで解けずして、徒利死罪に劣る、と萬々なり、故に曰はく、禍は足ること知らざるより大なるはなしと。

故欲利甚於憂、憂則疾生、疾生而智慧衰、智慧衰則失度量、失度量則妄舉動、妄舉動則禍害至、禍害至而疾嬰内、疾嬰内則痛禍薄外、痛禍薄外則苦痛雜於腸胃之間、則傷人也、憎憎則退而自咎、退而自咎也、生於欲利、故曰咎莫憯於欲利。

【欲利甚於憂】：於ハ、則ノ誤ナリ、疾嬰内ニハ、機ルナリ、痛禍薄外ニハ、薄ハ、迫ルナリ、【苦痛雜於腸胃之間】：一本ニハ、苦痛以下ノ八字ヲ此ノ下ニ疊ネナリ、是ナリ、【傷人也】：憎ハ、銳利ナルナリ、淮南子ニ、兵莫憯於志、而莫邪爲下、注ニ、憎ハ、利ナリトアリ、【咎莫憯於欲利】：老子ニハ、憎テ大ニ作リ、利ヲ得ニ作レリ、故に利を欲すること甚しければ憂ふ、憂ふれば疾生ず、疾生じて智慧衰ふれば、度量(ツモリハカルコト)を失ふ、度量を失へば、妄に舉動す、妄に舉動すれば、禍害至りて、疾内に繞る(カラムツク)疾内に繞れば、痛禍外に迫る、痛禍外に迫れば、苦痛腸胃の間に纏る、苦痛腸胃の間に纏れば、人を傷ふこと銳利なり、人を傷ふこと銳利なれば、退きて自ら悔い告む、退きて自ら悔い告むは、利を欲するより生ず、故に曰はく、悔い告む苦痛は、利を欲するより銳利なるはなしと、此の條(有道之君より以下)は、老子の第四十六章の天下有道、却走馬、以塞天下無道、戎馬生於郊、與大ニ於可欲、禍莫大ニ於不知足、咎莫大ニ於欲得、故知足之足常足を解ける者なり、老子の本意は、甚しく多欲有爲の害を言ひて、以て人君は當に足ることを知るを以て自ら守るべきことを誡めたるなり。

道者萬物之所然也、萬理之所稽也、理者成物之文也、道者萬物之所以成也、故曰道理之者也、物有理、不可以相薄、物有理、不可以相薄、故理之爲物之制、萬物各異理、萬物各異理、而道盡稽萬物之理、故不得不化、不得不化、故無常操、是以生死氣稟焉、萬智

斟酌焉、萬事廢興焉、

【萬物之所然也】：然ハ、否ノ反(ウラ)ニテ、同シク然ルナリ、【萬理之所稽也】：稽ハ、同シクナリ、【故曰道理之者也】：曰ハ、由ノ缺ケルナラム、【不可相薄】：薄ハ、迫ルナリ、【成物之文也】：常操ハ、一定ノ常度ナリ、一本ニハ、此ノ下ニ無常操ノ三字ヲ疊ネタリ、【生死氣稟】：氣ハ、氣(オクル)ニ同シ、生ヲ稟テ死ヲ稟ルナリ、一本ニハ、生死ヲ死生ニ作レリ、【道者萬物之所然也】：道は萬物の同じく然る所にして、萬理の同じくする所なり、理は已に成りたる物の文(アヤ)なり、道は萬物の成る所以の根元なり、故に理は道に由りて之を理むる者なり、凡そ物には、それらの分理ありて、縱理(マテスゲ)の物は、横に折るべからず、横理(ヨコスゲ)の物は、縦に裂くべからざるが如く、以て互に相迫り侵すべからず、物にはそれらの分理ありて、以て互に相迫り侵すべからざるが故に、理の萬物の制裁たるは、萬物各々理を異にす、萬物各々理を異にすれども、道は盡く萬物の理を同じくするが故に、時と興に變化せざることを得ず、時と興に變化せざることを得ざるが故に、一定の常度なし、是を以て、生を稟じ、死を稟(オクル)り、萬物焉(コト)に斟酌し、萬事に興廢す。

天得之以高地、得之以藏、維斗得之以成其威、日月得之以恆其光、五常得之以常其位、列星得之以端其行、四時得之以御其變、氣軒轅得之以擅四方、赤松得之以與天地統、聖人得之以成文章。

【維斗得之以成其威】：維斗ハ、北斗星ノ別名ナリ、北斗星ハ七ツアリテ、第七ツ破軍星トイフ、其ノ向フ所必ズ敗ル、故ニ威トイフ、【五常】：水、火、木、金、土ノ五行ヲイフ、【御其變】：御ハ、御正スルナリ、管子ニ、聖人御正六氣之變トアリ、或ハ云ハク、御ハ、節ノ誤ナラトイフ、【赤松得之以與天地統】：赤松ハ、赤松子ノ名ナリ、【統】ハ、相終始スルナリ、【天は、此の道を得て、以て高く、地は、此の道を得て、以て萬物を蔽ふ、維斗は、此の道を得て、以て其の威を成し、日月は、此の道を得て、以て其の光を恆にし、五常即ち水火木金土の五行は、此の道を得て、以て其の位を常にし、二十八宿の列星は、此の道を得て、以て其の運行を端(マツ)しくし、春夏秋冬の四時は、此の道を得て、以て其の變化する氣候を御正し、黃帝軒轅氏は、此の道を得て、以て四方を擅に制して、萬國を來朝せしめ、仙人の赤松子は、此の道を得て、以て天地と相終始し、聖人は、此の道を得て、以て禮樂刑政の文章を成せり。

物冥冥而功成、天地和化、雷霆、宇内之物恃之以成、

【接典】：楚人ナリ、孔子ノ與ニ接シテ歌ヒタル者ナリ、【和化雷霆】：和化ハ、化和ニ作ルベシ、【宇内】：天ノ覆フ所ヲ字トイフ、宇内ハ、天下ナリ、

凡道之情、不制不形、柔弱隨時、與理相應、萬物得之以死、得之以生、萬物得之以敗、得之以成、道譬諸若水、溺者多飲之、即死、渴者適飲之、則生、譬之若劍戟、愚人以行忿、則禍生、聖人以誅暴、則福成、故得之以死、得之以生、得之以敗、得之以成、

【道之情】：情ハ、實ナリ、【不制】：定制ナキナリ、【不形】：常形ナキナリ、【萬物得之以死】：物ハ、寧ノ誤ナラフ、【道譬諸若水】：一本ニハ、諸ヲニ作レリ、是ナリ、【溺者適飲之則生】：一本ニハ、則ナ即ニ作レリ、【故得之以死、得之以生、得之以敗、得之以成】：一本ニハ、故ノ下ニ曰フ字アリテ、老子ノ文ニ似タレドモ、今本ニハ、此ノ語ナシ、

人希見生象也、而得死象之骨、按其圖、以想其生也、故諸人之所以意想者、皆謂之象也、今道雖不可得聞見、聖人執其見功、以處見其形、故曰、無狀之狀、無物之象、

【執其見功、以處見其形】：處、見其形ニ作ルベシ、其ノ現在ノ跡ヲ舉ゲテ、以テ其ノ現在ノ形狀ヲ處分スルナリ、【無狀之狀、無物之象】：老子ニハ、物ヲ象ニ作レリ、從フベシ、

凡理者、方圓長短、麤靡堅脆之分也、故理定而後物可得道也、故理有存亡、有死生、有盛衰、夫物之一存一亡、乍死乍生、初盛而後衰者、不可謂常、唯夫與天地之剖判也俱生、至天地之消散也、不

死不衰者、謂常、而常者無攸易、無定理、無定理、非在於常、是以不可道也、聖人觀其玄虛、用其周行、彊字之曰道、然而可論、故曰、道可道、非常道也、

【麤靡堅脆】：麤ハ、大ナリ、靡ハ、細ナリ、脆ハ、俗ノ尾ノ字ニテ、堅ノ反對ナリ、【物可得道也】：一本ニハ、物ノ字ナシ、【理有存亡】：一本ニハ、理ノ上ニ定ノ字アリ、【剖判】：開闢ナリ、【非在於常】：一本ニハ、常ノ下ニ所ノ字アリ、【玄虛】：玄ハ、色ナキ

人始於生而卒於死始之謂出卒之謂入故曰出生入死人之身三百六十節四肢九竅其大具也四肢與九竅十有三者十有三者之動靜盡屬於生焉屬之謂徒也故曰生之徒也十有三者至其死也十有三具者皆還而屬之於死死之徒亦有十三故曰生之徒十有三死之徒十有三凡民之生而生而生者固動動盡則損也而動不止是損而不止也損而不止則生盡生盡之謂死則十有三具者皆為死地也故曰民之生而生而動動皆之死地之十有三

【四肢與九竅十有三者】：四肢ハ、手足ナリ、九竅ハ、耳目鼻口陰部ノ二孔トナリ、者ハ、具ノ誤ナラム、【十有三者之動靜】：十有三者ノ四字ハ、衍ナラム、【徒】：類ナリ、生之徒也、十有三者、老子ニハ、也者ノ二字ナシ、衍ナラム、【死之徒亦有十三】：十有三ハ、十有三ニ作ルベシ、【生之徒十有三】：此ノ六字ハ、衍ナラム、【民之生、生而動、動皆之死地、之十有三】：老子ニハ、民之生、動之死地、亦十有三ニ作レリ、

【四肢】：人は、生に始りて、死に卒（チ）ル、始るを出づと謂ひ、卒るを入ると謂ふ、故に曰はく、生に出て、死に入ると、人の身の三百六十の骨節と、四肢（チ）アシと、九竅（コ）ノツノアナとは、其の大なる道具なり、四肢と九竅との十有三具の動靜は、盡く生に屬す、屬すること、徒即ち類と謂ふなり、故に曰はく、生之徒は十有三と、其の死に至れば、十有三具の者、皆元へ還りて、之れを死に屬す、死の徒も亦十有三なり、故に曰はく、死の徒も十有三と、凡そ民の生は、生れ出て、生活する者固より勞動す、勞動すること窮り盡くれば、其の生を損するなり、而れども命は勞動して止まざるは、是れ其の生を損じて止まざるなり、生を損じて止まざれば、生活力盡く、生活力の盡くるを死と謂へば、十有三具の者、皆死地となるなり、故に曰はく、民の生は、生活して勞動し、勞動して皆死地へ往く、此れも亦十有三なりと、

是以聖人愛精神而貴處靜此甚大於兕虎之害夫兕虎有域動

靜有時避其域省其時則免其兕虎之害矣民獨知兕虎之有爪角也而莫知萬物之盡有爪角也不免於萬物之害何以論之時雨降集曠野閒靜而以昏晨犯山川則風露之爪角害之事上不忠輕犯禁令則刑法之爪角害之處鄉不節憎愛無度則爭鬪之爪角害之嗜欲無限動靜不節則瘞疽之爪角害之好用其私智而棄道理則網羅之爪角害之兕虎有域而萬害有原避其域塞其原則免諸害矣

【是以聖人愛精神而貴處靜】：此ノ十一字ハ、結尾ノ害矣ノ下ニ移スベシ、處ハ、處ノ誤ナラム、【此甚大於兕虎之害】：此ノ八字ハ、下文ノ網羅之爪角害之ノ下ニ在ルベシ、兕ハ、形野牛ノ如クニシテ、一角アリ、重サ千斤ナリ、【不免於萬物之害】：不ノ上ニ故ノ字ヲ脱セリ、【瘞疽】：瘡ハ、癩ナリ、疽ハ、惡毒ナリ、疾病ノタイプ、【網羅】：天ノ網ナリ、

夫れ兕の如く虎の如き野獸は、其の棲む所に一定の區域あり、動くには動くべき時あり、靜るには靜るべき時あり、其の棲息する區域を避り、其の動靜する時を省みて注意すれば、其の兕虎の害を免るゝなり、民は獨（ド）兕虎の爪角あることを知れども、萬物の盡く爪角あることを知るゝことなきなり、故に萬物の害を免れず、何を以て之れを論ずるかといはゞ、時雨降り集り、曠野（ヒロノ）閒靜なるに、昏暮早晨を以て、山川を犯せば、風露の爪角肌を侵して、之れを害す、上に事へて患ならず、輕しく禁令を犯せば、刑法の爪角罰を加へて、之れを害す、瘡里に處るに長幼の節序あらず、人を憎み人を愛すること程度なければ、争鬪の爪角其の間に生じて、之れを害す、飲食男女の嗜欲際限なく、動靜起居節度あざれば、瘞疽疾病の爪角其の身に發して、之れを害す、好みて其の私智を用ひて、道理を棄つれば、疎にして漏らさる網羅の爪角自然に來りて、之れを害す、此れ兕虎の害より甚大なり、兕虎には區域あり、萬害には根源あり、其の區域を避け、其の根源を塞げば、諸々の害を免る、是を以て、聖人は、精神を愛惜して、處靜を貴ぶ、

凡兵革者所以備害也重生者雖入軍無忿争之心無忿争之心則無所用救害之備此非獨謂野處之軍也聖人之遊世也無害

人之心無害人之心則必無人害無人害則不備人故曰陸行不遇兕虎入山不恃備以救害故曰入軍不被甲兵遠諸害故曰兕無所投其角虎無所錯其爪兵無所容其刃不設備而必無害天地之道理也體天地之道故曰無死地焉動無死地而謂之善攝生矣

【兵革】…革ハ、甲冑ナリ、【遊世】…世ヲ遊ルナリ、【陸行不遇兕虎】…入軍不被甲兵…此ノ二語併觀セルナリ、【兕其爪】…兕ハ、指ニ同シ、【體天地之道】…體ハ、履ムナリ、【攝生】…攝ハ、ナサムト訓ズ、養フナリ、凡そ兵革の武具は、害に備ふる所以なり、生を重んずる者は、軍中に入ると雖も、兕争ふ心なし、兕争ふ心なければ、害を救ふ備を用ゐる所なし、軍とは、此れ獨(タゞ)野に處て兵を交ふる軍を謂ふにはあらずして、胸中の戰、人事の争、皆是れなり、聖人の世を治るには、人を害する心なし、人を害する心なければ、必ず人の害なし、人の害なければ、人に備へず、故に曰はく、軍中に入りて甲兵を被らずと、山に入るには備を恃みて以て害を救はず、故に曰はく、陸行には兕虎に遇はずと、諸の害に遠ざかる、故に曰はく、兕も其の角を投げ入るゝとならば、兕も其の爪を擡(オ)き加ふることもなく、兵も其の刃を容るゝ所なしと、備を設けずして必ず害なきは、天地の道理なり、天地の道理を履む、故に曰はく、死地なしと、動きて死地なし、而して之れを善く生を攝(ササ)むと謂ふ、此の條(人始ニ於生ニ以リ以下)は、老子の第五十章の出生入死、生之徒十有三、死之徒十有三、民之生、動皆之、死地、亦十有三、夫何故、以其生之厚、善聞善攝生者、陸行不遇兕虎、入軍不被甲兵、兕無所投其角、虎無所錯其爪、兵無所容其刃、夫何故、以其無死地、焉を解ける者なり、老子の本意は、聖人の生死の外に超然たるは、其の澹然として欲なく、形を忘れて、無生の理を得たるに因ることを明したるなり、

愛子者慈於子重生者慈於身貴功者慈於事慈母之於弱子也務致其福務致其禍則事除其禍事除其禍則思慮熟思慮熟則得事理得事理則必成功必成功則其行之也不疑不疑之謂勇聖人之於萬事也盡如慈母之爲弱子慮也故見必行之道見必

行之道則明其從事亦不疑不疑之謂勇不疑生於慈故曰慈故能勇

【慈於子】…慈ハ、慈ニ从ヒ、心ニ从フ、滋長スル意ナリ、子を受する者は、子に慈なり、生を重んずる者は、身に慈なり、功を貴ぶ者は、事に慈なり、慈母の弱子に於けるは、其の福を招き致さむとを務む、其の福を招き致さむとを務むれば、其の福を除き去らむとを仕事とす、其の福を除き去らむとを仕事とすれば、思慮熟す、思慮熟すれば、事の道理を得、事の道理を得れば、必ず功を成す、必ず功を成せば、其の之れを行ふこと、明白にして疑惑せず、疑惑せざるを勇と謂ふ、聖人の萬事に於けるは、慈く慈母の弱子の爲めに慮るが如きなり、故に必ず行ふべき道を見る、必ず行ふべき道を見れば、其の事に従ふことを明白にして、亦疑惑せず、疑惑せざるを勇と謂ふ、疑惑せざるは慈に生ず、故に曰はく、慈なるが故に能く勇なりと、

周公曰冬日之閉凍也不固則春夏之長草木也不茂天地不能常修常費而況於人乎故萬物必有盛衰萬事必有弛張國家必有文武官治必有賞罰是以智士儉用其財則家富聖人愛寶其神則精盛人君重戰其卒則民衆民衆則國廣是以舉之曰儉故能廣

【重戰其卒】…重ハ、憚ルナリ、【是以舉之】…一本ニハ、此ノ四字ヲ故ニ作レリ、周の武王の弟の周公旦の曰はく、冬日の閉ち凍ること固からざれば、春夏の草木を長すること廣からずと、天地は常に修り常に愛すこと能はずして、風雨も長く續かざるなり、而るを況むや人に於てをや、故に萬物必ず盛衰あり、萬事必ず弛張(ノビチヤミ)あり、國家必ず文武の二道あり、官治必ず賞罰の二柄あり、是を以て、智士其の貨財を節儉して用むれば、家産富むなり、聖人其の心神を愛惜して寶とすれば、精力盛んなり、人君其の士卒を戰はすことを憚れば、人民衆くなるなり、人民衆くなれば、國土廣くなるなり、是を以て、之れを舉げ示して曰はく、儉なるが故に能く廣しと、

凡物之有形者易裁也易割也何以論之有形則有短長有短長

則有小大有小大則有方圓有方圓則有堅脆有堅脆則有輕重
 有輕重則有白黑短長小大方圓堅脆輕重白黑之謂理理定而
 物易割也故議於大庭而後言則立權議之士知之矣故欲成方
 圓而隨於規矩則萬事之功形矣而萬物莫不有規矩議言之士
 計會規矩也聖人盡隨於萬物之規矩故曰不敢爲天下先不敢
 爲天下先則事無不事功無不功而議必蓋世欲無處大官其可
 得乎處大官之謂爲成事長是以故曰不敢爲天下先故能爲成
 事長

【大庭】…朝廷ナリ【知之】…知ハ、主ルナリ【故曰、不敢爲天下先、故能爲成事長】…是以故曰、不敢爲天下先、故能爲成事長
 【事長】…是以ノ二字ハ衍ナリ、老子ニハ、爲成事長ニテ成器長ニ作レリ
 【凡そ物の形ある者は、裁ち易きなり、何を以て之れを論ずるかといふに、形あれば短長あり、短長あれば小大あり、小大あれば方圓あり、方圓あれば堅脆あり、堅脆あれば白黒あり、短長、小大、方圓、堅脆、輕重、白黒を理と謂ふ、此の理一たび定れば、物は裁割し易きなり、故に王公威令を發するには、朝廷に評議して、而して後に、王公自ら發言す、此の如くするは、權衡を執りて謀議する士を立て、之れを評議することと主らしむるなり、故に方圓を成さむと欲して、規矩、方圓、マカリガネに隨へば、萬事の功形（アラハ）る、而して萬物は規矩あらざることなし、言を議する士は、規矩を計算するなり、聖人は盡く萬物の規矩に隨ふ、故に一步を退きて、敢て天下の先とならず、敢て天下の先とならざれば、事は事として遂げざることなく、功は功として成らざることなくして、議論必ず一世を籠蓋す、此の如くならば、大官に處ることなからむと欲すとも、其れ得べけむや、大官に處るを、事を成す長となると謂ふ、故に曰はく、敢て天下の先とならず、故に能く事を成す長となると

慈於子者、不敢絶衣食、慈於身者、不敢離法度、慈於方圓者、不敢

舍規矩故臨兵而慈於士吏則戰勝敵慈於器械則城堅固故曰
 慈於戰則勝以守則固夫能自全也而盡隨於萬物之理者必且
 有天生天生也者生心也故天下之道盡之生也若以慈衛之也
 事必萬全而舉無不當則謂之寶矣故曰吾有三寶持而寶之

【慈於戰則勝】…老子ニハ、於ヲ以ニ作レリ、從フベシ【持而寶之】…老子ニハ、寶而持之ニ作レリ
 【子に慈なる者は、敢て衣食を絶たずして、其の子を愛養す、身に慈なる者は、敢て法度を離れずして、其の身を檢束す、方圓に慈なる者は、敢て規矩を舍てずして、其の形を作成す、故に兵争に臨みて、士吏に慈なれば、戰ひて敵に勝つ、器械に慈なれば、城堅固なり、故に曰はく、慈を以て戰へば勝ち、慈を以て守れば固しと、夫れ能く自ら全くして、盡く萬物の理に隨ふ者は、必ず且（マカ）リに天より之れを生ずることありむとす、天より之れを生ずるは、其の物を生ずる心あるを以てなり、天地は物を生ずる心あるが故に、天下の道は、盡く生に向ひて進み往くなり、若し慈を以て之れを衛らば、事は必ず萬全にして、舉げ行ふこと當らざることなからむ、則ち之れを寶と謂ふ、故に曰はく、吾れに慈と儉と天下の先とならずとの三つの寶あり、之れを所持して寶とすと、此の條（愛）子者慈於子（より以下）は、老子の第六十七章の天下皆謂我大似（不肖）夫惟大（故似）不肖（若肖）久矣其細（我有）三寶（持而寶之）一曰慈（二曰儉）三曰不（敢爲）天下先（慈故能勇、儉故能廣、不（敢爲）天下先（故能成器長、今捨慈且勇、捨儉且廣、捨後且先、死矣夫慈、以戰則勝、以守則固、天將救之、以慈衛之）を解ける者なり、老子の本意は、兵を用ゐることを假りて、以て道の貴きは慈を守るに在ることとを明せるなり、先に三寶を言ひて、後に其の一を擧ぐ、能く慈なれば、二者其の中に在り、

書之所謂大道也者端道也所謂貌施也者邪道也所謂徑大也
 者佳麗也佳麗也者邪道之分也朝甚除也者獄訟繁也獄訟繁
 則田荒田荒則府倉虛府倉虛則國貧國貧而民俗淫侈民俗淫
 侈則衣食之業絕衣食之業絕則民不得無飾巧詐飾巧詐則知
 采文知采文之謂服文采獄訟繁倉庫虛而有以淫侈爲俗則國

之傷也。若以利劍刺之，故曰帶利劍。諸夫飾智故，以至於傷國者，其私家必富，私家必富，故曰資貨有餘。國有若是者，則愚民不得無術而效之。效之則小盜生，由是觀之，大姦作則小盜隨，大姦唱則小盜和，竽也者，五聲之長者也，故竽先則鐘瑟皆隨，竽唱則諸樂皆和，今大姦作則俗之民唱，俗之民唱則小盜必和，故服文采，帶利劍，厭飲食，而資貨有餘者，是之謂盜竽矣。

【觀】：外視ニ文飾ヲ施スナリ。【徑大】：大道ニ就キテ路徑(コミチ)ヲ求ムルナリ。徑ハ、大道ノ反(ウラ)ナリ。老子ノ、大道ハ甚ダ
 美(タモラカ)ナルニ、民ハ徑ヲ好ム、トイヘルコトヲ約言セルナリ。【倉庫】：一本ニハ、庫ヲ庫ニ作レリ。【有以淫修爲俗】：有ハ、又
 ト進ズ。【智】：巧詐ナリ。【術而效之】：術ハ、途ト通用ス。祖述シテ之レニ效フナリ。【字】：室ノ類ナリ。【窓】：窓ノ類ナリ。【俗
 之民】：之ハ、助字ナリ。莊子ノ厲之人、隨之姫、呂氏春秋ノ丹之姫、左傳ノ介之推ノ如シ。【盜竽】：盜亮トイハムガ如シ。
 【】：老子ノ書ニ謂ヘル所ノ大道トハ、端正ナル道ナリ。謂ヘル所ノ外視ニ文飾ヲ施スとは、邪曲ナル道ナリ。謂ヘル所ノ大道ニ就キテ路徑ヲ
 求ムとは、佳麗珍怪ノ物ヲ好ムテ、耳目ノ欲ニ順フコトナリ。佳麗珍怪ノ物ヲ好ムテ、耳目ノ欲ニ順フは、邪曲ノ一部分ナリ。就カザレバ、
 朝廷ニ事ヲ生ズル者ナレバ、朝廷ノ甚ダ掃蕩セらるハ、賦訟ノ繁キナリ。賦訟繁キレバ、田野荒蕪ス。田野荒蕪すれば、府庫空虚ナリ。
 府庫空虚ナレバ、國實シクして、民俗淫佚者修ナリ。民俗淫佚者修ナレバ、衣食ノ樂絶ル。衣食ノ樂絶ルれば、倉庫虚しくして、又
 ナキコトヲ得ズ。巧詐ヲ飾レバ、衣服ノ采文(アマモヤウ)ヲ知リ、衣服ノ采文ヲ知ルコトヲ利劍ヲ以テ之レヲ割リテ若シ、故ニ利劍ヲ帶フト曰フ。謂ル夫ノ巧
 淫佚者修ヲ以テ風俗ヲ傷ムに至ル者ハ、其ノ私家即チ相相ノ家必ダ富ム。私家必ダ富ムガ故ニ、資貨餘リありト曰フ。國ニ是ノ若キ者あれば、
 愚民進退して之レに效(ナラ)ムコトナキコトヲ得ズ。之レに效ヘバ、小盜生ズ。是レに由リテ之レヲ割レバ、大姦作レバ、小盜之レに隨ヒ、大
 姦唱すれば、小盜之レに和ス。竽ハ宮、商、角、徵、羽ノ五聲ノ長ナル者ナリ。故ニ竽先んずれば、鐘も瑟も皆之レに隨ヒ、竽唱ふれば、諸樂
 皆之レに和ス。今大姦作らば、俗ノ民唱ム。俗ノ民唱ムれば、小盜必ダ和セム。故ニ文采ヲ服シ、利劍ヲ帶ビ、飲食ニ厭(ア)キテ、資貨餘リある
 者、是レを盜竽ト謂フ。此ノ條ハ、老子ノ第五十三章ノ使、我介然有、知行大道、唯施是長、大道甚夷、而民好徑、朝甚除、田甚蕪、倉甚虛、服
 文采、帶利劍、厭飲食、資財有餘、是謂盜竽、を解ける者ナリ。老子ノ本意ハ、世衰ハ道廢にして、人心古ならざるコトヲ言ヒテ、極めて道
 の行はれ難キコトヲ歎きたるナリ。

人無愚智，莫不有趨舍。恬淡平安，莫不知禍福之所由來。得於好，惡，怵於淫物，而後變亂。所以然者，引於外物，亂於玩好也。恬淡有趨舍之義，平安知禍福之計，而今也玩好變之外物，引之引之而往，故曰拔至。聖人不然，一建其趨舍，雖見所好之物，不能引，不能引之謂不拔。一於其情，雖有可欲之類，神不爲動，神不爲動之謂不脫。爲人子孫者，體此道以守宗廟，宗廟不滅之謂祭祀不絕。

【趨舍】：取會ナリ。【恬淡平安】：恬淡モ、平安モ、無事ノ時タイフ。恬淡ノ二字ハ、莫不有趨舍ノ上ニ移スベシ。得於好惡、怵於淫物、……得ノ上ニ常人ノ字ヲ置キテ看ム。怵ハ、誘フナリ。【拔至】：至ハ、脱ニ作ルベシ。老子ニハ、善建者不拔、善抱者不脱、子孫以祭祀不絕トアリ。【一於其情】：一ノ下ニ脱字アラム。姑ク一建其情トシテ解ス。
 【】：人は愚となく智となく、恬淡無事の時、善を取り惡を會つることあらざるはなし、平安無事の時、其欲なれば福あり多欲なれば禍ありといふ福禍の由りて來る所を知らざるはなし、さりながら常人は其の好む所を得て之レを好み、其の惡む所を得て之レを惡み、淫靡無用の物に誘はれて、而して後に、本心變亂す。然る所以の者は、外物に引かれ、玩好に亂さるればなり。恬淡無事の時、善を取り惡を會つる義あり、平安無事の時、其欲の福たり多欲の禍たることを計ることを知りながら、今は玩好之レを變じ、外物之レを引キ、之レを引キテ往かしむ、故に拔け脱(オ)つと曰ふ。聖人は然らず、一たび其の善を取り惡を會つることを選つれば、好む所の物を見ると雖も、其の物之レを引くこと能はず、之レを引くこと能はざるを拔けずと謂ふ、一たび其の情を觸むれば、欲すべき類ありと雖も、精神之レが爲めに動かず、精神之レが爲めに動さざるを脱(オ)ちすと謂ふ、人の子孫たる者、此の道を履みて、以て宗廟を守れば、宗廟滅びず、宗廟の滅びざるを祭祀絶えずと謂ふ。

身以積精爲德，家以資財爲德，鄉國天下皆以民爲德。今治身而外物不能亂其精神，故曰脩之身。其德乃真，真者慎之固也。治家

無用之物不能動其計則資有餘故曰脩之家其德有餘治鄉者行此節則家之有餘者益聚故曰脩之鄉其德乃長治邦者行此節則鄉之有德者益衆故曰脩之邦其德乃豐蒞天下者行此節則民之生莫不受其澤故曰脩之天下其德乃普脩身者以此別君子小人治鄉治邦蒞天下者各以此科適觀息耗則萬不失一故曰以身觀身以家觀家以鄉觀鄉以邦觀邦以天下觀天下吾奚以知天下之然也以此

【治家無用之物】一本ニハ、家ノ下ニ而ノ字アリ、【脩之家其德有餘】老子ニハ、有テ乃ニ作レリ、【益聚】一本ニハ、聚テ衆ニ作レリ、【息耗】消息ナリ、損益トイハムガ如シ、【吾奚以知天下之然也】老子ニハ、奚ナリ何ニ作レリ、也テ成ニ作レリ、
 身は精神を受悟して、之れを身の内に積み蓄ふるを以て徳と爲し、家は資財を以て徳と爲し、郷國天下は、皆民を以て徳と爲す、今身を治めて、外物其の精神を亂すこと能はず、故に曰はく、之れを身に積むれば、其の徳乃ち眞なりと、眞とは、懐むこと堅固なるなり、家を治めて、無用の物、其の計算を動かすこと能はず、故に曰はく、之れを家に積むれば、其の徳餘りありと、那を治むる者、此の節儉を行へば、郷の徳ある者益々衆なり、其の郷富裕なり、故に曰はく、之れを郷に積むれば、其の徳乃ち長しと、那を治むる者、此の節儉を行へば、民の生、其の恩澤を受けざることをなし、故に曰はく、之れを天下に積むれば、其の徳乃ち長しと、身を脩むる者、此れを以て君子と小人とを差別し、郷を治め、邦を治め、天下に蒞む者、各々此の科條を以て、消息損益を適用觀察すれば、悉く的中して、萬に一を失はず、故に曰はく、吾が身を以て他人の身を觀察し、吾が家を以て他人の家を觀察し、吾が郷を以て他人の郷を觀察し、吾が邦を以て他人の邦を觀察し、吾が天下を以て、他人の天下を觀察す、吾れは何を以て天下の然ることを知るやといふに、此れを以てすと、此れとは、道なり、道を以て觀察すれば、天下の然らざることをなきなり、此の條（人無二思智より以下）は、老子の第五十四章の善述者不抜、善抱者不脱、子孫以三祭祀不輟、修其身、其徳乃眞、修之家、其徳乃餘、修之郷、其徳乃長、修之國、其徳乃豊、修之天下、其徳乃普、故以三身觀身、以三家觀家、以三郷觀郷、以三國觀國、以三天下觀天下、吾何以知天下之然哉、以此を解ける者なり、老子の本意は、聖人の功徳究りなく、澤子孫に及ぶ所以は、皆眞修を以て本とすればなりといふに在り、

喻老

此の篇は、過去の事實を引證して、老子の言を明に喻したる者なり、篇中の故曰は、前篇に同じ、

天下有道無急患則曰靜遽傳不用故曰卻走馬以糞天下無道攻擊不休相守數年不已甲冑生蟻虱燕雀處帷幄而兵不歸故曰戎馬生於郊

【曰靜】此ノ二字ハ、衍ナリ、下文ノ不戰位曰靜ノ此ニ混入シタルナリ、【遽傳】遠モ、傳モ、驛車ナリ、【走馬】傳馬ナリ、
 【戎馬】天下に道ありて、急遽の憂患なければ、遽傳の驛車を用ゐることなし、故に曰はく、走馬即ち傳馬を却けて、其の馬を以て耕地に糞を施すと、然るに天下に道なければ、攻撃すること休まず、敵味方相互に守りて、數年已まず、甲冑に蟻虱（シラミ）を生じ、燕雀陣幕に巢をくひて處れども、軍兵家に歸らず、故に曰はく、戎馬即ち軍馬近郊より生じて、戰爭の絶ゆることなしと、

翟人有獻豐狐玄豹之皮於晉文公文公受客皮而歎曰此以皮之美自爲罪夫治國者則以名號爲罪徐偃王是也則以城與地爲罪虞虢是也故曰罪莫大於可欲智伯兼范中行而攻趙不已韓魏反之軍敗晉陽身死高梁之東遂卒被分漆其首以爲洩器故曰禍莫大於不知足虞君欲屈產之乘與垂棘之璧不聽宮之奇故邦亡身死故曰咎莫憐於欲得邦以存爲常霸王其可也身以生爲常富貴其可也不欲自害其邦不亡身不死故曰知足之

爲足矣

【註】：「國ノ名ナリ」【雙狐支約】：「毛深キ狐、黒キ約ナリ」【夫治國者、則以名號爲足矣】：「一本ニハ、則ノ字ナシ、名號ハ、名譽評判ナリ」【徐偃王是也】：「徐ハ、國ノ名ナリ、偃王仁義ヲ行ヒテ、荆ノ文王之レテ滅シタルヲ、五蓋篇ニ見エタリ、則以名號爲足矣」：「一本ニハ、則ノ字ナシ、【虞誠是也】：「虞誠ノ事ハ、前篇ニ見エタリ、【即莫大子無欲】：「一本ニハ、子ヲ於ニ作レリ、【高梁】：「趙ノ地名ナリ、一本ニハ、梁ヲ良ニ作レリ、【遂卒改分】：「遂ハ、地ノ誤ナラム、地ノ古字ハ、堂ニ作レリ、【酒器ナリ、一説ニ便器トイヘルハ、非ナリ、【昔莫憚於欲得】：「憚ハ、銳利ナルナリ、老子ニハ、憚ヲ大ニ作レリ、【邦以存爲常、戰王其可也、身以生爲常、富貴其可也】：「邦存シ、身生ケレバ、已ニ足レリ、【王富貴ハ、其ノ餘事ナリトイフ意ナリ、淮南子ニハ、二ツノ可ノ字ヲ寄ニ作レリ、是ナリ、【不、欲、自、害、其、邦、不、亡、身、不、死】：「其ハ、則ノ誤ナラム、一本ニハ、害ト其トノ間ニ則ノ字アリ、【知足之爲、足矣】：「老子ニハ、知足之爲常足ニ作レリ、【國ノ人、毛深キ狐と黒キ約との皮を晉の文公に獻じたる者あり、文公其の客人の皮を受納して、默息して曰はく、此の狐豹は、皮の美なるを以て、自ら罪を拵へて、人に殺されたりと、夫れ國を治むる者は、名譽評判を以て罪を拵へて、人に滅さるゝとは、狐豹の皮に於けるが如し、その偃王は是れなり、又は城と土地とを以て罪を拵へて、人に滅さるゝとは、狐豹の皮に於けるが如し、故に曰はく、罪は欲すべきより大なるはなしと、智伯は、鄆兵、中行氏の土地を兼併せて、尙ほ飽き足らずして、趙を攻めて已まざりしかば、趙、魏、智伯に反（ツム）きて、其の軍は趙の晉陽に敗れ、其の身は趙の高梁の東に死し、其の地は卒（ツヒ）に韓、魏、趙の三國に分け取られ、剩へ趙王子に其の首を漆塗にせられて、以て酒器に代用せられたり、故に曰はく、禍は足ると知らざるより大なるはなしと、虞の君は、屈の地より産せる四頭の馬と、垂棘の地より出でたる璧玉とを欲し望みて、宮之奇の諫を聽かざりしが故に、其の邦は亡び、其の身は死せり、故に曰はく、悔い告むるとの苦痛は得むとを欲するより銳利なるはなしと、國は存在するを以て常として、それにて足れり、富貴なるは、其れ寄（カリモノ）となるは、其れ寄（カリモノ）にして、餘分なることなり、身は生存するを以て常として、それにて足れり、富貴なるは、其れ寄（カリモノ）にして、餘分なることなり、自ら害すること欲せずば、邦は亡びず身は死せざらむ、故に曰はく、足ることを知るを足るとす、此の條（天）河、道無急急より以下は、老子の第四十六章の天下有道、却走馬以爲、天下無道、戎馬生於郊、則莫大於可欲、則莫大於不知足、昔莫大於欲得、故知足之爲常足を事實に就きて論じたる者なり、解老篇の有道之君云々の條を參看すべし、

楚莊王既勝狩于河雍、歸而賞孫叔敖、孫叔敖請漢閒之地、沙石之處、是邦之法、祿臣再世而收地、唯孫叔敖獨在此、不以其邦爲收者、瘠也、故九世而祀不絕、故曰善建不拔、善抱不脫、子孫以其祭祀、世世不輟、孫叔敖之謂也、

【註】：「楚莊王既勝、狩于河雍」：「狩ハ、晉ノ誤ナリ、史記ニ、楚ノ莊王ノ十七年ニ、晉ノ師ヲ河上ニ敗リ、遂ニ衛雍ニ至リテ歸ルトアリ、【孫叔敖】：「楚ノ令尹ノ遺賢ノ子ナリ、【是邦之法】：「一本ニハ、是ヲ楚ニ作レリ、【不以其邦爲收者】：「邦ノ下ニ法ノ字アルベシ、【善建不拔、善抱不脫、子孫以其祭祀、世世不輟】：「老子ニハ、建ノ下ニ者ノ字アリ、其ノ字、世世ノ字ナシ、楚國の法は、臣下に祿を授くるに、再世にして其の土地を取り上ぐる定めなりけるが、唯だ孫叔敖の子孫のみは、獨り其の邑に存在せり、此れ其の國法を以て取り上げらざるは、其の土地瘠せられたるなり、故に九世に及ぶまで、祖先の祭祀絶えざりき、故に曰はく、善く建つれば抜けず、善く抱けば脱（オチ）らざらず、子孫其の祭祀を以て、世世輟（オチ）らずと、是れ孫叔敖の事などを謂へるなり、此の條は、老子の第五十四章の善建者不拔、善抱者不脫、子孫以其祭祀不輟を事實に就きて論じたる者なり、解老篇の人無急智云々の條を參看すべし、

制在己曰重、不離位曰靜、重則能使輕、靜則能使躁、故曰重爲輕根、靜爲躁君、故曰君子終日行、不離輜重也、邦者人君之輜重、主父生傳其邦、此離其輜重者也、故雖有代雲中之樂、超然已無趙矣、主父萬乘之主、而以身輕於天下、無勢之謂輕、離位之謂躁、是以生幽而死、故曰輕則失臣、躁則失君、主父之謂也、

【註】：「君子終日行、不離輜重也」：「老子ニハ、也ノ字ナシ、但シ此ノ語ハ、下ノ無趙矣ノ下ニ在ルベシ、輜ハ、衣服ヲ載スル車、重ハ、重キ物ヲ載スル車ナリ、【邦者人君之輜重】：「一本ニハ、重ノ下ニ也ノ字アリ、【主父生傳其邦】：「史記ニ、趙ノ武靈王ノ二十七年ニ、大ニ東宮ニ朝セシメテ、國ヲ傳フ、武靈王自ラ主父ト號ストアリ、東宮ハ、惠文王ナリ、【代、雲中】：「二邑ノ名、皆趙ノ地ナリ、【以、身、輕、天、下】：「主父自ラ許リテ使者トナリテ、秦ニ入りテ、其ノ國ヲ伺ヒテ、昭王ニ發見セラレテ、逃ケ歸リタルトイフ、【生幽而死】：「主父ノ幽囚セラレテ死セシ事ハ、前篇ニ見エタリ、人々を賞し人を罰する制裁の己れに在るを重と曰ひ、己れの位を離れざるを靜と曰ふ、重ければ能く輕き者を使ひ、靜なれば能く躁（サマ）がしき者を使ふ、故に曰はく、重きは輕き者の根本なり、靜なるは躁がしき者の君主なりと、邦は人君の輜重（ニケルマ）なり、然るに趙の武靈王は、自ら主父と號して、生きながら其の邦を東宮に傳へたるは、此れ其の輜重を離れたる者なり、故に代、雲中の二邑の娛樂ありと雖も、超然として世間を脱して、己に趙國なし、故に曰はく、君子は終日旅行すれども、輜重を離れざるなりと、主父は萬乘の大國の主にてありながら、身を以て天下に輕んじり、勢力なきを輕と謂ひ、位を離るゝを躁と謂ふ、是を以て、生きながら幽囚せられて死せり、故に曰はく、輕ければ臣を失ふ、躁がしければ君の位を失ふと、是れ主父などの事を謂へるなり、此の條は、老子の第二十六章の重爲輕根、靜爲躁君、

是以君子終日行、不離輻重、を事實に就きて喻したる者なり、

勢重者、人君之淵也、君人者、勢重於人臣之閒、失則不可復得也、
簡失之於田成、晉公失之於六卿、而邦亡身死、故曰、魚不可脫於
深淵、賞罰者、邦之利器也、在君則制臣、在臣則勝君、君見賞、臣則
損之、以爲德、君見罰、臣則益之、以爲威、人君見賞、而人臣用其勢、
人君見罰、而人臣乘其威、故曰、邦之利器、不可以示人、

【勢重】於人臣之閒、失則不可復得也、失ノ字ハ、勢重ノ上ニ在ルベシ、魚不可脱於深淵、老子ニハ、深ノ字ナシ、邦之利
器、老子ニハ、邦ヲ國ニ作レリ、君見賞、臣則損之、以爲德、君見罰、臣則益之、以爲威、損益ハ互文ナリ、君ノ賞罰セムトスル所
ヲ増減シテ、己レノ威徳ヲ下ニ爲スナリ、

【簡失】輻重ノ重キハ、人君ノ身に取リての淵なるべからざる深淵なり、人に君たる者、輻重ノ重キハ人臣之閒に失へば、重れて之れを得べからざ
るなり、齊の簡公は之れを田成に失ひ、晉公は之れを范氏、中行氏、智氏、韓氏、魏氏、趙氏ノ六卿に失ひて、邦亡び身死せり、故に曰はく、魚は
深淵を脱すべからずと、賞罰ノ二柄ハ、邦國ノ銳利なる器械なり、此ノ器械君ノ手に在れば、臣を制し、臣ノ手に在れば、君に勝つ、君先づ賞
せむとするを見(シメ)せば、臣則ち之れを減損して、以て己レノ恩徳を下に爲し、君先づ罰せむとするを見せば、臣則ち之れを増益
して、以て己レノ威光を下に爲す、人君先づ賞せむとするを見して、人臣其ノ權勢を用ひ、人君先づ其ノ罰せむとするを見して、人
臣其ノ威光に乗ず、此の如く臣賞罰を増減するは、君其ノ柄を失ひたればなり、故に曰はく、邦ノ利器ハ、以て人に示すべからずと、

越王入宦於吳、而勸之伐齊、以弊吳、吳兵既勝齊人於艾陵、張之
於江濟、彊之於黃池、故可制於五湖、故曰、將欲翕之、必固張之、將
欲弱之、必固彊之、晉獻公將欲襲虞、遺之以璧馬、智伯將襲仇由、
遺之以廣車、故曰、將欲取之、必固與之、起事於無形、而要大功於

天下、是謂微明、處小弱而重自卑、謂損弱勝彊也、

【勸之伐齊、以弊吳】越王大夫ノ種ヲシテ、吳ノ齊ヲ伐ツ先手トナラムコトヲ吳王ニ請ハシメタルコト、史記ニ見エタリ、【吳兵既
勝齊人於艾陵】艾陵ハ、齊ノ地ナリ、事ハ左傳ノ哀公十一年ニ在リ、【張之於江濟、彊之於黃池】江、濟ハ、二水ノ名ナリ、黃池
ハ、濟水ニ近シ、吳王ノ北征スルトキ、深溝ヲ穿テ、濟水ニ灌テ、晉公ニ黃池ニ會シタルコト、史記ニ見エタリ、【可制於五湖】越語ニ、
越王遂ニ師ヲ興シテ、吳ヲ伐テ、五湖ニ至ル、淮南子ニ、越王夫差ニ五湖ニ勝ツトアリ、【將欲翕之、必固張之】
老子ニハ、翕ヲ歛ニ作レリ、歛ハ、翕ニ同シ、敵ムルナリ、弛アルナリ、固ハ、姑ト通ズ、【智伯將襲仇由】將ノ下ニ欲ノ字ヲ脱セリ、仇
由ハ、晉ニ近キ狄國ナリ、事ハ說林篇ノ下ニ見エタリ、【廣車】兵車ナリ、【將欲取之】老子ニハ、取ヲ奪ニ作レリ、【要大功於天下】
要ハ、遂ニ同シ、道(ムカ)ヘテ之レヲ求ムルナリ、【謂損弱勝彊也】謂ハ、是謂ニ作ルベシ、

【微明】越王吳に入りて仕宣して、吳王に勸めて、齊を伐たしめて、以て吳の國を疲弊せしめむとせり、吳の兵既に齊人に艾陵の地に勝ちて、其の
勢力を江、濟二水の間に張り、其の勢力を黃池に強くせり、故に越は吳の戰勝して疲弊せるに乗じて、之れを五湖に制すべかりき、故に曰は
く、將に之れを翕むと欲せば、必ず姑く之れを張れ、將に之れを弱めむと欲せば、必ず姑く之れを強くせよと、晉の獻公は、將に虞の國を襲
はむと欲せしとき、之れに遺るに璧と馬とを以てし、智伯は將に仇由の國を襲はむと欲せしとき、之れに遺るに廣車といへる兵車を以てせ
り、故に曰はく、將に之れを取らむと欲せば、必ず姑く之れを與へよと、事無形に起して、大功を天下を要(モト)む、是れを微明と謂ふ、小
弱に處(キ)て、重(ヘ)キヲスラニ自ら卑くす、是れを弱強に勝つと謂ふ、此の條(勢重者、人君之淵也)より以下は、老子の第三十六章の將欲
翕之、必固張之、將欲弱之、必固與之、將欲奪之、必固與之、是謂微明、柔之勝剛、剛之勝柔、魚不可脱於
淵、國之利器、不可示人、を事實に就きて喻したる者なり、老子の本意は、有道者は能く柔弱に處て剛強を制することを言へるなり、此の
義を悉く解するときは、陰謀のやうに聞ゆれど、惡人暴國を平ぐるにも、此の方より手を出さず、自然に敵の自滅するを待つ意なり、

有形之類、大必起於小、行久之物、旅必起於少、故曰、天下之難事、
必作於易、天下之大事、必作於細、是以欲制物者、於其細也、故曰、
圖難乎於其易也、爲大乎於其細也、千丈之隄、以螻蟻之穴潰、百
尺之室、以突隙之烟焚、故曰、白圭之行隄也、塞其穴、丈人之慎火、
也、塗其隙、是以白圭無水難、丈人無火患、此皆慎易以避難、敬細

以遠大者也

【行久之物】…久年ヲ經ル物ナリ、外儲説篇ノ右ノ上ニ、凡姦者、行久而成積トアリ、【旅必起於少】…証ハ、衆ナリ、一本ニハ、旅ニ作レリ、【天下之難事、必作於易、天下之大事、必作於細】…老子ニハ、二ツノ之ノ字ナシ、【圖】…難乎於其易也、爲大平於其細也…老子ニハ、二ツノ平ノ字、二ツノ也ノ字ナシ、【突隙】…：難ノ煙突ノ隙間ナリ、【故曰、白圭之行、雖也、塞其穴】…：曰ノ字ハ、衍ナリ、白圭ハ、古ノ水ヲ治メタル者ナリ、孟子ノ告子篇ニ、丹ノ水ヲ治ムルコトハ、禹ニ愈（マサ）レリト、白圭ノ自ラ言ヒタルコトアリ、丹ハ、白圭ノ名ナリ、【丈人】…：主人翁ナリ、【敬細】…：敬ハ、警ノ字ノ缺ケタルナラム、

有形の類は、大なるものは必ず小さきものより起る、久年を経る物は、衆きものは必ず少きものより起る、故に曰はく、天下の難なる事は、必ず容易なることより作（オコ）リ、天下の大なる事は、必ず微細なることより作ると、是を以て、物を抑制せむと欲する者は、其の微細なるときに於て、故に曰はく、困難なる事を其の容易なるときに圖るなり、大なる事を其の微細なるときに爲（オサ）むるなりと、長さ千丈の堤防も、蟻（ケラ）や蟻の穴より漏れ出づる水を以て決潰し、高さ百丈の堂室も、煙の煙突の隙間より漏れ出づる煙を以て焚燒す、故に古の水を治むる名人の白圭は、堤防を巡視するに、蟻や蟻の穴を塞ぎたり、或る家の主人翁は、火を懼むに、煙の煙突の隙間を檢れり、是を以て、白圭には水難なく、主人翁には火難かりき、此れ皆容易なることを慎みて、以て困難なる事を避け、微細なることを警めて、以て大なる事に遠ざかりたる者なり、此の條は、老子の第六十三章中の圖難於其易、爲大於其細、天下難事、必作於易、天下大事、必作於細、を事實に就きて論したる者なり、

扁鵲見蔡桓侯、立有閒、扁鵲曰、君有疾、在腠理、不治將恐深、桓侯曰、寡人無、扁鵲出、桓公曰、醫之好欲治、不病以爲功、居十日、扁鵲復見曰、君之病在肌膚、不治將易深、桓公不應、扁鵲出、桓公又不悅、居十日、扁鵲復見曰、君之病在腸胃、不治將益深、桓侯又不應、扁鵲出、桓侯又不悅、居十日、扁鵲望桓公、而還走、桓侯故使人問之、扁鵲曰、疾在腠理、湯熨之所及也、在肌膚、鍼石之所及也、在腸胃、火齊之所及也、在骨髓、司命之所屬、無奈何也、今在骨髓、臣是以無請也、居五日、桓侯體痛、使人索扁鵲、已逃秦矣、桓侯遂死、故良醫之治病也、攻之於腠理、此皆爭之於小者也、夫事之禍福、亦有腠理之地、故曰、聖人蚤從事焉、

【蔡桓侯】…：姓ハ、蔡、名ハ、桓、人トイフ、古ノ名醫ナリ、【蔡桓侯】…：史記以下ノ諸書、或ハ齊ノ桓公ニ作リ、或ハ晉ノ桓侯ニ作レリ、未ダ孰レカ是ナルコトヲ知ラズ、【腠理】…：皮膚ノ氣液ヲ滲ス孔ナリ、【將恐深】…：將恐ハ、恐ヲノ顯倒ナラム、史記ニハ、恐ノ字ナシ、【寡人無】…：新序ニハ、無ノ下ニ疾ノ字アリ、【醫之好欲治、不病以爲功】…：好ノ下ニ利ノ字ヲ脱セリ、史記ニハ、醫之好利也、欲以不病者爲功トアリ、新序モ同文ニシテ、欲以不治ニ作レリ、【病在肌膚】…：史記ニハ、肌膚ヲ血脈ニ作レリ、【將易深】…：一本ニハ、易ヲ益ニ作レリ、是ナリ、【湯熨】…：湯熨ヲ以テ温ムルナリ、【鍼石】…：鍼ハ、金針、石ハ、石針ナリ、【火齊】…：齊ハ、劑ニ同ジ、湯液ヲイフ、【司命之所屬】…：司命ハ、星ノ名ナリ、屬ハ、連綴スルナリ、司命ノ之レヲ連綴スルハ、其ノ解クメカラザルコトナリ、【聖人蚤從事焉】…：蚤ハ、早ト通ズ、今ノ老子ニハ、此ノ語ナシ、

古の名醫の扁鵲、蔡の桓侯に見えて、其の前に立つこと間（シバ）ラカクありて、扁鵲の曰はく、君疾ありて、腠理に在り、療治せずば、將に深からむとすることを恐ると、桓侯の曰はく、寡人には疾なしと、扁鵲退出したるに、桓侯の曰はく、醫者の利益を好むとは、不埒なる者にて、病まざる者を療治して、以て手柄にせむと欲すと、其の後日數十日立ちて、扁鵲重れて桓侯に見えて曰はく、君の病は、肌膚に在り、療治せずば、將に益々深からむとすと、桓公應へざりければ、扁鵲退出したるに、桓侯又悦ばざりき、其の後日數十日立ちて、扁鵲重れて桓侯に見えて曰はく、君の病は、腸胃に在り、療治せずば、將に益々深からむとすと、桓侯又悦ばざりき、其の後日數十日立ちて、扁鵲望桓公を以て還りて、桓侯故使人を以て之れを問はしめたるに、扁鵲の曰はく、疾の腠理に在るときは、湯熨を以て温めて間に合ふなり、肌膚に在るときは、金針石針を打ちて間に合ふなり、腸胃に在るときは、湯液を飲ませて間に合ふなり、骨髓に在るに至りては、人の生死を主る司命の星の支配する所に於て、人力にては最早奈何ともすることなきなり、君の病は今骨髓に在り、臣は是を以て療治せむことを請ふことなきなりと、其の後日數五日立ちて、桓侯の體痛み出でたれば、人をして扁鵲を捜し索（オモト）めさせたるに、已に棄の國へ逃れ去りしかば、桓侯遂に死せり、故に良醫の病氣を療治するは、之れを腠理に攻む、此れ皆之れを小なるに争ふ者なり、夫れ事の禍福も、亦腠理の地（ハ）アリ、故に曰はく、聖人は早く事に従ふと、

昔晉公子重耳出亡、過鄭、鄭君不禮、叔瞻諫曰、此賢公子也、君厚待之、可以積德、鄭君不聽、叔瞻又諫曰、不厚不若殺之、無令有後患、鄭君又不聽、及公子返晉、邦舉兵伐鄭、大破之、取八城焉、晉獻

公以垂棘之璧假道於虞而伐虢大夫宮之奇諫曰不可虜亡齒寒虞虢相救非相德也今日晉滅虢明日虞必隨之亡虞君不聽受其璧而假之道晉已取虢還反滅虞此二臣者皆爭於賤理者也而二君不用也然則叔瞻宮之奇亦虞鄭之扁鵲也而二君不聽故鄭以破虞以亡故曰其安易持也其未兆易謀也

【晉公子重耳】：晉ノ文公ナリ、鄭君：鄭ノ文公ナリ、不厚：一本ニハ、厚ノ下ニ待之ノ二字アリ、舉兵伐鄭、大破之、取八城焉：事ハ左傳ノ僖公ノ二十三年ニ在リ、晉已取虢、還反滅虞：事ハ左傳ノ僖公ノ三年ニ在リ、公羊傳ニ云ハク、還四年、反取虢、注ニ、還リテ復タ往ク、故ニ反トイフト、其安易持也、其未兆易謀也：老子ニハ、二ツノ也ノ字ナシ、昔シ晉ノ公子ノ重耳、其國を出亡して、鄭に立ち寄りたるに、鄭君之れを禮遇せざりしかば、其の臣の叔瞻諫めて曰はく、此れ賢公子ナリ、君手厚ク之れを待遇して、以て恩德を積みたまふべしと、鄭君之れを禮遇せざりしかば、叔瞻又諫めて曰はく、手厚ク之れを待遇したまはずば、之れを殺したまはむには若し、之れを殺して、後日之患あらしめたまふことなかれと、鄭君又聽かざりき、其の後公子ノ晉ノ邦へ返るに及びて、兵を擧げて、鄭を伐ちて、大に之れを破りて、八城を取れり、又晉ノ獻公、垂棘の地より出でたる璧玉を以て進物として、道を虞の國に假りて、虢の國を伐たむとせしとき、虞の大夫の宮之奇虞君を諫めて曰はく、そは宜しからず、虜亡ぶれば齒寒し、虞と虢との數ひ合ふは、互に恩德を施す譯にてはなく、全く利害の關係よりするることナリ、今日晉虢を滅さば、明日虞必ず之れに隨ひて亡びむと、虞君之れを聽かずして、其の璧玉を受納して、之れに道を假したり、然るに宮之奇の先見の通り、晉は已に虢を取りて、一旦國へ立ち戻り、又引き返して虞を滅せり、此の叔瞻と宮之奇との二臣は、皆國の病を療理の場合に諫め争ひたる者ナリ、而るを鄭と虞との二君は、其の諫言を用ゐざるなり、然れば則ち叔瞻も宮之奇も、亦虞、鄭の國を療治する扁鵲なり、而るを二君聽かざる故に、鄭は以て破れ、虞は以て亡びたり、故に曰はく、未だ其の危きに及ばずして安易に、維持し易きなり、其の未だ兆（さ）ざる間は、謀議し易きなりと、此の條（扁鵲見蔡桓侯）より以下は、老子の第六十四章の首句の其安易持、其未兆易謀を事實に就きて論じたる者ナリ、

昔者紂爲象箸而箕子怖以爲象箸必不加於土鏹必將犀玉之杯象箸玉杯必不羹菽藿則必鹿象豹胎鹿象豹胎必不衣短褐

而食於茅屋之下則錦衣九重廣室高臺吾畏其卒故怖其始居五年紂爲肉圃設炮烙登糟丘臨酒池紂遂以亡故箕子見象箸以知天下之禍故曰見小曰明

【土鏹】：五器ナリ、箕子盛ルヲ鏹トイフ、【將犀玉之杯】：將ハ、用キルナリ、【菽藿】：豆ナリ、藿ハ、豆ノ葉ナリ、【則必鹿象】：一本ニハ、則ノ字ナシ、鹿ハ、毛ノ長キ牛ナリ、豹胎ハ、豹ノ腹ゴモリナリ、【短褐】：短ハ、粗衣ナリ、褐ハ、毛衣ナリ、【食茅屋之下】：食茅屋ニハ、食ヲ舍ニ作レリ、是ナリ、茅屋ハ、草葺屋根ナリ、【九重】：天子ノ門タイフ、但シ必シモ九ノ數ニ拘ハラズ、其ノ奥深キタイヘルナリ、【長其卒】：卒ハ、終リナリ、【肉圃】：肉ヲ以テ水園トセシナリ、【炮烙】：火アアリノ刑ナリ、列女傳ニ、銅ノ柱ニ膏ヲ塗り、下ニ炭火ヲ置キテ、罪アル者ヲシテ、其ノ柱ノ上ヲ行カシメテ、炭火ノ中ニ落ツルヲ見テ、紂ト妲己ト笑ヒタリ、名ヅケテ炮烙ノ刑トイフトアリ、

【昔者】：昔者（ムカシ）殷の紂王、象牙の箸を拵へたるに、紂王の庶兄の箕子、之れを怖れて思へらく、象牙の箸を用ゐるやうならば、必ず之れを土鏹（カハラケ）の上に載せ加へずして、必ず犀角寶玉の杯を用ゐるならむ、象牙の箸、寶玉の杯を用ゐるやうならば、必ず豆や豆の葉を羹（アヲモノ）にせずして、必ず毛の長き牛や、大象や、豹の腹ごもりなどを食膳に供するやうならば、必ず粗末なる毛衣を衣て、草葺屋根の下に舍（ヤド）らさむ、然らば則ち錦繡の衣服を纏ひ、九重の宮門、廣き室、高き臺に住むならむ、吾れ其の終りを善くせざらむことを畏る、が故に、今其の始めを怖る、なりと、其の後五年立ちて、紂は食用の肉類を懸けたる林園を拵へ、炮烙（ヒアアリ）の刑を設け、酒の糟を積みたる兵隊に登り、酒を流（タ）へたる池に臨みて、歡樂したれば、紂は遂にそれを以て亡びたり、故に箕子は象牙の箸を見て、以て天下の禍を知れり、故に曰はく、小事を見るを明と曰ふと、此の條は、老子の第五十二章中の見小曰明を事實に就きて論じたる者ナリ、

勾踐入宦於吳身執干戈爲吳王洗馬故能殺夫差於姑蘇文王見冒於王門顏色不變而武王擒紂於牧野故曰守柔曰彊越王之霸也不病宦武王之王也不害冒故曰聖人之不病也以其不病是以無病也

【干戈】：干ハ、楯ナリ、身ヲ衛ル者ナリ、戈ハ、ホコナリ、敵ヲ刺ス者ナリ、【洗馬】：前驅ナリ、馬前ニ先立テテ走ル者ナリ、【文王見

【玉】...古ノ書ヲ好メル人ナリ、【徐馮】...周ノ隱者ナリ、【周塗】...塗ハ、道ナリ、周塗ハ、周ヘ往テ塗ナラフ、周ニハ先王ノ典ヲ
 【知者】...智者ナリ、【不藏書】...不、以、藏、書、也、【不貴難得之貨】...不、以、貴、難、得、之、貨、也、【不貴難得之貨】...不、以、貴、難、得、之、貨、也、
 【復歸衆人所過也】...老子ニハ、復、歸、衆、人、之、所、過、也、ト云フ、【復歸衆人所過也】...老子ニハ、復、歸、衆、人、之、所、過、也、ト云フ、
 【王壽】...王壽といへる隱者人、皆物を背負ひて行きて、徐馮といへる隱者に周へ往く途にて迷ひたるに、徐馮の曰はく、迷へての事は、人の作爲す
 ることなり、人の作爲すことは、其の時に生ず、故に智者は常に定りたる事なく、隨機應變に行ふ、迷へての書物は、人の言語を書き載せ
 たる者なり、人の言語は、知識より生ず、故に智者は書を藏めず、さるを今子は何とて論は之れを背負ひて行ひ、いと、是に於て、王壽徐
 馮の說に因りて、其の背負ひたる書物を焚き棄て、其の古に復したることを喜びて舞へり、故に智者は言語を以て教へずして、智者は書物
 を復(ハ)に藏めず、此れ世俗の輕々に看過する所にして、王壽之れを古に復せり、是れ世俗の學ばざることを學びたるなり、故に曰はく、
 世俗の學ばざることを學びて、衆人の輕々に看過する所に復歸すと、此の條は、老子の第六十四章中の學、不學、復、歸、衆、人、之、所、過、を事實に
 就きて論したる者なり、

宋之鄙人得璞玉而獻之子罕子罕不受鄙人曰此寶也宜爲君子器不宜爲細人用子罕曰爾以玉爲寶我以不受子玉爲寶是鄙人欲玉而子罕不欲玉故曰欲不欲而不貴難得之貨

宋の鄙人(キナカモノ)璞玉(アラマヤ)を得て、之れを宰相の子罕に獻じたるに、子罕之れを受けざりければ、鄙人の曰はく、此れ寶なり、宜しく貴人の器とすべし、宜しく下輩の用とすべからずと、子罕の曰はく、汝は玉を以て寶とし、我れは子の玉を受けざるを以て寶とすと、是れ鄙人は玉を欲したれども、子罕は玉を欲せざるなり、故に曰はく、衆人の欲せざることを欲して、得難き寶財を貴ばずと、此の條は、老子の第六十四章中の鄙人欲玉不欲玉不貴難得之貨を事實に就きて論したる者なり、

王壽負書而行見徐馮於周塗馮曰事者爲也爲生於時知者無常事書者言也言生於知知者不藏書今子何猶負之而行於是王壽因焚其書而俛之故知者不以言談教而慧者不以藏書筐

此世之所過也而王壽復之是學不學故曰學不學復歸衆人所過也

夫物有常容因乘以導之因隨物之容故靜則建乎德動則順乎道宋人有爲其君以象爲楮葉者三年而成豐殺莖柯毫芒繁澤亂之楮葉之中而不可別也此人遂以功食祿於宋邦列子聞之曰使天地三年而成一葉則物之有葉者寡矣故不乘天地之資而載一人之身不隨道理之數而學一人之智此皆一葉之行也故多耕之稼后稷不能羨也豐年大禾臧獲不能惡也以一人力則后稷不足隨自然則臧獲有餘故曰恃萬物之自然而不敢爲

也、

【常容】…一定ノ形體性質ナリ、【遠德】…天性ニ隨フナリ、【順道】…物ヲ用ケルニ、其ノ自然ニ背カザルナリ、【豐殺】…肥瘠ナリ、【空阿】…柯ハ、枝ナリ、【繁澤】…淮南子ニハ、繁ヲ順ニ作レリ、順澤ハ、即チ色澤ニテ、葉ノ色ノ光澤アルナリ、【亂之精葉之中】…亂ハ、混シ置クナリ、【功】…巧ニ作ルベシ、技巧ナリ、【列子】…鄭人ニテ、名ハ黎寇トイフ、【載二人之身】…載ハ、事トスルナリ、行フナリ、又任ズトイハムガ如シ、一本ニハ、成ニ作レリ、【冬耕之稼】…穀ヲ種ウルヲ稼トイフ、【后稷不能獲】…后稷ハ、周ノ先祖ニシテ、善ク五穀ヲ立テタル人ナリ、羨ハ、餘リアルナリ、或ハ云ハク、羨ハ、美ニ作ルベシ、下文ノ惡ニ對スト、今之レニ從フ、【豐年大禾】…大ハ、之ノ誤ナラム、冬耕之稼ニ對スベシ、【威獲】…男子ノ下女ヲ妻トセルヲ威トイヒ、女子ノ下男ヲ夫トセルヲ獲トイフ、奴婢ヲ罵ル方言ナリ、【特萬物之自然而不致爲一也】…老子ニハ、特ヲ輔ニ作レリ、也ノ字ナシ、

【附】夫れ物には一定の形體性質あり、道理の數に因り、天地の實(モチマ)に乘じて、以て之れを利導し、牛の形容は、壯大有力なれば、鼻を穿ちて重きを引かしめ、馬の常性は、善く走りて馴れ易ければ、車に駕して、遠きを行かしむるが如く、物の形體性質に因り隨ふ、故に事なくして靜なるときは、徳を建つとて、之れを休養して、物の天性に隨ひ、事ありて動くときは、道に順ふとて、之れを使用するに其の自然に背かざるなり、ざるを宋人其の君の爲めに象牙を以て楛(カウソ)の葉を拵ふる者ありて、三年立ちて出來上りたるが、其の葉の肥瘠、葉柱より、毫芒(トゲ)色澤(ハノイロツキ)まで、眞に逼りて、之れを楛の葉の中に混じ置きて、一枚の葉を成さしめば、物の葉ある者寡からむ、故に天地の實(モチマ)に乘せずして、一人の身に行ひ、道理の數に隨はずして、一人の智を學ぶは、此れ皆三年にして一葉を成す所行なり、故に春を待たざる農冬の耕作の確(ワエツケ)は、周の先祖の農業者の後稷にても、其の作物を美しくすること能はざらむ、之れに反して、豐年の禾(イネ)は、收穫即ち心なき奴婢にても、其の作物を惡しくすること能はざらむ、一人の力を以てすれば、后稷も收穫足らず、自然の力に隨へば、收穫も收穫餘りあり、故に曰はく、萬物の自然を恃みて、それに任せて、敢て自ら爲さざるなりと、此の條は、老子の第六十四章の末句の輔(萬物之自然)而不致爲(一)を事實に就きて喻したる者なり、

空竅者神明之戶、牖也。耳目竭於聲色、精神竭于外貌。故中無主、則禍福雖如丘山、無從識之。故曰不出於戶、可以知天下、不闕於牖、可以知天道。此言神明之不離其實也。

【空竅】…耳目鼻口等ノ穴ナリ、【神明】…精神ナリ、【戶牖】…戸ハ、出入口ナリ、牖ハ、窓ナリ、【聲色】…音樂女色ナリ、【外貌】…外形ノ應接ナリ、【不出於戶】…可以知天下、不闕於牖、可以知天道、【老子ニハ、不出於戶知天下、不觀牖見天道ニ作レリ、不離其實】…實ハ、身チイフ、

【附】耳目鼻口等の穴は、神明即ち精神の外物に應接する戸(テイル)ゲチ、マド)なり、耳目の力は、音(女)色に竭き、精神の働は、外形の應接に竭くるが故に、身の中に主人なし、身の中に主人なければ、禍福の顯著なること丘山の大にして視易きが如しと雖も、それに從ひ因りて之れを識ることなし、故に曰はく、戸を出てずして、以て天下を知るべく、牖を闕(ウカケ)はずして、以て大道を知るべしと、此れは神明の其の身を離れざることを言へるなり、

趙襄主學御於王子期、俄而與子期逐、三易馬而三後。襄主曰：子之教我御，術未盡也。對曰：術已盡，用之則過也。此御之所貴，馬體安於車，人心調於馬，而後可以進速致遠。今君後則欲逮臣，先則恐逮於臣，夫誘道爭遠，非先則後也。而先後心皆在於臣，尚何以調於馬，此君之所以後也。

【趙襄主】…趙襄子ナリ、大夫ハ、主ト稱ス、【王子期】…王良ナリ、子期ハ、其ノ字ナリ、外儲說篇ノ右ノ下ニハ、王子於期トアリ、【與子期逐】…逐ハ、競走スルナリ、【此御之所貴】…一本ニハ、此ヲ凡ニ作レリ、是ナリ、【進速】…難勢篇ニ依ルニ、進ハ、追ニ作ルベシ、【遠臣】…遠ハ、及ブナリ、追ヒ付クナリ、【誘道】…誘ハ、進ムルナリ、

【附】趙襄主、馬を御する術を王子期に學びしが、日淺くして未熟なるに、俄にして子期と競走し、三たび馬を取り易へて、三たび後れたれば、襄主の曰はく、子の我れに馬を御すること未だ盡さざるなりと、子期對へて曰はく、術は已に盡したれど、之れを用ひたまふこと過るなり、凡そ御術の貴ぶ所は、馬體車に安んじ、人心馬に調和して、而して後に、以て速(ハヤ)きを追ひ、遠きを致すべし、ざるを今君は、臣に後れたまへば、臣に追ひ付かむと欲したまひ、臣に先だちたまへば、臣に追ひ付かれむことを恐れたまへり、夫れ道に進み遠きを争ふは、先だつにあらざれば、後るなり、而して先後の御心皆臣の上に在りて、肝腎の馬を閑御したまへば、尚ほ何を以て馬を調和せらるべき、此れ君の後れたまへる所以なりと、

白公勝慮亂罷朝、倒杖而策、銳貫顛、血流至於地而不知。鄭人閒之、曰：顛之忘、將何爲忘哉。故曰其出彌遠者、其智彌少。此言智周

政之亂也、王之弱亂、非越之下也、而欲伐越、此智之如目也、王乃止、故智之難不在見人、在自見、故曰自見之謂明、

【臣患之智如目也】：一本ニハ、臣ノ下ニ愚ノ字アリ、之智ハ、智ノ顛倒ナラム、【自見之謂明】：老子ニハ、自知者明ニ作レリ、楚の莊王越を伐たむと欲せしに、其の臣の杜子諫めて曰はく、王の越を伐たむとしたまふは何故ぞと、莊王の曰はく、越の政亂れて、兵弱ければなりと、杜子の曰はく、臣は人の智慧の短きこと目の如くなるを患ふるなり、目は能く百歩の外を見れども、自ら其の睫（マツケ）を見ることが能はず、王の兵自ら秦と晉とに敗れて、地を喪へること數百里なるは、此れ兵の弱きなり、莊王といへる者盜を楚の境内に爲して、更之れを禁止すること能はざるは、此れ政の亂れたるなり、王の兵の弱くして政の亂れたることは、越の下にあらざりて、越に過ぎたり、而るに越を伐たむと欲したまふは、此れ智慧の短きこと目の如きなりと、王之れを聽きて、乃ち止めたり、故に智慧の難き（ムツカシキ）ことは、人を見るに在らずして、自ら己れを見るに在り、故に曰はく、自ら見るを明と謂ふと、此の條は、老子の第三十三章中の自知者明を事實に就きて論したる者なり、

子夏見曾子、曾子曰、何肥也、對曰、戰勝、故肥也、曾子曰、何謂也、子夏曰、吾入見先王之義、則榮之、出見富貴之樂、又榮之、兩者戰於胸中、未知勝負、故懼、今先王之義勝、故肥、是以志之難也、不在勝人、在自勝也、故曰、自勝之謂彊、

【先王之義】：史記ノ樂書ニハ、夫子之道ニ作リ、佩文韻府ノ勝ノ字ノ條ニハ、夫子之義ニ作レリ、【自勝之謂彊】：老子ニハ、自勝者強ニ作レリ、【子夏】：孔子ノ弟子ノ曾參、字ハ子夏ナリ、曾子曰はく、戰ひて勝つたればなりと、曾子の曰はく、そは何の謂ぞと、子夏の曰はく、吾れ内に入りて、先王の道義を見れば、之れを慕ひて光榮とし、外に出て、富貴の快樂を見れば、又之れを慕ひて光榮とす、此の兩つの中に入りて、未だ勝負を知らざる故に、煩悶して瘡（イタ）を患へしが、今先王の道義を光榮とする意志勝つたる故に、安心して肥えたりと、是を以て、志の難きことは、人に勝つに在らずして、自ら己れに勝つに在り、故に曰はく、自ら勝つを強と謂ふと、此の條は、老子の第三十三章中の自勝者強を事實に就きて論したる者なり、

周有玉版、紂令膠鬲索之、文王不予、費仲來求、因予之、是膠鬲賢

而費仲無道也、周惡賢者之得志也、故予費仲、文王舉太公於渭濱者、貴之也、而資費仲玉版者、是愛之也、故曰、不貴其師、不愛其資、雖知大迷、是謂要妙、

【玉版】：一尺四方ノ玉版ニ天地ノ形ヲ圖シタル者ナリ、帝堯ノ時、河洛ノ濱ニテ之ヲ得タリト、拾遺記ニ見エタリ、【膠鬲】：紂ノ忠臣ナリ、【費仲】：紂ノ佞臣ナリ、【不貴其師、不愛其資、雖知大迷】：資ノ下ニ則ノ字ヲ置キテ看ヨ、知ハ、智ナリ、周の國に、帝堯の時より傳りたる玉版あり、殷の紂王、忠臣の膠鬲をして、之れを求めしめたるに、周の文王予へざりしが、佞臣の費仲、來りて之れを求めたるに因りて、之れを予へたり、是れ膠鬲は賢にして、費仲は道なき者なればなり、周は賢者の志を殷に得て、大に用ゐられむことを望みし故に、費仲に予へたり、文王の太公望を渭水の濱に擧げたるは、之れを貴べりたり、而して費仲に玉版を資給せるは、是れ之れを愛せるなり、故に曰はく、不善人の師となるべき善人を貴ばず、善人の資（カネ）となるべき不善人を愛せずして、賢明を以て自ら許せば、智者と雖も大に事を處するに迷ふなり、此の理を會得したる者、是れを要妙と謂ふと、此の條は、老子の第二十七章の末句の不貴其師、不愛其資、雖知大迷、是謂要妙を事實に就きて論したる者なり、

說林上

此の篇は、戰國の時、人々遊説を以て相高ぶりが故に、韓非之れを探りて、篇を成せる者なり、其の多きこと林の如し、故に說林といふ、

湯以伐桀、而恐天下言己爲貪也、因乃讓天下於務光、而恐務光之受之也、乃使人說務光曰、湯殺君、而欲傳惡聲於子、故讓天下於子、務光因自投於河、

【湯以伐桀】：以ハ、已ト通ズ、【惡聲】：惡シキ評判ナリ、不義ノ名ナイフ、殷の湯王、已に夏の桀王を伐ちて、天下中の人々の己れを言ひて天下を食る者なりとせむことを恐れたり、さるに因りて、乃ち天下を當時の賢者の務光に譲らむとして、務光の之れを受けむことを恐れたり、乃ち人をして務光に説かして曰はく、湯君を殺して、不義の名を子

に傳へむと欲するが故に、天下を手に譲らむとすと、善光新くと聞きたるに因りて、名を汚されむことを恐れて、自ら黃河に身を投げて死せり。

秦武王令甘茂擇所欲爲於僕與行事孟卯曰公不如爲僕公所長者使也公雖爲僕王猶使之於公也公佩僕璽而爲行事是兼官也。

【秦武王】…… 惠文王の子ナリ、【僕】…… 太僕即チ御者ナリ、此ノ役ハ、君ト車ヲ同クシテ、最モ親近セラルル者ナリ、【行事】…… 行人即チ使番ナリ、此ノ役ハ、出テテ諸國ニ使スル者ナリ、【孟卯】…… 史記ノ秦ノ本紀ニハ、芒卯トアリ、魏ノ將ナリ、外儲説篇ノ左ノ下ニハ、昭卯ト作レリ、【璽】…… 印ナリ、

【秦の武王、甘茂をして太僕と行事との二官の内にて、執れりとも己れの爲さむと欲する所を擇ばしめたるに、孟卯甘茂に就きて曰はく、貴公は太僕となるに如し、貴公の長ずる所は、使番なれば、貴公太僕となると雖も、王は猶ほ行事の役目を貴公にせしむるならむ、貴公太僕の印を佩びて、行事を爲さば、是れ兼官にして、貴公の爲めに利益ならむと、

子圍見孔子於商太宰孔子出子圍入請問客太宰曰吾已見孔子則視子猶蚤虱之細者也吾今見之於君子圍恐孔子貴於君也因謂太宰曰君已見孔子亦將視子猶蚤虱也太宰因弗復見也。

【商】…… 宋國タイプ、

子圍といへる者、孔子を商の太宰の役を勤むる者に面會せしめたり、孔子太宰に逢ひて、退出したる後、子圍太宰の廬に入りて、只今の客人は、如何なる人物と思はる、と、御意見を伺ひたしと問ひたるに、太宰の曰はく、實れ已に孔子に逢ひたれば、子圍を指すを觀ること、猶ほ蚤(ノミ)虱(シラミ)のやうに些細なる者のこととなり、吾れ今孔子を君に見えしめむと、子圍斯くと聞きて、孔子の君に貴はれむことを恐れたり、それによりて、太宰に語りて曰はく、君已に孔子に逢はれたらむには、君も亦將に子圍(太宰を指す)を觀らるること、猶ほ蚤虱のことくならむとすと、太宰それによりて、置れて孔子を君に逢はしめざりき。

魏惠王爲白里之盟將復立於天子彭喜謂鄭君曰君勿聽大國惡有天子小國利之君與大不聽魏焉能與小立之。

【魏惠王】…… 武侯ノ子ナリ、【白里】…… 戰國策ニハ、九重ニ作レリ、【將復立於天子】…… 戰國策ニハ、且復天子ニ作レリ、重本ナク則チ重本トスルタイプ、是ノ時、七國王ト稱シテ、周ヲ天子トセザルナリ、【彭喜謂鄭君】…… 戰國策ニハ、彭喜房ニ作リ、鄭君ヲ韓王ニ作レリ、鄭ハ即チ韓ナリ、【君勿聽】…… 戰國策ニハ、勿聽之ニ作レリ、【大國惡有天子小國利之】…… 戰國策ニハ、小ノ上ニ而ノ字アリ、【君與大不聽】…… 魏焉能與小立之…… 一本ニハ、君ノ上ニ若ノ字アリ、戰國策ニハ、君ヲ主ニ作リ、大小ノ下ニ國ノ字アリ、

【魏の惠王、白里に於て諸侯の會盟を爲して、將に天子を復立し、周室を尊崇せむとせしに、彭喜といへる者、鄭君即チ韓王に語りて曰はく、君魏の言を聽きたまふことなれば、大國は天子あることを惡み嫌ひ、小國は天子あるを便利なりとせり、君大國と與に議きたまはば、魏は何として能く小國と與に之れを立てらるべきと、

晉人伐邢齊桓公將救之鮑叔曰太蚤邢不亡晉不敵晉不敵齊不重且夫持危之功不如存亡之德大君不如晚救之以敵晉齊實利待邢亡而復存之其名實美桓公乃弗救。

【晉人伐邢、齊桓公將救之】…… 邢ハ、國ノ名ナリ、春秋ノ莊公ノ三十一年ニ、冬、狄伐邢、次年ノ正月ニ、齊人救邢トアレバ、此ニ晉人ト云ヘルハ誤ナリ、【太蚤】…… 蚤ハ、早ト通ズ、【邢不亡】…… 晉不敵、齊不重…… 邢不亡ト下ト齊不重ト上トニ則チ字ヲ置キテ看ム、【其名實美】…… 實ノ字ハ衍ナリ、

【晉人邢を伐ちたれば、齊の桓公、將に之れを救はむとせしに、鮑叔の曰はく、邢を救ふは、太だ早し、邢亡びずば、晉戰争の爲めに疲弊せざらむ、晉疲弊せば、齊の勢力重からざらむ、且つ夫れ人の國の危きを維持する功は、一旦亡びたる者は存立する徳の大なるに如かず、君晚く之れを救ひて、以て晉を疲弊せしめ、齊實際に利益を收め、邢の亡ぶるを待ちて、而して置れて之れを存立すること、其の名の美なるには如かず、桓公之れに従ひて、乃ち邢を救はざりき、

子胥出走邊候得之子胥曰上索我者以我有美珠也今我已亡之矣我且日子取吞之候因釋之。

伍子胥の父、楚にて殺されしかば、子胥仇を報むとして、出てて吳の國へ走らむとせしに、楚の邊境の斥候、之れを捕へ得たり、其の時、子胥は辭を設けて曰はく、上の我れを探索するは、我れに美しき珠あるを以てなり、今我れ其の珠を亡(ウシナ)へり、我れは且(マサ)に子其の珠を取りて之れを吞めりと曰はむとすと、斥候それ因りて、恐れて之れを釋(ユル)せり。

慶封爲亂於齊、而欲走越、其族人曰、晉近、奚不之晉、慶封曰、越遠、利以避難、族人曰、變是心也、居晉而可、不變是心也、雖遠、越其可以安乎、

【慶封爲亂於齊】：齊ノ景公ノ三年ニ、慶封魯ヘ奔リ、遂ニ吳ヘ奔リ、詳ニ左傳ノ慶公ノ二十八年ニ見エタリ。
【慶封亂齊】：爲して、越ヘ走らむと欲せしに、其の一族の人の曰はく、晉は近し、何ぞ晉ヘ往(イ)ざると、慶封の曰はく、越は遠し、以て難を避くるに便利なりと、一族の人の曰はく、是の逆心を改め變へば、晉に居るとも宜しからむ、是の逆心を改め變へずば、越より更に遠き處ヘ往くと雖も、其れ以て安かるべけむや、必ず危かるべしと。

智伯索地於魏宣子、魏宣子弗予、任章曰、何故不予、宣子曰、無故請地、故弗予、任章曰、無故索地、鄰國必恐、彼重欲無厭、天下必懼、君子之地、智伯必驕而輕敵、鄰邦必懼而相親、以相親之兵、待輕敵之國、則智氏之命不長矣、周書曰、將欲敗之、必姑輔之、將欲取之、必姑與之、君不如與之以驕智伯、且君何惜以天下圖智氏、而獨以吾國爲智氏質乎、君曰、善、乃與之萬戶之邑、智伯大說、因索地於趙、弗與、因圍晉陽、韓魏反之外、趙氏應之內、智氏自亡、

【魏宣子】：戰國策ニハ、宣子桓ニ作レリ、【任章】：魏人ナリ、十過篇ニハ、趙盾ニ作レリ、【無故請地】：戰國策ニハ、請テ索ニ作レリ、【彼重欲無厭】：戰國策ニハ、彼ノ字ナシ、【周書】：周ノ史官ノ記録ナリ、【惜以天下圖智氏】：惜ハ、措ニ作ルベシ、一本ニハ、釋ニ作レリ、【爲智氏質】：質ハ、質的(マツ)ナリ、【智伯大說】：說ハ、悅ト通ズ、【智氏自亡】：戰國策ニハ、自テ遂ニ作レリ、【智伯索地於魏宣子】：戰國策ニハ、宣子に要求したるに、魏宣子予へざりければ、其の臣の任章の曰はく、何故に予へたまはざると、宣子の曰はく、故なくして土地を請ひたる故に予へざるなりと、任章の曰はく、故なくして土地を要求せば、鄰國必ず恐るゝならむ、彼れ欲心を積み重れて、飽き足ることなく、天下の人々必ず懼るゝならむ、君之れに土地を予へたまはば、智伯は必ず驕り高ぶりて、敵を侮り輕んじ、鄰邦は必ず懼れて相親む、相親むる兵を以て、敵を侮り輕んずる國を待ち受けなば、智氏の命脈は、長く保たざらむ、周書に曰はく、將に之れを敗らむと欲せば、必ず先づ姑く之れを輔けよ、將に之れを取らむと欲せば、必ず先づ姑く之れを予へよと、君之れに土地を予へて、以て智伯を驕り高ぶらせたまふに如し、且つ君何とて天下中の相懼るゝ人數を以て、智氏を伐つことを圖ることを差し置きて、獨り晉が國を以て智氏の兵の質的(マツ)となりたまふべきと、君宣子をいふの曰はく、至極尤なりと、乃ち智伯に一萬軒の戸數ある邑を與へたれば、智伯大に悦びたり、それに因りて、又土地を趙に要求したるに、趙は與へざりければ、それに因りて、趙の晉陽を圍みたるに、韓、魏、智伯に外に反し、趙氏韓、魏に内應じて、内外より板挟にして攻め立てたれば、智氏は自ら敗亡せり。

秦康公築臺、三年、荆人起兵、將欲以兵攻齊、任安曰、饑召兵、疾召兵、勞召兵、亂召兵、君築臺、三年、今荆人起兵、將攻齊、臣恐其攻齊爲聲、而以襲秦爲實也、不如備之、成東邊、荆人輟行、
【秦康公】：秦ノ康公ノ三年ニ、及びたるに、荆人兵を起して、將に兵を以て齊を攻めむと欲したれば、其の臣の任安の曰はく、饑饑あれば敵兵を招き、疾疾あれば敵兵を招き、疲勞すれば敵兵を招き、内亂あれば敵兵を招く、君臺を築きたまふこと三年に及びて、國力疲勞せるに、今荆人兵を起して、將に齊を攻めむとす、臣其の齊を攻むるを名目として、秦を襲ふを以て事實とせむことを恐るゝなり、之れに備へむには如何しと、康公之れを聽きて、東の方の邊境に番兵を置きなれば、荆人齊を攻めに行くとを察(サ)めたり。
齊攻宋、宋使臧孫子南求救於荆、荆大說、許救之甚歡、臧孫子憂而反、其御曰、索救而得、今子有憂色、何也、臧孫子曰、宋小而齊大、夫救小宋、而患於大齊、此人之所以憂也、而荆王說、必以堅我也、

我堅而齊敵、荆之所利也、臧孫子乃歸、齊人拔五城於宋、而荆救不至、

【荆大說】…宋策ニハ、荆ノ下ニ王ノ字アリ、是ナリ、說ハ、悦ト通ズ、【魯於大齊】…一本ニモ、戰國策ニモ、魯ヲ魯ニ作レリ、是ナリ、【此人之所以愛也】…戰國策ニハ、人ヲ主ニ作レリ、【齊敵】…敵ハ、敵對スルナリ、【齊宋を攻められたれば、宋臧孫子を南の方へ遣はして、敵を荆に求めしめたるに、荆王大に悦びて、之れを救はむことを許して、甚だ臧孫子を歡待せり、然るに臧孫子は、之れを棄てて立ち戻りたれば、其の御者の曰はく、敵を棄てて、承諾を得たるに、今于に棄ふる色あるは何故ぞと、臧孫子の曰はく、宋は小國にして、齊は大國なり、夫れ小國の宋を救ひて、大國の齊に慕まるゝことは、此れ人の愛ふる所以なり、而るを荆王悦べるは、必ず以て我が守備を堅固にせしめむとてなり、我れ守備を堅固にして、齊の兵の侵襲するは、荆の利益とする所なりと、臧孫子乃ち歸りたるに、齊人宋の五城を拔きたれど、荆の救援、果して至らざりき、

魏文侯借道於趙、而攻中山、趙肅侯將不許、趙刻曰、君過矣、魏攻中山、而弗能取、則魏必罷、罷則魏輕、魏輕則趙重、魏拔中山、必不能越趙、而有中山、也是用兵者、魏也、而得地者、趙也、君必許之、許之而大歡、彼將知君利之也、必將輟行、君不如借之道、示以不得已也、

【魏文侯】…魏文侯ト年代相當ラザレバ、肅侯ハ、烈侯ニ作ルベシ、戰國策ニハ、肅ノ字ナシ、【趙刻】…戰國策ニハ、刻ヲ利ニ作レリ、【魏必罷】…罷ハ、敗ルナリ、【魏の文侯、道を趙に借りて、中山を攻めむとせしに、趙の刻侯、將に其の請を許さざらむとす、其の臣の趙刻の曰はく、君過ちたまへり、何とならば、魏中山を攻めて、取ること能はずば、魏必ず敗弊せむ、敗弊せば、魏輕くならむ、魏輕くならば、趙重くならむ、魏中山を拔きたり、必ず趙を越えて中山を有つこと能はずば、是れ兵を用ふる者は魏なり、而して地を得る者は趙なり、君必ず之れを許したまへ、さりながら之れを許して、大に趙の使者を歡待したまはば、彼れ將に君の之れを利用したまふことを知らむとするが故に、必ず將に中山を攻めに行くことを願(ナ)めむとするならむ、されば君之れに道を借して、使者に示すに、迷惑ながら已むことを得ずして、借したることを以てしたまふに如し、】

鷓夷子皮事田成子、田成子去齊、走而之燕、鷓夷子皮負傳而從、至望邑、子皮曰、子獨不聞涸澤之蛇乎、涸澤蛇將徙、有小蛇謂大蛇曰、子行而我隨之、人以爲蛇之行者耳、必有殺子、不如相衛負、我以行人必以我爲神君也、今子美而我惡、以子爲我上客、千乘之君也、以子爲我使者、萬乘之卿也、子不如爲我舍人、田成子因負傳而隨之、至逆旅、逆旅之君待之甚敬、因獻酒肉、

【鷓夷子皮】…范蠡ト同名異人ナリ、【田成子】…田常ナリ、【傳】…關所手形ナリ、【冠色】…宿衛ノ見張所ナリ、【不如相衛負我以行】…爲ノ仲間ヲ背負ヒテ行ク者ハ、兩儀相衛ミテ背負フナリ、【人必以我爲神君也】…一本ニハ、人ノ下ニ必ノ字ナク、也ノ下ニ乃相衛負、以爲公遣、而行、人皆避之曰、神君也ノ十八字アリ、公遣ハ、大路ナリ、【使者】…使令セラル、人ナリ、即チ下ノ舍人ナリ、【舍人】…右ニ親近セラル、者ノ通稱ナリ、【逆旅】…旅館ナリ、旅客ヲ逆(ムカ)ヘテ舍(ヤド)ラシムル處ナリ、【逆旅之君】…君ハ、父ノ稱ナラム、旅館ノ主人ナリ、逆旅之父ハ、下ニ見ユナリ、【鷓夷子皮、田成子に事へたるに、田成子齊を去りて、走りて燕へ往きたれば、鷓夷子皮關所手形を背負ひて隨從して、宿衛の見張所に至りしが、其の時、子皮田成子に語りて曰はく、子は獨り水の涸れたる澤の蛇の語を聞かれぬか、水の涸れたる澤の蛇、將に他所へ徙らむとするとき、小蛇ありて、大蛇に語りて曰はく、子行きて、我れ之れに隨從せば、見る人蛇の行く者とのみ思ひて、必ず子を殺すことあらむ、相互に衛み合ひて、我れを背負ひて行かむには如何し、さらば見る人必ず其の一眼にして、兩身なるを見て、我れを以て澤の主なる神君なりとして、尊敬するならむと、今子の權子は美(イソヒ)シ、子以て我が上客として、我が上に居らしめば、子は立派なる故に、千乘の小國の君にして、我れは見すばらしき故に、千乘の小國の臣ならむ、子を以て我が使者(メシツカヒ)として、我が下に居らしめば、子は立派なる故に、萬乘の大國の卿にして、我れは其の上居る故に、見すばらしけれど、萬乘の大國の君ならむ、子は我が舍人(コマダカヒ)となるに如何し、子が我が舍人とならば、人我れを尊敬すること、小蛇を神君とするが如くなるべければ、我れは更なり、子も安全に旅行せらるべしと、田成子それに因りて、子皮に代りて、關所手形を背負ひて、子皮に隨從して、旅館に至りたるに、旅館の主人、家來の立派なるを見て、此の兩人を待遇すること甚だ敬ひて、それに因りて酒や肉を獻じたり、

溫人之周、周不納客、問之曰、客邪、對曰、主人問其巷人、而不知也、

吏因囚之君使人問之曰子非周人也而自謂非客何也對曰臣少也誦詩曰普天之下莫非王土率土之濱莫非王臣今君天子則我天子之臣也豈有爲人之臣而又爲之客哉故曰主人也君使出之

【温人之周】：温ハ、西周ノ邑ナリ、周ハ、東周ヲイフ、【主人】：許リテ東人ト稱セシナリ、【卷人】：戰國策ニハ、人ノ字ナシ、【臣少也誦詩】：戰國策ニハ、也テ而ニ作り、詩ノ下ニ更ニ詩ノ字アリ、【普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣】：小雅ノ北山篇ノ詩ナリ、【普ハ、備キナリ、率ハ、循フナリ、周禮トイハムガ如シ、濱ハ、涯（カギリ）ナリ、總體ノ天下ハ、王土ニアラザルコトナク、周禮セル土地ノ邊（ハテ）マテ、其ノ内ニ居ル者ハ、王臣ニアラザルコトナキナリ、詩經ニハ、普ヲ博ニ作レリ、溥天ハ、大天ナリ、【今君天子、則我天子之臣也、豈有爲人之臣、而又爲之客哉】：戰國策ニハ、今周君天子、則我天子之臣、而又爲之客哉ニ作レリ、【故曰、主人也】：戰國策ニハ、也ノ字ナシ、【君使出之】：戰國策ニハ、使ノ下ニ吏ノ字アリ、又離篇ノ一及ビ内儲説篇ノ下ニ見エタリ、【西周の邑なる温の人、東周へ往きたるに、東周の人、外客を納れずして、之れに問ひて曰はく、客と、温の人對へて曰はく、客にはあらず、主人なりと、東周の人此の者を見知りたりやと、其の卷（マチ）の人に問ひたれど、知る者なかりければ、官吏それによりて、之れを囚へて、牢舎せしめたり、東周の君人をして之を問はしめて曰はく、子非周人にあらざるなり、ざるを自ら客にあらずと謂へるは何事ぞと、對へて曰はく、臣は少き時より古詩を誦讀せり、其の詩に曰はく、普天の下、王土にあらざるはなく、率土の濱、王臣にあらざるはなしと、今君は天子なれば、我れは天子の臣なり、いかに人の臣となりて又之れが客となることあるべき、故に主人と申したるなりと、東周の君斯くと聞きて、之れを牢より出さしめたり、

韓宣王謂膠畱曰吾欲兩用公仲公叔其可乎對曰不可晉用六卿而國分簡公兩用田成闕止而簡公殺魏兩用犀首張儀而西河之外亡今王兩用之其多力者樹其黨寡力者借外權羣臣有内樹黨以驕主有外爲交以削地則王之國危矣

【韓宣王】：昭宣侯ノ子ナリ、【膠畱】：韓人ナリ、【公仲】：名ハ朋トイフ、【公叔】：字ハ伯嬰トイフ、【簡公兩用田成闕止】：簡公ハ、齊ニ作ルヘシ、戰國策ニハ、兩ノ字ナク、闕ヲ監ニ作レリ、【簡公殺】：事ハ左傳ノ哀公ノ十四年ニ在リ、【魏兩用犀首張儀、而西河之外亡】：犀首ハ、公孫衍ナリ、張儀ハ、張儀ニ代リテ宰相トナリ、張儀モ魏ニ留リタレバ、猶ホ兩用ノゴトキナリ、魏ノ河西ノ地ヲ亡ヒタレハ、兩人ノ宰相タル時ニハアラザレド、秦ノ之レヲ得タルハ、兩人ノ力ナリ、【其多力者樹其黨】：戰國策ニハ、者ノ下ニ内ノ字アリ、【寡力者借外權、羣臣有内樹黨以驕主、有外爲交以削地、則王之國危矣】：戰國策ニハ、陰ヲ擅ニ作り、削ヲ裂ニ作り、黨、主、地ノ上ニ皆其ノ字アリ、有ノ字ヲ皆或ニ作り、危ノ上ニ必ノ字アリ、【韓の宣王其の臣の膠畱に語りて曰はく、吾れ公仲、公叔の兩人を用むと欲す、其れ宜しからむやと、膠畱對へて曰はく、それは宜しからず、何とならば、晉は范氏、中行氏、智氏、韓氏、趙氏、魏氏の六卿を用ひて、其の國を分裂せり、齊は田成、闕止の兩人を用ひて、簡公殺されたリ、魏は犀首、張儀の兩人を用ひて、西河の外土地を秦に取られて亡（タシナ）ひたり、今大王、公仲、公叔の兩人を用ひたまはば、其の勢力多き者は、其の黨を樹（タ）て、勢力なき者は、外國の權威を借らむ、羣臣内には黨を樹て、以て主に驕り高ぶることあり、外には敵國と交を爲して、以て地を削り裂くことあらば、大王の御國は危からむと、

紹績昧醉寐而亡其裘宋君曰醉足以亡裘乎對曰桀以醉亡天下而康誥曰毋彝酒彝酒者常酒也常酒者天子失天下匹夫失其身
【康誥】：今酒誥ニ見エタリ、
【紹績昧】：紹績昧といへる者、酒に酔ひて居眠をして、其の裘（カハコロモ）を人に取られて亡（タシナ）ひたれば、宋君の曰はく、酒に酔ふ力は、以て裘を亡ふに足るやと、紹績昧對へて曰はく、桀は醉を以て天下を亡へり、而して書經の康誥に曰はく、酒を彝（ツネ）にすることなかれと、酒を彝にすとは、常に酒を飲むことなり、常に酒を飲めば、天子は天下を失ひ、匹夫は其の身を失ふと、

管仲隰朋從於桓公而伐孤竹春往冬反迷惑失道管仲曰老馬之智可用也乃放老馬而隨之遂得道行山中無水隰朋曰蟻冬居山之陽夏居山之陰蟻壤一寸而仞有水乃掘地遂得水以管仲之聖而隰朋之智至其所不知不難師於老馬與蟻今人不知

以其愚心而師聖人之智不亦過乎

【愚者】...齊ノ大夫ナリ、【孤竹】...國ノ名ナリ、【蟻】...蟻ノ塔ナリ、【初】...八尺ナリ、【以管仲之妻而臨之智】...而ハ、與トイハムガ如シ、蒙求ノ注ニ此レヲ引キテ、之聖而ノ三字ナシ、
【管仲】...齊ノ仲、臨之の二人、齊の桓公に隨從して、孤竹國を伐ち、春に往き、冬に返りて、迷ひ惑ひて道を失ひたるに、管仲の曰はく、老いたる馬の習性を道を知るに用ゐるべきなりと、乃ち老いたる馬を放ちて、之れに隨ひ行きて、遂に道を得たり、斯くて山中を行きて、水なかりしに、臨之の曰はく、蟻は冬は山の陽(ミナミ)に居、夏は山の陰(キタ)に居る者にて、蟻の塔の高さ一寸なれば、其の下深さ八尺にして水ありといへりと、乃ち蟻の塔を見付けて、地を掘りて、遂に水を得たり、管仲の聖と、臨之の智とを以てす、其の知らざる所に至りては、老いたる馬と蟻とを師とすることを隨(ハ)カカらざるを、今人、其の愚なる心を以て、聖人の智を師とすることを知らざるは、亦過たざらむや、

有、獻不死之藥於荊王者、謁者操之以入、中射之士問曰、可食乎、曰、可、因奪而食之、王大怒、使人殺中射之士、中射之士使人說王曰、臣問謁者曰、可食、臣故食之、是臣無罪、而罪在謁者也、且客獻不死之藥、臣食之、而王殺臣、是死藥也、是客欺王也、夫殺無罪之臣、而明人之欺王也、不如釋臣、王乃不殺、

【謁者】...取次ノ者ナリ、【中射之士】...侍御ノ官ナリ、
【不死之藥】...死なぬ藥を荊王に獻する者あり、取次の者之れを手に操りて、以て宮中に入りたるに、中射の士問ひて曰はく、其の藥は、食ひて宜しきかと、取次の者取次りと思ひて、答へて曰はく、食ひて宜しと、中射の士之れに因りて、奪ひて之れを食ひたれば、王大に怒りて、人をして中射の士を殺さしめむとせしに、中射の士、人をして王に説きしめて曰はく、臣取次の者に問ひたるに、食ひて宜しと曰へり、臣故に之れを食へり、是れ臣には罪なくして、罪は取次の者に在るなり、且つ又客は死なぬ藥を獻じたるを、臣之れを食ひて、大王臣を殺したまはば、是れ死ぬる藥ならむ、是れ客の大王を欺けるなり、夫れ無罪の臣を殺して、人の大王を欺けることを世間に明に示すは、臣を釋(ユル)したまふに如くじと、王乃ち中射の士を殺さざりき、

田駟欺鄒君、鄒君將使人殺之、田駟恐告惠子、惠子見鄒君曰、今

有人見君則映其一目、奚如、君曰、我必殺之、惠子曰、瞽兩目映、君奚爲不殺、君曰、不能、勿映、惠子曰、田駟東慢齊侯、南欺荊王、駟之於欺人、瞽也、君奚怨焉、鄒君乃不殺、

【欺】...欺ハ、輕侮スルナリ、鄒ハ、國ノ名ナリ、【惠子】...名ハ施トイフ、【映其一目】...片目ヲ閉ヅルナリ、人ヲ侮ル狀ナリ、
【田駟】...田駟といへる者、鄒君を輕侮したれば、鄒君將に人をして之れを殺さしめむとす、田駟恐れて、辯者の惠子に告げて、救を求めたれば、惠子鄒君に見えて曰はく、今此に人ありて、君を見るとき、其の片目を閉ぢて嘲弄せば、如何にせらるべきぞと、君の曰はく、我れ必ず之れを殺さむと、惠子の曰はく、盲人は兩目を閉ぢて、君は何とて殺されざるかと、君の曰はく、盲人は兩目を閉ぢぬこと能はざればなりと、惠子の曰はく、田駟は、東の方は齊侯を輕侮し、南の方は荊王を輕侮せり、田駟の人を輕侮するは持前にて、盲人の兩目を閉ぢぬこと能はざるが如し、君何ぞ己れの輕侮せられたることを怨まるべきとあらむと、鄒君乃ち田駟を殺さざりき、

魯穆公使衆公子或宦於晉、或宦於荊、犁鉏曰、假人於越、而救溺子、越人雖善游、子必不生矣、失火而取水於海、海水雖多、火必不滅矣、遠水不救近火也、今晉與荊雖彊、而齊近、魯患其不救乎、

【魯穆公】...元公ノ子ナリ、【衆公子】...内儲説篇ノ下ニハ、襄且トアリテ、齊ノ爲メニ、魯へ使セリ、初メ齊ニ仕ヘテ、後ニ魯へ適キタル者カ、魯患其不救乎...患ハ、恐ノ誤ナラム、
【假人於越】...魯の穆公、衆くの公子達をして、或は晉に仕官せしめ、或は荊に仕官せしめて、此の兩國を自國の援助とせむとせしに、其の臣の犁鉏の曰はく、人を遠方の越の國より借り來りて、水に溺れたる子を救はむとせば、越の人は善く游(オヨ)ぐと雖も、間に合はずして、其の子は必ず生さざらむ、之れと同じく、火事を出して、水を遠方の海より取らば、海水は多しと雖も、其の火は必ず滅えざらむ、遠方の水は近所の火を救ふこと能はざる、今晉と荊とは強しと雖も、遠水の如くにて、恃み難く、齊は近くして、近火の如し、魯は其れ救はれざらむこと氣遣はるなりと、

嚴遂不善、周君患之、馮沮曰、嚴遂相而韓傀貴於君、不如行賊於

韓傀則君必以爲嚴氏也

【嚴氏】：韓ノ臣ナリ、字ハ仲子トイフ、【忠之】：忠ノ上ニ周君ノ二字ヲ脱セリ、【韓傀實ニ於君】：韓傀ハ、韓ノ宰相ノ侯景ニシテ、其侯ノ季父ナリ、君ハ、即チ其侯ナリ、【行ニ賊於韓傀】：人ヲ殺スニ道ヲ以テセザルヲ賊トイフ、韓傀ヲ暗殺セシムルナリ、韓ノ臣ノ嚴氏、周ノ君ト仲惡シカリければ、周ノ君之れを心配せしに、馮沮ノ曰はく、嚴氏は韓ノ宰相にして、韓傀は韓ノ君に貴重せられたれば、人をして韓傀を暗殺せしめむに如かじ、韓傀暗殺せられたらば、韓ノ君必ず嚴氏ノ所爲ナリと思ひて、彼れを棄て置ざらむと、此ノ條、内儲既驚ノ下ト異聞あり、合セ看ルベシ

張譴相韓病將死、公乘無正懷三十金而問其疾、居一月、自問張譴曰、若子死、將誰使代子、答曰、無正重法而畏上、雖然不如公子食我之得民也、張譴死、因相公乘無正

【公乘無正】：公乘ハ姓、無正ハ名ナリ、【自問張譴】：自ノ上ニ韓王ノ二字ヲ脱セリ、張譴韓ノ宰相となりて、病みて將に死なむとするとき、公乘無正といへる者、其の跡役にならむ下心にて、賄賂の金子三十金を懐中にして、其の疾を訪問せり、其の後一箇月立ちて、韓王自ら張譴に問ひて曰はく、若し子病死せば、將に誰れをして子に代らしめむとする所存なるかと、張譴答へて曰はく、無正は國法を重んじて、上を畏れ懼れり、上を畏るは、王の喜ぶ所なり、然りと雖も、公子の食我の民心を得たるには如かざるなり、民心を得るは、王の思む所なりと、斯くて張譴死せしに、韓王其の言に因りて、公乘無正を宰相とせり

樂羊爲魏將而攻中山、其子在中山、中山之君烹其子而遺之羹、樂羊坐於幕下而啜之、盡一盃、文侯謂堵師贊曰、樂羊以我故而食其子之肉、答曰、其子而食之、且誰不食、樂羊罷中山、文侯賞其功而疑其心、孟孫獵得麋、使秦西巴載之持歸、其母隨之而啼、秦西巴弗忍而與之、孟孫歸至而求麋、答曰、余不忍而與其母、孟孫

大怒、逐之、居三月、復召以爲其子傅、其御曰、曩將罪之、今召以爲子傅、何也、孟孫曰、夫不忍麋、又且忍吾子乎、故曰、巧詐不如拙誠、樂羊以有功見疑、秦西巴以有罪益信

【堵師贊】：堵ハ姓、師贊ハ名、魏人ナリ、【孟孫】：魯ノ大夫ナリ、【麋】：鹿ノ子ナリ、【歸至】：歸リ來ルナリ、【傅】：守役ナリ、樂羊魏の將となりて、中山を攻めたるに、其の子中山に在りければ、中山の君、其の子を烹殺して、樂羊に其の肉の羹(アツモノ)を遺りて、辟服せしめむとせしに、樂羊少しも驚かす、幕下に坐して、之れを啜(ス)りて、一盃を食ひ盡したりければ、魏の文侯、其の臣の堵師贊に語りて曰はく、樂羊は、我れに事ふる故を以て、其の子の肉を食へりと、堵師贊答へて曰はく、其の子の肉にして、尙ほ之れを食ふ程なれば、且(マ)し魏の肉を食はざらむ、實に恐ろしき者なりと、此の對に因りて、樂羊中山の師を罷めて遣りたるに、文侯其の功を賞して、其の心を疑へり、又魯の大夫の孟孫、獵に出て、鹿の子を得て、其の臣の秦西巴をして、之れを車に載せて持ち歸らしめたるに、鹿の母其の跡に附き圍ひて啼きたれば、秦西巴持ち歸るに忍び兼ねて、其の子を母に與へたり、孟孫歸り來りて、鹿の子を求めたるに、秦西巴答へて曰はく、余れ持ち歸るに忍び兼ねて、其の母に與へたりと、孟孫大に怒りて、之れを放逐せしが、其の後三箇月立ちて、重んじて之れを召し出して、以て其の子の守役にしたれば、其の左右の者の曰はく、曩に將に之れを罪せむとせられしが、今召されて以て御子の守役とせられたるは、何故ぞと、孟孫の曰はく、夫れ鹿の子をたに持ち歸ることを忍び兼ねたる程なれば、又且(マ)し吾が子に不忍なることを忍びて行ふべきことかは、實に頼もしき者なりと、故に古語に曰はく、巧にして詐るは、拙くして誠なるに如かずと、樂羊は功あるを以て疑はれ、秦西巴は罪あるを以て益々信ぜられたり

曾從子善相劍者也、衛君怨吳王、曾從子曰、吳王好劍、臣相劍者也、臣請爲吳王相劍、拔而示之、因爲君刺之、衛君曰、子爲之是也、非緣義也、爲利也、吳彊而富、衛弱而貧、子必往、吾恐子爲吳王用之於我也、乃逐之

【相劍】：相ハ、鑿定スルナリ、【子爲之是也非緣義也】：是也ノ也ハ、衍ナラヌ

曾從子は、善く劍を鑿定する者なり、衛君吳王を怨みたるに、曾從子の曰はく、吳王は劍を好み、臣は劍を鑿定する者なり、臣請ふ、吳王の爲めに劍を鑿定して、拔きて之れに示し、それに因りて、君の爲めに之れを刺し殺したしと、衛君の曰はく、子が之れを爲さむとするは、是れ道義に據るにあらずして、利欲の爲めにするべしと、吳は強くて富み、衛は弱くして貧し、子必ず往つば、吾れ子の忽ち變心して、吳王の爲めに其の所爲を我れに用ゐむことを恐るゝなりと、乃ち曾從子を放逐せり。

紂爲象箸、而箕子怖、以爲象箸爲不盛、羹於土簋、則必犀玉之杯、玉杯象箸、必不盛、菽藿、則必旄象豹胎、旄象豹胎、必不衣短褐、而舍茅茨之下、則必錦衣九重、高臺廣室也、稱此以求、則天下不足矣、聖人見微、以知萌、見端、以知末、故見象箸而怖、知天下之不足也。

【箕子怖】…一本ニハ、怖ヲ怖ニ作レリ、喻老篇ニ同シ、象箸爲不盛、羹於土簋…一本ニハ、爲ノ字ナシ、必ノ字ノ誤ナラハ、土簋ハ、瓦器ナリ、黍稷ヲ盛ルヲ簋トイフ、喻老篇ニハ、必不加於土簋ニ作レリ、【短褐】…短ハ、短ニ作ルベシ、喻老篇ニハ、短褐トアリ、短褐ハ、粗末ナル毛衣ナリ、【茅茨】…草葺ナリ、【知萌】…萌ハ、明ノ誤ナリ、【旄象豹胎】…旄ハ、明ノ誤ナリ、胎ハ、明ノ誤ナリ、【犀玉】…犀ハ、犀ノ誤ナリ、玉ハ、玉ノ誤ナリ、【錦衣九重】…錦ハ、錦ノ誤ナリ、衣ハ、衣ノ誤ナリ、【高臺廣室】…高ハ、高ノ誤ナリ、臺ハ、臺ノ誤ナリ、廣ハ、廣ノ誤ナリ、室ハ、室ノ誤ナリ、【稱此以求】…稱ハ、稱ノ誤ナリ、此ハ、此ノ誤ナリ、以ハ、以ノ誤ナリ、求ハ、求ノ誤ナリ、【天下不足】…天下ハ、天下ノ誤ナリ、不足ハ、不足ノ誤ナリ、【聖人見微、以知萌、見端、以知末】…聖人ハ、聖人ノ誤ナリ、見微ハ、見微ノ誤ナリ、以知萌ハ、以知萌ノ誤ナリ、見端ハ、見端ノ誤ナリ、以知末ハ、以知末ノ誤ナリ、【故見象箸而怖、知天下之不足也】…故ハ、故ノ誤ナリ、見象箸ハ、見象箸ノ誤ナリ、而怖ハ、而怖ノ誤ナリ、知天下之不足ハ、知天下之不足ノ誤ナリ、也ハ、也ノ誤ナリ、

周公旦已勝殷、將攻商蓋、辛公申曰、大難攻、小易服、不如服衆小、以劫大、乃攻九夷、而商蓋服矣。

【商蓋】…二國ノ名ナリ、東方ノ無道ノ國ナリ、【辛公申】…周ノ武王ノ太史ナリ、【九夷】…九夷ハ、九夷ノ誤ナリ、九八ハ、一ニアラザルナリ、【大難攻、小易服】…大難攻ハ、大難攻ノ誤ナリ、小易服ハ、小易服ノ誤ナリ、【不如服衆小、以劫大】…不如服衆小ハ、不如服衆小ノ誤ナリ、以劫大ハ、以劫大ノ誤ナリ、【乃攻九夷、而商蓋服矣】…乃攻九夷ハ、乃攻九夷ノ誤ナリ、而商蓋服矣ハ、而商蓋服矣ノ誤ナリ、

紂爲長夜之飲、悞以失日、問其左右、盡不知也、乃使問箕子、箕子謂其徒曰、爲天下主、而一國皆失日、天下其危矣、一國皆不知、而我獨知之、吾其危矣、辭以醉而不知。

【爲長夜之飲】…爲ハ、爲ノ誤ナリ、長夜ハ、長夜ノ誤ナリ、之飲ハ、之飲ノ誤ナリ、【悞以失日】…悞ハ、悞ノ誤ナリ、以失日ハ、以失日ノ誤ナリ、【問其左右、盡不知也】…問ハ、問ノ誤ナリ、其左右ハ、其左右ノ誤ナリ、盡不知也ハ、盡不知也ノ誤ナリ、【乃使問箕子】…乃使問箕子ハ、乃使問箕子ノ誤ナリ、【箕子謂其徒曰、爲天下主、而一國皆失日、天下其危矣、一國皆不知、而我獨知之、吾其危矣、辭以醉而不知】…箕子謂其徒曰ハ、箕子謂其徒曰ノ誤ナリ、爲天下主ハ、爲天下主ノ誤ナリ、而一國皆失日ハ、而一國皆失日ノ誤ナリ、天下其危矣ハ、天下其危矣ノ誤ナリ、一國皆不知ハ、一國皆不知ノ誤ナリ、而我獨知之ハ、而我獨知之ノ誤ナリ、吾其危矣ハ、吾其危矣ノ誤ナリ、辭以醉而不知ハ、辭以醉而不知ノ誤ナリ、

魯人身善織、屨妻善織、縞而徙於越、或謂之曰、子必窮矣、魯人曰、何也、曰、屨爲屨之也、而越人跣行、縞爲冠之也、而越人被髮、以子之所長、遊不用之國、欲使無窮、其可得乎。

【魯人身善織、屨妻善織、縞而徙於越】…魯人身善織ハ、魯人身善織ノ誤ナリ、屨妻善織ハ、屨妻善織ノ誤ナリ、縞而徙於越ハ、縞而徙於越ノ誤ナリ、【或謂之曰、子必窮矣】…或謂之曰ハ、或謂之曰ノ誤ナリ、子必窮矣ハ、子必窮矣ノ誤ナリ、【魯人曰、何也、曰、屨爲屨之也、而越人跣行、縞爲冠之也、而越人被髮、以子之所長、遊不用之國、欲使無窮、其可得乎】…魯人曰ハ、魯人曰ノ誤ナリ、何也ハ、何也ノ誤ナリ、曰ハ、曰ノ誤ナリ、屨爲屨之也ハ、屨爲屨之也ノ誤ナリ、而越人跣行ハ、而越人跣行ノ誤ナリ、縞爲冠之也ハ、縞爲冠之也ノ誤ナリ、而越人被髮ハ、而越人被髮ノ誤ナリ、以子之所長ハ、以子之所長ノ誤ナリ、遊不用之國ハ、遊不用之國ノ誤ナリ、欲使無窮ハ、欲使無窮ノ誤ナリ、其可得乎ハ、其可得乎ノ誤ナリ、

陳軫貴於魏王、惠子曰、必善事左右、夫楊橫樹之、即生、倒樹之、即生、折而樹之、又生、然使十人樹之、而一人拔之、即無生楊矣、夫以十人之衆、樹易生之物、而不勝一人者、何也、樹之難、而去之易也、子雖工、自樹於王、而欲去子者衆、子必危矣、

陳軫、戰國策ニハ、軫ヲ謂ニ作レリ、(必善事左右)ニハ、戰國策ニハ、必ノ上ニ子ノ字アリ、陳軫魏王に貴重せられしに、惠子の曰はく、子は必ず善く魏王の左右の人々に事へよ、夫れ楊(ナナギ)は、横に之れを樹うれば即ち生じ、倒に之れを樹うれば即ち生じ、折りて之れを樹うれば又生ず、(軫の請候に遊説して皆合ふに喩ふ)然れども、十人をして之れを樹ふしめて、一人をして之れを抜かしめば、即ち生ける楊なからむ、夫れ十人の衆を以て生じ易き物を樹ふて、一人の抜く者に勝たざるは、何故ぞ、之れを樹うることは難くして、之れを抜き去ることは易ければなり、子は自ら王に樹うるに工みなりと雖も、子を抜き去らむと欲する者衆ければ、子は必ず危からむと、

魯季孫新弑其君、吳起仕焉、或謂起曰、夫死者、始死而血、已血而衄、已衄而灰、已灰而土、反其土也、無可爲者矣、今季孫乃始血、其母乃未可知也、吳起因去之、晉

魯の三家の一なる季孫、新に其の君の哀公を殺して、日數の立たぬ内に、吳起季孫に仕へたれば、或る人吳起に語りて曰はく、夫れ死したる者は、始めて死したるときは、生血あり、已に生血ありて、死血となり、已に死血となりて、灰色となり、已に灰色となりて、土となる、其の土に反りたるときは、最早爲すべきことなし、今季孫は、之れを死人に喩ふれば、乃ち始めて生血ある者なり、其れ乃ち此の後の惡逆未だ知るべからざるることなからむや、未だ知るべからざるならむと、吳起を去りて、晉へ往けり、

隰斯彌見田成子、田成子與登臺四望、三面皆暢、南望、隰子家之

樹蔽之、田成子亦不言、隰子歸、使人伐之、斧離數創、隰子止之、其相室曰、何變之數也、隰子曰、古者有諺曰、知淵中之魚者不祥、夫田子將有大事、事大而我示之、知微、我必危矣、不伐樹、未有罪也、知人之所、不言、其罪大矣、乃不伐也、

隰斯彌、齊ノ大夫ノ隰彌ノ後胤ナリ、(斧離數創)ニハ、離ハ、折(サ)クナリ、(相室)ニハ、家老ナリ、(何變之數也)ニハ、數ハ、速ナリ、(將有大事)ニハ、齊ヲ奪ハムトスル志アルナリ、
田成子の大夫の隰彌の子孫の隰斯彌、田成子に逢ひたる時、田成子隰斯彌と與に物見臺に登りて、四方を眺めたるに、三面は皆暢(く)として、目に障る物なけれども、南の方を眺むれば、隰子の家の樹木、成子の屋敷を蔽ひたり、隰子は之れを見て、無言なりけるが、田成子も體陶しと思ひたる様子なれども、亦其の事を言はざりけり、かくて隰子は家に歸りて、人をして其の樹木を伐らしめしが、斧にて折(サ)きて、數箇所に創(キズ)を付けたるとき、隰子は之れを差し止めたれば、其の家老の曰はく、何とて急速に變更したまふかと、隰子の曰はく、古者(イニシ)の諺あり、其の諺に曰はく、奥底の知れぬ深き淵の中の魚を窺ひ知るは、不吉不祥なることなりと、夫れ田子は、將に由々しき大事を企つることあらむとす、其の企つる事大なるに、我れ之れに其の隱微なる心底を覺り知りたることを示さば、彼れに注目せられて、我れ必ず危らむ、樹木を伐らずとも、未だ罪あらざらむ、人の何とも言はぬ所を測り知るは、其の罪大なりと心付きたれば、乃ち之れを伐ることを止めたるなりと、

楊子過於宋、東之逆旅、有妾二人、其惡者貴、美者賤、楊子問其故、逆旅之父答曰、美者自美、吾不知其美也、惡者自惡、吾不知其惡也、楊子謂弟子曰、行賢而去自賢之心、焉往而不美、

楊子、名ハ朱、字ハ子居トイフ、(東之逆旅)ニハ、莊子ニハ、東之ヲ宿於ニ作レリ、逆旅ハ、旅館ナリ、(有妾二人)ニハ、列子ニハ、有ノ上ニ逆旅人ノ三字アリ、(其惡者貴、美者賤)ニハ、列子ニハ、此ノ句ノ上ニ其一人美、其一人惡ノ八字アリ、(逆旅之父)ニハ、旅館ノ主人ナリ、
フ、列子ニハ、之父ヲ小子ニ作レリ、(焉往而不美)ニハ、莊子ニモ、列子ニモ、不美ヲ不愛哉ニ作レリ、
楊子宋國を通過して、東の方の旅館へ往きたるに、其の旅館に二人の妾ありて、其の惡(ヒニク)き者は貴ばれ、美しき者は賤まれたれば、

楊子其の故を問ひたるに、旅館の主人答へて曰はく、美しき者は、自ら美しとして自慢するが故に、吾れ其の美しきことを知らざるなり、惡き者は、自ら惡しとして謙遜するが故に、吾れ其の惡きことを知らざるなりと、楊子斯くと聞き、其の弟子に語りて曰はく、身の行賢くして、自ら賢しとする心を去らば、いづこへ往くとも、人に美なりとせられざらむ、往く先々に美なりとせらるべしと。

衛人嫁其子而教之曰、必私積聚、爲人婦而出常也、其成居幸也、其子因私積聚、其姑以爲多私而出之、其子所以自反者、陪其所以嫁、其父不自罪於教子非也、而自知其益富、今人臣之處官者、皆是類也、

【積聚】…蓄財スルナリ、小使錢ヲ溜ムルナリ、【自反】…一本ニハ、自ノ字ナシ、是ナリ、【陪其所以嫁】…一本ニハ、陪ヲ倍ニ作レリ、是ナリ、【知其益富】…知ハ、智ナリ、
【衛人其の娘を嫁して、之れに教へて曰はく、汝夫の家へ行きたらば、必ず内々に小使錢を溜め、人の婦となりて逐ひ出さるゝは、常の事なり、逐ひ出されずして其の家に居らるゝは、僥倖にしてあてにあらば、後日の用意肝要なりと、其の娘をこれに因りて、内々に小使錢を溜めたるに、其の姑(シワトメ)多く家の錢をくすねたりと思ひて、之れを逐ひ出したり、されども其の娘の立ち戻りたる時に所持せし金高は、其の嫁したる時に持参せし金高に倍したれば、其の父自ら娘に道ならぬことを教へしことを罪とせずして、自ら其の益々富めるを賢ありとせり、今人臣の官に處る者は、皆是の類にて、奉職中に官金を私して、免職になる用意をするなり、

魯丹三說中山之君而不受也、因散五十金、事其左右、復見未語、而君與之食、魯丹出而不反舍、遂去中山、其御曰、及見乃始善我、何故去之、魯丹曰、夫以人言善我、必以人言罪我、未出境而公子惡之、曰、爲趙來、聞中山君因索而罪之、

【魯丹といへる者、三たび中山國の君に己れの意見を説きたれど、受けられざるに因りて、五十金の賄賂を散じて、君の左右の人々の機嫌

を取りたるに、鼻端の利目空しからず、其の後重れて君に見えて、未だ何事をも語らぬ内に、君より魯丹に食錢を與へられたり、魯丹退出して、己が客舎に立ち戻らず、其のまゝ、遂に中山を立ち去りたれば、其の御者の曰はく、君に見ゆるに及びて、乃ち始めて我れを善く待遇せられたるを、何故に此の國を立ち去りたまふかと、魯丹の曰はく、夫れ中山の君は、人の好言を以て我れを善く待遇したることなれば、必ず人の惡言を以て我れを罪するならむ、それ故に立ち去るなりと、斯く語らひて、未だ國境を出でざるに、公子魯丹を惡言して曰はく、彼れは趙の爲めに間諜に來りたる者なりと、中山の君それによりて、魯丹のゆくへを探索して、執へて之れを罪したり、

田伯鼎好士、而存其君、白公好士、而亂荆、其好士則同、其所以爲則異、公孫友自刑、而尊百里、豎刁自宮、而諂桓公、其自刑則同、其所以自刑之爲則異、惠子曰、往者東走、逐者亦東走、其東走則同、其所以東走之爲則異、故曰、同事之人、不可不審察也、

【田伯鼎好士、而存其君】…此ノ事未ダ他書ニ見エズ、【白公】…白公勝ナリ、【其所以爲則異】…所以ノ下ニ好士之ノ三字アルベシ、【公孫友】…一本ニハ、友ヲ支ニ作レリ、是ナリ、【尊百里】…百里ハ、百里奚ナリ、其ノ百里奚ヲ薦メタル事ハ、說苑ニ詳ナリ、【往者】…往ハ、狂ニ作ルベシ、
【田伯鼎】…士を好みて、士の力を以て、其の君を存立し、白公勝は、士を好みて、士の力を以て、荆國を亂せり、其の士を好むことは同じけれども、其の士を好む所以の爲(シワザ)は異なり、公孫友は、自ら刑罰を受けて、百里奚を薦めて尊くし、豎刁は、自ら宮刑を受けて、齊の桓公に諂へり、其の自ら刑罰することは同じけれども、其の自ら刑罰する所以の爲(シワザ)は異なり、惠子の曰はく、氣の狂ひたる者東へ走れば、逐ふ者も亦東へ走る、其の東へ走るとは同じけれども、其の東へ走る所以の爲(シワザ)は異なりと、故に古語に曰はく、我れと事を同じくする人は、審に其の心術を察せざるべからざるなりと、

說林下

伯樂教二人相隄馬、相共之簡子、戲觀馬、一人舉隄馬、其一人從、後而循之、三撫其尻、而馬不隄、此自以爲失相、其一人曰、子非失

相也、此其爲馬也、踧肩而腫膝、夫踧馬也者、舉後而任前、腫膝不可任也、故後不舉、子巧於相踧馬、而拙於任腫膝、夫事有所必歸、而有所腫膝而不任、智者之所獨知也。

【伯樂】音博勞、古ノ善ク馬ヲ鑿定スル者ナリ、邦語ニ馬ヲ賣買スル者ヲ馬喰トイヘルハ、此レヨリ轉シタルナラム、相ニ踧馬ニ

ノフクタルナリ、拙於任腫膝、二人ノ弟子にはれ馬なりと言ひたれば、其の一人、馬の後(ワシロ)よりぐるぐる廻りて、三たび其の尻を撫てた

れど、馬ははれざりければ、此の人(前)の一人をいふ自ら鑿定を仕損じたりと思ひたるに、其の一人の曰はく、子は鑿定を仕損じたるにはあ

らざるなり、此れ其の馬は、肩短くして膝ふくれたり、夫れはれ馬は、後足(アトアシ)を擧げて、體を支ふることを前足に一任する者なれど、

膝のふくれたる者は、前足に一任すべからざるが故に、後足を擧げてはれざるなり、子ははれ馬を鑿定するに巧なれども、膝のふくれたる者

を鑿定するに拙しと、夫れ事は必ず重きを歸する所あれども、膝のふくる所あるを以て、前足に一任せざるなり、(勢不可なれば、賢者と雖

も、才を用ゐること能はざるをいふ)此の事は、智者の獨り知る所にして、衆愚の知らぬ所なり。

惠子曰、置猿於狎中、則與豚同、故勢不便、非所以逞能也。

【神】猿(チリ)ナリ、惠子曰はく、猿を檻(チリ)の中に入れ置けば、其の無能なること豚と同じ、故に勢其の身に便ならざるは、己れの能を逞しくする所以

にあらざるなりと。

衛將軍文子見曾子、曾子不起、而延於坐席、正身於奧、文子謂其御曰、曾子愚人也哉、以我爲君子也、君子安可母敬也、以我爲暴人也、暴人安可侮也、曾子不僂命也。

【文子】衛ノ大夫ノ公孫彌平ナリ、延ニ於坐席、延ハ、導クナリ、正身於奧、奧ハ、西南ノ隅ノ尊位ナリ、上座ニ就クタイフ、

【不僂命也】僂ハ、戰守ナリ、命ハ、幸ニ作ルベシ、僂守ナリ、幸ノ字ハ又幸ニ作ルニ因リテ、命ニ説レルナリ、

【衛の將軍の文子、孔子の弟子の曾子に逢ひたるに、曾子起立の禮を行はずして、坐席に案内し、身を西南の隅に正して、上座に就きたれ

ば、文子其の御者に語りて曰はく、曾子は愚人なるかな、何とならば、彼れ我れを以て君子とせば、君子はいかに敬ふことなるべき、我れ

を以て暴人とせば、暴人はいかに侮るべき、君子にもあれ、暴人にもあれ、禮讓すべき者にあらず、さるを新く我れに對して無禮なるに、我れ

之れを怒らずして、曾子の我れに戰守(ハツカシ)められざるは、一時の僂守といふ者なりと。

鳥有翮翮者、重首而屈尾、將欲飲於河、則必顛乃銜其羽、而飲之、一人之所有、飲不足者、不可不索其羽也。

【一人之所有、飲不足者、不可不索其羽也】一本ニハ、一ノ字ナシ、飲不足ハ、飲ムコト能ハザルタイフ、索其羽ハ、其ノ羽根

ヲ銜ム者ヲ尋ネ求ムルナリ、事ノ衆助ヲ待チテ以テ成ルニ喩ヘタルナリ、

【鳥に翮翮といふ者あり、首重くして、尾屈みたり、此の鳥將に河水を飲まむと欲すれば、必ず顛倒す、乃ち他の一鳥をして、其の羽根を口

に銜みて、體を支へて、之れを飲ましむ、是れと同じく、人の飲むこと能はざる者あるは、其の羽根を銜む者を探れ求めざるべからず、勢

不可なる場合には、他人の助を借らざればならぬなり。

鱷似蛇、蠶似蠋、人見蛇、則驚駭、見蠋、則毛起、漁者持鱷、婦人拾蠶、利之所在、皆爲責諸。

【鱷】ウナギナリ、蠶、イモムシナリ、責諸、責ハ、誣責、諸ハ、專諸ナリ、皆矣ノ人ニシテ、王子ノ腹忌ヲ刺シタル者ナリ、内

儲設篇ノ下ニハ、孟賁ニ作レリ、

【鱷(ウナギ)の形は、蛇に似たり、蠶の形は蠋(イモムシ)に似たり、人は蛇を見れば驚駭し、蠋を見れば身の毛よだてども、漁者は鱷を手に

持ち、婦人は蠶を拾ふ、利益の在る所には、何人も皆孟賁、專諸の如き勇者となるなり。

伯樂教其所憎者、相千里之馬、教其所愛者、相駑馬、千里之馬時一、其利緩、駑馬日售、其利急、此周書所謂下言而上用者惑也。

【周書】周ノ史官ノ記録ナリ、惑也、惑ノ字ハ衍ナリ、

伯樂其の情む所の弟子には、一日に千里を走る駿馬を鑒定することを教へ、其の愛する所の弟子には、駑馬(ニアキウマ)を鑒定することを教へたり、其の驛は、一日に千里を走る駿馬は、時によりて一たび出づる者なれば、之れを鑒定すれば、其の利益緩慢にして、駑馬は日毎に售(ウ)るゝ程多ければ、之れを鑒定すれば、其の利益急速なればなり、此れ周書に謂へる所の、凡下の言は、反りて君上に用ゐらるるといふ者なり、

桓赫曰、刻削之道、鼻莫如大、目莫如小、鼻大可小、小不可大也、目小可大、大不可小也、擧事亦然、爲其不可復者也、則事寡敗也、

【爲其不可復者也】…不可復ハ、取り返しツカヌナリ、或ハ云ハク、不ノ字ハ衍ナリ、可復ハ、再ビ手ヲ入レラルルナリト、桓赫といへる彫刻師の曰はく、人形を刻み削る仕方は、鼻は大にするに如くはなく、目は小さくするに如くはなし、鼻の大なるは、小さくせらるれども、小さくすれば、大にせられぬなり、目の小さきは、大にせらるれども、大にすれば、小さくせられぬなりと、萬づの事を擧げ行ふも亦然り、其の取り返しのつづめ、この爲めに、最初より用心すれば、何事も失敗すること寡し、

崇侯惡來、知不遇紂之誅也、而不見武王之滅之也、比干子胥、知其君之必亡也、而不知身之死也、故曰、崇侯惡來、知心、而不知事、比干子胥、知事、而不知心、聖人其備矣、

【崇侯惡來】…二人ハ、殷ノ紂王ノ佞臣ナリ、【崇侯】殷の紂王の佞臣の崇侯と惡來とは、紂王の讒賊に遇はぬやうに、其の意を迎ふることを知りたれど、周の武王の其の身を滅すことを見抜ざるなり、紂王の忠臣の比干と、吳の忠臣の伍子胥とは、其の君の必ず亡ぶることを知りたれど、其の身の君に殺されて死ぬることを知らざるなり、故に古語に曰はく、崇侯と惡來とは、君の心に適ふことを知りて、事の變ずること知らず、比干と伍子胥とは、事の變ずることを知りて、君の心に適ふことを知らず、聖人は心を知り事を知る兩つの知識備れり、

宋太宰貴而主斷、季子將見宋君、梁子聞之曰、語必可與太宰三坐乎、不然、將不免、季子因說以貴主而輕國、

【宋の太宰の官に居る者、自分貴くして、物事の裁斷を主りければ、季子といへる者、將に宋君に見えむとするとき、梁子といへる者、之れを聞きて曰はく、宋君と語るには、必ず宋君と太宰と季子との三人同坐すべきことか、さなくば、後日太宰に睨まれて、將に禍を免れざらむとすと、季子それに因りて、宋君に説くには、主君を貴ぶ事を以てして、君に媚び、太宰に説くには、國民を輕んずることを以てして、太宰に媚ひたり、

楊朱之弟楊布、衣素衣而出、天雨解素衣、衣緇衣、而反、其狗不知、而吠之、楊布怒、將擊之、楊朱曰、子母擊也、子亦猶是、使女狗白而往、黑而來、子豈能母怪哉、

【素衣】…白キ著物ナリ、【緇衣】…黒キ著物ナリ、楊朱の弟の楊布、或る日、白き著物を著て他出せしに、途中にて雨降りたれば、白き著物を解(ヌ)きて、黒き著物を著て、立ち戻りたるに、楊朱の家の狗、其の楊布なることを知らずして、之れを吠えたり、楊布怒りて、將に之れを擊たむとせしに、楊朱の曰はく、子擊つことなれば、子とても猶ほ(ヤハリ)是の狗の如くならむ、汝の狗をして、白き毛にて出て往き、黒き毛にて返り來らしめば、子いかに能く怪むことなるべき、必ず怪むことならむと、是れは、初め善にして、後に惡ならば、必ず人に咎めらるべきことの喩なり、

惠子曰、羿執鞅、持扞、操弓、關機、越人爭爲持的、弱子扞弓、慈母入室、閉戶、故曰、可必則、越人不疑、羿不可必則、慈母逃、弱子、

【羿】…古ノ善ク射ル者ナリ、【鞅】…決ニ作ルメシ、射者ノ右ノ手ノ大指ニ嵌ムル者ナリ、即チユカケナリ、【扞】…左ノ臂ニ著ケテ、袖ヲ收拾スル者ナリ、即チユゴテナリ、【關機】…ユハズヲ引クナリ、【扞弓】…扞ハ、引クナリ、【弱子】…弱ク射ル者ナリ、【慈母】…慈母の曰はく、古の射術の名人の羿、決(ユカケ)を執り、扞(ユゴテ)を持ち、弓を操り、機(ユハズ)を引かば、最も疎遠なる越人すら、我れ後れじと先を争ひて、羿の爲めに的を持つならむ、然るに何の経験もなき幼弱の童子弓を引かば、最も親近なる慈母すら、室内に逃げ込みて、戸を閉づるならむ、故に古語に曰はく、必ず的に申りて、人を誤むることなれば、越人すら羿を疑はずして、的を持てども、必ず的に申らざして、人を誤むる恐れあれば、慈母すら幼弱の子を逃げ避くるなりと、是れは、君子は必ず無黨無友に信ぜらるゝことを以て先務とす、未だ人に信ぜられずして、事成り意行はるゝ者は、其の例なしといふことの喩なり、

桓公問管仲、富有涯乎、答曰、水之以涯、其無水者也、富之以涯、其

富已足者也、人不能自止於足、而亡其富之涯乎、

【富有涯乎】……涯ハ、際限ナリ、水之以涯……富之以涯……ニツノ以ノ字ハ、爲三作ルベシ、齊の桓公、管仲に問へるやう、富には際限ありやと、管仲答へて曰はく、水の際限とは、其の上に水なき者なり、富の際限とは、其の富已に足れる者なり、人は自ら足るに止ること能はずして、其の富の際限を亡（ウシナ）はむべし。

宋之富賈有監止子者、與人爭買百金之璞玉、因佯失而毀之、負其百金、而理其毀瑕、得千鎰焉、事有舉之而有敗、而賢其母舉之者、負之時也、

【佯失】……ツゾト取り落スナリ、千鎰……二十兩ナ鎰トイフ、宋の富める商賈に監止子といへる者あり、人と競争して、價百金の璞玉（アラマヤ）を買はむとせしが、それに就きて、わざと其の璞玉を取り落して、之れを毀損しつ、其の百金を我が真摯として支拂ひて、品物を引き取りて、其の毀損せる瑕（キズ）を修理して、賣物にして、千鎰の大金を得たり、されば物事は、之れを擧げ行ひて、失敗することありて、反りて之れを擧げ行ふことなきに賢（マサ）れる利益を得ることあり、監止子の百金を買物して千鎰を獲得したる時機の如きは是れなり。

有欲以御見荆王者、衆騶妬之、因曰、臣能檄鹿、見王、王爲御、不及鹿、自御及之、王善其御也、乃言衆騶妬之、

【衆騶】……多クノ御者ナリ、【檄鹿】……一本ニハ、檄ヲ檄ニ作レリ、是ナリ、檄ハ、撃ト通ズ、馬を御する術を以て荆王に見えむと欲する者ありけるに、多くの御者之れを妬みて妨げたるに因りて、其の者の曰はく、臣は鹿を御する術を心得たりと、斯く申し立て、王に見えたれば、王自ら御者となりて、其の者を載せて、鹿を捕りに出掛けしが、王の馬を御すること拙くして、鹿に追ひ附かず、其の者代りて自ら御して、鹿に追ひ附きたり、王其の者の御することを善しとしたれば、其の者乃ち多くの御者の己れを妬みたることを言ひて、王に取り入ることを得たり。

荆令公子將伐陳、丈人送之、曰、晉彊不可不慎也、公子曰、丈人奚

憂、吾爲丈人破晉、丈人曰、可、吾方廬陳南門之外、公子曰、是何也、曰、我笑句踐也、爲人之如是其易也、己獨何爲、密密十年難乎、

【丈人】……故老ナリ、荆、公子に令して、將に陳を伐たむとするとき、一人の故老、公子を見送りて曰はく、晉強くして、陳を救ふべければ、慎まざるべからざるなりと、公子の曰はく、故老何とて憂ふるに及ばむ、吾れ故老の爲めに晉を破らむと、故老の曰はく、宜し、吾れ方に陳の南門の外に、廬に居る時の廬（イカリ）を結びて、公子の失敗するを觀むと、公子の曰はく、是れ何故ぞと、故老の曰はく、我れは越王句踐の愚を笑ふなり、人の爲めにする事、公子の如く其れ容易ならむには、彼の句踐は、己れ獨り何ぞ十年の閉塞に矣を謀りたる困難を爲しつるや、其の愚を笑はざることを得ずと。

堯以天下讓許由、許由逃之、舍於家人、家人藏其皮冠、夫弃天下、而家人藏其皮冠、是不知許由者也、

【家人】……民家ナリ、堯天下を以て許由に讓らむとせしに、許由之れを逃れて、民家に舍（ヤド）りたり、然るに民家の主人、許由に皮の冠を蓋まれむことを恐れて、之れを藏（カク）したり、夫れ天下を棄つる程の無欲なる人を宿らせて、民家の主人、其の皮の冠を藏せるは、是れ許由の人物を知らぬ者なり。

三虱相與訟、一虱過之、曰、訟者奚、說三虱曰、爭肥饒之地、一虱曰、若亦不患、臘之至、而茅之燥耳、若又奚患、於是乃相與聚、噉其母而食之、鼂臞人乃弗殺、

【若亦不患臘之至、而茅之燥耳】……若ハ、汝ナリ、臘ハ、十二月ノ祭ノ名ナリ、茅ハ、豚ヲ包ムチガヤナリ、燻ハ、煙（ヤク）ノ誤ナラム、【噉其母】……噉ハ、共ニ之レヲ食フナリ、豚ハ、風ノ生ズル所ナルガ故ニ、母トイフ、【臘】……瘠スルナリ、臘にたゞれる三匹の虱（シラミ）爭論して、共々に訟へたり、一匹の虱、其の處に立ち寄りて曰はく、訟ふる者は何の說あるいと、三匹の虱の曰はく、我等は肥沃豐饒の地を争ふなりと、一匹の虱の曰はく、汝等も亦十二月の臘祭の時日至りて、豚の祭に用ゐらるるとき、豚を包め

る茅の燠(ヤカ)れて、汝等の身も黒焼になることを患へざるまてのことにて、笑止千萬なり、汝等は又何とて餘事を患ふるに及ばむ、益もなき争論なりと、是に於て、三匹の鼠、乃ち共々に聚りて、其の身の寄生せる母と特める豚の皮膚を食ひ合ひたれば、豚瘡を食へて、食ふべき肉のなくなりたるにぞ、祭日に至りて、之れを飼へる人、乃ち殺さざりければ、鼠も共に無事なりきとぞ。

蟲有_二虻者_一、一身兩口、爭相齧也、遂相食、因自殺、人臣之爭事、而亡其國者、皆虻類也、

【註】蟲に虻といふ者あり、一身にして兩口あり、其の口争ひて齧(カシ)み合ひて、遂に相食みたるに因りて、自殺せり、人臣の事を争ひて其の國を亡す者は、皆虻の類なり、

宮有_二聖器有_二滌則潔矣_一、行身亦然、無滌聖之地、則寡非矣、

【註】聖……漆喰ナリ、無滌聖之地……無ハ、有ニ作ルベシ、
【註】宮室に漆喰の裝飾あり、器物に洗滌することあれば、清潔なり、人の身を行ふことも亦然り、其の不潔なる所を洗滌し、漆喰にて裝飾する餘地あれば、非なること寡し、

公子糾將爲亂、桓公使使者視之、使者報曰、笑不樂、視不見、必爲亂、乃使魯人殺之、

【公子糾】……齊ノ桓公ノ兄ナリ、公孫無知ノ亂ニ、糾ハ魯ヘ奔リ、桓公ハ宮ヘ奔リテ、與ニ國ニ入ラムコトヲ争ヘリ、事ハ左傳ノ莊公ノ九年ニ見ユ、
【註】齊の桓公の兄なる公子の糾、將に亂を爲さむとするとき、桓公使者をして之れを視察せしめたるに、使者報告して曰はく、公子の糾は、笑へども樂まず、視れども見えず、何事もうはのそらなれば、必ず亂を爲すならむと、桓公乃ち魯人をして之れを殺さしめたり、

公孫弘斷髮、而爲越王騎、公孫喜使人絶之、曰、吾不與子爲昆弟矣、公孫弘曰、我斷髮、子斷頸、而爲人用兵、我將謂子何、周南之戰、

公孫喜死焉、

【昆弟】……兄弟ナリ、【周南之戰】……伊闕ノ戰ナリ、史記ニ、韓ノ宣王ノ三年ニ、公孫喜ヲシテ、周、魏ノ師ヲ率キテ、秦ヲ攻メシム、秦敗リテ、喜ヲ伊闕ニ處ニス、トアリ、

【註】公孫弘髮を斷ちて、越王の騎士となりけるに、公孫喜其の夷狄の風俗に倣ひたるを怒りて、人をして之れと絶交せしめて曰はく、吾れは子と兄弟とならじと、公孫弘の曰はく、我れは髮を斷ちたるまでのことなれど、子は頸を斷つことを意とせずして、人の爲めに兵を用ひたり、我れは將天子を何とか謂はむと、周南の戰に、公孫喜果して死せり、

有_二與悍者鄰欲賣宅而避之_一、人曰、是其貫將滿也、遂去之、或曰、勿之矣、子姑待之、答曰、吾恐其以我滿貫也、遂去之、故曰、物之幾者、非所靡也、

【悍者】……亂暴人ナリ、【貫】……罪惡ナリ、【物之幾者、非所靡也】……幾ハ、危キナリ、靡ハ、隨フナリ、

【註】亂暴人と稱れる者ありて、己れの居宅を賣却して、之れを避けむと欲せしに、或る人の曰はく、是れ其の罪惡將に滿ちむとすと、鄰家の人遂に立ち退きむとせしに、或る人の曰はく、他所へ往くことなけれ、子姑く其の召し捕らるゝを待てと、鄰家の人答へて曰はく、吾れは彼の者の我れを殺して以て罪惡を滿ちむことを恐るゝなりと、斯く言ひて、遂に立ち退きけり、故に古語に曰はく、物の危きは、遂に避くべし、其の側に附き隨ひて居るべきことにあらざるなりと、

孔子謂弟子曰、孰能導子西之鈞名也、子貢曰、賜也、能乃導之、不復疑也、孔子曰、寬哉、不被於利、絜哉、民性有恆、曲爲曲、直爲直、孔子曰、子西不免、白公之難、子西死焉、故曰、直於行者、曲於欲、

【導子西之鈞名】……導ハ、道ト通ズ、言フナリ、【鈞名】……虛名ヲ盜ムタイフ、【賜】……姓ハ端木、名ハ賜、字ハ子貢ナリ、【寬哉】……此ノ上一句ヲ脱セルナラム、始ク人ヲ疑ハザル意味トシテ解ス、【不被於利、絜哉】……不被ニ於利ハ、利欲ニ疎キナリ、絜ハ、潔ニ同ジ、【孔子曰、子西不免】……孔子曰ノ三字ハ、衍ナラム、【曲於欲】……己レノ欲ヲ矯ムルナリトモ、人情ニ逆フナリトモイヘリ、

孔子弟子に語りて曰はく、誰れか能く楚の令尹の子西の高名を釣り獲たることを言はむと、弟子の子貢の曰はく、賜(マカケシ)能く乃ち之れを言はむ、子西の人柄は、一たび人を信じたる上は、重れて之れを疑はざるなりと、孔子の曰はく、人を疑はざるは、寛大なることと、名譽を好み、利欲に疎きは、廉潔なることと、さりながら民の性には恆の習辭ありて、理窟通りにゆかぬ者なれば、邪曲なるを邪曲とし、正直なるを正直とすれば、子西は福を免るまじと、白公勝の難に、子西は果して死せり、故に古語に曰はく、行に直き者は、欲に曲げらるゝ、此の一條は、意味徹底せず、蓋し脱誤あらむ。

晉中行文子出亡、過於縣邑、從者曰、此嗇夫公之故人、公奚不休舍、且待後車、文子曰、吾嘗好音、此人遺我鳴琴、吾好佩、此人遺我玉環、是振我過者也、以求容於我者、吾恐其以我求容於人也、乃去之、果收文子、後車二乘、而獻之其君矣。

【晉中行文子出亡】：中行文子ハ、晉ノ卿ナリ、史記ニ、晉ノ定公ノ二十二年ニ、荀寅ハ、即チ中行文子ナリ、荀寅ハ、小役人ノ名稱ナリ、【後車】：供ノ車ナリ、【是振我過者也】：振ハ、救フナリ、振ノ上ニ不ノ字アルベシ、者也ノ二字ハ、衍ナラム、【以來善於我者】：者ノ下ニ也ノ字ヲ脱セルナラム、
【晉の中行文子都を出奔して、或る縣邑を通過せしとき、其の從者の曰はく、此の地の小役人の某は、尊公の故人(ムカシウジ)なり、尊公何とて其の家に休息宿舎して、且つ(シバラク)御供の車の來るを待ちたまはざるかと、文子の曰はく、吾れ嘗て音樂を好みしに、此の人我れに鳴琴を遣れり、吾れ又身に佩ぶる物を好みしに、此の人我れに玉環(マモノ)を遣れり、是れ我が物事を嗜好する過失を救はず、我が意を迎へて、以て容れられむことを我れに求めたる者なり、此の如き人物なれば、吾れ其の我れをだしに使ひて、以て容れられむことを他人に求めむことを恐るゝなりと、斯く言ひて、乃ち其の家に立ち寄らずして去りたるに、果して其の者文子の供の車二輛を取り上げて、之れを其の君の晉侯に獻じたり。

周趨謂宮他曰、爲我謂齊王曰、以齊資我於魏、請以魏事王、宮他曰、不可、是示之無魏也、齊王必不資於無魏者、而以怨有魏者、公不如曰、以王之所欲、臣請以魏聽王、齊王必以公爲有魏也、必因公、是公有齊也、因以有齊魏也。

【周趨】：魏人ナリ、【宮他】：周ノ臣ナリ、【以齊資我於魏】：齊ノ力ヲ以テ我レヲ魏ニ助クルナリ、【以王之所欲】：以ノ字ハ、衍ナリ、【因以有齊魏也】：齊ノ字ハ、衍ナラム、戰國策ニハ、以齊有魏也、亦通ズ、
【魏人周趨、周の臣の宮他に語りて曰はく、予我が爲めに齊王に語りて、齊の勢力を以て我れを魏に助けられよ、さらば魏を以て大王に事へたしと曰へど、宮他の曰はく、是は宜しからず、是れ齊に子の魏に買目なきことを示すなり、齊王必ず魏に買目なき者を助けて、以て魏に買目ある者を怨ましめざらむ、さることなせむよりは、貴公は、大王の欲せらるゝ所は、何事にもまれ、臣魏を以て大王の命令を承りたしと曰ふに如し、さらば齊王必ず貴公を以て魏に買目ありとして、必ず貴公に倚賴するならむ、是れ貴公は齊に買目あるなり、又それに因りて以て魏に買目あるなりと、

白圭謂宋令尹曰、君長自知政、公無事矣、今君少主也、而務名、不如令荆賀君之孝也、則君不奪公位、而大敬重公、則公常用宋矣。

【宋令尹】：戰國策ニハ、令尹チ大尹ニ作レリ、是ナリ、宋ニハ令尹ナシ、大尹ハ、宋君ノ母ト通ジタル者ナリ、左傳ノ哀公ノ二十六年ノ注ニ、大尹ハ、近官ト稱アル者トアリ、【公無事矣】：戰國策ニハ、公ノ上ニ則ノ字アリ、矣ノ字ナシ、【君不奪公位】：戰國策ニハ、則君不奪太后之事、矣ニ作レリ、蓋シ當時太后政ヲ聞キ、大尹事ヲ攝セシナラム、【荆宋】：宋ノ權柄ヲ執ルチイフ、
【白圭といへる者、宋の大尹の某に語りて曰はく、宋君成長したまはば、自ら政事を知召されむ、さらば貴公は爲る事なくして權を失はむ、今宋君は少主なり、而して名譽を揚げむことを務めらるれば、貴公の計らひにて、荆王をして宋君の季行なることを慶賀せしめむには如何し、さらば宋君は貴公の位を奪はずして、大に貴公を敬重せらるゝならむ、さらば貴公は未長く常に宋の權柄を執らるゝならむと、
管仲鮑叔相謂曰、君亂甚矣、必失國、齊國之諸公子、其可輔者、非公子糾、則小白也、與子人事一人焉、先達者相收、管仲從公子糾、鮑叔從小白、國人果殺君、小白先入爲君、魯人拘管仲、而效之、鮑叔言而相之、故諺曰、巫咸雖善祝、不能自祓也、秦醫雖善除、不能自彈也、以管仲之聖、而待鮑叔之助、此鄙諺所謂虜自賣、裘而不

售士自舉辯而不信者也

【君亂其矣】：君ハ、齊ノ襄公ナリ、小白：：：桓公ノ名ナリ、人事三人：：：上ノ人ハ、各トイハムガ如シ、相收：：：相互ニ一方ヲ取リ持ツナリ、效之：：：效ハ、效スナリ、送リ届ケルナリ、【巫成】：：：古ノ神巫ノ名ヲ成トイヘル者ナリ、【秦醫】：：：史記ニ、扁鵲ハ、渤海郡ノ人ナリ、姓ハ秦氏、名ハ越人トアリ、其ノ扁鵲トイヘルハ、黃帝ノ時ノ名醫ニ扁鵲アリ、而シテ秦越人ハ戰國ノ時ニ在リ、人之レヲ號シテ扁鵲トセシナリ、【不能自彈】：：：彈ハ、針ヲ打ツナリ、外儲說篇ノ右ノ上ニ、不能使人以寸砥石彈之トアリ、【處】：：：北夷ナリ

【管仲】：：：管仲、鮑叔相語リて曰ハク、我が君ノ亂行甚しければ、必ず國を失はる、ならむ、齊國の諸公子の中にて、其の輔佐すべき人物は、公子の糾にあらざれば、小白なり、子と與に各々此の一人に事へむ、而して先づ榮達したる者相互に一方を取り持たむと、斯く語らひて、管仲は公子の糾に従ひて、魯へ出奔し、鮑叔は小白に従ひて、魯へ出奔せしに、國人果して齊の君を殺したれば、小白先づ國へ入りて君となりぬ、是に於て、魯人管仲を拘（トウ）へて、之れを齊へ送り届けたれば、鮑叔小白に言上して、之れを宰相とせり、世の諺に曰はく、古の神巫の成は、善く人の禍福を視（イノ）ると雖も、自ら其の身の災を被（ヘ）らふこと能はず、名醫の秦越人は、善く人の病を除くと雖も、自ら其の身に針を打つこと能はざりきと、管仲の忠を以てして、鮑叔の助を待ちしは、此れ鄙俚なる諺に謂へる所の北夷自ら其の名産の裘（カ）ハ（コロモ）を賣れども傳れず、士人自ら其の辯舌を譽むれども、信ぜられざる者にして、如何なる賢者も、人の助を待たざることを得ざるなり

荆王伐吳、吳使沮衛蹇融犒於荆師、荆將軍曰、縛之、殺以釁鼓、問之曰、女來ト乎、答曰、ト、ト吉乎、曰、吉、荆人曰、今荆將以女釁鼓、其何也、答曰、是故其所以吉也、吳使臣來也、固視將軍、將軍怒、將深溝、高壘、將軍不怒、將懈怠、今也將軍殺臣、則吳必警守矣、且國之卜、非爲一臣、卜夫殺一臣、而存一國、其不言吉、何也、且死者無知、則以臣釁鼓、無益也、死者有知也、臣將當戰之時、臣使鼓不鳴、荆人因不殺也

【吳使沮衛蹇融犒於荆師】：：：左傳ノ昭公ノ五年ニ、吳子其ノ弟蹇由ヲシテ師ヲ備ハシムトアリ、蹇ハ、慰勞スルナリ、【釁鼓】：：：人ヲ以テ牲トシテ、其ノ血ヲ取リテ、陣太鼓ニ塗ルナリ、此レハ戎器ヲ神ニスルナリ、【女來ト乎】：：：女ハ、汝ナリ、【是故其所以吉也】：：：故ハ、固ト通ズ

【荆王吳を伐らたれば、吳は沮衛蹇融をして、荆の軍隊を慰勞せしめたるに、荆の將軍の曰はく、其の者を捕縛せよ、殺して以て陣太鼓に其の血を塗りて血祭にせむと、さて蹇融に問ひて曰はく、汝此に來る時に、吉凶をトせしむと、蹇融答へて曰はく、トセリと、又問ひて曰はく、トして吉なりしと、答へて曰はく、吉なりきと、荆人の曰はく、今荆は汝の血を以て陣太鼓に塗らむとす、其の吉なるは何故ぞと、答へて曰はく、是れ固より其の吉なる所以なり、何とならば、吳の臣をして來らしめたるは、固より將軍の權子を視察せしめむとてなり、將軍怒らば、吳は用心して、特に濟を深くし壘を高くせむとす、將軍怒らば、吳は特に防禦を懈怠せむとす、今將軍臣を殺さば、吳は必ず警戒守備せむ、且つ又國の吉凶をトするは、一人の臣下の爲めにトするにあらず、夫れ一臣を殺して一國を存せば、其れ吉と言はずして何と言はむ、且つ又死したる者知ることなくば、臣の血を以て陣太鼓に塗るとも益なからむ、死したる者知ることあらば、臣は將に合戰の時に當りて、臣其の陣太鼓をして鳴らざらしめむとすと、荆人は策れて鬼神を信じてるに因りて、懼れて之れを殺さざりき

智伯將伐仇由、而道難不通、乃鑄大鐘、遺於仇由之君、仇由之君大說、除道將內之、赤章曼枝曰、不可、此小之所以事大也、而今也大以來、卒必隨之、不可內也、仇由之君不聽、遂內之、赤章曼枝因斷轂而驅、至齊、七月而仇由亡矣

【仇由】：：：晉ニ近キ狄國ナリ、【大說】：：：說ハ、悅ト通ズ、【除道將內之】：：：除ハ、開クナリ、内ハ、納ニ同シ、【赤章曼枝】：：：仇由ノ臣ノ名ナリ、【斷轂而驅】：：：山中道狹キガ故ニ、車ノ轂（コシキ）ヲ斷チテ短クシテ、疾驅スルナリ、【七月】：：：史記ノ正義ニハ、十九日ニ作リ、呂子春秋ニハ、七日ニ作レリ

【智伯將に晉に近キ狄國の仇由を伐たむとす、而るに道路險難にして通ぜざりければ、乃ち大なる鐘を鑄て、仇由の君に遺れり、仇由の君大に悦びて、道路を開通して、將に其の鐘を受納せむとせしに、其の臣の赤章曼枝の曰はく、そは宜しからず、斯かる贈物をするは、小國の大國に事ふる所以なり、而るに今大國此の贈物を以て小國に來れり、兵卒必ず其の後に附き隨はむ、受納すべからざるなりと、仇由の君之れを聽かずして、遂に之れを受納せしむば、赤章曼枝それに因りて其の國を立ち去りて、車の轂（コシキ）を斷ちて短くして、狭き山道を疾驅して、齊の國に至りしが、其の後七箇月立ちて、仇由國は智伯の兵に攻められて滅亡せり

越已勝吳、又索卒於荆、而攻晉、左史倚相謂荆王曰、夫越破吳、豪

士死、銳卒盡、大甲傷、今又索卒以攻晉、示我不病也、不如起師與分吳、荆王曰善、因起師而從越、越王怒、將擊之、大夫種曰不可、吾豪士盡、大甲傷、我與戰、必不克、不如賂之、乃割露山之陰五百里以賂之。

【左史倚相】：倚相ハ、楚ノ史官ノ名ナリ、左傳ノ魯ノ昭公ノ十二年ニ見エタリ、【荆王】：：嘉王ナリ、【大甲】：：大鍬ヲ著ル壯士ナリ、【不病】：：疲弊セザルナリ、【不如起師與分吳】：：一本ニハ、與ヲ以ニ作レリ、是ナリ、【從越】：：越ノ軍ニ戰爭ヲ仕掛ケルナリ、【越已に吳に勝ちて、又兵卒を荆に索ふ】：：一本ニハ、與ヲ以ニ作レリ、是ナリ、【夫れ越は、吳を破りて、家傑の士は死し、精銳の卒は盡き、大鍬を著る壯士は負傷せり、さるを今又兵卒を我れに索めて、以て晉を攻むるは、我れに對して、自國の疲弊せざることを示すなり、されば此の際師を起して、以て越の取りたる吳の地を分け取らむには如何と、荆王の曰はく、至極尤なりと、それに就きて、師を起して、越の軍に戰爭を仕掛けたれば、越王怒りて、將に之れを擊たむとせしに、大夫の種曰はく、そは宜しからず、吾が豪傑の士は盡き、大鍬を著る壯士は負傷せしを、今我れ荆と戰はば、必ず勝たざらむ、之れに賂賂の物を遣りて、其の鋒先を避けむには如何と、乃ち江、淮二水の間に在る露山の陰（キキ）の五百里の地を割きて、以て荆に賂へり、

荆伐陳、吳救之、軍閒三十里、雨十日、夜星、左史倚相謂子期曰、雨十日、甲輯而兵聚、吳人必至、不如備之、乃爲陳、陳未成也、而吳人至、見荆陳而反、左史曰、吳反復六十里、其君子必休、小人必食、我行三十里、擊之、必可敗也、乃從之、遂破吳軍。

【不知備之】：：一本ニハ、不知ヲ宜ニ作レリ、是ナリ、【反復】：：往復ナリ、【君子】：：上官タイフ、【小人】：：兵卒タイフ、【從之】：：從ハ、追ヒ掛ケルナリ、【左史の倚相、子期に語りて曰はく、雨降ること十日なれば、此の間に吳の甲兵集まるならむ、吳人必ず至るべければ、宜しく之れに備ふべしと、乃ち之れを追ひ掛けて、遂に吳の軍を破れり、

しと、乃ち陣列を爲さむとして、陣列未だ十分に成らざりしかど、吳人至りて、荆の陣列せるを見て、戰はずして反りたり、左史の曰はく、吳は往復六十里の長途なれば、其の上官は必ず休息し、兵卒は必ず食事するならむ、我れは行くこと三十里なれば、之れを擊たば、必ず敗るべきなりと、乃ち之れを追ひ掛けて、遂に吳の軍を破れり、

韓趙相與爲難、韓子索兵於魏曰、願借師以伐趙、魏文侯曰、寡人與趙兄弟、不可以從、趙又索兵以攻韓、文侯曰、寡人與韓兄弟、不敢從、二國不得兵、怒而反、已知文侯以構於已、乃皆朝魏。

【爲難】：：敵對スルナリ、【韓子】：：戰國策ニハ、子ノ字ナシ、是ナリ、【願借師以伐趙】：：戰國策ニハ、願ノ下ニ得ノ字アリ、【構於已】：：構ハ、誘ト通ズ、和解スルナリ、【韓と趙と相互に敵對せしとき、韓兵を魏に索めて曰はく、願はくは師を借りて以て趙を伐たむことをと、魏の文侯の曰はく、寡人は趙と兄弟分なれば、以て來意に従ふべからずと、趙又兵を魏に索めて、以て韓を攻めむとせしに、文侯の曰はく、寡人は韓と兄弟分なれば、敢て來意に従はずと、韓、趙の二國の使者、兵を借ることを得ずして、怒りて歸りしが、已にして乃ち文侯の斯く言ひて以て己れ等々和解せしめむとせしことを知りたれば、乃ち、韓も趙も皆魏に來朝して、其の厚意を謝せり、

齊伐魯、索讒鼎、魯以其贖往、齊人曰、贖也、魯人曰、眞也、齊曰、使樂正子春來、吾將聽子、魯君請樂正子春、樂正子春曰、胡不以其眞往也、君曰、我愛之、答曰、臣亦愛臣之信。

【愛鼎】：：讒ハ、魯ノ國寶ノ鼎ノ名ナリ、【樂正子春】：：曾子ノ弟子ナリ、【吾將聽子】：：子ハ、之ノ誤ナラム、【齊、魯を伐ちて、其の國寶の讒鼎を所望せしに、魯は人をして其の贖物を以て往かしめたり、齊人の曰はく、此の鼎は贖物なりと、魯人の曰はく、否、眞物なりと、齊人の曰はく、さらば曾子の弟子の樂正子春をして來らしめよ、吾れは將に其の眞實を之れに聽かむとすと、是に於て、魯君樂正子春に、齊へ往きて、贖物ならざることを請ひたるに、樂正子春の曰はく、何とて其の眞物を以て往かしめられざるかと、君の曰く、我れは其の眞物を愛惜せるが故に、遣らざるなりと、樂正子春答へて曰はく、臣も亦臣の信實を受惜せるが故に、贖物を眞物なりと申すこと能はざるなりと、

韓咎立爲君未定也弟在周周欲重之而恐韓咎不立也禁母恢
曰不如以車百乘送之得立因曰爲戒不立則曰來效賊也

【韓咎】：韓ノ國王ノ子ノ釐王ナリ【未定也】：戰國策ニハ、未ノ上ニ而ノ字アリ【弟在周】：弟ノ名ハ熒風トイフ【恐禁母不立】：昔ハ、之ニ作ルヤシ【禁母恢】：周ノ臣ナリ【效賊】：效ハ、致スナリ【賊ハ、謀反人ナリ】熒風ヲ指ス
【韓の太子の咎、立ちて君とならむとして、未だ確定せざるなり、咎の弟周に在り、周人之れを重くして、立て、韓の君と爲さむと欲して、韓人之れを立てざらむ、ことを恐れたるに、周の臣の禁母恢の曰はく、兵車百輛を以て弟を送り込まむには如かじ、若し弟立つことを得ば、それに就きて、途中の警戒をせりと曰ふべし、若し弟立つことを得ずば、遙々來りて貴國の叛反人を送り届けたりと曰ひて、弟を引渡すべし、さらば弟の立つと立たざるに拘はらず、我れに後難あるまじと】

靖郭君將城薛客多以諫者靖郭君謂謁者曰毋爲客通齊人有
請見者曰臣請三言而已過三言臣請烹靖郭君因見之客趨進
曰海大魚因反走靖郭君曰請聞其說客曰臣不敢以死爲戲靖
郭君曰願爲寡人言之答曰君聞大魚乎網不能止繳不能絙也
蕩而失水螻蟻得意焉今夫齊亦君之海也君長有齊奚以薛爲
君失齊雖隆薛城至於天猶無益也靖郭君曰善乃輟不城薛

【靖郭君】：齊ノ國王ノ子ノ田嬰ナリ【薛ニ封セラレタリ】謁者：取次ノ者ナリ【答曰】：戰國策ニハ、客ヲ對ニ作レリ【網不能止繳不能絙】：網ハ、七射【イグルミ】トテ、絙ハ、矢ニ結ビテ、鳥ヲ射テ、繩ヲ捕フル仕掛ナリ【絙ハ、挂【カク】ニ同ク、戰國策、淮南子、新序ニハ、鉤弗能牽ニ作レリ】蕩而失水：蕩ハ、動クナリ【得意】：思フマ、ニ大魚ヲ苦ムルナリ【隆薛城】：隆ハ、高クスルナリ
【齊王の二門の靖郭君、將に其の封邑の薛の地に城を築きて遷り住まむとせしに、其の家を食客、其の事を以て諫め止むる者多かりければ、靖郭君はさく思ひて、取次の者に語りて曰はく、客の爲めに口上を通ずることなれど、然るに齊人の見えむことを請ふ者ありて曰はく、臣請ふ三言にして已まむ、若し三言を通きたらば、臣請ふ烹殺せられたしと、靖郭君はそれによりて、其の客に逢ひたるに、客趨り進みて曰はく、

海大魚と、因りてひらりと身を反して退き走りたれば、靖郭君の曰はく、海大魚といふ説を聞きたしと、客の曰はく、臣は此の上多言して敢て死刑に處せらるゝことを以て敢るゝことをせじと、靖郭君の曰はく、其の心配は無用なり、願はくは寡人の爲めに之れを言はむことと、客答へて曰はく、君は大魚の事を聞きたまひしか、大魚は網も止むること能はず、網（イグルミ）も引き掛くること能はざるなり、然れども動きて水を失へば、螻（ケラ）や蟻の如き微蟲と雖も、思ふまゝに之れを苦むるなり、今夫れ齊國も、亦君の海なり、君長く齊を有たば、何ぞ薛を以て仕事とするに足らむ、君齊を失はば、薛の城を高く築きて天に至ると雖も、猶ほ益なからむと、靖郭君の曰はく、至極尤なりと、乃ち輟（ヤ）めて薛に城を築かざりき

荆王弟在秦秦不出也中射之士曰資臣百金臣能出之因載百
金之晉見叔向曰荆王弟在秦秦不出也請以百金委叔向受金
而以見之晉平公曰可以城壺丘矣平公曰何也對曰荆王弟在
秦秦不出也是秦惡荆也必不敢禁我城壺丘若禁之我曰爲我
出荆王之弟吾不城也彼如出之可以德荆彼不出是卒惡也必
不敢禁我城壺丘矣公曰善乃城壺丘謂秦公曰爲我出荆王之
弟吾不城也秦因出之荆王大說以鍊金百鎰遺晉

【荆王弟】：公子ノ午ナリ【中射之士】：侍御ノ官ナリ【見之晉平公】：之ノ字ハ衍ナリ【壺丘】：晉ノ地ナリ【卒惡】：惡意ヲ立テ通スナリ【秦公】：秦伯此ノ時僭シテ公ト稱セリ【大說】：悦ハ、悦ト通ズ【鍊金】：實ノ好キ金ナリ、五銖篇ノ鍊金ニ同ク【百鎰】：二十兩ナシトイフ
【荆王の弟、使して秦に滞在せしに、秦之れを因へて、出し還さざりければ、荆の中射の士の曰はく、臣に百金を賞給せられ、臣能く之れを出し還さしめむと、さて荆王の許可を得たるに因りて、中射の士は、百金を車に載せて、晉へ往きて、叔向に見えて曰はく、荆王の弟秦に滞在せしに、秦之れを因へて、出し還さざるなり、百金を以て之れを迎へ取ることを貴公に委託せむことを請ふと、叔向其の金を受けて、以て晉の平公に見えて曰はく、此の金を以て、壺丘に城を築きたまふべしと、平公の曰はく、何故ぞと、叔向對へて曰はく、荆王の弟秦に滞在せしに、秦之れを因へて、出し還さざるなり、是れ秦荆に對して、惡意を行ふなり、されば秦は必ず我が壺丘に城を築くことを禁止せざらむ若し之れを禁止せば、我れは、我が爲めに荆王の弟を出し還さば、吾れ城を築くまじと曰はむ、彼れ如し之れを出し還さば、其の口を以て荆に

原編を施すことなるべし、彼れ如し出し還さずば、是れ暴意を立て過す者なれば、必ず致て我が壺丘に城を築くことを禁止せざらむ、執れにして、我れに損なきことなりと、平公の曰はく、至極尤なりと、乃ち壺丘に城を築きて、秦公に語りて曰はく、我が爲めに荆王の弟を出し還さば、吾れ城を築くまじと、秦それに因りて、荆王の弟を出し還したれば、荆王大に悦びて、其の謝儀として、鍊金(ヨキコガネ)百鎰を以て晉に遣れり。

閻廬攻郢、戰三勝、問子胥曰、可以退乎、子胥對曰、溺人者、一飲而止、則無溺者、以其不休也、不如乘之以沈之。

【閻廬攻郢】：閻廬ハ、吳王ナリ、郢ハ、楚ノ都ナリ、事ハ左傳ノ魯ノ定公ノ四年ニ在リ、【以其不休也】：其ノ能ク之レヲ溺ラスルハ、之レニ飲マシムルコト意マザルヲ以テナリトイフ意味ナリ、或ハ云ハク、此ノ句上ニ屬シテ、不ノ字ハ衍ナラムト、吳王ノ閻廬、楚ノ都ノ郢を攻めて、戰ひて三たび勝つたれば、子胥に問ひて曰はく、此の勝利を以て退くべきかと、子胥對へて曰はく、人を水に溺らす者、其の人一口水を飲みて止みたらば、溺れ死する者ならむ、其の之れを溺れ死なしむるは、之れに飲ましむること息まざるを以てなり、其の水を飲むに附け込めて、以て之れに沈むるに如しと、是れ楚の常に吳の患を爲せるに因りて、此の機に乗じて、之れを滅すに如かざることを喻へたるなり。

鄭人有一子、將宦、謂其家曰、必築壞牆、是不善、人將竊、其巷人亦云、不時築、而人果竊之、以其子爲智、以巷人告者爲盜。

【鄭人有一子】：說難篇ニハ、宋富人ニ作レリ、【巷人】：町内ノ者ナリ、【以其子爲智】：以ノ上ニ其家ノ二字ヲ脱セリ、【鄭人】：鄭人に一人の子ありて、將に遠く出て仕官せむとするとき、其の家内の者に語りて曰はく、必ず壞れたる牆壁を修め築くべし、さなくば是れ善からぬ者將に此の穴より入りて物を竊まむとすと、其の町内の者も、亦同様に忠告せり、されども其の時來て置きて、修め築かざりしに、盜人ありて、果して其の家内の物を竊みたり、然るに其の家内の者は、其の子を以て智慧ありとして、町内の忠告したる者を以て盜人なりとせり、(已に說難篇に見えたり)。

觀行

此の篇は、人主法術の士を鏡として、吾が行を觀察すれば、身に利益あることを論じたる者なり。

古之人、目短於自見、故以鏡觀面、智短於自知、故以道正己、故鏡

無見疵之罪、道無明過之怨、目失鏡、則無以正鬚眉、身失道、則無以知迷惑、西門豹之性急、故佩章以緩己、董安于之心緩、故佩弦以自急、故以有餘補不足、以長續短之謂明主。

【西門豹】：魏ノ文侯ノ臣ナリ、【董安于】：趙國子ノ臣ナリ、古の人は、目は自ら己れの面を見るに短くして、鏡を以て面を觀たり、智は自ら己れの心を知るに短くして、道に、道理を以て己れを正せり、故に無心の鏡は、疵を見る罪を受くることなく、自然の道は、過を明にする怨を受くることなし、目鏡を失へば、以て鬚や眉毛を正すことなく、身道を失へば、以て迷ひ惑へることなく、西門豹の性は急なる故に、常にやほらかき章(ナメシカ)を佩びて、以て己れの性を緩やかにせり、董安于の心は緩やかなる故に、常につよき弦を佩びて、以て自ら急にせり、故に餘りあるを以て足らざるを補ひ、長きを以て短きを續ぐを、明主とは謂ふなり、以上第一段、人の目力智力は恃むに足らず、明主の道は、有餘を以て不足を補ひ、長きを以て短きを續ぐに在ることを論ず。

天下有信數三、一曰、智有所不能立、二曰、力有所不能舉、三曰、彊有所不能勝、故雖有堯之智、而無衆人之助、大功不立、有烏獲之勁、而不得人助、不能自舉、有賁育之彊、而無法術、不得長生、故勢有不可得、事有不可成、故烏獲輕千鈞、而重其身、非其身重於千鈞也、勢不便也、離朱易百步、而難眉睫、非百步近而眉睫遠也、道不可也。

【信數】：數ハ、術ナリ、信數ハ、法術ノ道ハ、者タイフ、【有烏獲之勁】：烏獲ハ、古ノ力士ナリ、有ノ上ニ雖ノ字ヲ脱セリ、勁ハ、力ノ説ナラム、【有賁育之彊】：賁ハ、孟賁、育ハ、夏育、皆古ノ勇士ナリ、有ノ上ニ雖ノ字ヲ脱セリ、【長生】：自勝ノ説ナラム、【世有不可得】：軍書治要ニハ、世ヲ勢ニ作レリ、是ナリ、【千鈞】：一鈞ハ、三十斤ナリ、千鈞ハ、重キ日方タイフ、【離朱】：孟子ニ見エタル離朱ナリ、古ノ目ノ明ナル人ナリ。

天下に信敷とて、法術の遠はぬ者三箇條あり、一に曰はく、智も功を立つること能はざる所ありと、(人を得るに在るをいふ)二に曰はく、力も物を擧ぐることを能はざる所ありと、(助を求むるに在るをいふ)三に曰はく、強きも人に勝つことを能はざる所ありと、(法術に在るをいふ)故に強の智ありと雖も、衆人の助なくば、大功立たざらむ、鳥獲の力ありと雖も、人の助を得ずば、自ら其の身を擧ぐることを能はざらむ、孟賁、夏育の強きありと雖も、法術なくば、自ら己れに勝つことを能はざらむ、故に勢は得べからざる事あり、事は成すべからざる事あり、故に鳥獲は千鈞の目方ある物を輕しとして、其の身を重しとす、其の身の千鈞より重きにはあらざるなり、爲すべき勢便ならざればなり、離朱は百歩の先を見ることを易しとして、己れの眉(マユゲ)睫(マツゲ)を見ることを難しとせり、百歩の近くして、眉睫の遠きにはあらざるなり、行ふべき道宜しからざればなり、

故明主不窮鳥獲、以其不能自舉、不困離朱、以其不能自見、因可勢、求易道、故用力寡、而功名立、時、有滿虛、事、有利害、物、有死生、人主爲三者發喜怒之色、則金石之士離心焉、賢聖之測淺深矣、故明主觀人、不使人觀己、明於堯不能獨成、鳥獲之不能自舉、賁育之不能自勝、以法術、則觀行之道畢矣、

【賢聖之測淺深矣】……之ノ下ニ人ノ字ヲ脱セルナラハ、【堯不能獨成】……堯ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【以法術】……或ハ云ハク、是ノ三字ハ衍ナラハト、

故に明主は鳥獲を追窮するに其の自ら其の身を擧ぐることを能はざることを以てせず、離朱を困むるに其の自ら其の眉睫を見ることを能はざることを以てせず、爲すべき勢に因り、行ひ易き道を求むるが故に、力を用ゆること少くして、功名立つなり、時に滿虚(ミチカケ)あり、事に利害あり、物に死生あり、人主此の三つの者の爲めに喜怒の色を發せば、金石の如き堅固なる士は、心を離し、賢聖の人は、君の心の淺深を測らむ、故に明主は、人を觀察して、人をして己れを觀察せしめず、堯の獨り事を成すことを能はず、鳥獲の自ら己れを擧ぐることを能はず、孟賁、夏育の自ら己れに勝つことを能はざることを明にし、法術を以て手本とすれば、己れの行を觀察する道畢る、以上第二段、智力、強の三つも、曠は且つ未だ善を盡さざれば、其の他の行は言ふまでもなきことなりと言ひて、重きを法術の二字に歸す、

安危

此の篇は、國家の安危存亡する所以を論じたる者なり、

安術有七、危道有六、安術、一曰、賞罰隨是非、二曰、禍福隨善惡、三曰、生死隨法度、四曰、有賢不肖、而無愛惡、五曰、有愚智、而無非譽、六曰、有尺寸、而無意度、七曰、有信、而無詐、

【尺寸】……尺度ナリ、法度タイフ、【意度】……意ハ、臆ト通ズ、意度ハ、推量スルナリ、

【賞罰隨是非】……賞罰は是非に隨ふと、即ち是なるを賞し、非なるを罰するなり、二に曰はく、禍福は善惡に隨ふと、即ち善をすれば福あり、惡をすれば禍あるなり、三に曰はく、生死は法度に隨ふと、即ち人を活すも人を殺すも、總べて法度に從ふなり、四に曰はく、賢不肖ありて、愛惡なしと、即ち愛憎を以て人を取捨せず、賢不肖を以て取捨するなり、五に曰はく、愚智ありて、非譽なしと、即ち譽譽に依りて人を取捨せず、愚智を察して取捨するなり、六に曰はく、尺寸ありて、意度なしと、即ち法度に依りて物事を判斷し、私情を以て推量せざるなり、七に曰はく、信ありて詐なしと、即ち何事に寄らず、信實にして、詐偽なきなり、此の如くなれば、令すれば行はれ、禁すれば止むなり、是れ安全の術なり、

危道、一曰、斷削於繩之內、二曰、斷割於法之外、三曰、利人之所害、四曰、樂人之所禍、五曰、危人所安、六曰、所愛不親、所惡不疏、如此、則人失其所以樂生、而忘其所以重死、人不樂生、則人主不尊、不重死、則令不行、

【斷削於繩之內】……【斷】……對於法之外……繩ハ、繩墨ナリ、法度タイフ、斷削モ、斷割モ、處分スルコトナリ、内モ、外モ、中正ヲ失フナリ、【危人所安】……人ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【重死】……重ハ、憚ルナリ、【令不行】……一本ニハ、行ノ下ニ也ノ字アリ、

【斷削於繩之內】……【斷】……對於法之外……繩ハ、繩墨ナリ、法度タイフ、斷削モ、斷割モ、處分スルコトナリ、内モ、外モ、中正ヲ失フナリ、【危人所安】……人ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【重死】……重ハ、憚ルナリ、【令不行】……一本ニハ、行ノ下ニ也ノ字アリ、

憚る所以を忘る、人々生を樂まざれば、忠義を勵まざるが故に、人主辱からず、死を憚らざれば、法度を畏れざるが故に、號令行はれざるなり、是れ危殆の道なり、以上第一段、先づ七つの安術と六つの危道とを擧ぐ、

使天下皆極智能於儀表、盡力於權衡、以動則勝、以靜則安、治世使人樂生於爲是、愛身於爲非、小人少、而君子多、故社稷長立、國家久安、

【儀表】…：皆法令ノタイプ

【權衡】…：天下中の人々を以て、皆智能を儀表(法令)に備めしめ、力を權衡(法令)に盡さしめ、事々物々法令を服膺せしむれば、それを以て動作すれば敢て勝ち、それを以て靜止すれば安全なり、世を治むるに、人々をして是を爲すことに生を樂ましめて、善を行はしめ、非を爲すことに身を愛(チシ)ましめて、惡を行はざらしむれば、世の中に小人少くして、君子多し、故に社稷長久に存立し、國家永久に安泰なり、

奔車之上無仲尼、覆舟之下無伯夷、故號令者國之舟車也、安則廉恥生、危則爭鄙起、故安國之法、若饑而食寒而衣、不令而自然也、先王寄治理於竹帛、其道順、故後世服、今使人饑寒去、衣食雖賁育不能行、廢自然、雖順道而不立、彊勇之所不能行、則上不能安、上以無厭責已盡、則下對無有、無有則輕法、法所以爲國也、而輕之、則功不立、名不成、

【奔車之上無仲尼、覆舟之下無伯夷】…：此ノ二句ハ、當時ノ諺ナラム、危邦ニハ入ラズ、亂邦ニハ居ラザルハ、孔子ナリ、治レバ進ミ、亂レバ退クハ、伯夷ナリ、竹帛…：法令ノ書ヲタイプ、紙ナキ時代ニハ、竹簡條帛ニ物ヲ書ケリ、

【世の諺に、疾く奔る車は危険なるが故に、其の上には仲尼の如き聖人の乗ることなく、覆覆する舟は危険なるが故に、其の下には伯夷の如き賢人の居ることなしといへり、是れ君子の危きに近よらざることを謂へるなり、故に人主の號令は、一國の生命財産を託する舟車なり、其の舟車安全なれば、賢聖も生じ、廉恥も生ず、其の舟車危険なれば、争鄙も生じ、恥辱も生ず、故に國家を安んずる法は、備ふて食ひ、寒えて衣るが若く、殊更に命令せずして、自然に行はるゝ者なり、先王は治國の道理を法令に寄せ示して、其の道順當なるが故に、後世までも服したり、さるるを今、人をして備ふつ衣食を去らしめ、孟賁、夏育の如き強勇の者ありと雖も、之れを行ふこと能はざらむ、自然を廢し、私意を用ひば、順當の道と雖も、立ち行かざらむ、強者勇者の行ふこと能はざる所は、上に立つ人安泰なること能はず、上に立つ人飽き足ることなき請求を以て、已に盡きたる財物を責めはたらば、下に立つ者有ることなしと對ふるならむ、有ることなくば、やぶれおぼれになりて、法を輕んぜむ、法は國を爲(チサ)むる所以なり、而るに之れを輕んぜば、功立らずして名成らざらむ、

聞古扁鵲之治甚病也、以刀刺骨、聖人之救危國也、以忠拂耳、刺骨、故小痛在體、而長利在身、拂耳、故小逆在心、而久福在國、故甚病之人、利在忍痛、猛毅之君、以福拂耳、忍痛、故扁鵲盡巧、拂耳、則子胥不失、壽安之術也、病而不忍痛、則失扁鵲之巧、危而不拂耳、則失聖人之意、如此長利不遠、垂功名不久立、

【以福拂耳】…：以福ハ、福以ニ仲ルベシ、拂ハ、遠フナリ、戻ルナリ、

【古の名醫の扁鵲の甚しき病を療治するに、刀を以て其の病人の骨を刺し、古の聖人の危き國を救ふには、忠言を以て其の君の耳に拂(モト)れりと聞き及びたり、骨を刺すが故に、些小の苦痛身體に在れども、長久の利益身體に在り、耳に拂るが故に、些小の逆(サカ)ふこと心に在れども、永久の幸福國家に在り、故に甚しき病ある人の利益は、一時の苦痛を耐へ忍ぶに在り、勇猛強毅にして、己れの欲に打ち克つ君の幸福は、忠言の耳に拂るを以てなり、患者苦痛を耐へ忍ぶが故に、扁鵲技巧(チキョウ)を盡すなり、人主耳に拂る言を厭はざれば、伍子胥の忠を失はず、是れ身體長壽、國家安泰の術なり、病みて療治の苦痛を耐へ忍ばざれば、扁鵲の技巧を失ふ、危くして耳に拂る忠言を聽(ミ)ざれば、聖人の危きを救ふ意を失ふ、此の如くならば、長久の利益遠く患者の身に垂れず、功名永久に國家に成り立たざらむ、

人主不自刻以堯、而責人臣以子胥、是幸殷人之盡、如比干、盡如比干、則上不失、下不亡、不權其力、而有田成、而幸其臣盡、如比干、

故國不得一安廢堯舜而立桀紂則人不得樂所長而憂所短失所長則國家無功守所短則民不樂生以無功御不樂生不可行於齊民如此則上無以使下下無以事上

【自刻】：刻ハ、期ストイハムガ如シ、齊民：平民ナリ、一般ノ人民ナリ、人主自ら期待するに堯の如き明君を以てせずして、人臣を督責するに伍子胥の如き忠臣を以てするは、是れ無道なる紂王の般人の盡く比干の如く忠ならむことを幸(コトネガ)ふが如し、盡く比干の如く忠ならば、上は天下を失はず、下は其の身を亡(シ)らむ、さりながら人主己の力を権(カカ)らざして、臣下を御せむとするが故に、其の君の備公を統せし齊の田成の如き者あり、而して其の臣の盡く比干の如くならむことを幸(コトネガ)ふが故に、國一日も安(ク)きことを得ず、夫れ堯、舜の如き君を廢して、桀、紂の如き君を立てば、人を擧ぐるに賢愚の差別なきを以て、人其の長する所を用ゐらるゝことを樂みて、其の短なる所を用ゐられざることを憂ふることを得ざらむ、長する所を失へば、人材缺乏するが故に、國家功なく、短なる所を守れば人事荒廢するが故に、民生を樂まず、功なき國家を以て、生を樂まざる人民を御す、是れ一般の人民に行ふべからざるなり、此の如くならば、上は以て下を使ふことなく、下は以て上に事ふることもからむ、以上第二段、法は治國の本なることを論じ、人主の己れ不明にして臣を督責する弊害に及ぶ、

安危在是非不在於彊弱存亡在虛實不在於衆寡故齊萬乘也而名實不稱上空虛於國內不充滿於名實故臣得以成篡弑也而無是非賞於無功使讒諛以詐譎爲貴誅於無辜使僇以天性剖背以詐僞爲是天性爲非小得勝大矣

【故齊萬乘也】：一本ニハ、齊ノ下ニ故(モト)ノ字アリ、故(モト)得(ト)以(テ)成(ス)篡(ス)弑(ス)天子(ニ)作(レ)リ、齊ノ國土、嘗テ帝ト稱セシ故ニ、天子トイヘルナリトモ、天子ハ、太子ノ訛ナリトモイヘリ、使(シ)僇(ス)以(テ)天性(ト)剖(ク)背(ス)：僇ハ、僕人(セムシ)ナリ、職國策ノ宋策ニ、廉王(ハ)僇(ス)背(ク)割(ク)トアリ、當時此ノ事アリシガ故ニ云ヘルナリ、國の安危は、事は是非に在りて、人の強弱に在らず、國の存亡は、權柄の虛實に在りて、人民の衆寡に在らず、故に齊は原來萬乘の大國なり、と、上國內に空虚にして、名實に充滿せず、賞罰の二柄を失ひて、徒に虚勢を守りしが故に、臣以て其の君を誅し、其の位を奪ふことを成すことを得たり、而るに惡事に加擔する者多くして、是を是とし、非を非とすることなく、功なき者を賞し、讒諛而毀の人を使ひ、詐僞を以て貴

しとし、即なき者を誅し、或る國にては、僕人(セムシ)は天性(ウマレツキ)なるに、不都合なりとて、其の背を剖(カ)しめたることあり、詐僞を以て是なりとし、天性を以て非なりとしたれば、小の次に勝ち、臣の君を試する福を招くことを得たり、

明主堅内故不外失失之近而不亡於遠者無有故周之奪殷也拾遺於庭使殷不遺於朝則周不敢望秋毫於境而況敢易位乎

【堅】：朝廷ナリ、【秋毫】：秋ニナリテ毫モチ生ズ、其ノ末至リテ微ナリ、故ニ微細ナルコトヲ秋毫又ハ秋毫之末トイフ、明主は、内を堅固に守りて、政治を把持するが故に、之れを外に失はず、之れを近き朝廷に失ひて、遠き邊境に亡(シ)ラシムはざる者は、世に其の例あることなし、故に周の殷を奪ひしは、遠きたる物を朝廷に拾ひたるが如く、容易かりき、若し殷をして朝廷に遺(シ)らしめば、周は敢て秋毫ほどの寸地をだにも邊境に侵し取ることを望まざらむ、而るを況むや敢て王位を易(カ)へ奉(ク)ふことをや、

【置】：置ハ、立ツルナリ、【得】：一本ニハ、得(ク)テ德(ト)ニ作(レ)リ、是ナリ、明主の道は、法に忠にして、力に法に盡し、其の法は、心に忠にして、心の誠を盡すが故に、之れに臨みて、民之れに法り、之れを去りて、民君を思ふ、堯は膠(ニカハ)漆(ウルクシ)の如き堅固なる約束なれども、當世(ソノヨロ)に於て、其の道行はれたり、舜は原來賤民にて、一本の錫を立つる程の僅少なる土地になれども、後世までも其の徳民心に結び附きたり、能く道を往古に立て、徳を萬世に垂るゝ者、明主と謂ふなり、以上第三段、國の安危存亡する所以を叙して、首段の安衛危道を結ぶ、

守道

聖王之立法也其賞足以勸善其威足以勝暴其備足以完法治

此の篇は、人主の國を守る道は、法を立て衛を守るに在ることを述べたる者なり、

世之臣功多者位尊力極者賞厚情盡者名立善之生如春惡之
死如秋故民勸極力而樂盡情此之謂上下相得上下相得故能
使用力者自極於權衡而務至於任鄙戰士出死而願為貴育守
道者皆懷金石之心以死子胥之節用力者為任鄙戰如貴育守
為金石則君人者高枕而守已完矣

【備衛】……法度ナリ、【任鄙】……秦ノ武王ノ力士ナリ、
【任鄙】……法度ナリ、其の賞は以て善を勤むるに足り、其の威は以て暴に勝つに足り、其の備は以て法を完くするに足る、治世の臣は、
功多き者は位尊く、力を極むる者は賞厚く、情實を盡す者は名成り立つ、之れを善(ヨミ)すれば、生(サ)すも春の溫和の氣の如く、之れを惡め
ば、死(シ)すも秋の蕭殺の氣の如く、賞罰私情あることなし、故に民は力を極むること、勤(シ)ふこと、情實を盡すことを樂む、此れを上
は下の心を得、下は上の心を得、互に和合すと謂ふ、上は下の心を得、下は上の心を得、互に和合するが故に、能く力を用ゐる者をして、
自ら力を權衡(オキテ)に極めて、古の力士の任鄙の如くに至らむ、とを務めしめ、戦士をして、死力を出して戦ひて、古の勇士の孟賁、夏育
の如くならむ、とを願はしめ、道を守る者をして、皆金石の如き堅固なる心を備えて、以て伍子胥の如き節義に死なむ、力を用ゐる者は任
鄙となり、戦ふことは孟賁、夏育の如く、守ることは金石となれば、人に君たる者、枕高くして安眠して、而して國を守る、こと已に完し、以
上第一段、聖王の法を立つる効果を論ず、

古之善守者以其所重禁其所輕以其所難止其所易故君子與
小人俱正盜跖與曾史俱廉何以知之夫貪盜不赴谿而掇金赴
谿而掇金則身不全賁育不量敵則無勇名盜跖不計可則利不
成

【君子與小人】……小人與君子ノ顛倒ナリ、【盜跖】……古ノ大盜ナリ、【曾史】……曾ハ、孔子ノ弟子ノ曾參ナリ、史ハ、衛ノ大夫ノ史魚

【重】……古の善く國を守る者は、其の重しとする所の罰を以て、其の輕しとする所の罪を禁じ、其の堪へ難しとする所の罰を以て、其の犯し易
しとする所の罪を止めたり、即ち輕き罪を重く罰するが故に、民罰を畏れて、罪を犯す者なし、故に小人と君子と俱に正しく、古の悪人の盜
跖の如き者と、古の善人の曾參、史魚の如き者と、俱に廉潔なり、何を以て之れを知れるかといふに、夫れ物を貪る盜人も、谿谷へ赴きて金を
拾ひ取らず、谿谷へ赴きて金を拾ひ取れば、危險にして、身全からざればなり、孟賁、夏育の如き勇士も、敵の力を量らざれば、勇士の名なら
む、盜跖も取るべき時を計らざれば、利益成り立たざらむ、是れ其の輕舉妄動して自ら死地に陥らざる所以なり、

明主之守禁也賁育見侵於其所不能勝盜跖見害於其所不能
取故能禁賁育之所不能犯守盜跖之所不能取則暴者守愿邪
者反正大勇愿巨盜貞則天下公至而齊民之情正矣

【賁育】……孟賁ナリ、【巨盜貞】……貞ハ、正ニ作ルベシ、【公至】……一本ニハ、至チ平ニ作レリ、是ナリ、【齊民】……平民ナリ、一般ノ人民ヲ
イフ、
【明主の禁を守る】……孟賁、夏育も其の勝つこと能はざる所を明主に侵害せられ、盜跖も其の取ること能はざる所を明主に侵害せられ
て、孟賁、夏育も其の勇を用ゐる所なく、盜跖も其の盜を用ゐる所なき程に嚴重なり、故に能く孟賁、夏育の犯すこと能はざる所を禁じて犯
さしめず、盜跖の取ること能はざる所を守りて取らしめざれば、亂暴なる者は議論を守り、邪曲なる者は正直に反るなり、孟賁、夏育の如き
大勇議論にして、盜跖の如き巨盜正直ならば、天下公平にして、一般の人民の情正しからむ、以上第二段、刑を重くし禁を守ることの結果を
論ず、

人主離法失人則危於伯夷不妄取而不免於田成盜跖之禍也
今天下無一伯夷而姦人不絕世故立法度量度量信則伯夷不
失是而盜跖不得非法分明則賢不得奪不肖彊不得侵弱衆不
得暴寡託天下於堯之法則貞士不失分姦人不微幸寄千金於
羿之矢則伯夷不得亡而盜跖不敢取堯明於不失姦故天下無

邪、羿巧於不失發，故千金不亡，邪人不售，而盜跖止如此。

【立法度量】：法ノ下ニ分ノ字ヲ脱セルナラハ、下文證スルシ、法分ハ、法度ノ分限ナリ、度量ハ、法度ナリ、【微幸】：僥倖ナリ、【寄千金於羿之矢】：千金ヲ羿ノ射トスル的ノ中ニ置クナリ、之レヲ取ラトスレバ、必ず射殺サルナリ、羿ハ、古ノ善ク射ル者ナリ、【不售】：用キラレタルナリ、

人主法を離れ人を失へば、伯夷の如き廉潔の人も、妾に取らざることを危まれて、其の取らざることを受け合はれ難く、田成、盜跖の君を試し人を害する禍を免れざるなり、今天下に一人の伯夷なくして、姦人に絶えざるが故に、法分度量(オキテ)を立て、之れを制裁處分するなり、庶幾信實なれば、伯夷の如き善人は、其の是なることを失はずして、盜跖の如き惡人は、其の非なることを行ふとを得ず、法分明なれば、賢者は不肖者を奪ふことを得ず、強者は弱者を侵すことを得ず、衆者は寡者を暴(アラ)すことを得ず、天下を堯の法に託すれば、貞士は分を失はずして、其の所得、姦人は不正の利益を僥倖せず、千金を古の射術の名人の羿の射むとするのの中に置けば、之れを取らむとすれば必ず射殺さる、が故に、廉潔なる伯夷も其の金を亡(クシ)ふことを得ずして、貪欲なる盜跖も敢て其の金を取らず、姦人は姦人を見失はざることに明なるが故に、天下に邪曲なし、羿は矢を發つことを失はざることに巧なるが故に、千金亡はず、邪人用ゐられずして、盜跖止むこと此の如し、

故圖不載、宰予不舉、六卿書不著、子胥不明、夫差、孫吳之略廢、盜跖之心伏、人主甘服於玉堂之中、而無瞋目切齒傾取之患、人臣垂拱、金城之內、而無扼腕聚脣嗟惜之禍。

【圖不載】：宰予、不舉、六卿、：圖ハ、漢ノ時ニ功臣ヲ圖ニセリガ如シ、古ヨ亦之レアリシナラハ、宰予ハ、孔子ノ弟子ニシテ、善人ナリ、六卿ハ、晉ノ范氏、智氏、中行氏、趙氏、魏氏、韓氏ニテ、亂臣ナリ、【書不著】：子胥、不明、夫差、：子胥夫差ヲ誅メテ殺サレタレバ、子胥ハ忠ニシテ、夫差ハ暴ナリ、【孫吳】：孫ハ、吳王ノ圖國ノ時ノ孫武ナリ、吳ハ、魏ノ文侯ノ將ノ吳起ナリ、【甘服】：服ハ、服ノ誤ナラハ、甘服ハ、安眠ナリ、【無瞋目切齒傾取之患】：傾ハ、上ニ於テ字ヲ置キテ看ヨ、【垂拱金城之内】：一本ニハ、金ノ上ニ於テ字アリ、是ナリ、【扼腕聚脣嗟惜之禍】：扼腕ハ、左ノ手ニテ右ノ腕ヲ握(オサ)フルナリ、勇者ノ奮勵スルサマナリ、聚脣ハ、唇ヲ結ブナリ、或ハ無聲ノ誤ナラハ、呂子春秋ニ、無聲乾(ト)トイヒ、或ハ聚脣ニ作リテ、聚脣ハ、即チ聲韻ナリトイヘリ、嗟惜ハ、恍惚歎息スルナリ、嗟ノ上ニ於テ字ヲ置キテ看ヨ、

服虎而不以桀、禁姦而不以法、塞偽而不以符、此賁育之所患、堯舜之所難也、故設桀、非所以備鼠也、所以使怯弱能服虎也、立法非所以備曾史也、所以使庸主能止盜跖也、爲符非所以豫尾生也、所以使衆人不相謾也、不恃比干之死節、不幸亂臣之無詐也、持怯士之所能服、握庸主之所易守、當今之世、爲人主、忠計爲天下結德者、利莫長於此。

【桀】：桀(ナリ)ナリ、【法】：法(ナリ)ナリ、士ノ誤ナラハ、下文證スルシ、【豫尾生】：豫ハ、備フルナリ、尾生ハ、愚直ニ約束ヲ守リタル人ナリ、史記ノ蘇秦ノ傳ニ、尾生女子ト嫁(ハシ)ノ下ニテ出逢(ハム)コトヲ約束セシニ、女子來ラザリケルガ、水至レドモ去ラズ、柱(ハシ)ゲヒ)ヲ抱キテ死セリトアリ、【不相謾】：：謾ハ、欺クナリ、持怯士所ニ能服】：一本ニハ、持恃ニ作レリ、

故君人者無亡國之圖、而忠臣無失身之畫、明於尊位必法、故能使、人盡力於權衡、死節於官職、通於賁育之情、不以死、易生、明於盜跖之貪、不以財、易身、則守國之道畢備矣。

故に人に君たる者は、國を亡(ワシ)ナシム圖なくして、忠臣は身を失ふ畫なきは、位を尊くし法を必とするに明なればなり、故に能く人を

して力を權衡に盡し、節に官職に死し、姦を禁ずれば勇者も犯すことを得ずといふ孟賁、夏育の如き勇猛なる情に通じて、死を以て生に易へずして、生を重んぜしめ、必ず罰すれば貪者も取ることを能はずといふ盜跖の如き貪欲なる心を明にして、財を以て身に易へずして、身を重んぜしむれば、國を守る道畢く備る、以上第三段、國を守るは法を立つるに在ることを言ひて結ぶ。

用人

此の篇は、人を用ゐるは徒法を斥けて實效を求むるに在ることを述べたる者なり。

聞古之善用人者、必循天順人、而明賞罰、循天則用力、寡而功立、順人則刑罰省、而令行、明賞罰則、伯夷盜跖不亂、如此則白黑分矣、治國之臣、效功於國、以履位、見能於官、以受職、盡力於權衡、以任事、人臣皆宜其能、勝其官、輕其任、而莫懷餘力於心、莫負兼官之責、於君故內無伏怨之亂、外無矯服之患、明君使事不相干、故莫訟、使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫爭訟、爭訟止、技長立、則疆弱不穀、力冰炭不合形、天下莫得相傷、治之至也。

【效功於國】……效ハ、致スナリ、【權衡】……法度ナリ、【宜其能】……宜ハ、通フナリ、【勝其官】……勝ハ、堪フルナリ、【伏怨】……怨ヲ蓄フルナリ、【矯服】……詐リ服スルナリ、【不相干】……干ハ、犯スナリ、【不穀力】……穀ハ、角ト通ズ、較アルナリ、較アルナリ、【氷炭】……即チ水火ナリ。

古の善く人を用ゐる者は、必ず天時に循ひ、人情に順ひて、賞罰を明にせりと聞けり、天時に循へば、力を用ゐること寡くして功立つ、人情に順へば、刑罰省けて、命令行はる、賞罰を明にすれば、善人の伯夷と惡人の盜跖と混亂せず、此の如くなれば、黑白分明なり、されば治國の臣は、功を國に致して、以て位を履み、能を官に見（アラハ）して、以て職を受け、力を權衡（オキテ）に盡して、以て事に任ず、人臣皆其の材能に適ひ、其の官職に堪へ、其の任務を輕しとして、餘れる力を他の事に用ゐむことを心に慥くことなく、専ら一官に任じて、兼官の責を君に負ふことなし、故に内心に怨を蓄ふる亂なくして、外面に詐り服する患なし、明君は事をして相犯さざらしむるが故に、爭訟なし、士をし

て官を兼れざらしむるが故に、技能長ず、人をして功を同じくせざらしむるが故に、爭訟なし、技能長立すれば、強弱力を較（メ）テ、テ、各々其の分に安んじ、氷炭形を合せずして、各々其の所を得て、天下相傷ふことを得ることなし、是れ治世の至極したる者なり、以上第一段、人を用ゐる道は、天に循ひ、人に順ひ、賞罰を明にするに在ることを論ず。

【堯不能正一國】……一本ニハ、堯ノ下ニ舜ノ字アリ、【意度】……意ハ、臆ト通ズ、臆度ハ、推量スルナリ、【奚仲】……古ノ巧匠ノ魯般ノ字ナリ、【差長短】……差ハ、較アルナリ、【王爾】……古ノ巧匠ナリ、【不能半中】……半ノ上ニ爲ノ字ヲ脱セリ、【法術を棄て、心に任せて治めたらむには、堯も一國を正すことを能はざらむ、規矩（アンマシ）を去りて、妄に推量したらむには、古の巧匠の奚仲も、一つの車輪を成すことを能はざらむ、尺寸（モノサシ）を廢して、長短を較べたらむには、古の巧匠の王爾も、物の中央より折半すること能はざらむ、然れども中主（ツネナミ）ノキミをして法術を守らしめ、拙匠をして規矩尺寸を守らしめば、萬に一つを失はざらむ、人に君たる者、能く賢者匠匠の能くせざる所を去り、中主拙匠の萬に一つを失はざる所を守らば、人力此に盡きて、功名立たむ、以上第二段、法術を棄て、心に任せて治むまじきことを論ず。

明主立、可爲之賞、設可避之罰、故賢者勸、賞而不見、子胥之禍、不肖者少、罪而不見、偃剖背、盲者處平、而不過深谿、愚者守靜、而不陷、險危如此、則上下之恩結矣、古之人曰、其心難知、喜怒難中也、故以表示目、以鼓語耳、以法教心、君人者、釋三易之數、而行一難知之心、如此、則怒積於上、怨積於下、以積怒而御積怨、則兩危矣。

【亂割背】…安危篇ニ見エタリ、不遇深察…一本ニハ、過ヲ遇ニ作レリ、是ナリ、【上下之恩】…一本ニハ、恩ヲ心ニ作レリ、【以鼓語耳】…下文ヲ以テ之レヲ推スニ、鼓ハ、教ノ誤ナラム、
 【明主】…人の爲すべき賞を立て、人の過くべき罰を設く、故に賢者賞に勤みて、子胥の夫差に殺されしが如き禍を見ず、不肖者罪少くして、天性不肖なる愚人（セムシ）の背を割かれしが如き禍を見ず、前者は平地に處て、深察に遇はず、愚者は靜を守りて、險危に陥らず、皆安んじて世を渡らるゝなり、此の如くなれば、上下の恩意結合す、古の人の曰はく、其の心は知り難しと、喜怒は節（ホド）に中り難ければなり、故に表（メシ）を以て目に示し、教を以て耳に聞げ、法を以て心に教ふ、人に君する者、此の三つの容易き術を棄て、一つの知り難き心を行ふ、此の如くなれば、怒上に積り、怨下に積る、積れる怒を以て、積れる怨を御すれば、上下兩つながら危し、以上第三段、人君の喜怒を以て賞罰を爲すことを説く、

明主之表易見、故約立、其教易知、故言用、其法易爲、故令行、三者立而上無私心、則下得循法而治、望表而動、隨繩而剴、因攢而縫、如此則上無私威之毒、而下無愚拙之誅、故上居明而少怒、下盡忠而少罪、

【擯】…前衣ノ形（カマ）ナリ、
 【擯】…明主の表（メシ）は見易きが故に、規約立つ、其の教は知り易きが故に、言議用ひらる、其の法は爲し易きが故に、號令行はる、此の三つの者立ちて、上に私心なければ、下法に循ひて治り、表を望みて動き、繩（スミ）に隨ひて剴（キ）り、攢（チリ）に因りて縫ふことを得、此の如くなれば、上に私威の毒なくして、下に愚拙の誅なし、故に上は明に居て怒ること少く、下は忠を盡して罪少し、以上第四段、明主の三易を論ず、

聞之曰、舉事無患者、堯不得也、而世未嘗無事也、君人者不輕爵祿、不易富貴、不可與救危國、故明主厲廉恥、招仁義、昔者介子推無爵祿而義隨、文公不忍口腹、而仁割其肌、故人主結其德、書圖

著其名、人主樂乎使人、以公盡力、而苦乎以私奪威、人臣安乎以能受職、而苦乎以一負二、故明主除人臣之所苦、而立人主之所樂、上下之利莫長於此、不察私門之內、輕慮重事、厚誅薄罪、久怨細過、長侮偷快、數以德追禍、是斷手而續以玉也、故世有易身之患、

【厲廉恥】…厲ハ、勵ニ同ウ、【招仁義】…招ハ、揚ゲトイハムガ如シ、【不忍口腹】…不ノ字ハ、折ナリ、【仁割其肌】…肌ハ、股ノ誤ナラム、莊子ニ、介子推ハ至忠ナリ、自ラ其ノ股ヲ割キテ、以テ文公ニ食ハシムトアリ、【人主樂乎使人、以公盡力】…使人ノ二字ハ折ナラム、【有身之患】…主ヲ易フルチイフ、君ヨリ之レヲ言フガ故ニ、主トイハズシテ、身トイヘルナリ、或ハ云ハク、身ハ、主ノ誤ナラムト、
 【擯】…余が聞き及びたる古語に曰はく、事を擯行ひて患なきこととは、堯と雖も擯することを得ざるなりと、而して世には未だ嘗て事なきこととあらずして、絶えず何事ある者なれば、片時も安心せられぬなり、故に人に君する者は、其の臣能く爵祿富貴を輕易すれば、與（トモ）に危き國を救ふべけれど、爵祿富貴を輕易せざれば、與に危き國を救ふべからず、故に明主は、廉恥を勵まし、仁義を揚げて、人々をして仁義廉恥を修養せしむ、昔者（マカシ）介子推は、爵祿なけれども、義を以て、晉の文公に隨從し、己れの口腹の飢渴を忍びて、仁を以て、其の股を割きて、文公に食はしめたり、故に人主は、其の恩徳を心に結びて忘るゝことなく、晉と國とは、其の令名を著せり、人主は、人をして公道を以て君に力を盡さしむることを樂みて、私欲を以て己れの威權を奪ふことを苦み、人臣は己れの材能を以て職を受くることに安んじて、一身を以て二官の責を負ふことを苦む、故に明主は、人臣の苦む所を除きて、官職を兼せしめず、而して人主の樂む所を立て、公道を以て君に力を盡さしむ、上下の利益此れより長久なるはなし、臣下の私門の内情を察せず、重き事を輕く慮り、薄き罪を厚く誅し、其細の過失を久しく怨み、長く人を輕侮して、一時の愉快を貪み取り、數々恩徳を以て己れに賜せる者に追ひ及ぼして、之れを誅戮することを得ざるは、是れ己れの手を斷ち切りて、續ぎ足すに玉を以てするなり、（人臣は）手の如し、今軍臣心を離して、邪佞に在り、是れ猶ほ手を斷ちて、續ぎに玉を以てするがごときなり、故に世間に己れの身の位を移し易へて、姦臣に奪ひ取らるゝ患あり、以上第五段、明主は廉恥を勵まし、仁義を擯げ、人臣の苦む所を除き、人主の樂む所を立てることを論ず、

人主立難爲、而罪不及、則私怨生、人臣失所長、而奉難給、則伏怨

結勞苦不撫循憂悲不哀憐喜則譽小人賢不肖俱賞怒則毀君子使伯夷與盜跖俱辱故臣有叛主使燕王內憎其民而外愛魯人則燕不用而魯不附民見憎不能盡力而務功魯見說而不能離死命而親他主如此則人臣爲隙穴而人主獨立以隙穴之臣而事獨立之主此之謂危殆

【釋不】：僮人ノ背ヲ割クガ如キコトナラフ【奉】：難ニ給【其ノ短ナル所ヲ奉ズルナリ】【民見憎】：憎ノ下ニ而ノ字ヲ脱セリ

【魯見說】：説ハ悦ト通ズ【離死命】：國刑ヲ避ケザルナリ

【人主人民の爲し難き】：之を立て定めて、其の及ばざることを罪すれば、私怨生ず、人臣己れの長ずる所を失ひて、供給し難き不得手なることを君に奉（サ）ぐれば、心の不平絶えずして、善へたる怨結びて解けず、勞苦を撫循（イタハ）らざる、憂悲を哀憐せず、喜べば小人を譽めて、賢不肖俱に賞せられ、怒れば君子を毀りて、伯夷と盜跖となして俱に辱められしむ、此の如く人主の喜惡常なければ、臣下其心を生ずるが故に、臣主に服くことあり、燕王をして、内は其の民を憎みて、外は魯人を愛せしめば、燕の民は用われずして、魯人は附かざらむ、燕の民は燕王に憎まれて、力を盡して功を務むること能はず、魯人は燕王に悦ばれて、國刑を避けずして、他主を親む、と能はず、此の如くならば、人臣は隙穴（アナ）より主の舉動を窺ひて、篡奪の心を挟みて、人主は獨立立つならむ、隙穴の臣を以てして獨立立てる主に事ふ、此れを危殆と謂ふ、以上第六段、人主の爲し難き法を立て、賞罰を濫りにする弊害を論ず。

釋儀的而妄發雖中而不巧釋法制而妄怒雖殺戮而姦人不恐罪生甲禍歸乙伏怨乃結故至治之國有賞罰而無喜怒故聖人極有刑法而死無螫毒故姦人服發矢中的賞罰當符故堯復生羿復立如此則上無殷夏之患下無比干之禍君高枕而臣樂業道蔽天地德極萬世矣

【儀的】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

【釋】：儀的（マ）トを案て、妄に矢を發せば、中ると雖も巧ならず、法制を案て、妄に怒れば、殺戮すと雖も姦人恐れず、罪生甲禍歸乙、罪生甲禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服發、矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣。

ることなく、今の賢者を川のしめよ、遠き越人を以て中國の水に溺れたる者を救はしむるが如き迂濶の計を爲さしむることなけれ、此の如くならば、上下視み、内には功立ち、外には名成らむ、以上第八段、近きを忽にして遠きを圖る弊者を論ず、

功名

此の篇は、人主天時を得、人心を得、技能を得、勢位を得れば、功を立て名を成すことを得べきことを述べたる者なり、

明君之所以立功成名者四、一曰天時、二曰人心、三曰技能、四曰勢位、非天時雖十堯不能冬生一穗、逆人心雖賁育不能盡人力、故得天時則不務而自生、得人心則不趣而自勸、因技能則不急而自疾、得勢位則不推進而名成、若水之流若船之浮、守自然之道、行毋窮之令、故曰明主、

【逆】人心、賁育、不能盡人力、此ノ下ニ技能勢位ノ二事ヲ脱ケルニ似タリ、【不趣】：趣ハ、促スナリ、【不推進】而名成、推ノ字ハ衍ナラム、單書治要ニハナシ、名ハ、自ノ觀ナラム、【毋窮】：無窮ナリ、流ル、水ノ窮リナキガ如キナリ、

【天時】明君の功を立て名を成す所以の者は四箇條あり、一に曰はく天時と、二に曰はく人心と、三に曰はく技能と、四に曰はく勢位と、天時にあらざれば、十人の堯ありと雖も、冬耕して一本の稻穂を生ずること能はず、人心に逆へば、孟賁、夏育の勇と雖も、人の力を用ひ盡すこと能はず、故に天時を得れば、務め骨折らずして、作物自然に生じ、人心を得れば、催促せずして、自然に勸み勵み、技能に因れば、急にせずして、自然に疾く、勢位を得れば、推し進めずして、自然に成る、其の自然なるは、水の流るゝが若く、船の浮ぶが若し、自然の道を守り、流るゝ水の窮りなきが如き命令を行ふ、故に明主と曰ふ、以上第一段、明君の功を立て名を成すは、天時、人心、技能、勢位の四つに在ること論ず、

夫有材而無勢、雖賢不能制不肖、故立尺材於高山之上、而下臨千仞之谿、材非長也、位高也、桀爲天子、能制天下、非賢也、勢重也、

堯爲匹夫、不能正三家、非不肖也、位卑也、千鈞得船、則浮、錙銖失船、則沈、非千鈞輕、錙銖重也、有勢之與無勢也、故短之臨高也、以位、不肖之制賢也、以勢、人主者、天下、一力、以共載之、故安、衆同心、以共立之、故尊、人臣守所、長、盡所能、故忠、以尊主、御忠臣、則長樂、生、而功名成、名實相待、而成、形影相應、而立、故臣主同欲、而異使、

【堯爲匹夫、不能正三家】：三家ハ、三月ナリ、極メテ小サキ村ナリ、戰國策ノ蘇秦ノ言ニ、堯ハ三月ノ分ナク、舜ハ咫尺ノ地ナシトアリ、【千鈞】：一鈞ハ、三十斤ナリ、千鈞ハ、重キ目方ナリ、【錙銖】：十黍ヲ象トシ、十黍ヲ銖トシ、二十四銖ヲ兩トシ、八兩ヲ鎰トス、錙銖ハ、目方ノ輕微ナルナリ、【載之】：載ハ、載ト通ズ、【使】：使ハ、使ト通ズ、

人主之患在莫之應、故曰一手獨拍、雖疾無聲、人臣之憂在不得一、故曰右手畫圓、左手畫方、不能兩成、故曰至治之國、君若桴、臣若鼓、技若車、事若馬、故人有餘力、易於應、而技有餘巧、易於事、立功者、不足於力、親近者、不足於信、成名者、不足於勢、近者已親、而

遠者不結、則名不稱實也。

【釋】太鼓ノ振ナリ【易於事】一本ニハ、易ナレニ作レリ、人主の患は、之れに應ずる者なきに在り、故に古語に曰はく、一手(カタテ)にて獨り拍てば、疾く拍つと雖も聲なしと、人臣の患は、君臣一となることを得ざるに在り、故に古語に曰はく、右の手にて圓形を畫き、左の手にて方形を畫けば、兩つながら成ること能はずして、一方は形を成さずと、故に古語に曰はく、至りて治りたる國は、君は太鼓の振の若く、臣は太鼓の若く、君唱へて臣應ず、臣の技能は車の若く、臣の職事は馬の若く、車利なれば、馬速み易しと、故に人に餘れる力あれば、應ずるに易くして、技能に餘れる巧あれば、職事を行ふに易し、凡そ世間の功名を謀る者は、力、信、勢の三つ相俟ちて、而して後に、大功立つべきを、功を立てる者は、力に足らず、近きを親む者は、信に足らず、名を成す者は、勢に足らず、大抵其の一を得て、其の二を得ざるなり、近き者已に親みて、遠き者結ばざれば、其の名は賢なりと雖も、其の實に稱(ツリア)はずして、實は賢者にあらざるなり。

聖人德若堯舜、行若伯夷、而位不載於世、則功不立、名不遂、故古之能致功名者、衆人助之以力、近者結之以成、遠者譽之以名、尊者載之以勢、如此、故太山之功、長立於國家、而日月之名、久著於天地、此堯之所以南面、而守名、舜之所以北面、而收功也。

【不載於世】世ニ推奉セラザルナリ【結之以成】成ハ、信ニ作ルベシ【太山】泰山ナリ【長立於國家】一本ニハ、長テ常ニ作レリ【日月之名】一本ニハ、名ヲ明ニ作レリ【南面】君ノ位ナリ【守名】一本ニハ、名ヲ功ニ作レリ【北面】臣ノ位ナリ【收功】一本ニハ、收テ效ニ作レリ【聖人】聖人の德は堯、舜の若く、行は伯夷の若くなれども、位世人に推奉せられざれば、功立はず、名遂げず、故に古の能く功名を致す者は、衆人は之れを助くるに力を以てし、近き者は之れを結ぶに信を以てし、遠き者は之れを譽むるに名を以てし、尊き者即ち貴戚大臣は之れを推奉するに勢を以てす、此の如く、功多きが故に、太山の如き高き功、長く國家に立ちて、日月の如き明なる名、久しく天地に著る、此れ堯の南面して君位に立ちて、名を守りし所以にして、舜の北面して臣位に就きて、功を收めし所以なり、以上第二段、再び勢威の肝要なることを論じ、力、信、名、勢の四つを以て結ぶ。

大體

此の篇は、政治の大體を、自然の天則に従ふべきことを述べたる者なり。

古之全大體者、望天地、觀江海、因山谷、日月所照、四時所行、雲布風動、不以智累心、不以私累己、寄治亂於法術、託是非於賞罰、屬輕重於權衡、不逆天理、不傷性情、不吹毛而求小疵、不洗垢而察難知、不引繩之外、不推繩之內、不急法之外、不緩法之內、守成理、因自然、禍福生乎道法、而不出乎愛惡、榮辱之責在乎己、而不在乎人、故至安之世、法如朝露、純樸不散、心無結怨、口無煩言、故車馬不疲弊於遠路、旌旗不亂於大澤、萬民不失命於寇戎、雄駿不創壽於旗幟、豪傑不著名於圖書、不錄功於盤盂、記年之牒空虛。

【古之全大體者】四子講義論ノ注ニ之レヲ引キテ、古ノ下ニ人君ノ二字アリ【望天地、觀江海、因山谷】望モ、觀モ、因ノ意ナリ【寇戎】戎ハ、兵ナリ【不創壽於旗幟】創ハ、傷フナリ【豪傑不著名於圖書】守道篇ニ、圖不載事ヲ、書不著事ヲ云トアリ【不洗垢而求小疵】洗ハ、盥ナリ【孟益】孟ハ、益ナリ、古ハ功アレバ之レヲ益ニ録セリ、正考父ノ銘ノ銘ノ類ナリ、墨子ニ之レヲ録スニ、車シ録罪ニ録シテ後世ニ傳フト見エタリ【記年之牒】記録史傳ナリ、晉ノ乘、楚ノ檣、魯ノ春秋ノ類ナリ【古の人君の大體を全くする者は、天地を望みて、天の覆はざることをなく、地の載せざることをなく、如くに、山谷に因りて、其の高深なるが如くに、日月の照す所限なきが如く、四時の行(ハメグ)る所絶間なきが如く、徳深遠の如くに布き、如くに、山谷に因りて、其の高深なるが如くに、日月の照す所限なきが如く、四時の行(ハメグ)る所絶間なきが如く、徳深遠の如くに布き、號令風の如くに動き、何事も自然に任せて、智を以て心を累はさず、私を以て己れを累はさず、治亂を法術に寄せて、性情を傷らさず、毛を吹き是非を賞罰に託して、賞罰を以て是非を定め、輕重を權衡(ハカリ)に屬して、權衡を以て輕重を定め、天理に逆はず、性情を傷らさず、毛を吹き分けて、小疵を捜し求めず、垢を洗ひ落して、知難きを察せず、繩(スミナハ)の外に引き出さず、繩の内に入らず、出入必ず繩に依り、法の外を急にせず、法の内を緩にせず、緩急必ず法に従ひ、已に成りたる條理を守り、天地自然の約束に因り、禍福は、道理法度に生じて、愛憎好惡に出でざれば、榮辱の責、己れに在りて、人に在らず、人々福禍榮辱の我れより出て、人より來らざることを知るが故に、至極安穩なる世には、法は朝露の圓くして散らざるが如く、民に矯飾なくして、純素質樸の風散亡せず、心に結ばれたる怨なく、口に煩はしき言

なし、故に事繁からずして、車馬道路に疲弊せず、世に戰爭なくして、民族大澤に亂れず、萬民生命を寇滅(イグサ)の間に失はず、雄駿の士を命を旗幟(ハタ)の下に傷はず、豪華功名を成すに由なくして、名を圖書に著さず、功を銘孟に録せず、天下無事なる故に、記録史傳は空虛になりて、筆すべきことなし。

故曰利莫長於簡福莫久於安使匠石以千歲之壽操鈞視規矩舉墨而正太山使賁育帶干將而齊萬民雖盡力於巧極盛於壽太山不正民不能齊故曰古之牧天下者不使匠石極功以敗太山之體不使賁育盡威以傷萬民之性因道全法君子樂而大姦止澹然閉靜因天命持大體故使人無離法之罪魚無失水之禍如此故天下無不治

匠石：古ノ名アル大工ノ名ハ石トイヘル者ナリ、莊子ニ見ユタリ、鈞：曲リタル物ヲ造ル器ナリ、【學】：一本ニハ、墨ノ上ニ繩ノ字アリ、是ナリ、【干將】：古ノ良劍ノ名ナリ、【極盛】：極ニ盛ル處ニニ作ルベシ、【盛】：盛ト成ト字形ナリ、【極功】：一本ニハ、功ヲ巧ニ作レリ、是ナリ。

故に古語に曰はく、利益は簡素なるより長きはなく、幸福は安穩なるより久しきはなしと、匠石をして千歳の長壽を以て、鈞(マカリ)とモノサコシラフルモノ(墨)を操り、規矩(ブンマシ)を視、繩墨(スミナハ、スミ)を舉げて、太山の體を正さしめ、孟賁(モウヘン)、夏育(カイク)をして良劍の干將を帯びて、萬民の性を一齊にせしめむとせば、精力を技巧に盡し、長壽を威力に極むと雖も、太山の體正しからず、萬民の性一齊なること能はざらむ、故に古語に曰く、古の天下を牧(マカシ)むる者は、匠石をして、技巧を極めて、以て太山の體を敗らしめず、孟賁(モウヘン)、夏育(カイク)をして、威力を盡して、以て萬民の性を傷はしめずと、道に因り法を全くすれば、君子樂みて、大姦止み、澹然として欲慕(コソ)して、閉靜無事なり、天命に因り、大體を持するが故に、人をして法を離るるに及ばしめ、魚をして水を失ふ禍なからしむ、此の如きが故に、天下治らざるることなし、以上第一段、王者の政を爲す大體を論ず。

上不天則下不遍覆心不地則物不必載太山不立好惡故能成其高江海不澤小助故能成其富故大人寄形於天地而萬物備

歷心於山海而國家富上無忿怒之毒下無伏怨之患上下交順以道爲舍故長利積大功立名成於前德垂於後治之至也

歷(不立好惡)：土石ノ好惡ヲ擇マズナリ、(不澤小助)：澤ハ、澤ト通ズ、細流ノ小助ヲ擇マザルナリ、一本ニハ、助ヲ物ニ作レリ、(歷心於山海)：歷ハ、歴ル義ニ作レリ、歷ハ、所ノ歴ナラム、層ハ、層ト同ジ、層ハ、層トナリ、(以上)：立ツつ君主、其の徳天の如くなりざれば、下に立つ人民、遍く覆はれず、其の心地の如くなりざれば、物必しも載せられず、太山は土石の好惡を擇ばざるが故に、能く其の高きを成す、江海は細流の小助を擇ばざるが故に、能く其の高きを成す、故に大人は形を天地に寄せて、萬物備り、心を山海に歷きて、國家富む、上に忿怒の毒なく、下に怨を蓄ふる患なく、上下交々順ひ、道を以て宿舍とす、故に長利積り、大功立ち、名前に成り、徳後に垂る、治世の至極せるなり、以上第二段、前意を總束す。

內儲說上

此の篇は、衆事諸説を儲へて、人主の用に備へたる者なり、其の説ける所、皆君の内儲に係るが故に、内といふ。

七術

主之所用也七術所察也六微七術一日衆端參觀二日必罰明威三日信賞盡能四日一聽責下五日疑詔詭使六日挾知而問七日倒言反事此七者主之所用也

【疑詔】：疑ハシキ事ヲ命ズルナリ、【詭使】：二使ハムトスル事ニ反シタル事ヲ以テ使フナリ、【倒言】：一譽ムベキ者ヲ毀リ、毀ルベキ者ヲ譽ムルガ如キコトナリ、【反事】：二惡メル者ヲ愛シ、愛セル者ヲ惡ムガ如キコトナリ、

【衆端】：衆ノ用ゐる所には、七術とて、七箇條の術數あり、察する所には、六微とて、六箇條の心の機微(オケソコ)を察すべきことあり、七術とは、一に曰はく、衆事の端緒を相參へて觀ると、二に曰はく、罪ある者は、必ず罰して、君の威光を明にすと、三に曰はく、功ある者は、信に賞して、臣の材能を盡さしむと、四に曰はく、一々臣下の言を聽きて、一々臣下の實功を賞すと、五に曰はく、或は疑はしき事を命じ、或は使はむとする事に反したる事を以て使ひて、其の人を迷はしむと、六に曰はく、我が知れる事の中に挾み藏して、伴りて之れを問ふと、七に

曰は、才は言辭を顛倒して、心にもなき事を言ひ、或は行ふ事を反對にして、心にもなき事を行ふと、此の七箇條は、主の用ゆる所なり、以上總論、先づ上下二篇の大綱を掲げ、次に七術の目を擧ぐ、

參觀一

觀聽不參、則誠不聞、聽有門戶、則臣壅塞、其說在、侏儒之夢、見竈、哀公之稱、莫衆而迷、故齊人見河伯、與惠子之言、亡其半也、其患在、豎牛之餓、叔孫、而江乞之說、荆俗也、嗣公欲治、不知、故使有敵、是以明主推積鐵之類、而察一市之患、

【哀公之稱、莫衆而迷】……哀ノ上ニ與ノ字ヲ脱セルナラム、與惠子之言亡其半也……與ハ、而ノ誤ナラム【江乞】……一本ニハ、乞ナク作レリ【嗣公】……傳文ニハ、公ナク作レリ、

【觀聽不參】人の行を觀、人の言を聽くに、唯だ一人の行を觀、唯だ一人の言を聽きて、彼此を參へて觀聽せざれば、誠實なると上に聞えず、人の言を聽くに、家の出入に一口の門戸あるが如く、唯だ一人の實臣ありて、之れを取り次げば、其の臣君の耳目を壅塞して、衆人の言を通ぜざらむ、其の說は、侏儒の夢を見たる(衛の靈公、彌子瑕を寵しければ、一人の侏儒即ち侏儒、公に見えて、夢に靈を見たりと曰ひて、公の偏に子瑕に聽けるを觀りたること)と、哀公の乗れば迷ふとなしと稱したる(魯の哀公、衆人と相談すれば迷ふとなしといふ諺あるに、衆人衆臣と相談して、國の愈々亂る、は不審なりと曰ひたるに、孔子對へて、魯國は殘らず家老の季氏に黨したれば、君の御味方一人もなしと曰ひたること)とに在り、故に齊人は河伯を見しめて、齊王一人の言を信ぜしが故に、其の者に欺られて、大魚を河伯と思ひたること、惠子の言は、其の半を亡ふといへり、(惠子魏王に對へて、君國人と事を謀るときは、半數は疑ひ、半數は疑はざる答なるに、今皆疑はずして雷同すれば、其の半數を亡へりといひたること)其の患は、豎牛の叔孫を謀らして、魯の叔孫、専ら豎牛に聽きたる故に、其の身は餓死し、二子も亦殺されたること、江乞の荆俗を説きたる(江乞荆王に語りて、荆の風俗は、人の惡事を言はざるが故に、白公亂を作すとを得たりと曰ひたること)に在り、嗣公は國の治らむと欲したれど、之れを治むる術を知らざる故に、敵あらしめたり、(衛の嗣公、如耳と世嬭との己れを壅蔽せむことを恐れて、薄嬭と嬭嬭とを重くして、此の兩人に匹敵せしめて、卻りて多く壅蔽せられたること)是を以て、明主は鐵を積む類例を推して、(鐵を積みて矢を防ぐが如く、姦臣に油斷せざること)一市の患を察す、(一人市に虎ありと言へば、信ぜざれども、三人言へば、虎を成す、衆人の口には注意せざるべからずといふこと)以上經文の一、七術の第一なる衆端衆觀の理由を論ず、須く傳文の一と對照すべし、

必罰二

愛多者、則法不立、威寡者、則下侵、上是以刑罰不必、則禁令不行、其說在、董子之行、石邑、與子產之教、游吉也、故仲尼說、隕霜而殷、法刑棄灰、將行去樂池、而公孫鞅、重輕罪、是以麗水之金、不守、而積澤之火、不救、成驩、以太仁弱齊國、下皮、以慈惠亡魏王、管仲知之、故斷死人、嗣公知之、故買胥靡、

【愛多者】……斷ハ、斬ルナリ、【嗣公】……傳文ニハ、公ナク作レリ、

【愛の多き者】法立たず、威の寡き者は、下を侵す、是を以て、刑罰必せざれば、禁令行はれず、其の說は、董子の石邑を行(メグ)りたる(董子、石邑を巡視して、其の谷川に入る者の必ず死する由を聞きて、之れを手本として、嚴重なる法律を立て定めたること)と、子産の游吉を教へたる(子産游吉に水火の喻を以て刑罰を嚴重にせよと教へたること)とに在るなり、故に仲尼は隕(オ)ちたる霜を説きて、(仲尼魯の哀公に、隕ちたる霜の草を殺さるることを記録に載せたるは、宜しく殺すべくして殺さるるが故なりと對へて、上の刑を失ふことに喩へたること)殷の法は灰を棄つる者を刑し、(灰を市街に棄つるは、争論の本なれば、之れを刑するは當然なりと、仲尼の弟子に説明したること)將行は樂池を去りて、(中山國の宰相の樂池、將行即ち從者の取締をする役の者に、賞罰の柄を授けずして、行列の亂れたるを告めたるに因りて、其の人樂池に役目を辭して立ち去りたること)公孫鞅は輕罪を重く罰して、重罪を犯すに由なからしめたること)是を以て、麗水の金は守られずして、(麗水の砂金を竊む者は、張付の刑に處する定めなれど、脱免する者あるが故に、之れを竊む者止まざりしこと)積澤の火は救はれず、(魯の積澤の火災を人の救はざるは、之れを罰せざるに由るとして、孔子趙盾の命を下したれば、其の火怒ち救はれたること)成驩は太仁なるを以て、齊國を弱しとし、(成驩齊王の太仁なるを以て齊國の弱きを知りたること)下皮は慈惠を以て魏王を亡びむとせり、(下皮魏王の慈惠なるを以て、其の亡びむことを知りたること)管仲は之れを知れるが故に、死人を斬れり、(管仲國を治むることを知りて、人の手厚く縛るを嚴禁し、命を用ひざる者は、其の尸を刑戮したること)嗣公は之れを知れるが故に、胥靡を買へり、(衛の嗣公、國を治むるには罪人を必ず罰すべきことを知りて、胥靡即ち懲役人の他國へ逃亡せし者を買ひ取りたること)以上經文の一、七術の第二なる必罰明威の理由を論ず、須く傳文の二と對照すべし、

賞譽三

賞譽薄而謾者、下不用、賞譽厚而信者、下輕死、其說在、文子稱、若

獸鹿故越王焚宮室而吳起倚車轅李悝斷訟以射宋崇門以毀死句踐知之故式怒肅昭侯知之故藏弊袴厚賞之使人爲賁諸也婦人之拾蠶漁者之握鱸是以效之

【一聽則愚智不分】…不ノ字ハ、必ニ作ルベシ、八經篇ニ、聽不、一、則後悖於前、後悖於前、則愚智不分トアリ、(人臣不參)…參ハ、入り難ルナリ、

一聽四

一聽則愚智不分、責下則人臣不參、其說在索鄭與吹竽、其患在申子之以趙紹韓沓爲嘗試、故公子汜議割河東而應侯謀弛上黨

【一々之れを聽けば、言ふ者の愚智必ず分れて、賢不肖混濁せず、一々下を督責すれば、人臣の能ある者と能なき者と入り難ることを得ず、其の説は、鄭を索め(モト)たる(魏王鄭國を合併せむ)ことを要求すれば、鄭君も亦魏國を合併せむことを要求するは、當然のことなるに、魏王一人の言を聽きて、鄭に向ひて要求して、其の意を果さざりしこと)と、竽を吹かしたる(齊王三百人の竽といふ鳴物を吹く者をして、一人毎に吹かして、其の無能なる者を見ししたること)とに在り、其の患は、申子の趙紹、韓沓を以て嘗試(セアミ)を爲したる(韓の宰相の申子、趙へ援兵を出さむとして、趙紹、韓沓の二人をして、韓王の驍子を伺はしめたる後に、車宿にて申し立て、其の私を成したること)に在り、故に公子の汜は、河東を割らむことを請して、(秦の公子の汜、河東の地を魏國に割讓せむことを請するとき、兩端を設けて、大王魏國と和睦したまふとも、後悔したまはむ、和睦したまははずとも、後悔したまはむと曰ひて、秦王の意を探りたること)應侯は上黨を弛べむことを謀りたり、(應侯の范雎、趙の上黨の國分を弛べて、其の兵を東歸へ振り向けむと欲しながら、其の議を固く執らずして、秦王をして自ら決せしめたること、以上の二事も、一人に聽きて、衆論を參酌せざる患なり)以上経文の四、七衛の第四なる一聽責下の理由を論ず、須く傳文の四と對照すべし、

詭使五

數見久待而不任、姦則鹿散、使人問他、則不鬻私、是以鹿敬還、公大夫而戴驩、詔視輜車、周主亡玉簪、商太宰論牛矢

【鹿散】…鹿ト善ク數ク善ク聚ル故ニ、唯トシタルナリ、(不鬻私)…君ヲ欺キテ其ノ私ヲ論カメナリ、(詔視輜車)…詔ハ、令スルナリ、令ニ視ニ輜車トイフニ同シ、(牛矢)…矢ハ、駢ナリ、傳文ニハ、屎ニ作レリ、
【詭使】…君數ク臣を見て、久しく待たせて、事を任命せざれば、彼の者は何か主君と話し合ひたるならむと合點して、姦人則ち鹿の如くに散ず、君其の臣の爲る事を知りながら、人をして他事(ヨソゴト)を問はしむれば、姦人則ち君を欺きて其の私を論かず、是を以て、麗敬は公大夫を遣して、(麗令の麗敬、市を治むる公大夫を召して、暫く相對して、何事をも語らずして、之れを遣したれば、市人疑ひ懼れて、姦曲をせぬやうになりたること)戴驩は輜車(チナゴノノルケルマ)を視しめ、(戴驩、李史の門に夜な)婦人の車に乗りて来る者ある由を人に語りて、其の人をして驍子を探らしめたるに、婦人の車を見ざれども、箱に入れたる物を持参せりとして、李史の賄賂を受けたること何心なく報告したること)周主は玉の簪(カンザシ)を亡び、(周主わざと玉の簪を紛失して、役人に捜させて、其の怠慢を知り得たること)商の太宰は、牛の糞を論じたり、(商の太宰、市門の外に牛の糞の多きことを論じて、市の役人の牛車にて賄賂の物を運ばせたることを知り得たること)以上経文の五、七衛の第五なる麗詭詭使の理由を論ず、須く傳文の五と對照すべし、

挾智六

挾智而問、則不智者至、深知一物、衆隱皆變、其說在昭侯之握一爪、故必審南門、而三鄉得、周主索曲杖、而羣臣懼、卜皮事庶子、西門豹詳遺轄、

【挾智而問、則不智者至】…挾智ノ智ハ、知ニ作ルベシ、上文ニハ知ニ作レリ、不智ノ智モ同ク【事庶子】…事ハ、使フトイハムガ如シ、道具ニ使フナリ、【詳遺轄】…詳ハ、伴ト連ス、
【我知れる事】…心中に挾み藏して、伴りて問へば、知らぬ事まで我が前に至る、深く一物を知れば、衆の隠れたる事、皆變じて露顯す、其の說は、昭侯の一爪を握りたる（韓の昭侯、十指の爪を削りて、其の一つを握り置して、近臣の對の眞偽を試みたる）に在り、故に必ず南門を審にして三鄉得、（韓の昭侯、南門の轅の苗を犯せるとを審問して、他の三郷の犯せる者も、皆其の情實を得たる）周主は曲れる杖を索めて羣臣懼れ、（周主わざと曲れる杖を紛失して、役人に捜させて、羣臣を恐縮せしめたる）卜皮は庶子を事（ツカ）ひ、（縣令の卜皮、下衆の少庶子を道具に使ひて、御史の惡事を喚き出したること）西門豹は伴りて轄（クサセ）を遺（ウシ）ナヘリ、（西門豹わざと其の車の轄を紛失して、役人に捜させて、其の怠慢を知り得たること）以上經文の六、七術の第六なる挾、知而問の理由を論ず、須く傳文の六と對照すべし、

倒言七

倒言反事、以嘗所疑、則姦情得、故陽山謾穆登、淖齒爲秦使、齊人欲爲亂、子之以白馬、子產離訟者、嗣公過關市、

【陽山】…山陽ノ誤ナリ、【關市】…市ハ、吏ニ作ルベシ、
或は官語を顛倒して、心にもなき事を言ひ、或は行ふ事を反對にして、心にもなき事を行ひて、以て其の疑へる所を嘗（コ）ロければ、姦人の情實手に入るなり、故に陽山は穆登を欺き、（魏の山陽君、魏王の愛せる穆登を欺きて、其の口より王の已れを疑へることを知り得たること）淖齒は秦の使と爲り、（齊の淖齒、腹心の者を秦の使者とならしめて、其の口より齊王の已れを疑へることを知り得たること）齊人は亂を爲さむと欲し、（齊人の亂を爲さむと欲する者、己れの愛せる者を齊王の許へ逃走せしめて、其の手よりして王の動靜を知り得たること）子之は白馬を以てし、（燕の宰相の子之、伴りて白馬門より走り出てたりと曰ひて、近臣の虚偽の對を知り得たること）子產は訟ふる者を離（ワカ）チ、（子產訴人を離隔して、原被兩造の情實を知り得たること）嗣公は關吏を過（ヨギ）ラシめたり、（衛の嗣公、人をして關所の役人に賄賂を贈りて、其の關所を通り過ぎさせて、後に至りて、其の役人に其の事を語りて、恐縮せしめたること）以上經文の七、七術の第七なる倒言反事の理由を論ず、須く傳文の七と對照すべし、

右經

傳一衛靈公之時、彌子瑕有寵、專於衛國、侏儒有見公者、曰、臣之夢踐矣、公曰、何夢、對曰、夢見竈、爲見公也、公怒曰、吾聞見人主者、夢見日、奚爲見寡人、而夢見竈、對曰、夫日兼燭天下、一物不能當也、人君兼燭一國、一人不能擁也、故將見人主者、夢見日、夫竈一人煬焉、則後人無從見矣、今或者一人有煬君者乎、則臣雖夢見竈、不亦可乎、

【侏儒】…短人ナリ、人主ニ玩バル、俳優ノ小男タイフ、戰國策ニ、名ハ復塗偵トアリ、【臣之夢踐】…踐ハ、夢ノ驗（シルシ）アルタイフ、【兼燭天下】…燭ハ、照スナリ、兼燭ノ四ニハ、照ニ作レリ、【不能當】…當ハ、敵フナリ、【不能擁】…擁ハ、壅ニ同ク、兼燭ノ四ニハ、壅ニ作レリ、【煬焉】…煬ハ、燃スナリ、
【衛の靈公の時】…彌子瑕君寵ありて、衛國の政事を專にせしかば、一人の侏儒（ヤクシヤ）の公に見ゆる者ありて曰はく、臣の夢、驗（シルシ）ありと、公の曰はく、何を夢みたるかと、對へて曰はく、夢に竈を見たり、こは君公を見むが爲めなりと、公怒りて曰はく、吾れ人主を見むとする者は夢に日を見ると聞けり、何とて寡人を見む爲めにして、夢に竈を見たるかと、對へて曰はく、夫れ日は、天下を兼れ照して、一物も日の光を蔽ふこと能はざるなり、人君は一國を兼れ照して、一人も君の明を壅（フサ）グこと能はざるなり、故に將に人主を見むとする者は、夢に日を見る、夫れ竈は、一人前に立ち塞りて之れを燭（ヒ）けば、竈の光を蔽ふが故に、後（アト）に居る人、從ひて其の光を見ることなし、今或は一人君に煬ける者あるか、然らば則ち臣夢に竈を見たりと雖も、亦宜しからざらむや、宜しからむと、斯く言ひて、彌子瑕の君を壅蔽せることを曉りたり、

魯哀公問於孔子曰、鄙諺曰、莫衆而迷、今寡人舉事、與羣臣慮之、而國愈亂、其故何也、孔子對曰、明主之間臣、一人知之、一人不知、

也、如是者、明主在上、羣臣直議於下、今羣臣無不一辭同軌乎季孫者、舉魯國盡化爲一、君雖問境内之人、猶不免於亂也、一日、晏子聘魯、哀公問曰、語曰、莫三人而迷、今寡人與一國慮之、魯不免於亂、何也、晏子曰、古之所謂、莫三人而迷者、一人失之、二人得之、三人足以爲衆矣、故曰、莫三人而迷、今魯國之羣臣、以千百數、一言於季氏之私、人數非不衆、所言者、一人也、安得三哉、

【魯哀公】：定公ノ子ナリ、無不曰一辭同軌乎季孫者、一辭ハ、一口ヨリ出ヅルガ如キナリ、中庸ニ、今天下ノ車、軌（ワタチ）トイフ、同ジクストアリテ、此ノ時代ノ軌ノ寸法ハ、諸國皆同シケレバ、羣臣ノ季孫ノ行事ト跡ヲ同ジクスト同軌トイフ、季孫ハ、魯ノ三卿ノ一人ナリ、晏子聘魯、一、本ニハ、晏子ヲ晏嬰トニ作レリ、晏子、名ハ嬰、平仲ト諡ス、諸侯ノ大夫ヲシテ諸侯ノ安否ヲ問ハシムルヲ聘トイフ、哀公問曰、：晏子春秋ニハ、哀公ヲ昭公ニ作レリ、所レ言者一人也、或ハ云ハク、人ノ字ハ衍ナリト、魯ノ哀公、孔子に問ひて曰はく、野鄙なる諺に、事を擧げ行ふに、衆人と相謀すれば、迷ふことなしと曰へり、然るに、今寡人事を擧げ行ふに、衆臣と與に之れを慮れども、國愈々亂れたり、其の故は何ぞと、孔子對へて曰はく、明主の臣に問ふ仕方は、人々をして意見を言はしめて、君其の言を他臣に漏さず、唯だ君と對ふる者と之れを知れるのみなれば、一人の臣下は之れを知れども、他の一人は之れを知らざるなり、是の如くなれば、明主上に在りて、衆臣下に正直に言議す、然るに今吾が國の羣臣は、國柄を執る季孫氏の鼻息を窺ひて、其の言ふ所一口より出づるが如く、季孫の行事と跡を同じくすると、天下の車の軌（ワタチ）を同じくするが如く、魯國を擧げて盡く化して、季孫氏一人になりたれば、君は魯國境内の人に問ひたまふと雖も、其の甲斐なくして、猶ほ亂るゝことを免れざらむと、一説に曰はく、齊の晏子、君命を以て魯君の安否を尋ねたる時、哀公問ひて曰はく、古語に、事を擧げ行ふに、三人と相謀すれば、迷ふことなしと曰へり、然るに今寡人は、一國の人と與に之れを慮れども、魯は亂るゝことを免れざるは、何故ぞと、晏子の曰はく、古に謂へる所の三人と相謀すれば迷ふことなしとは、一人方角を失ひても、二人方角を得れば、道に迷ふことなれば、三人にても、以て衆しとするに足るが故に、三人と相謀すれば迷ふことなしと曰へるなり、然るに今魯國の羣臣は、其の多きこと千百を以て數ふる程なれど、皆其の言を同一にして、季氏の私欲に合體したれば、人數は衆からざるにあらざれど、言ふ所の者は、一人の言に同じ、何とて三人を得らるべきと、

齊人有謂齊王曰、河伯大神也、王何不試與之遇乎、臣請使王遇之、爲壇場、大水之上、而與王立之焉、有閒大魚動、因曰、此河伯也、

【大神】：大ハ、水ノ誤ナラム、太平御覽ニハ、水神ニ作レリ、壇場、：祭壇ナリ、齊人齊王に語る者ありて曰はく、河伯は水神なり、王何ぞ試みに之れと遇ひたまはざる、臣請ふ王をして之れに遇はせ奉らせしと、斯く語（タカ）カリて、祭壇を大水の上（ホトリ）に拵へて、王と與に其の處に立ちたるに、閒（シバラク）ありて、大魚水面に動きたり、其の人の之れに附け入りて曰はく、此れ河伯なりと、（是れ一人の言を信ぜし故に、愚弄せられたるなり）

張儀欲以秦韓與魏之勢、伐齊荆、而惠施欲以齊荆偃兵、二人爭之、羣臣左右皆爲張子言、而以攻齊荆爲利、而莫爲惠子言、王果聽張子、而以惠子言爲不可、攻齊荆事已定、惠子入見、王言曰、先生毋言矣、攻齊荆之事、果利矣、一國盡以爲然、惠子因說不可、不察也、夫齊荆之事也、誠利、一國盡以爲利、是何智者之衆也、攻齊荆之事、誠不利、一國盡以爲利、何愚者之衆也、凡謀者、疑也、疑也者、誠疑、以爲可者半、以爲不可者半、今一國盡以爲可、是王亡半、劫主者固亡其半者也、

【無兵】：：無ハ、息（ヤ）ムルナリ、【惠子因説】：：因ハ、曰ニ作ルマシ、戰國策ニハ、惠子謂王曰ニ作レリ、【夫齊荆之事也】：：夫ノ下ニ攻ノ字ヲ脱セリ、【是王亡半】：：半ノ下ニ也ノ字ヲ脱セリ、張儀は、秦と韓と自國の勢を以て、齊と荆とを伐たむと欲したり、而るに惠施は、齊と荆とに結びて、秦と韓とに當りて、以て兵事を息（ヤ）むと欲したり、二人之れを争論せしに、魏の羣臣左右の人々は、皆張子の爲めに言ひて、齊と荆とを攻むるを以て利益なりとし、惠子の爲めに言ふ者なりしかば、魏王果して張子の言を聞き納れて、惠子の言を以て宜しからずとして、齊と荆とを攻めむとし、其の事既に決定せり、なりから惠子入りて見えれば、魏王言ひて曰はく、先生最早言ふことなけれ、齊と荆とを攻むる事は、果して利益なり、

一國の者盡く之れを以て然りとせりと、惠子の曰はく、人の説は、察せざるべからざるなり、夫れ齊と荆とを攻むる事、誠に利益にして、一國の者盡く之れを以て利益なりとせば、是れ何ぞ智者の業き、餘りに智者の多きこと、謂ふべし、齊と荆とを攻むる事、誠に利益ならずして、一國の者盡く之れを以て利益なりとせば、是れ何ぞ愚者の業き、餘りに愚者の多きこと、謂ふべし、凡そ事を謀るは、事の利害を疑へばなり、疑ふとは、本心より誠に疑ふなり、若し本心より誠に疑はば、攻むるを以て宜しとする者半數にして攻むるを以て宜しからずとする者半數なるべき者なるに、今一國の者盡く之れを以て宜しとすれば、是れ大王には其の宜しからずとする半數を亡ハウシナ、ひたまへるなり、蓋臣に劫さるゝまは、固より已に其の半數を亡ひし者にして、事の利害を觀るに由なしと、

叔孫相魯、貴而主斷、其所愛者曰豎牛、亦擅用叔孫之令、叔孫有子曰壬、豎牛妬而欲殺之、因與壬游於魯君所、魯君賜之玉環、壬拜受之、而不敢佩、使豎牛請之叔孫、豎牛欺之曰、吾已爲爾請之矣、使爾佩之、壬因佩之、豎牛因謂叔孫、何不見壬於君乎、叔孫曰、孺子何足見也、豎牛曰、壬固已數見於君矣、君賜之玉環、壬已佩之矣、叔孫召壬見之、而果佩之、叔孫怒而殺壬、壬兄曰丙、豎牛又妬而欲殺之、叔孫爲丙鑄鐘、鐘成、丙不敢擊、使豎牛請之叔孫、豎牛不爲請、又欺之曰、吾已爲爾請之矣、使爾擊之、丙因擊之、叔孫聞之曰、丙不請而擅擊鐘、怒而逐之、丙出走齊、居一年、豎牛爲謝叔孫、叔孫使豎牛召之、又不召而報之曰、吾已召之矣、丙怒甚、不肯來、叔孫大怒、使人殺之、二子已死、叔孫有病、豎牛因獨養之、而

去、左右不内、人曰、叔孫不欲聞人聲、因不食而餓死、叔孫已死、豎牛因不發喪也、徙其府庫重寶、空之而奔齊、夫聽所信之言、而子父爲人僂、此不參之患也、

【叔孫相魯】…叔孫ハ、叔孫種子ナリ、名ハ約トイフ、事ハ左傳ノ昭公ノ四年ニ在リ、【豎牛】…豎ハ、小姓ナリ、牛ハ、其ノ名ナリ、【豎牛欺之】…欺ノ上ニ不ニ爲請、ノ三字ヲ脱セルナラム、下文例ス、【孺子】…小僮トイハムガ如シ、【居一年】…晉語ニハ、一チ三ニ作レリ、【不内人】…内ハ、納ニ同シ、【人聲】…人ハ、大ニ作ルベシ、僂ハ、疑ナリ、
叔孫種子、魯の宰相となりて身分貴くして、制斷（キリヨリ）を主れり、其の寵愛せる所の者を豎牛と曰ふ、此の者も、亦主人を真似て、擅に叔孫の命令を振り舞はしたり、叔孫に子あり、其の名を壬と曰ふ、豎牛を妬みて、之れを殺さむと欲したり、それに因りて、壬と一所に魯君の所に遊びたるに、魯君、壬に身に佩ぶべき玉の環（ワ）を賜ひたり、君より之れを賜はれば、父の許可を受けて、之れを佩ぶるが例なれば、壬は之れを拜受したれど、敢て佩がず、豎牛をして、之れを父なる叔孫に請はしめたるに、豎牛は壬の爲めに之れを請はずして、壬を欺きて曰はく、吾れ已に爾の爲めに之れを請ひて、爾をして之れを佩はすこととせりと、壬はそれに因りて、之れを佩びたるに、豎牛はそれに因りて、叔孫に請りけるやう、何とて壬を君に見えしめざるかと、叔孫の曰はく、小僮は何ぞ君に見ゆるに足らむと、豎牛の曰はく、壬は固より已に數々君に見えたり、君之れに玉の環を賜ひしに、壬は已に之れを佩びたりと、叔孫王を召して、之れを見たるに、果して之れを佩びたれば、叔孫已に請はざることを怒りて、壬を殺したり、壬の兄を丙と曰ふ、豎牛又丙を妬みて、之れを殺さむと欲したり、叔孫丙の爲めに、豎牛に用ゐる鐘を鑄て、其の鐘成りたれど、丙は敢て撃たず、豎牛をして、之れを撃つことを叔孫に請はしめたるに、豎牛は丙の爲めに請はずして、又之れを欺きて曰はく、吾れ已に爾の爲めに之れを請ひて、爾をして之れを撃たしむることとせりと、丙それに因りて、之れを撃ちたるに、叔孫之れを聞きて曰はく、丙請はずして擅に鐘を撃つと、怒りて之れを放逐せしかば、丙家を出でて、齊へ走りたり、其の後一年立ちて、豎牛は丙の爲めに叔孫に謝罪せしかば、叔孫豎牛をして丙を召さしめたるに、又召さずして、之れを叔孫に報告して曰はく、吾れ已に之れを召したれど、丙の怒ること甚しくして、來ること承知せずと、叔孫大に怒りて、人をして之れを殺さしめたり、二子已に死し、叔孫病あり、豎牛それに因りて、爾り之れを奉養看護して、左右の者を退け去り、人を廢所に納れずして曰はく、叔孫は人の聲を聞くことを欲せずと、それによりて、叔孫をして、食はずして餓死せしめたり、叔孫已に死したれば、豎牛それに因りて、喪を發表せず、叔孫の府庫の貴重なる寶物を他所へ徙して、之れを空虛にして、齊へ奔りたり、夫れ一梅に信する所の言を聽きて、子も父も大なる驚愕（ハツカシメ）を被りたるは、此れ他人の言を益めざる愚なり、

江乞爲魏王使荆、謂荆王曰、臣入王之境内、聞王之國俗、曰君子不蔽人之美、不言人之惡、誠有之乎、王曰、有之、然則若白公之亂、

得無危乎誠得如此臣免死罪矣

【江乞】：一本ニハ、乞ヲ乙ニ作レリ、然則若白公之亂、戰國策ニハ、然ノ上ニ江乙曰ノ字アリ、白公ハ、白公勝ナリ、戰國策ノ注ニ、哀公ノ十六年ニ、楚ノ太子ノ建、建ヲ以テ鄭ヘ奔ル、鄭人之レヲ殺ス、建ノ子ノ勝、鄭ヲ伐ムト請フ、子四從ハズ、勝怒リテ、子四ヲ殺シ、建王ヲ劫ストアリ、唯老弱ヲ參看スヘシ、臣免死罪云云、臣ノ上ニ建ノ字ヲ脱セルナラム、

【江乞】：江乞、魏王の爲めに荆に使せしとき、荆王に請りて曰はく、臣大王の御國の境内に入りて、大王の御國の風俗を聞くに、君子は人の美事を歡ひ置さず、人の惡事を言ひ聞らざると曰ふことなるが、誠に左様なることありやと、荆王の曰はく、左様なることありと、江乞の曰はく、然らば白公の亂の如きも、人其の惡事を言はざる爲めに、其の隱謀を成すことを得たる譯にて、危險なることなきことを得むや、誠に此の如く惡事ありても言はざることを得ば、姦臣死罪を免るゝならむと、

衛嗣君重如耳愛世姬而恐其皆因其愛重以壅己也乃貴薄疑以敵如耳尊魏姬以耦世姬曰以是相參也嗣君知欲無壅而未得其術也夫不使賤議貴下偪上而必待勢重之鈞也而後敢相議則是益樹壅塞之臣也嗣君之壅乃始

【衛嗣君】：衛ノ平公ノ子ナリ、妻其ノ嬖女シテ君トセリ、經文ニハ、君ヲ公ニ作レリ、如耳、魏ノ大夫ナリ、世姫、衛ノ嬖女也、衛ノ嬖女ニ之レヲ引キテ、世ヲ世ニ作レリ、因、其愛重、有子ノ注ニハ、其ノ字ナシ、薄疑、衛ノ嬖女也、衛ノ嬖女ニ之レヲ引キテ、世ヲ世ニ作レリ、初メ趙ニ居テ、後ニ衛ニ事ヘタル者カ、魏姫、魏姫ニ以テ耦セシメ、有子ノ注ニハ、魏姫ヲ魏姫ニ作リ、耦ヲ偶ニ作レリ、敵トイハムガ如シ、

【衛の嗣君】：衛の大夫の如耳を寵んじ、世姫を愛せり、而れども其の兩人の皆其の愛し寵んぜらるゝに因りて、以て己れの耳目を壅塞せむことを恐れたれば、乃ち臣下の薄疑を貴くして、曰はく、如耳に匹敵せしめ、魏姫を尊びて、以て世姫に匹敵せしめて曰はく、是の術を以て相參へて、彼此を壅塞するなりと、韓子之れを斷じて曰はく、嗣君は壅塞せらるゝことなからむことを欲することを知りたれど、未だ其の術を得ざるなり、夫れ賤しき者をして貴しきを論せしめ、下に立つ者をして上に立つ者に偪（セマ）らしめて、遠慮なく其の姦計を成せしむれば、君の耳目を壅塞する患あらざるを、左様にせずして、必ず勢力威重の甲乙平均するを待ちて、而して後に、敢て相互に論せしめたるは、爾者にして又、君を壅塞せしむる者なれば、是れ益々壅塞する臣を樹立せるなり、嗣君の壅塞せらるゝこと、乃ち此れより始めりと、

夫矢來有鄉則積鐵以備一鄉矢來無鄉則爲鐵室以盡備之備

之則體不傷故彼以盡備之不傷此以盡敵之無姦也

【矢來有鄉】：郷ハ、向ニ同ウ、方向ナリ、夫れ矢の來ること方向あれば、鐵を積みて屏と爲して、以て一定の方向に備へ、矢の來ること方向なければ、鐵の室を拵へて、以て何の方角を論ぜず、盡く之れに備ふれば、身體傷つかず、故に彼の矢を防ぐ者は、何の方角を論ぜず、盡く之れに備へて、少しも抜目なきを以て、身體傷つかず、此の仁臣を防ぐ者は、何人を論ぜず、盡く之れを敵として、少しも油斷せざるを以て、姦臣なきなり、

龐恭與太子質於邯鄲謂魏王曰今一人言市有虎王信之乎曰不信二人言市有虎王信之乎曰不信三人言市有虎王信之乎王曰寡人信之龐恭曰夫市之無虎也明矣然而三人言而成虎今邯鄲之去魏也遠於市議臣者過於三人願王察之龐恭從邯鄲反竟不得見

【龐恭】：魏ノ臣ナリ、戰國策ニハ、恭ヲ恭ニ作レリ、邯鄲、趙ノ都ナリ、魏の龐恭、太子と與に、趙の都の邯鄲に人質とならむとすとき、魏王に請りて曰はく、今一人市中に虎ありと言はば、大王之れを信じたまはむかと、魏王の曰はく、信ぜじと、然らば二人市中に虎ありと言はば、大王之れを信じたまはむかと、魏王の曰はく、夫れ虎は山に棲む者にて、市中に虎なきことは明けし、然れども三人言へば、虎を成す、今邯鄲の魏を去ることは、市中より遠くして、臣が事の是非を論ずる者は、三人に過ぎたり、願はくは大王之れを察したまひて、輕率に臣を遣還したまはざらむことを、斯く言ひ置きて、趙へ往きけるが、其の後、龐恭邯鄲より反りたるに、既に讒言せし者ありと見えて、竟に魏王に見ゆることを得ざりき、以上九條、七術の第一なる衆端參觀の事例なり、須く經文（參觀一）と對照すべし、

傳二董闕子爲趙上地守行石邑山中澗深峭如牆深百仞因問其旁鄉左右曰人嘗有入此者乎對曰無有曰嬰兒癡聾狂悖之

人嘗有入此者乎對曰無有牛馬犬彘嘗有入此者乎對曰無有董闕于喟然太息曰吾能治矣使吾法之無赦猶入澗之必死也則人莫之敢犯也何爲不治之

董闕子... 趙簡子ノ臣ナリ、藝文類聚ニハ、闕子安ニ作レリ、【上地】... 蓋シ晉陽ナラム、【行石邑】... 行ハ、巡廻スルナリ、石邑ハ、邑ノ名ナリ、【淵】... 谷川ナリ、【深峭】... 深ノ字ハ、衍ナラム、峭ハ、勾配ノ急ナルナリ、【百仞】... 仞ハ、八尺ナリ、【巖壁】... 文選ノ注ニハ、百仞ニ作レリ、【牛馬犬彘】... 牛馬ノ上ニ曰フ字アルベシ、彘ハ、豚ナリ、【喟然】... 歎息スル貌ナリ、趙簡子ノ臣ノ闕董子、趙ノ土地ノ太守となりて、管内ノ石邑を巡廻せしに、山中ノ谷川ノ兩岸ノ勾配ノ急なること、さながら懸崖の如く、其ノ深さ百仞ばかりなり、それに就きて、其ノ近傍ノ鄉村ノ左右（アタリ）ノ者に問ひて曰はく、人の嘗て此に入りたる者ありやと、對へて曰はく、此に入りたる者あることなしと、董闕子ノ曰はく、さらば牛馬犬彘の如き、尋常ノ感覺なき者、嘗て此に入りたることありやと、對へて曰はく、此に入りたる者あることなしと、董闕子ノ曰はく、さらば牛馬犬彘の如き、無知ノ動物、嘗て此に入りたることありやと、對へて曰はく、此に入りたる者あることなしと、董闕子喟然として太息（タマイキ）して曰はく、さらば吾れ能く此の地を治めむ、吾が法の教すことなきこと、猶ほ谷川に入る者の必ず死するがごとくならしめば、人之れを敢て犯すことならむ、何とて之れを治められむ、とあるべきと、

子産相鄭病將死謂游吉日我死後子必用鄭必以嚴蒞人夫火形嚴故人鮮灼水形懦故人多溺子必嚴子之刑無令溺子之懦故子産死游吉不忍行嚴刑鄭少年相率爲盜處於藿澤將遂以爲鄭禍游吉率車騎與戰一日一夜而僅能尅之游吉喟然歎曰吾蚤行夫子之教必不悔至於此矣

子産相鄭... 子産ハ、鄭ノ大夫ノ子大叔ナリ、【火形嚴】... 形ハ、勢トイハムカ如シ、【鮮灼】... 灼ハ、燒クナリ、【水形懦】... 懦ハ、緩慢ナルナリ、【故子産死】... 故ノ字ハ、衍ナラム、【藿澤】... 地ノ名ナリ、

魯哀公問於仲尼曰春秋之記曰冬十二月實霜不殺菽何爲記此仲尼對曰此言可以殺而不殺也夫宜殺而不殺梅李冬實天失道草木猶犯干之而況於君人乎

魯哀公... 魯ノ哀公ノ問ニ答ヘテ曰はく、我が魯ノ記録ノ春秋ノ記事ニ、冬十二月、限ちたる霜殺（マメ）を殺さずと曰へり、何とて斯かる事を記せるかと、仲尼對へて曰はく、此れは霜を以て菽を殺すべくして、殺さざることを言へるなり、夫れ宜しく殺すべくして殺さざれば、梅と李（ス）モ、冬に實を結べり、天、道を失へば、草木すら猶ほ之れを犯す（オカ）して、天威を畏れざるなり、而るを況むや天に比すれば勢力なき人に君たる者に於てなや、人君道を失へば、人臣之れを陵ぐは、當然ノ事なりと、

殷之法刑弃灰於街者子貢以爲重問之仲尼仲尼曰知治之道也夫弃灰於街必掩人掩人必怒怒則鬪鬪必三族相殘也此殘三族之道也雖刑之可也且夫重罰者人之所惡也而無弃灰人之所易也使人行之所易而無離所惡此治之道也一日殷之法弃灰于公道者斷其手子貢曰弃灰之罪輕斷手之罰重古人

何太毅也、曰、無弃灰所易也、斷手所惡也、行所易、不關所惡、古人以爲易、故行之、

【知治之道也】…知ハ、此ニ作ルヤシ【三族】…父母、兄弟、妻子ナリトモ、父ノ族、母ノ族、妻ノ族ナリトモイヘリ、一家親類ナリ、一家親類ヲイフ、【離ハ、離ニ同シ】【公道】…大路ナリ、【太毅】…毅ハ、酷ナリ、【曰、無弃灰所易也】…曰ノ上ニ仲尼ノ二字ヲ脱セリ、【不關所惡】…關ハ、離ニ同シ、
【股の世の法に灰を市街に棄つる者を刑する定めありければ、仲尼の弟子の子貢、重き刑罰なりと思ひて、之れを仲尼に問ひたるに、仲尼の曰はく、此れ世を治むる道なり、夫れ灰を市街に棄てば、必ずあたりて飛び散りて、人の目を掩はむ、人の目を掩はむ、人必ず怒らむ、怒らば罰はむ、罰は必ず一家親類相殘(ソコナ)はむ、此れ灰を棄つるは、一家親類を殘ふ道なれば、之れを刑すと雖も宜し、且つ夫れ重き刑罰は、人の惡み嫌ふ所なり、而して灰を棄つることなきは、人の容易しとする所なり、人をして之れを容易しとする所に行ひて、惡み嫌ふ所に驅ることならしむるは、此れ世を治むる道なりと、一説に曰はく、股の世の法に、灰を大路に棄つる者は、其の手を斷ち切る定めありければ、子貢の曰はく、灰を棄つる罪は輕く、手を斷つ罰は重し、古人は何ぞ太だ苛酷なるかと、仲尼の曰はく、灰を棄つることなきは、人の容易しとする所なり、手を斷たるは、人の惡み嫌ふ所なり、容易しとする所を行はしめて、惡み嫌ふ所に驅らしめざるは、古人は容易きことなりと思ひし故に、之れを行ひしなりと、

中山之相樂池、以車百乘、使趙選其客之有智能者、以爲將行、中道而亂、樂池曰、吾以公爲有智、而使公爲將行、今中道而亂、何也、客因辭而去、曰、公不知治、有威足以服人、而利足以勸人、故能治之、今臣君之少客也、夫從少正長、從賤治貴、而不得操其利害之柄、以制之、此所以亂也、嘗試使臣彼之善者、我能以爲卿相、彼不善者、我得以斬其首、何故而不治、
【百乘】…百輛ナリ、【將行】…從者ノ取締ヲスル役ナリ、【中道】…途中ナリ、【少客】…食客中ノ少年ナリ、【我得以斬其首】…

一本ニハ、得ヲ能ニ作レリ、
【中山國の宰相の樂池といへる者、車百輛を引き具して、趙へ使に往きたるとき、其の家の食客の智能ある者を選びて、以て從者の取締をする將行の役として打ち立ちたるに、途中にて行列亂れたれば、樂池の曰はく、吾れ貴公を以て智ありとして、貴公をして將行たらしめたるに、今途中にて行列の亂れたるは、何事ぞと、其の食客、それによりて、役目を辭退して、立ち去らむとして曰はく、尊公は人を治むる道を知られぬなり、威は以て人を服するに足りて、利は以て人を勸むるに足ることあるが故に、能く其の人を治むるなり、今臣は尊君の食客中の少年なり、夫れ少者より長者を正し、賤人より貴人を治めて、其の正さる者治めらる者、其の利となり害となる賞罰の柄を操りて、以て長者貴人を制することを得ず、此れ行列の亂れたる所以なり、嘗試(コト、ロミ)に臣をして彼の善き者は我れ能く以て卿相と爲し、彼の善からざる者は我れ以て其の首を斬ることを得しめば、何故ありて治らざらむと、

公孫鞅之法也、重輕罪、重罪者人之所難犯也、而小過者人之所易去也、使人去其所易、無離其所難、此治之道、夫小過不生、大罪不至、是人無罪、而亂不生也、一曰、公孫鞅曰、行刑、重其輕者、輕者不至、重者不來、是謂以刑去刑也、

【公孫鞅の法は、輕罪を重く罰せり、重罪は人の犯すことを難しとする所にして、小過は人の去り易き所なり、人をして其の去り易き所を去りて、其の犯し難き所に驅ることならしむるは、此れ世を治むる道なり、夫れ小過生ぜず、大罪至らざれば、是れ人罪なくして、亂生ぜざるなり、一説に曰はく、公孫鞅の曰はく、刑を行ふに、其の輕き者を重く罰すれば、輕罪を犯す者なき故に、重罪を犯す者自然になくなりて、輕き者も至らず、重き者も來らず、是れを重刑を以て輕刑を去ると謂ふなりと、
荆南之地、麗水之中、生金、人多竊采金、采金之禁、得而輒辜、磔於市、甚衆、壅離其水也、而人竊金不止、夫罪莫重辜磔於市、猶不止者、不必得也、故今有於此、曰、予汝天下、而殺汝身、庸人不爲也、夫有天下、大利也、猶不爲者、知必死、故不必得也、則雖辜磔竊金、不

止^レ知^レ必^レ死^レ雖^レ予^レ之^レ天^レ下^レ不^レ爲^レ也^レ

【事類】：張付ニスルナリ、「難ハ、懸ト通ズ、難橋（シガラミ）ヲ設ケテ、人ノ入ルコトヲ禁ズルナリ、〔有於此〕：有下ニ人ノ字ヲ脱セリ、
【荆南の地の麗水といへる川の中に砂金を生じたれば、人多く竊みて、其の砂金を篩ひ分けて取れり、砂金を篩ひ分けて取る者を罰する法禁は、之れを捕へ得れば、其の度毎に市中に於て張付の刑に處するなり、其の刑に處せらるる者甚だ衆きが上に、又其の水に難橋（シガラミ）を設けて、人の入ることを禁じたれども、人の砂金を竊むこと止まざりき、夫れ罪は、市中に於て張付にせらるるより重きことはなけれども、猶ほ禁を犯す者止まざるは、其の犯人必しも一々捕へ得られずして、中には脱免する者あればなり、是れ法網の疎漏なるなり、故に今此に一人ありて、衆人に向ひて、我れ汝に天下を予へて、汝の身を殺さむと曰はむには、凡庸下愚の人と雖も、天下を買ひ受くることをせざるならむ、夫れ天下を有つは、大なる利益なれども、猶ほ之れを買ひ受くることをせざるは、必ず死せむことを知ればなり、故に必しも一々捕へ得られざれば、張付に處すと雖も、砂金を竊むこと止まらず、必ず死せむことを知れば、之れに天下を予ふと雖も、之れを買ひ受くることをせざるなり、此の譯なれば、罪ある者は必ず罰せざるべからず、

魯人燒積澤、天北風、火南倚、恐燒國、哀公懼、自將衆、趣救火者、左右無人、盡逐獸、而火不救、乃召問仲尼、仲尼曰、夫逐獸者樂、而無罰、救火者苦、而無賞、此火之所以無救也、哀公曰、善、仲尼曰、事急不及以賞、救火者盡賞之、則國不足、以賞於人、請徒行賞、哀公曰、善、於是仲尼乃下令曰、不救火者比降北之罪、逐獸者比入禁之罪、令未下、遍而火已救矣、

【魯人燒積澤】：事類集ニハ、人ノ字ナシ、是ナリ、「趣救火者」：趣ハ、促スナリ、「火不救」：不救ハ、救火ニ作レリ、「請徒行賞」：請徒類聚ニハ、賞ヲ罰ニ作レリ、是ナリ、「令未下」：一本ニハ、未下ヲ下ニ作レリ、是ナリ、
【魯國に於て火を行ひて、積澤といへる藪澤を燒きたるに、天に北風吹きすまびて、火勢南へ倚り燃きて、國都を燒かむ恐れありければ、哀公懼れて、自ら衆を將つて、火を救ふ者を促したれど、君の左右に人なくして、人は逐らざるを樂がり、獸を逐ひて、火を救はざりしかば、乃ち仲尼を召して、意見を問ひたるに、仲尼の曰はく、夫れ獸を逐ふ者は、樂めて罰なく、火を救ふ者は、苦みて賞なし、此れ火の救はるること

なき所以なりと、哀公の曰はく、至極尤なりと、仲尼の曰はく、事急なれば、以て賞する間に合ふまじ、又火を救ふ者を責く賞せば、國都を悉して之れを賞すと雖も、以て人を賞するに足らざる、請徒（徒）も罰を行ひたしと、哀公の曰はく、至極尤なりと、是に於て、仲尼乃ち令を下して曰はく、火を救はざる者は、戰場にて降參敗北したる罪に比較すべし、獸を逐ふ者は、禁苑に侵入したる罪に比較すべしと、其の令下りて、未だ遅く行き渡らざるに、人々罰を恐れて、火は已に救はれたり、

成驩謂齊王曰、主太仁、太不忍、人王曰、太仁、太不忍、人非善名邪、對曰、此人臣之善也、非人主之所行也、夫人臣必仁而後可與謀、不忍人而後可近也、不仁則不可與謀、忍人則不可近也、王曰、然則寡人安所太仁、安不忍、人對曰、王太仁於薛公、而太不忍於諸田、太仁薛公、則大臣無重、太不忍諸田、則父兄犯法、大臣無重、則兵弱於外、父兄犯法、則政亂於內、兵弱於外、政亂於內、此亡國之本也、

【成驩】：荷子ノ注ニ之レチ引キテ、成驩ニ作レリ、「不忍人」：人ヲ痛ムルナリ、「太仁薛公」：薛ノ上ニ於テ字ヲ脱セリ、薛公ハ、孟嘗君ノ父ノ靖郭君田嬰ニシテ、薛ニ封セラレタリ、「太不忍諸田」：諸ノ上ニ於テ字ヲ脱セリ、諸田ハ、同姓ノ公子公孫ナリ、
【成驩齊王に語りて曰はく、主公は太だ仁にして、太だ人を痛はりたまへりと、齊王の曰はく、太だ仁にして、太だ人を痛はるとは、善き名聞にはあらざるかと、對へて曰はく、此れ人臣の善なり、人主の行ふべき所にはあらざるなり、夫れ人臣は、必ず仁にして、而して後、人と物事を相談すべし、人を痛はりて、而して後に、人に親み近づくべし、仁ならざれば、人と物事を相談すべからず、人を痛はらざれば、人に親み近づくべからず、されば人臣は仁にして人を痛はらばならぬなりと、齊王の曰はく、然らば寡人は、何人に太だ仁にして、何人を痛はりたまへりと、對へて曰はく、大王は薛公を優禮せられて、太だ薛公に仁にして、御同姓の田氏達を痛はりたまへりと、太だ薛公に仁なれば、専ら一人に任じて、他の大臣を用ひられざる故に、他の大臣に賞目なし、太だ田氏達を痛はりたまへば、他の御一門の父兄も、田氏に倣ひて、法を犯すなり、大臣に賞目なければ、兵外に弱し、父兄違法を犯せば、政内に亂る、兵外に弱く、政内に亂る、は、此れ亡國の本なりと、

魏惠王謂卜皮曰子聞寡人之聲聞亦何如焉對曰臣聞王之慈惠也王欣然喜曰然則功且安至對曰王之功至於亡王曰慈惠行善也行之而亡何也卜皮對曰夫慈者不忍而惠者好與也不忍則不誅有過好予則不待有功而賞有過不罪無功受賞雖亡不亦可乎

【魏惠王】武侯ノ子ナリ【聖聞】評判ナリ【慈惠行善也】行善ハ善行ノ訓訓ナラム
 【魏の惠王】其の臣の卜皮に語りて曰はく、子が寡人の評判を聞けることも、亦如何様なるかと、對へて曰はく、臣は大王の慈惠なることを聞けりと、惠王欣然として喜びて曰はく、然らば慈惠の成功は且(マサ)に何の過まで至らむとするかと、對へて曰はく、大王の成功は、敗亡するに至らむと、惠王の曰はく、慈惠は善行なり、之れを行ひて敗亡するとは、何事ぞと、卜皮對へて曰はく、夫れ慈とは、人を痛はるることにして、惠とは、人に物を與ふることを好むことなり、人を痛はれば過ある者を誅せず、人に物を予ふることを好めば、功あるを待たずして賞す、過ありても誅せられず、功なくして賞を受ければ、賞罰正しからざる故に、敗亡すと雖も、亦宜しからむや、宜しむべしと、

齊國好厚葬布帛盡於衣衾材木盡於棺槨桓公患之以告管仲曰布帛盡則無以為蔽材木盡則無以為守備而人厚葬之不休禁之奈何管仲對曰凡人之有為也非名之則利之也於是乃下令曰棺槨過度者戮其尸罪夫當喪者夫戮死無名罪當喪者無利人何故為之也

【齊國】齊國にては、手厚き葬式を好みて、布帛は死人の着物や棺槨の用に使ひ盡し、材木は棺槨の用に使ひ盡したれば、桓公之れを患へて、其の事を以て管仲に告げて曰はく、布帛盡くれば、母衣(ハコ)機幕を拵ふることならず、材木盡くれば、守備の工事をすることならぬなり、而るに人々布帛材木を使ひて、手厚き葬式をすることな休(ヤ)めず、如何様にして之れを禁止すべきかと、管仲對へて曰はく、凡そ人の爲すことあるは、其の事を以て名譽とするにあらざれば、其の事を以て利益とするなり、葬式を手厚くするも、名譽利益の爲めにするに外ならずと、是に於て、乃ち令を下して曰はく、棺槨の拵方、常度に過ぎて、奢侈贅澤に流るる者は、其の尸(ナキガウ)を刑戮し、夫の喪主を誅すべしと、夫れ屍を刑戮すれば、其の者名譽なく、喪主を誅すれば、其の者利益なきことを、人何の故に之れを爲さむ、

衛嗣君之時有胥靡逃之魏因爲襄王之后治病衛嗣君聞之使人請以五十金買之五反而魏王不予乃以左氏易之羣臣左右諫曰夫以一都買胥靡可乎王曰非子之所知也夫治無小而亂無大法不立而誅不必雖有十左氏無益也法立而誅必雖失十左氏無害也魏王聞之曰主欲治而不聽之不祥因載而往徒獻之

【衛嗣君】衛の嗣君の時に、或る徒利人ありて、逃亡して、魏へ往きて、それを緣故に、魏の襄王の後の爲めに、病氣を療治せり、衛の嗣君之れを聞き、其の手ゆかりを恥ぢて、人をして、五十金を以て其の者を買ひ取りしと請はしめられたれど、五たび往復しても、魏王之れを引き渡さざりしかば、乃ち衛の左氏といふ邑を以て之れと交換せむとせしに、嗣君の羣臣左右の者、之れを諫めて曰はく、夫れ一つの都邑を以て、徒利人を買ひ取りて宜しからむやと、嗣君の曰はく、子の知る所にあらざるなり、夫れ治は小なればとて、悔りて棄て置くことなく、亂は大なればとて、悔りて棄て置くことなし、法立たずして、必ず誅すべき者を誅せずば、十箇所の左氏ありと雖も、益なからむ、法立ちて、必ず誅すべき者を誅せば、十箇所の左氏を失ふと雖も、害なからむと、魏王之れを聞き及びて曰はく、人主國の治らむことを欲するを、我れ之れを聽許せざるは不吉不祥なりと、それに因りて、徒利人を輿車に載せて、衛へ往きて、土地をも金をも取らずして、徒(マヤ)其の者を獻じたり、以上十二條、七衛の第二なる必明明の事例なり、須く經文(必罰二)と對照すべし、

〔傳三〕齊王問於文子曰、治國何如、對曰、夫賞罰之爲、道利器也、君固握之、不可以示人、若如臣者、猶獸鹿也、唯薦草而就、

〔文子〕：老子ノ道ヲ脩メタル者ナリ、書上下篇ヲ著セリ、夫賞罰之爲、道利器也、君固握之、不可以示人、刀劍ニ喩ヘタルナリ、老子ノ第三十六章ニ曰ハク、國之利器、不可示人ト、若如臣、此ノ如キ臣ナリ、凡庸ノ臣ナリ、左傳ノ襄公ノ十二年、昭公ノ三年ニ、若而人トイヘルコトアリ、〔薦草而就〕：薦草ハ、薦草ナリ、而ハ、之トイハムガ如シ、

越王問於大夫種曰、吾欲伐吳、可乎、對曰、可矣、吾賞厚而信、罰嚴而必、君欲知之、何不試焚宮室、於是遂焚宮室、人莫救之、乃下令曰、人之救火者死、比死敵之賞、救火而不死者、比勝敵之賞、不救火者、比降北之罪、人塗其體、被濡衣、赴火者、左三千人、右三千人、此知必勝之勢也、

〔大夫種〕：一本ニハ、種ノ上ニ文ノ字アリ、通雅、吳越春秋ニ、大夫種、姓ハ文、名ハ種、字ハ子禽トアリ、〔吾賞厚而信〕：通雅類函ニハ、吾ヲ君ニ作レリ、〔人之救火者死〕：者死ハ、死者ノ類倒ナリ、

吳起爲魏武侯西河之守、秦有小亭臨境、吳起欲攻之、不去、則甚、

害田者、去之則不足以徵甲兵、於是乃倚一車轅於北門之外、而令之曰、有能徙此南門之外者、賜之上田上宅、人莫之徙也、及有徙之者、還賜之如令、俄又置一石赤菽東門之外、而令之曰、有能徙此於西門之外者、賜之如初、人爭徙之、乃下令大夫曰、明日且攻亭、有能先登者、仕之國大夫、賜之上田宅、人爭趨之、於是攻亭一朝而拔之、

〔小亭〕：小サキ番所ナリ、〔徙此南門之外〕：南ノ上ニ於テ字ヲ脱セルナラム、〔還賜之如令〕：還ハ、其ノ怪メルニ反スルナリ、〔置一石赤菽東門之外〕：東ノ上ニ於テ字ヲ脱セルナラム、〔大夫曰〕：大夫ノ二字ハ衍ナリ、〔仕之國大夫〕：仕ハ、任ノ誤ナラム、

李悝爲魏文侯上地之守、而欲人之善射也、乃下令曰、人之有狐疑之訟者、令之射的、中之者勝、不中者負、令下而人皆疾習射、日

夜不休、及與秦人戰、大敗之、以人之善戰射也。

【狐疑】…狐ノ性ハ善ク疑フヤ故ニ、疑惑スルコトヲ狐疑トイフ、【善戰射】…戰ノ字ハ射ナラム、李悝ノ文侯ノ上地ノ大守となりて、人の射術を善くせむことを欲したり、乃ち令を下して曰はく、人の狐疑して決せざる所ある者は、之れを射して射しめて、之れに中つる者は勝訴とし、中てざる者は敗訴とすべしと、此の令一たび下りてより、人皆急遽に射術を習ひて、日夜休息せざりき、秦人と戦ふに及びて、大に之れを敗りしは、人の射術を善くせしを以てなり。

宋崇門之巷人服喪而毀甚瘠、上以為慈愛於親、舉以為官師、明年人之所以毀死者歲十餘人、子之服親喪者為愛之也、而尚可以賞勸也、況君上之於民乎、

【崇門】…巷ノ名ナリ、【毀甚瘠】…喪ニ居テ瘠スルヲ毀トイフ、毀甚ハ、甚毀ノ副詞ナラム、【上】…宋君ヲイフ、【官師】…師ハ、長官師トセシ、其の喪畢は、喪に居る人の毀瘠して死亡する者、一歳の中に十餘人ありき、子の親の喪を服するは、親を受するが爲めなり、而れどもそれすら尚ほ賞を以て勸むべきなり、況して君上の民に於けるは、親子の如き愛なければ、其の忠節を勸むるに恩賞を要すべきと言ふまでもなし。

越王慮伐吳、欲人之輕死也、出見怒鼃、乃為之式、從者曰、奚敬於此、王曰、為其有氣故也、明年請以頭獻王者、歲十餘人、由此觀之、譽之足以勸人矣、一日、越王句踐見怒鼃而式之、御者曰、何為式、王曰、鼃有氣如此、可無為式也、士人聞之曰、鼃有氣、王猶為式、況士人有勇者乎、是歲、人有自剄死、以其頭獻者、故越王將復吳、而

試其教、燔臺而鼓之、使民赴火者、賞在火也、臨江而鼓之、使之趣水者、賞在水也、臨戰而使人絕頭刳腹而無顧心者、賞在兵也、又況據法而進賢、其助甚此矣、

【怒鼃】…怒リ闘フ蛙ナリ、【式】…試ニ同シ、車ノ横木ナリ、車上ニテ鼓フコトアレバ、俯シテ之レニ禮ル、【臨戰而】…而ノ下ニ鼓フ之ノ二字ヲ脱セリ、【其助】…助ハ、功ノ義ナラム、越王の句踐、吳を伐たむことを謀慮して、人の死を輕むぜんことを欲したり、或る時值出して、怒り闘ふ蛙を見て、乃ち之れが爲めに、車の横木に俯して、敬禮せしかば、從者の曰はく、何とて此れを敬ひたまふかと、王の曰はく、其の敢を見て怒氣あるが爲めの故なりと、此の事世間に傳りて、王の戰士を受する聞え高くなりたれば、其の翌年、己れの頭を王に獻じたと請願する者、一歳の中に十餘人ありき、此れに由りて之れを觀れば、口の先にて之れを響むるのみにても、以て人を勸むるに足れり、一説に曰はく、越王の句踐、怒り闘ふ蛙を見て、車の横木に俯して、之れを敬禮せしかば、御者の曰はく、何とて車の横木に俯して敬禮したまふかと、王の曰はく、蛙の敢を見て怒氣ある、こと此の如し、車の横木に俯して敬禮することなかるべけむと、士人之れを聞きて曰はく、蛙の敢を見て怒氣あるをすら、王は猶ほ之れが爲めに、車の横木に俯して、敬禮せられたり、況して士人の戰場に向ひて勇氣ある者をやと、是の歳、人の自ら首を刳り切つて死して、其の頭を以て獻する者ありき、故に越王將に吳に復讐せむとして、其の教令を試み、臺を燔（ヤ）きて、之れに鼓を打ちて、民をして火に赴かしめたるは、其の臺火に在ればなり、江に臨みて、之れに鼓を打ちて、水に絶かしめたるは、其の臺水に在ればなり、戰に臨みて、之れに鼓を打ちて、人をして頭を絶ち腹を刳（サ）きて、願願する心なからしめたるは、其の臺兵に在ればなり、又況むや法に據りて賢を進めむには、其の功此れより甚しからむ。

韓昭侯使人藏弊袴、侍者曰、君亦不仁矣、弊袴不以賜、左右而藏之、昭侯曰、非子之所知也、吾聞之、明主愛一嘔一笑、嘔有爲嘔、而笑有爲笑、今夫袴豈特嘔笑哉、袴之與嘔笑遠矣、吾必待有功者、故收藏之、未有予也、

【昭侯】…魏侯ノ子ナリ、【一嘔一笑】…嘔ハ、肩ヲヒソメテ、臣下ノ不善ヲ憂フルナリ、笑ハ、笑ヒテ臣下ノ善ヲ喜ブナリ、是レ賞罰

ノ輕微ナル者ナリ

韓の昭侯、人をして弊れたる袴を仕舞ひ置かせたれば、近侍の者の曰はく、君も亦不仁にして、吝嗇なることよ、弊れたる袴を以て、左右の者に賜はずして、之れを仕舞ひ置きたまへりと、昭侯の曰はく、子の知る所にはあらざるなり、吾が聞き及びたるに、明主は一嘖一笑を愛(チシ)みて、妄に嘖笑せざるなりと、何とならば、嘖するは、臣下の爲めに嘖することあり、笑ふは臣下の爲めに笑ふことありて、徒に嘖笑するにはあらぬなり、今夫れ袴は、豈に特(タ)嘖笑のみならむ、袴と嘖笑との懸隔は甚だ遠し、吾れは必ず功ある者を待ちて予へむと思ふが故に、之れを仕舞ひ置かせて、未だ予ふることあらざるなりと

鱷似蛇、蠶似蠟、人見蛇則驚駭、見蠟則毛起、然而婦人拾蠶、漁者握鱷、利之所在、則忘其所惡、皆爲孟賁

鱷(ワナギ)の形は蛇に似たり、蠶の形は蠟(イロムシ)に似たり、人は蛇を見れば驚駭し、蠟を見れば身の毛よだつなり、然れども婦人は蠶を拾ひ、漁者は鱷を握る、利益の在る所には、其の惡み嫌ふ所を忘れて、何人も皆孟賁、夏宵の如き勇者となるなり、(説林篇の下と大同小異なり)以上八條、七條の第三なる信實盡能の事例なり、須く經文(賞譽三)と對照すべし

傳四魏王謂鄭王曰、始鄭梁一國也、已而別、今願復得鄭而合之、梁、鄭君患之、召羣臣而與之謀、所以對魏、鄭公子謂鄭君曰、此甚易應也、君對魏曰、以鄭爲故魏而可合也、則弊邑亦願得梁而合之、鄭、魏王乃止

鄭王に語りて曰はく、始め鄭と梁とは一國なり、(韓、魏は故の晉なる故に、斯く云へるなり)已にして別れて二國となれり、今重れて鄭を得て、之れを梁に合併せむことを願ふと、鄭君之れを患へて、羣臣を召して、之れと魏に對ふる所以を謀りたるに、鄭の公子、鄭君に語りて曰はく、此れ甚だ應へ易きことなり、君魏に對へて、鄭は故の魏たるを以て合併すべければ、弊邑も亦梁を得て之れを鄭に合併せむことを願ふと曰ひたまへと、鄭君がたの如くに返答せしむれば、魏王乃ち此の要求を思ひ止れり

齊宣王使人吹竽、必三百人、南郭處士請爲王吹竽、宣王說之、廩

食以數百人、宣王死、湣王立、好一一聽之、處士逃、一日韓昭侯曰、吹竽者衆、吾無以知其善者、田嚴對曰、一一而聽之

齊宣王、字を好みて、人をして竽を吹かしむるに、必ず三百人をして合奏せしめたり、齊の南郭に住める處士の某、己れの無能を押し匿して、王の爲めに竽を吹かむことを請ひたれば、宣王之れを悦びて、廩米の食を給すること數百人分を以てして、手厚く之れを養ひたり、其の後、宣王死去して、湣王の立つに及びて、三百人を呼び出して、一人一人に之れを聽くことを好みたれば、此の處士、無能の露顯せむことを恐れて逃亡せり、一説に曰はく、韓の昭侯の曰はく、竽を吹く者衆し、吾れ以て其の善くする者を知ることをなしと、田嚴對へて曰はく、一人一人に之れを聽きたまへ、さらば巧拙たちどころに分らむと

趙令人因申子於韓、請兵將以攻魏、申子欲言之君、而恐君之疑已、外市也、不則恐惡於趙、乃令趙紹韓、沓嘗試君之動貌、而後言之、內則知昭侯之意、外則有得趙之功

申子に韓の昭侯、使候ノ宰相ナリ、名ハ不害トイフ、(外市)外國ニ交リテ利益ヲ得ルナリ、(有得趙之功)得ハ、韓ニ同ク、兩國、趙人をして、韓の宰相の申子に依頼して、韓に援兵を請はしめて、將に其の兵を以て魏を攻めむとす、申子之れを君に言はむと欲して、君の己れが外國に交りて利益を得るか、と疑はむことを恐れたり、さらばとて、之れを言はずば、趙に惡まれむことを恐れたり、乃ち趙紹と韓沓との二人の辯士をして、君の舉動容貌を嘗試(セブミ)して、其の様子を見定めて、而して後に、其の事を言はしめられたれば、内は昭侯の意を知り、外は趙に恩徳を施したる功ありき

三國之兵至、秦王謂樓緩曰、三國之兵深矣、寡人欲割河東、而講何如、對曰、夫割河東、大費也、免國於患、大功也、此父兄之任也、王何不召公子汜而問焉、王召公子汜而告之、對曰、講亦悔、不講亦

悔王今割河東而講三國歸王必曰三國固且去矣吾特以三城送之不講三國入也則國必大舉矣王必大悔曰不獻三城也臣故曰王講亦悔不講亦悔王曰爲我悔也寧亡三城而悔無危乃悔寡人斷講矣

昭王九年、秦宰相トナリテ免セラレキ「國」：... 三國ノ兵、秦に攻め寄せたれば、秦王懼に昭王曰はく、三國の兵、秦の地に入ることを深し、寡人河東の地を割き與へて、和睦せむと欲す、其の利害何如と、惟緩對して曰はく、河東を割き與ふるは、大なる失策なり、國を患ふり免れしむるは、大なる成功なり、此れ父兄公族方の責任なり、大王何ぞ公子の犯を召して之れを問ひたまはざると、秦王公子の犯を召して、之れを告げたるに、對して曰はく、和睦したまふとも亦後悔したまはむ、和睦したまはずとも、亦後悔したまはむ、大王今河東を割き與へて和睦したまはす、三國兵を引き揚げて歸らむ、さらば大王には、必ず三國は固より且「マヤ」に自ら去らむとするを、吾れ又特に河東の三城を以て之れを見送りたりと曰ひて、後悔したまはむ、若し和睦せずば、三國益々深く進入せむ、さらば秦國必ず大に擧げられ被るゝならむ、さらば大王には、必ず大に後悔して、是れ三城を割てざる爲めなりと曰ひたまふならむ、臣故に大王には、和睦したまはすとも亦後悔したまはむ、和睦したまはずとも亦後悔したまはむと曰ひたるなりと、秦王曰はく、孰れにしても、我が後悔となるならば、寧ろ三城を亡ひて後悔すとも、國危くして乃ち後悔することなけむ、寡人は和睦することを決断せりと、

應侯謂秦王曰王得宛葉藍田陽夏斷河內困梁鄭所以未王者在一而已趙未服也弛上黨以臨東陽則邯鄲口中虱也王拱而朝天下後者以兵中之然上黨之安樂其處甚劇臣恐弛之而不聽奈何王曰必弛易之矣

應侯ノ言ニシテ、市ヲ治ムル者ナリ「國」：... 趙ノ地ナリ、初見秦當ニ見ユキリ、

傳五鹿敬縣令也遣市者行而召公大夫而還之立有閒無以詔之卒遣行市者以爲令與公大夫有言不信任以至無姦

宋太宰夜使人曰吾聞數夜有乘輜車至李史門者謹爲我伺之使人報曰不見輜車見有奉笥而與李史語者有閒李史受笥

宋太宰ノ注ニレテ引キテ、宋ノ上ニ爲ノ字アリ「輜車」：... 車ノ衣履(マレモノ)アル者ニシテ、婦人ノ車ナリ、「笥」：... 篋又ハ衣履ヲ盛ル箱ナリ、
宋太宰夜使人曰、或る夜、人を使はして、其の人に命じて曰はく、吾れ數夜人目を眩びて、婦人の車に乘りて、李史の門に至る者ありと聞けり、聽みて我が爲めに之れを伺へ、使人報告して曰はく、婦人の車を見ざれども、笥(ハコ)を奉(サ)げて、李史と語れる者あるを

見たり、聞(シバラク)ありて、李史其の笱を受納せりと、(是れは驚懼、婦人の車を何はしめたる故に、笱を奉げたる事實を報告したるなり、若し笱を奉ぐることを何はしめたらば、彼れ其の駢を易へて、事實を隠蔽せしならむ)

周主亡玉簪、令吏求之、三日不能得也、周主令人求、而得之、家人之屋、周主曰、吾知吏之不事事、求簪三日、不得之、吾令人求之、不移日、而得之、於是吏皆悚懼、以爲君神明也、

【家人】：民家ナリ、【悚懼】：恐縮スルナリ、
【周主】：周主殊更に玉の簪(カンザシ)を亡ひて、役人をして之れを捜し求めさせたるに、三日かゝりて、得ること能はざりしは、周主餘人をして之れを捜し求めさせて、之れを民家の家屋の間に得たり、周主の曰はく、吾れ役人の事務を事務とせずして、等閑にすることを知れり、笱を捜し求むること三日かゝりて、之れを得ず、吾れ餘人をして之れを捜し求めさせれば、日な移さずして、其の日の中に之れを得たりと、是に於て、役人恐縮して、君は神明なりと思ひたり、

商太宰使少庶子之市、顧反而問之曰、何見於市、對曰、無見也、太宰曰、雖然、何見也、對曰、市南門之外、甚衆牛車、僅可以行耳、太宰因誠使者、無敢告人、吾所問於女、因召市吏、而謂之曰、市門之外、何多牛屎、市吏甚怪、太宰知之疾也、乃悚懼其所也、

【商太宰】：商ハ、宋ナリ、太宰ハ、蓋シ職權ナラム、【少庶子】：官ノ名ナリ、【顧反】：顧モ、反ルナリ、【使者】：少庶子ナリ、【吾所問於女】：女ハ、汝ナリ、【牛屎】：屎ハ、糞ナリ、【悚懼其所】：己レノ身分ニ恐縮スルナリ、
【商の太宰】：少庶子の役の者をして、市へ往かしめて、其の者の立ち戻りたるとき、之れに問ひて曰はく、何を市に見たると、對へて曰はく、見たることなしと、太宰の曰はく、さば言ふもの、何をか見たると、對へて曰はく、市南門の外に、甚だ牛車多くして、僅に(カラワシク)以て行か、ことを見たるのみなりと、太宰それによりて、使者即ち市へ往かしめて、少庶子を諭めて、敢て他人に吾れの汝に問ひたる所を告ぐることをなれと命じ置きつ、それによりて、市の役人を召して、之れを謂へ、め告めて曰はく、市門の外に、何ぞ牛の糞多きと、(牛車にて賄賂の物を運ばせたるをみて)市の役人甚だ太宰の之れを知ることを疾きことを怪みて、乃ち己れの身分に恐縮して、是れより敢て私を爲さざりき、以上四條、七衛の第五なる疑詔詭使の事例なり、須く經文(詭使五)と對照すべし、

〔傳六〕韓昭侯握爪、而佯亡一爪、求之甚急、左右因割其爪、而效之、昭侯以此察左右之臣、不誠、

【割其爪、而效之】：效ハ、效スナリ、
【韓昭侯】：十指の爪を割りて、一指の爪を握り隠して、佯りて一つの爪を亡びたりといひて、之れを捜し求むること甚だ急なりければ、左右の臣、それに因りて、己れの爪を割きて、之れを差し出したれば、昭侯此れを以て左右の臣の誠實ならぬことを察したり、

韓昭侯使騎於縣、使者報昭侯、問曰、何見也、對曰、無所見也、昭侯曰、雖然、何見、曰、南門之外、有黃犢食苗、道左者、昭侯謂使者、毋敢洩吾所問於女、乃下令曰、當苗時、禁牛馬入人田、中國有令、而吏不以爲事、牛馬甚多、入人田中、亟舉其數、上之、不得、將重其罪、於是三鄉舉而上之、昭侯曰、未盡也、復往審之、乃得南門之外、黃犢、吏以昭侯爲明察、皆悚懼其所、不敢爲非、

【使者】：騎士ナリ、【道左】：道ノ東ナリ、【女】：汝ナリ、
【韓昭侯】：騎士をして縣下を巡視せしめたるに、使者即ち其の騎士戻りて、昭侯に巡視先の事柄を報告せり、昭侯問ひて曰はく、巡視中に何をか見たると、對へて曰はく、見たる所なしと、昭侯の曰はく、さば言ふもの、何をか見たると、對へて曰はく、南門の外にて黃なる犢(ウマシ)の苗の道を東に食ふ者ありきと、昭侯使者に、敢て吾れの汝に問ひたる所を洩らすことなれと命じ置きて、乃ち令を下して曰はく、苗の生長する時に當りて、牛馬の人の田の中に入ることを禁ずること、國に條令あり、而るに役人其の條令を事務とせずして、等閑にして、牛馬甚だ多く人の田の中に入れり、急速に其の數を擧げて、之れを上申せし、其の數を擧げて上申することを得ずば、將に其の罪を重くせむとす、是に於て、東西北の三門の外、郷黨の者、其の數を擧げて、之れを上申せしに、昭侯の曰はく、未だ盡さざるなりと、騎士をして重れて往きて之れを審査せしめて、乃ち南門の外、黃なる犢を得たり、役人昭侯を以て明察なりとして、皆其の身分に恐縮して、是れより敢て非なることをする者なかりき、

周主下令索曲杖吏求之數日不能得周主私使人求之不移日而得之乃謂吏曰吾知吏不事事也曲杖甚易也而吏不能得我令人求之不移日而得之豈可謂忠哉吏乃能懷懼其所以君爲神明

【吏乃能懷懼其所】…一本ニハ、能ヲ皆ニ作レリ、是ナリ。
【周主命を下して曲杖の紛失せしを捜し求めさせたるに、役人之れを奪れ求むること數日にして得ること能はざりしかば、周主私に餘人をして之れを奪れ求めさせたるに、日な移さずして、其の日の中に之れを得れば、周主乃ち役人に語りて曰はく、吾れ役人の事務を事務とせずして、尋問にすることを知れり、曲杖は甚だ得易き者なるを、役人得ること能はざれば、我れ餘人をして之れを奪れ求めさせたるに、日な移さずして、其の日の中に之れを得たり、役人の心掛はいかゞ忠なりと問はるべき、頼もしからぬことなりと、役人乃ち其の身分に恐縮して、君を以て神明なりとせり、】

卜皮爲縣令其御史汚穢而有愛妾卜皮乃使少庶子佯愛之以知御史陰情

【御史】…史ハ、史ノ職ナリ。
【卜皮縣令となりたるに、其の下役の御史、汚穢不正の行跡ありて、愛妾を蓄へたり、卜皮乃ち少庶子の役の者をして、佯りて其の妾を愛せしめて、其の手を以て、御史の人知れぬ内情を知れり、】

西門豹爲鄴令佯亡其車轄令吏求之不能得使人求之而得之家人屋閒

【家人屋閒】…人ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、
【西門豹、鄴縣の令となりて、佯りて其の車の轄(クサビ)を亡(ワシナ)ひて、役人をして之を捜し求めさせたるに、得ること能はざりしかば、餘人をして之れを捜し求めさせて、之れを民家の家屋の間に得たり、以上五條、七衛の第六なる挾、知而問の事例なり、須く經文(挾實

六)と對照すべし、

傳七陽山君相衛聞王之疑己也乃僞謗穆豎以知之

【陽山君相衛】…陽山君ハ、山陽君ニ作ルベシ、魏人ナリ、山陽ハ魏ニ屬ス、衛ハ、魏ナリ、此ノ時、衛削ラレテ弱クナリテ、魏ニ屬セシガ故ニ、魏ヲ衛トイヘリ、韓ヲ鄭ト稱スルガ如シ、【穆豎】…穆ハ、姓ナリ、豎ハ、小姓ナリ、
【陽山君、衛(即ち魏)の宰相となりて、王の己れを疑へる由を聞き込みたれば、其の眞偽を突き止めむとて、乃ち僞りて王の愛せる穆豎を誘りて、其の者の憤りて、王の己れを疑へることを口走りたるに由りて、之れを知れり、】

淖齒聞齊王之惡己也乃矯爲秦使以知之

【淖齒秦使】…其ノ腹心ノ者ヲシテ、詐リテ秦ノ使者トナラシメタルナリ、
【淖齒齊王の己れを惡める由を聞き込みたれば、乃ち其の腹心の者をして、詐りて秦の使者とならしめて、齊王の其の者に心置なく語りたる語に由りて、王の己れを惡みたることを知れり、】

齊人有欲爲亂者恐王知之因詐逐所愛者令走王知之

【齊人に亂を爲むと欲する者あり、王の之れを知らむことを恐れたるに因りて、詐りて己れの愛せる所の者を放逐して、王の所へ走らしめて、其の手よりして、王の動靜を知れり、】

子之相燕坐而佯言曰走出門者何白馬也左右皆言不見有一人走追之報曰有子之以此知左右之不誠信

【子之燕の宰相となりて、堂上に坐して、佯りて言ひて曰はく、只今走りて門を出てたる者は、何者の所持せる白馬なるかと、左右の人々、皆左側なる物を見ずと對へたるに、其の中に一人ありて、走りて之れを追ひ掛けて、還りて報告して曰はく、其の馬ありと、子之此の僞れる口上を以て、左右の者の誠信ならぬことを知れり、】
【有、相與訟者、子産離之、而無使得通辭、倒其言、以告而知之、】
【鄭に兩人相與に訟ふる者あり、宰相の子産、之れを離隔して、別々に置きて、辭を通ずることなく、殊更に其の申立を顛倒して、甲に向ひ

ては、乙既に自白せりと曰ひ、乙に向ひては、甲既に自白せりと曰ひ、事實に反したることを以て翻り告げて、其の情實を知れり、
衛、嗣公使人爲客過關市、關市苛難之、因事關吏以金、關吏乃舍之、嗣公爲關吏曰、某時有客過而所與汝金、而汝因遺之、關吏乃大恐、而以嗣公爲明察、

【衛嗣公】…經文ニハ、公君ニ作レリ、【過關市】…市ハ、吏ニ作ルベシ、下ノニツノ市モ同ク、關吏トイヘバ、關所ノ役人ナリ、關市トイヘバ、關所ト市場トナリ、此ノ處ハ市場ニ關係ナキコトナレバ、關吏ナラザルベカラズ、外儲說篇ノ右ノ上ニ、弛關市之征トアルハ、關所ト市場トノ稅ヲ弛ベタルナリ、【苛難】…一本ニハ、苛ナリト作リ、又一本ニハ、何ニ作レリ、音通ズ、叱リ告ムルナリ、【爲關吏】…爲ハ、謂ト通ズ、【過而所】…而ハ、汝ナリ、
【關所】…關ノ役人、人々を以て、關所ノ役人ノ前を通り過ぎさせたるに、關所ノ役人、之れを叱り告められたれば、それに就きて、關所ノ役人に驅ひ事ふるに賄賂の金を以てせしに、關所ノ役人乃ち之れを貪(ユル)して、無事に通行せしめたり、其の後、嗣公關所ノ役人に語りて曰はく、何月何日に、旅客ありて、汝の所を通り過ぎて、汝に金を與へたるを、而して汝之れを貪ひ受けたるに因りて、其の者を通行せしめたるならむと、關所ノ役人、乃ち大に恐れて、嗣公を以て明察なりとせり、以上六條、七條の第七なる例、言反事ノ事例なり、須く經文(例言七)と對照すべし、

右傳
内儲說下

六微

六微、一曰、權借在下、二曰、利異外借、三曰、託於似類、四曰、利害有反、五曰、參疑內爭、六曰、敵國廢置、此六者、主之所察也、
【參疑】…參ハ、疑ハ、疑臣ノ大臣ニ入り難ルナリ、疑ハ、臣ノ君ニ紛ラハシク、庶子ノ嫡子ニ紛ラハシク、妾ノ妻ニ紛ラハシクナリ、

權借一

權勢不可以借人、上失其一、臣以爲百、故臣得借則力多、力多則内外爲用、内外爲用、則人主壅其說、在老聃之言失魚也、是以人主久語、而左右鬻懷、刷其患、在胥僮之諫厲公、與州侯之一言、而燕人浴矢也、

【權借】…權勢ハ、以て人に借すべからず、上其の一つを失へば、臣以て百を爲す、故に臣權勢を借ることを得れば、其の力多し、力多ければ、内外の官、權臣の用を爲す、内外の官、權臣の用を爲せば、人主の耳目難蔽せらる、其の說は、老聃の失魚を言ひたる、(老子の魚は淵を失ふべからずといひて、人主の勢位を失ふべからざるに喩へたること)に在り、是を以て、人主久しく語りて、左右鬻を懐にすること、鬻、(鬻郭君、舊友と久しく對語すれば、他の者、彼れは君に信用せらる、者なりと思ひて、賄賂を贈り、鬻郭君、近臣の髮を理むる鬻毛を鬻中にすれば、他の者、彼れは君に寵愛せらる、者なりと思ふが故に、其の近臣、君の威光を受賣して、己れの實目を重くしたること)其の患は、胥僮の厲公を諫めたる胥僮、長魚矯の二人、胥の厲公を諫めて、六卿を誅せしめむとして、厲公遂に諸卿の亂に死したること、州侯の一口(荆王、佞臣の州侯の舉動を疑ひて、左右の者に問ひたるに、一同に口を揃へて、州侯の異狀なきことを對へたること)にして、又燕人の鬻に浴したる(燕人の妻、未婚の男子と姦通せしに、雇人共妻に加増し、其の妻夫を狂人の振にして、狗の糞の汁にて湯をつかはせたること)に在り、以上經文の一、六微の第一なる權借在下の理由を論ず、須く傳文の一と對照すべし、

利異二

君臣之利異、故人臣莫忠、故臣立而主利滅、是以姦臣者召敵兵、以内除、舉外事、以眩主、苟成其私利、不顧國患、其說在衛人之

妻夫禱祝也故戴歇議子弟而三桓劫昭公公叔內齊軍而翟黃召韓兵太宰詔說大夫種太成牛教申不害司馬喜告趙王呂倉規秦楚宋石遺衛君書白圭教暴譴

【臣利立而主利滅】...而ハ、方トイハムガ如シ、【内除】...傳文ナリ以テ之レヲ推スニ、自置ニ作ルベシ、【妻夫】...傳文ニハ、夫妻ニ作レリ、【翟黃】...傳文ニハ、黃ヲ環ニ作レリ、【規秦楚】...規ハ、規ヲノ規ナリ、之レヲ規スルヲイフ、君と臣との利益は異なり、故に大臣には忠ならず、故に臣の利益成り立てば、主の利益消滅す、是を以て、姦臣は敵兵を召び寄せて、以て自ら重くし、外國の事を舉げ示して、以て主を眩惑せしめ、苟も其の私利を成せば、國の患を顧みず、其の説は、衛人の妻夫の譴罵せる(妻の利益を顧みず)とは、夫の利益に相違せる(と)に在るなり、故に戴歇は子弟を誑して、(戴歇、荆王の公子進を鄭國に仕官せしめむとするを誑して、そは公子進の利益となりて、國の爲めに不利となりと曰ひたること)三桓は昭公を劫し、(魯の孟孫、叔孫、季孫の三桓、力を合せて昭公を劫し、遂に其の國を奪ひて、其の制令を擅したる)公叔は齊の軍を内れて、(韓の宰相の公叔、齊の軍を己れの國へ引き納れて、其の君を劫して、己れの地位を固めたること)翟黃は韓の兵を召び、(魏の臣の翟黃、韓の兵を己れの國へ召び寄せて、和議を請じて、己れの地位を重くしたる)太成牛は申不害に教へ、(趙の宰相の太成牛、韓の宰相の申不害に、雙方の國力を利用して、相互の地位を重くせよと教へたること)司馬喜は趙王に告げ、(中山國の臣の司馬喜、自國の謀計を趙王に内通して、己れの地位を重くしたる)呂倉は秦、楚を誑し、(魏の臣の呂倉、秦、楚の二國に遠通しに勧めて、己れの國を攻めしめて、和議を請じて、己れの地位を重くしたる)宋石は衛君に書を送り、(魏の將の宋石、魏の將の衛君に手紙を送りて、此の度の戰爭は、兩國の主君の事なり、吾れと子とは私怨なし、仲善き者は相違くるを上策とす)と曰ひたること、白圭は暴譴を教へたり、(魏の宰相の白圭、韓の宰相の暴譴に、雙方の國力を利用して、相互の地位を鞏固にせよと教へたること)以上本文の二、六條の第二なる利異外借の理由を論ず、須く傳文の二と對照すべし、

似類三

似類之事、人主之所以失誅、而大臣之所以成私也、是以門人捐水、而夷射誅、濟陽自矯、而二人罪、司馬喜殺爰騫、而季辛死、鄭袖言惡、臭、而新人劓、費無忌教、郟宛、而令尹誅、陳需殺張壽、而犀首

走、故燒、蜀屠、而中山罪、殺老儒、而濟陽賞也、

【大臣】...大ハ、人ノ誤ナラム、【門人】...門者ナリ、傳文ニハ、入者ニ作レリ、【季辛死】...一本ニハ、死ヲ諱ニ作レリ、傳文ニハ、諱トアリ、【費無忌】...傳文ニハ、忌ヲ無ニ作レリ、實同ク、【犀首走】...傳文ニハ、除之トアリ、【蜀屠】...蜀ノ屠者小屠ナリ、傳文ニハ、屠ヲ殺ニ作レリ、
【似類相類の事は、人主の諒察の當を失ふ所以にして、大臣の私を成す所以なり、是を以て、門人水を捐て、夷射誅せられ、(齊の門番、中大夫の夷射の酒を配せざるを怨みて、夷射の立ち去りたる跡に水を撒きて、夷射の小使したるやうに言ひ立てたれば、齊王怒りて、夷射を誅殺したること)濟陽自ら矯めて、二人罪せられ、(濟陽君自ら魏王の命なりと矯め許りて、人をして己れを攻むることを探らしめて、日頃仲善しき某々二人の所爲の如くに魏王の間に對へたれば、魏王二人を誅したること)司馬喜爰騫を殺して、季辛死し、(司馬喜爰騫を殺して、季辛死し、(司馬喜人をして爰騫を殺しめたるに、中山國の君、日頃愛を怨める季辛の所爲なりと思ひて、季辛を誅したること)鄭袖臭を誑むと言はしめて、新人劓(ハナキ)られ、(荆王の愛妾の鄭袖、新に宮仕せる美女を誑まじむとて、其の女に王の惡臭を誑むと言はしめて、荆王怒りて、其の女の鼻を切らしめたること)費無忌鄭宛を殺して、令尹誅し、(費無忌鄭宛を誑む者にして、兵器を陳れて、令尹を誑ませしめたること)鄭宛を誑む者にして、鄭宛を誅したること)陳需張壽を殺して、犀首走れり、(陳需人をして張壽を殺しめたるに、魏王日頃張壽を怨める犀首の所爲なりと思ひたれば、犀首他國へ走りたること)故に蜀屠を燒きて、中山罪せられ、(中山君の近臣に、實しき公子と仲善しき者ありて、先づ公子の爲めに馬の飼養を益し與へられむことを申し請ひ、君の承諾せざるに因りて、人をして夜中に王の馬の飼養小屋を燒かしめたること)若公子の爲めなりと思ひて、之れを誅したること)老儒を殺して、濟陽賞せり、(濟陽君の客己れの怨める老儒を殺して、君と仲善しき儒者を殺したりと曰ひたれば、濟陽君之れを信じて、其の客を賞したること)以上本文の三、六條の第三なる託於似類の理由を論ず、須く傳文の三と對照すべし、

有反四

事起、而有所利、其尸主之、有所害、必反察之、是以明主之論也、國害則省其利者、臣害則察其反者、其說在楚、兵至而陳需相、秦種貴、而廩吏覆、是以昭奚恤執、販茅、而僖侯譙、其次文公髮繞、炙、而穰侯請立帝、

【其尸主之】...尸主ハ、主ノ尸ノ謂ナラム、主ハ、人主ナリ、尸ハ、主ノ尸ナリ、
【事起りて、利する所あれば、其の主之れを尸(ツカサド)る、害する所あれば、必ず反りて其の利する所を察す、是を以て、明主の論は、國の

害は、其の害に因りて、其の利する者を見ず、臣の害は、其の害に因りて、其の反りて臣の利する者を見ず、其の説は、楚の兵至りて、陳需宰相となり、陳需の陳需、楚をして魏を攻めしめて、魏王の爲めに之れを和解して、楚の勢力を以て、魏の宰相となりたること、秦(キビ)の種貴くして、陳更張(ギンミ)せられたる(韓の昭侯の時、秦の種の價貴くせしむれば、陳役人を再三吟味せしに、其の種を痛めて、他國へ賣りたることの露顯したること)に在り、是を以て、昭侯は、茅を販けるものを執へて、(荆の昭侯は、米蕪や草蕪などを入れ置く處に放火せし者ありしとき、茅を販ぐる者を執へて、其の犯人を得たること)備侯は其の次のものを體(セ)め、(韓の備侯、魏の中に魚鳥の生肝ありたるを見て、料理人の次の者を告めて、其の者の上役に落度をさせて、跡役にならむとしたる、たくらみを知りたること)公文公は魏の毛奕れるものを見りて、(晉の公文、矢りたる肉に髪(毛)の細みたるを見て、料理人を告めて、何者か其の料理人を情みて、わるさをしたることを知りたること)備侯は帝を立てむことを請へり、(備侯の魏冉、己れの利益の爲めに、秦を立て、帝と爲さむと欲して、齊の承諾せざるに因りて、齊を立て、帝と爲さむと請ひたること)以上經文の四、六卷の第四なる利害有反の理由を論ず、須く傳文の四と對照すべし。

參疑五

參疑之勢、亂之所由生也、故明主慎之、是以晉驪姫殺太子申生、而鄭夫人用毒藥、衛州吁殺其君完、公子根取東周、王子職甚有寵、而商臣果作亂、嚴遂韓廐爭、而哀侯果遇賊、田常闕止戴驩皇喜敵、而宋君簡公殺其說、在狐突之稱、二好與鄭昭之對、未生也。

【王子職】…傳文ニハ、王ヲ公ニ作レシ。

臣子妻妾の參疑疑似する勢は、亂の由りて生ずる所なり、故に明主は之れを慎む、是を以て、晉の驪姫は、太子の申生を殺して、(晉の獻公の愛妾の驪姫、本妻と肩を並べて、太子の申生を殺して、我が子を跡に直したること)鄭の夫人は、毒藥を用ひ、(鄭の夫人、愛妾の其の子を世嗣とせむことを恐れて、其の君を毒害したること)衛の州吁は、其の君完を殺し、(衛の州吁、其の君完と肩を並べて、遂に君を殺し、政を奪ひたること)公子の根は、東周を取り、(周の公子の根、甚だ君に寵愛せられて、君の死後に、太子の朝に叛き、東周を取りて、四周と對立したること)嚴遂、韓廐争ひて、哀侯果して賊に遇ひ、(韓の嚴遂と韓廐と權勢を争ひて、嚴遂人を以て韓廐を刺さしめたるに、韓廐哀侯を抱きて、死を免れむとしたれば、哀侯果して傷つけられたること)田常、闕止、戴驩、皇喜敵して、宋君、簡公殺されたこと、(齊の田常、闕止の威權匹敵して、簡公殺され、宋の戴驩、皇喜の威權匹敵して、宋君殺されたこと)其の説は、狐突の二好を稱したる(狐突の、國君妻妾を好めば、太子危く、驪姫を好めば、宋相危しと曰ひたること)と、鄭昭の未だ生れずと對へたる(鄭昭、鄭君の間に對へて、君女色を好みたまへば、婦人に男子

廢置六

敵之所務、在淫察、而就廢、人主不察、則敵廢置矣、故文王資費仲、而秦王患楚使、黎且去、仲尼、而于象沮甘茂、是以子胥宣言、而子常用、内美人、而虞虢亡、佯遺書、而葛弘死、用雞豕而郈傑盡。

【淫察而就廢】…淫察ハ、淫淫ノ謂ナリ、淫淫(ミダ)ナルコトヲ察シテ、之レヲ成就セシムルナリ。

敵の務むる所は、我が淫靡なる弱點を察して、其の弱點を成就せしむるに在り、人主之れを察せざれば、敵が臣を或は廢し或は置く、故に文王は費仲に資して、(周の文王、敵の封王の臣の費仲に費用を資給して、封王の心を亂さしめたること)秦王は楚の使を患へ、(秦王楚の使者の賢きことを患へたるに、軍臣使者に賄賂を興へて、楚をして之れを誅せしめんと勸めたること)黎且は仲尼を去らしめて、(齊の景公、孔子の魯に用ゐられたるを患へたるに、其の臣の黎且、女役者を魯へ贈りて、哀侯を感服せしめて、孔子を魯より去らしめたること)于象は甘茂を沮みたり、(楚王自國の勢力を以て、秦の甘茂を其の國の宰相たらしめむと欲したるに、其の臣の于象、彼れは賢き者なれば、敵國の宰相たらしむべからずと曰ひて、之れを沮みたること)是を以て、子胥宣言して、于常用ゐられ、(吳の楚を攻めたる時、伍子胥楚國に向ひて、于常用ゐられたらば、我が兵退却せむと言ひ觸れしめられたれば、于常用ゐられたること)美人を内れて、虞虢亡び、(晉の獻公、虞、虢の二國を伐たむと欲して、虞に女役者を贈りて、其の君を感服せしめられたれば、虞も虢も遂に滅亡したること)伴りて書を送りて、葛弘死し、(晉の叔向、周の襄弘を害せむとて、襄弘の晉に内通せる偽書を造りて、周の朝廷に棄て置きたれば、周人之れを拾ひ取りて、襄弘を誅戮したること)雞と豕(キノコ)とを用ひて、郈傑盡きたり、(鄭の桓公、鄭國を廢はむとするとき、其の國の豪傑共の姓名を書きたるものに雞と牡羊との血を塗りて、盟約したるやうにして、鄭門の外に埋め置きたるを、鄭君之れを發掘して、我が臣民は敵國と合體せりと思ひて、豪傑共を獲らず誅戮したること)以上經文の六、六卷の第六なる敵國廢置の理由を論ず、須く傳文の六と對照すべし。

廟攻七

參疑廢置之事、明主絶之於内、而施之於外、資其輕者、輔其弱者、此謂廟攻、參伍既用於内、觀聽又行於外、則敵偽得其説、在秦、侏

儒之告惠文君也故襄疵言襲鄴而嗣公賜令蓆

【襄】：數物ナリ、傳文ニハ、蓆ニ作レリ。
【襄】前に述べたる襄疵疑似と、敵國の我が臣を或は辱し或は置く事とは、明主は之れを内に絶ちて、敵國をして行はしめず、之れを外に施して、我れ敵國に行ふ、其の輕き者を買（マス）け、其の弱き者を輔くること、文王の費仲に費用を貸給せしが如くにして、其の事を成し遂げしむ、此れを名づけて廟攻即ち廟堂の上に出して、千里の外を攻むと謂ふ、兼位とて、三人五人の說を合せて考ふることを、既に内に用ひられ、人の行を觀、人の言を聽くこと、又外に行はるれば、敵の詐偽、皆發見することを得、其の說は、秦の條儀の文君に告げたる（秦の條儀、楚の君臣と仲善くして、其の内情を聞き取りて、一々之れを秦の惠文君に報告したること）に在るなり、故に襄疵は鄴を襲ふことを言ひて、（襄疵の鄴襲の令の襄疵、趙王の近臣と仲善くして、趙王の鄴を襲はしむることを聞き込めば、一々之れを襄疵に言上したること）嗣公は令に蓆を賜へり、（襄疵の嗣公、人をして日頃或る趙令の權子を親はしめて、趙令の病氣の時に、數物を賜ひて、其の破損せる者と取り易へよと曰はしめて、趙令を驚かしたること）此の經文は、八經篇の廢爵之事、生於外則治、生於内則亂、是以明主以功論之内、而以利害之外、是故國治而亂、即亡亂之道、臣情則起、外如、臣受則起、内若、趙と趙意相似たり、上に六微を序して、此の目なければ、後人の附益せる者ならむ、此の傳文も推して知るべし。

右經

〔傳一〕勢重者人主之淵也、臣者勢重之魚也、魚失於淵、而不可復得也、人主失其勢重於臣、而不可復收也、古之人難正言、故託之於魚、賞罰者利器也、君操之以制臣、臣得之以擁主、故君先見所賞、則臣鬻之以爲德、君先見所罰、則臣鬻之以爲威、故曰、國之利器、不可以示人。

【臣者勢重之魚也】：臣ハ、人主ニ作ルヤシ、【難正言】：論ハ、聖ニ同ク、一本ニハ、聖ニ作レリ、【君先見所賞、則臣鬻之】：聖ハ、受買スルナリ、唯老實ニハ、損ニ作レリ、【君先見所罰、則臣鬻之】：唯老實ニハ、獲テ益ニ作レリ、
【國之利器は、人主の座なり、人主此の座を離るれば死す、譬へば魚の淵を離れて死するが如し、故に勢の重きは、譬へば人主の淵にして、

人主は、譬へば勢の重き魚なり、魚は一たび淵を失へば、置れて淵を得べからざるなり、人主は一たび其の勢の重きを失へば、置れて其の勢の重きを取り返すべからざるなり、古の人は、君臣の間の關係を正直に打ち明けて言ふことを難（ハツカ）りしが故に、之れを魚に託せり、（老子の第三十六章に曰はく、魚不可脱于淵と）賞罰は權利なる器械なり、君其の柄を操りて、以て臣を制御し、臣之れを得て、以て主を盡す、故に君先づ賞せむとする所を見（シメ）せば、臣之れを受買して、以て己れの恩徳を下に爲し、君先づ罰せむとする所を見せば、臣之れを受買して、以て己れの威光を下に爲す、故に曰はく、國の利器は以て人に示すべからずと、（唯老實を合せ看るべし）
靖郭君相齊、與故人久語、則故人富、懷左右、刷則左右重、久語、懷刷、小資也、猶以成富、況於吏勢乎、

【論以成富】：富ノ下ニ重ノ字ヲ脱セルナラハ、
【靖郭君田嬰、齊の宰相となりて、故人（ムカシナワシ）と久しく對語すれば、人々此れは靖郭君に信用せらるゝ者なりと思ひて、之れに賂賂を贈るが故に、故人富めり、又靖郭君左右の者の譽を運むる刷子（ハケ）を懐中にすれば、此れは靖郭君に寵愛せらるゝ者なりと思ひて、之れに賂賂を求むるが故に、左右の者重かりき、靖郭君の久しく對語し、刷子を懐中にせらば、故人、左右の身に取りて、細小なる資本なれども、猶ほ之れを以て富と重みとな成せり、況して官吏の勢力あるに於てをや、
晉厲公之時、六卿貴、晉僮長魚矯諫曰、大臣貴重、敵主爭事、外市、樹黨、下亂國法、上以劫主、而國不危者、未嘗有也、公曰、善、乃誅三卿、晉僮長魚矯又諫曰、夫同罪之人、偏誅而不盡、是懷怨而借之、閒也、公曰、吾一朝而夷三卿、予不忍盡也、長魚矯對曰、公不忍之、彼將忍公、公不聽、居三月、諸卿作難、遂殺厲公、而分其地、

【晉厲公】：景公ノ子ナリ、【六卿】：景公ノ時ニ、始メテ六卿ヲ置ケリ、【外市】：外國ニ交リテ、利益ヲ得ルナリ、【三卿】：郤缺、郤至ナリ、【夷三卿】：夷ハ、平ケルナリ、誅スルヲイフ、【作難】：内亂ヲ起スナリ、
【晉の厲公の時に、六卿貴かりければ、晉僮、長魚矯の二人、諫めて曰はく、大臣貴重くして、主君に匹敵し、争ひて外國に交りて利益を得て、諸々の黨派を樹つることな仕事とし、下は國法を亂り、上は以て主を劫して、而して國の危からざる者は、未だ嘗て其の例あらざるなりと、

公の曰はく、至極尤なりと、乃ち都督、都督の三卿を誅せり、胥儀、長魚矯又誅めて曰はく、夫れ六卿は、同卿の人なるに、偏(カマ)りて三卿を誅して、其餘を盡く誅せざるは、是れ怨を懐かしめて、之れに君の隙隙(スキマ)を窺ふ便利を借す者なりと、公の曰はく、吾れは一朝にして三卿を誅夷したれば、其餘を盡く誅するに忍びざるなりと、長魚矯對へて曰はく、君公之れを誅するに忍びたまはば、彼れ將に君公を弑することを忍びて行はむとすと、厲公之れを誅せざりしに、其の後三箇月立ちて、諸卿内亂を起して、遂に厲公を殺して、其の地を分け取りたり。

州侯相荆、貴而主斷、荆王疑之、因問左右、左右對曰、無有、如出一口也。

【州侯】…楚ノ襄王ノ使臣ナリ、
【荆王】…楚ノ襄王ノ使臣ナリ、
【州侯】…楚ノ使臣、荆ノ宰相となりて、専ら國事を決斷することなれば、荆王之れを疑ひたり、それに就きて、左右の者に州侯に事關の形迹ありやと問ひたるに、左右の者對へて曰はく、さる形迹あることなしと、其の言ふ所、一人の口より出づるが如くなりき、(是れ臣に權勢あれば、内外の官其の用を爲す者なり)

燕人其妻有私通於士、其夫早自外而來、士適出、夫曰、何客也、其妻曰、無客、問左右、左右言無有、如出一口、其妻曰、公惑易也、因浴之以狗矢、一日、燕人李季好遠出、其妻有私通於士、季突至、士在內中、妻患之、其室婦曰、令公子裸而解髮、直出門、吾屬佯不見也、於是公子從其計、疾走出門、季曰、是何人也、入室皆曰、無有、季曰、吾見鬼乎、婦人曰、然、爲之奈何、曰、取五姓之矢、浴之、季曰、諾、乃浴以矢、一日、浴以蘭湯。

【燕人】…燕ノ人ナリ、
【士】…燕ノ人ナリ、
【李季】…燕ノ人ナリ、
【室婦】…燕ノ人ナリ、
【公子】…燕ノ公子ナリ、
【五姓】…五姓ノ人ナリ、
【蘭湯】…蘭ノ花ヲ以テ湯ヲ造ル事ナリ、

…上文ニハ私有ナリ私ニ作レリ、【内中】…國中ナリ、【室婦】…一家内ノ者ナリ、【五姓】…姓ハ、性ノ義ナリ、
…五姓ハ、牛、羊、豕、犬、雞ナリ、

【燕人】…燕ノ人、其の妻の私に未婚の男子に通ぜることあり、其の夫、早朝に外より歸りたるに、未婚の男子、適(チヤウ)ト其の家を出てたれば、夫の曰はく、何方(イヅカ)の客人ぞと、其の妻の曰はく、客人なしと、左右の者に問へば、左右の者の客人あることなしと言ふこと、一人の口より出づるが如し、其の妻の曰はく、貴公(夫)を指すは心惑ひ狂ひて、視聽の變易せるなりと、それに就きて、狂疾を直す藥なりとて、其の夫を浴せしむるに狗の糞の汁を以てせり、一説に曰はく、燕人の李季といへる者、遠く出づるとを好みしに、其の妻私に未婚の男子に通ぜることあり、或る日、李季突然に歸り來りたるに、未婚の男子、國中に在りたれば、妻之れを患へたるに、下女の頭の曰はく、公子(密夫)を指すをして、裸體になりて、髪を解きて、直ちに門を出てしめよ、吾が屬(トモ)カラは、其の人を見ずと伴らむと、李季の曰はく、然らば吾れは鬼(マケモノ)を見たるかと、婦人(妻)をいふの曰はく、然らむと、李季の曰はく、如何様にせば宜しからむと、婦人の曰はく、鬼の糞を除くまじなひに牛、羊、豕、犬、雞の五姓の糞の汁を取りて、之れに浴したまへと、李季の曰はく、委細承知せりと、乃ち浴するに糞の汁を以てせり、一説に曰はく、不祥を拂ふ爲めに、香氣の高き蘭草を浸せる湯に浴せしめたりと、(是れは妾臣の合體して上を塵蔽するに喩へたるなり)以上五條、六條の第一なる權借在り下の事例なり、須く經文(權借一)と對照すべし、

【傳二】衛人有夫妻、禱者而祝曰、使我無故得百束布、其夫曰、何少也、對曰、益是子將以買妾。

【衛人】…衛ノ人ナリ、
【夫妻】…夫婦ナリ、
【禱者】…禱フ事ナリ、
【祝曰】…祝フ事ナリ、
【使我無故得百束布】…使我無故得百束布、
【其夫曰】…其夫曰、
【何少也】…何少也、
【對曰】…對曰、
【益是子將以買妾】…益是子將以買妾、

魯孟孫叔孫季孫相戮力、劫昭公、遂奪其國、而擅其制、魯三桓偪之、曰子出者、重、重則必爲所重之國、黨則是教子於外市也、不便、

昭公攻季孫氏而孟孫氏叔孫氏相與謀曰救之乎叔孫氏之御曰我家臣也安知公家凡有季孫與無季孫於我孰利皆曰無季孫必無叔孫然則救之於是撞西北隅而入孟孫見叔孫之旗入亦救之三桓爲一昭公不勝逐之死於乾侯

【相戰力】... 昭公、孟孫、叔孫、季孫、力を相合せて昭公を劫し、遂に其の國を奪ひて、其の制令を擅にせり、初め魯の桓公の子孫なる孟孫、叔孫、季孫の三桓、主君に逼(キマ)りたれば、昭公季孫氏を攻めたるに、孟孫氏、叔孫氏、相與に謀りて曰はく、季孫を救はむと、叔孫氏の御者の曰はく、我れは三家の家來なれば、何とて魯君の公家あることを知らむ、凡そ季孫あると季孫なきとは、我れに於て孰れも利益なると、衆皆曰はく、季孫なくば、必ず叔孫ならむ、然らば則ち季孫を救はむと、是に於て、魯の城の西北隅に撞き入りたり、孟孫叔孫の旗の入りたるを見て、已れも亦季孫を救ひて、三桓一つになりたれば、昭公勝たず、之れを逃れて、魯の邑なる乾侯に至りて死せり。

公叔相韓而有功齊公仲甚重於王公叔恐王之相公仲也使齊韓約而攻魏公叔因内齊軍於鄭以劫其君以固其位而信兩國之約

【内齊軍於鄭】... 内ハ、鄭ニ同ワ、鄭ハ、韓ノ都ナリ。公叔は、韓の宰相となりて、齊に功あり、公仲は、甚だ韓王に重んぜられたり、公叔韓王の公仲を宰相にせむことを恐れて、齊と韓とをして、相約して魏を攻めしめたり、公叔それに因りて、齊の軍を韓の鄭の鄭に引き入れて、以て其の君を劫して、以て己れの宰相の位を堅固にして、齊と韓との兩國の約束を信實にせり。

翟璜魏王之臣也善於韓乃召韓兵令之攻魏因請爲魏王構之

以自重也

越王攻吳王吳王謝而告服越王欲許之范蠡大夫種曰不可昔天以越予吳吳不受今天反夫差亦天禍也以吳予越再拜受之不可許也太宰嚭遣大夫種書曰狡兔盡則良犬烹敵國滅則謀臣亡大夫何不釋吳而患越乎大夫種受書讀之太息而歎曰殺之越與吳同命

【夫差亦天禍也】... 此ノ六字ハ、新ナリ、殺之... 之ハ、吳王ヲ指ス、或ハ云ハク、太宰嚭ヲ指ス、史記ノ越ノ世家ニ、伍子胥ノ傳ニモ、越王夫差、太宰嚭ヲ指ス、トアリ。越王夫差を攻めたるに、吳王謝を謝して、降服せむことを告げたれば、越王之れを許さむと欲せしに、范蠡と大夫の種と口を揃へて曰はく、そは宜しからず、昔し天を以て吳に予へられしに、吳之れを受けざりき、今天反りて吳を以て越に予へられれば、再拜して之れを受けたまへ、彼れを許すべからざるなりと、をりから吳の太宰の嚭、大夫の種に書(テガミ)を送りて曰はく、狡兔なる免盡くれば、國の用なき故に、良犬烹殺され、敵國滅ぶれば、謀臣の用なき故に、謀臣亡はさるといへり、大夫は何故に吳を釋(ユル)して越を患へしめざるや、越に敵國外患あれば、大夫の如き謀臣の身は安全なりと、大夫の種、書を受けて、之れを讀みて、太息して歎じて曰はく、吳王を殺せ、越と吳とは天命を同じくせり、吳滅びずば、越滅びむ、越滅びずば、吳滅びむと。

大成牛從趙謂申不害於韓曰以韓重我於趙請以趙重子於韓是子有兩韓我有兩趙

【大成牛】... 戰國策ニハ、牛ナ午ニ作レリ、史記ノ趙ノ世家ニ、成侯ノ三年ニ、大成牛相トナルトアリ。

趙の宰相の大成牛、韓の宰相の中不害に對して、趙より韓へ申し込みて曰はく、子は韓の勢力を以て我れを趙に重くせよ、我れは趙の勢力を以て子を韓に重くせしめむことを請ふ、是れ子には兩韓あり、我れには兩趙あるなりと、

司馬喜、中山君之臣也、而善於趙、常以中山之謀、微告趙王、

呂倉、魏王之臣也、而善於秦、荆、微諷秦、荆、令之攻魏、因請行和、以自重也、

【常】：嘗ト通ズ、一本ニハ嘗ニ作レリ、【微】：内密ニナリ、

【司馬喜】：中山國君の臣にして、趙と仲善かりければ、嘗て中山の謀計を以て内密に趙王に告げて、己れの地位を重くせり、

【呂倉】：魏王の臣にして、秦、荆二國と仲善かりければ、内密に秦と荆とに遠慮しに勤めて、此の二國をして、魏を攻めしめつ、それに因りて、二國に請ひて、和議を行ひて、以て自ら其の地位を重くせり、

宋石、魏將也、衛君、荆將也、兩國構難、二子皆將、宋石遣衛君書曰、

二軍相當、兩旗相望、唯毋一戰、戰必不兩存、此乃兩主之事也、與

子無有私怨也、善者相避也、

【衛君】：名氏未ダ詳ナラズ、【構難】：互ニ敵對スルナリ、

【宋石】：魏の將なり、衛君は、荆の將なり、魏、荆の兩國互に敵對したるとき、宋石、衛君の二子、皆其の軍に將たり、宋石衛君に書を送りて曰はく、二軍相當り、兩旗相望り、唯だ一戰することなれ、戰はば必ず兩方共に存在せずして、一方勝たば、一方敗れむ、此の度の事は、乃ち兩國の主君の事なり、吾れと子とは、私怨あることなきなり、仲善者は相避くるを以て上策とす、

白圭相魏、暴譴相韓、白圭謂暴譴曰、子以韓輔我於魏、我請以魏待子、於韓、臣長用魏、子常用韓、

【白圭】：魏の宰相なり、暴譴は韓の宰相なり、白圭暴譴に歸りて曰はく、子は韓の勢力を以て、我れを魏に輔けよ、我れは魏の勢力を以て、子を韓に輔く待遇せしめむ、さらば臣は長く魏に用ゐられ、子は常に韓に用ゐられむと、以上十一條、六條の第二なる利異分借の事例なり、須く經文(利異二)と對照すべし、

【傳三】：齊中大夫有夷射者、御飲於王、醉甚而出、倚於郎門、門者別

跪請曰、足下無意賜之餘瀝乎、夷射曰、叱去、刑餘之人、何事乃敢

乞飲、長者則跪走、退及夷射去、則跪因捐水、郎門雷下、類溺者之

狀、明日王出而訶之曰、誰溺於是、則跪對曰、臣不見也、雖然、昨日

中大夫夷射立於此、王因誅夷射、而殺之、

【齊中大夫有夷射者】：左傳ノ定公ノ二年ニハ、韓子ノ事トシテ見ユル、夷射ハ、韓ノ大夫ナリ、【御飲】：御ハ、侍ルナリ、【郎門】：郎ハ、郎ニ同シ、堂下ノ屏風ノ門ナリ、【門者】：門番ナリ、【別跪】：跪ハ、足ナリ、別跪ハ、足ヲ切リ刑ヲ受ケタル者ナリ、【足下】：直チニ其人ヲ指サズシテ、其人ノ足下ニ居ル者ヲ指ス、人ヲ敬フ辭ナリ、【餘瀝】：餘瀝ナリ、【夷射曰、叱去】：曰叱ハ、叱曰ノ類ナラズ、【雷下】：雨落ノ下ナリ、【類溺者】：溺ハ、小便ナリ、【類溺者】：溺ハ、小便ナリ、【類溺者】：溺ハ、小便ナリ、

【郎門】：齊の中大夫に夷射といへる者あり、或る時、王の側に侍りて、酒を飲みて、醉へること甚しくして、退出して、郎門に倚り掛りたるに、門番の別跪とて足を切る刑を受けたる者請ひて曰はく、足下指者に酒の餘瀝を賜ふ意なきかと、夷射叱りて曰はく、立ち去れよ、刑罰を受けたる餘りの人の分際として、何事ぞ、乃ち敢て飲物を長者に乞へると、別跪走りて退きしが、夷射の其の場を去るに及びて、別跪跡より水を郎門の兩階の下に撒き灑ぎて、其の狀人の小便したる者に似たり、翌日、齊王出て、之れを見て、怒りて之れを告めて曰はく、誰れか是の處に小便したると、別跪對へて曰はく、臣は小便したる者を見ざるなり、然りと雖も、昨日中大夫の夷射此の處に立ちたりと、齊王それに因りて、夷射を誅して之れを殺せり、

魏王、臣二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

使人問、濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不

善、二人不善、濟陽君、濟陽君因、僞令人矯王命、而謀攻己、王

足以至於此王問左右左右曰固然王因誅二人者

【齊陽君】：魏人ナリ

魏王の臣二人、齊陽君と仲善からざりければ、齊陽君をこれに因りて、人をして魏王の命なりと矯め偽りて、己れを攻むることを謀らしめたり、魏王人をして齊陽君に問はしめて曰はく、子は誰れと與に恨めると、對へて曰はく、敢て與に恨めることなし、然りと雖も、嘗て某々二人と仲善からざりき、さりながら、其の故を以て此の場合に立ち至るには足らざらむと、魏王左右の人々に問ひたるに、左右の曰はく、固（マ）コトに然りと、魏王それによりて、己れの命を矯め偽りたるは、某々二人の所爲なりと思ひて、二人の者を誅せり、

季辛與爰騫相怨司馬喜新與季辛惡因微令人殺爰騫中山之君以爲季辛也因誅之

【季辛】：共ニ中山ノ人ナラム

季辛と爰騫と怨み合ひたるに、司馬喜新に季辛と仲善しくなりたり、それに因りて、司馬喜新に人をして爰騫を殺さしめたるに、中山の君、季辛の所爲なりと思ひて、それに因りて、季辛を誅せり、

荆王所愛妾有鄭袖者荆王新得美女鄭袖因教之曰王甚喜人之掩口也爲近王必掩口美女入見近王因掩口王問其故鄭袖曰此固言惡王之臭及王與鄭袖美女三人坐袖因先誠御者曰王適有言必亟聽從王言美女前近王甚數掩口王勃然怒曰劍之御因揄刀而劍美人一日魏王遺荆王美人荆王甚悅之夫人鄭袖知王悅愛之也亦悅愛之甚於王衣服玩好擇其所欲爲之王曰夫人知我愛新人也其悅愛之甚於寡人此孝子所以養親

忠臣之所以事君也夫人知王之不以己爲妬也因謂新人曰王甚悅愛子然惡子之鼻子見王常掩鼻則王長幸之矣於是新人從之每見王常掩鼻王謂夫人曰新人見寡人常掩鼻何也對曰不己知也王強問之對曰頃常言惡聞王臭王怒曰劍之夫人先誠御者曰王適有言必可從命御者因揄刀而劍美人

【爲近王必掩口】：爲ハ、若（マ）シトイハムカ知シ、【御者】：侍者ナリ、近臣ナク、【御因揄刀】：御ノ下ニ者ノ字ヲ脱セルナラム、【掩ハ、引クナリ】、【季辛所以美觀】：戰國策ニハ、子ノ下ニ之ノ字アリ、【不己知也】：己ノ字ハ折ナラム、或ハ云ハク、之ノ誤ナリト、【頃常言】：常ハ、嘗ト通ズ、

荆王の愛せる所の妾に鄭袖といへる者あり、荆王新に美女を得たり、鄭袖をこれに因りて、美女に教へて曰はく、王は甚だ人の口を掩ふことを喜びたまへり、子（マ）ナク、若し王に近づけば、必ず口を掩はれよと、美女心得て、入りて見えて、王に近づきたるとき、其の口を掩ひたり、口を掩ひたれば、王其の故を鄭袖に問ひたるに、鄭袖の曰はく、此の者固より（マ）シトイハムカ大王の臭氣を惡み嫌ふと言へり、其の後、王と鄭袖と美女との三人坐するに及びて、鄭袖をこれに因りて、先づ近臣を誅めて曰はく、王適、言はるゝことあらば、必ず速に王の言に聽従せよと、美女前きて、王に近づきて、甚だ數、口を掩ひたれば、王勃然として（マ）シトイハムカ怒りて曰はく、此の者の鼻を切れと、近臣鄭袖の注意に因りて、刀を引き寄せて、美人の鼻を切り落せり、一説に曰はく、王より甚しくして、衣服玩好の品々、美人の欲する所を擇びて、之れを拵へて遣はしたれば、王の曰はく、夫人は我が新來の美人を愛することを知りて、其の之れを悦び愛すること、寡人より甚し、此れさながら季子の觀を養ふ所以、忠臣の君に事ふる所以と同様にて、殊勝なることなりと、夫人王の己れを以て嫉妬心ありとせざることを知りたるに因りて、新來の美人に附りて曰はく、王は甚だ子を悦び愛したまへり、然れども子の鼻の形を惡み嫌ひたまへり、子王に見ゆるるとき、常に鼻を掩はば、王甚く子を寵幸したまふならむと、是に於て、新來の美人、之れに従ひて、王に見ゆる毎に、常に鼻を掩ひたれば、王夫人に附りて曰はく、新來の美人、寡人に見ゆれば、常に鼻を掩ふは、何故ぞと、夫人對へて曰はく、何故なるか知らざるなりと、王強ひて之れを問へば、對へて曰はく、近頃嘗て大王の臭氣を聞くことを惡み嫌ふと言へり、王怒りて曰はく、彼れの鼻を切れと、夫人先づ近臣を誅めて曰はく、王適、言はるゝことあらば、必ず命に従ふべしと、近臣其の注意に因りて、刀を引き寄せて、美人の鼻を切り落せり、

費無極荆令尹之近者也郢宛新事令尹令尹甚愛之無極因謂

令尹曰君愛宛甚何不一爲酒其家令尹曰善因令之爲具於郟宛之家無極教宛曰令尹甚傲而好兵子必敬謹先亟陳兵堂下及門庭宛因爲之令尹往而大驚曰此何也無極曰君殆去之事未可知也令尹大怒舉兵而誅郟宛遂殺之

【近者】...近習ノ臣ナリ【何不一爲酒其家】...爲ハ、臣クトイハムガ如シ、置酒ハ、酒宴ヲ備スナリ【令之爲具於郟宛之家】...具ハ、酒食ノ具ナリ、即チ膳部ノ支度ナリ【門庭】...門内ノ廣場ナリ
 【無極】...宛ノ令尹ノ近習ノ臣ナリ、郟宛トイヘル者、新に令尹に事へたるに、令尹甚だ之れを寵愛せり、無極それに就きて、令尹に請りて曰はく、君郟宛を寵愛したまふこと甚し、何ぞ一たび酒宴を其の家に備したまはざるかと、令尹の曰はく、至極尤なりと、それに就きて、無極をして膳部の支度を郟宛の家爲さしめたり、無極郟宛に教へて曰はく、令尹は甚だ傲慢にして、兵器を好めり、子必ず敬ひ謹みて、先づ速に兵器を堂下及び門内の廣場に陳列せよと、郟宛其の教に因りて、其の通りにしたるに、令尹往きて、大に驚きて曰はく、此れは何事ぞと、無極の曰はく、君危殆なり、早く此の機を去りたまへ、さなくば事の成行未だ知るべからざるなりと、令尹大に怒り、兵を舉げて、郟宛を誅して、遂に之れを殺せり。

犀首與張壽爲怨陳需新入不善犀首因使人微殺張壽魏王以爲犀首也乃誅之

【犀首】...魏ノ將ノ公孫衍ナリ【陳需】...陳ノ將ナリ【張壽】...陳ノ將ナリ【魏王】...魏ノ王ナリ
 【不善】...不善ク、怨ヲ爲スルニシテ、陳需新に陳に入りて、犀首と仲善からずして、犀首の張壽と不和なるに附け込みて、人をして内密に張壽を殺さしめられたれば、魏王犀首の所爲なりと思ひて、乃ち犀首を誅したり。

中山有賤公子馬甚瘦車甚弊左右有私不善者乃爲之請王曰公子甚貧馬甚瘦王何不益之馬食王不許左右因微令夜燒芻

廄王以爲賤公子也乃誅之

【中山國】...中山ノ國ナリ【賤公子】...中山ノ賤公子ナリ【馬甚瘦】...馬ノ瘦クシテ、其ノ車甚だ弊（ヤブ）れたり、國王の左右の者に、私に公子と仲善からざる者あり、乃ち公子の爲めに、王に請ひて曰はく、公子甚だ貧しくして、其の馬甚だ瘦せたり、大王何ぞ之れに馬の食物を益し與へたまはざるかと、王許さず、左右の者、其の許さざるに因りて、内密に人をして夜中に王の馬の飼葉小屋を燒かしめられたれば、王は賤なる公子の所爲なりと思ひて、乃ち之れを誅したり。

魏有老儒不善濟陽君客有與老儒私怨者因攻老儒殺之以德於濟陽君曰臣爲其不善君也故爲君殺之濟陽君因不察而賞之曰濟陽君有少庶子者不見知欲入愛於君者齊使老儒掘藥於馬梨之山濟陽少庶子欲以爲功入見於君曰齊使老儒掘藥於馬梨之山名掘藥也實聞君之國君殺之是將以濟陽君抵罪於齊矣臣請刺之君曰可於是明日得之城陰而刺之濟陽君還益親之

【有少庶子者】...不見知、欲入愛於君者ナリ【二ツノ者ノ字ハ行ナラム】...【馬梨】...山ノ名ナリ【將以濟陽君】...抵、罪於齊ナリ【濟陽君】...濟陽ノ國ノ君ナリ【臣爲其不善君也】...臣、其ノ不善クシテ、君ノ爲めに之れを殺し、故に爲君に殺せしむるに因りて、内密に人をして夜中に王の馬の飼葉小屋を燒かしめられたれば、王は賤なる公子の所爲なりと思ひて、乃ち之れを誅したり。

しめれば、濟陽君の少庶子、之れを以て己れの手柄にせむと欲して、君の宮中に入りて、君に見えて曰はく、齊にて年老いたる儒者をして、
蕭を馬栗の山中に掘らしめむとす、其の名目は蕭を掘るに在れど、實際は君の國事を間諜するなり、君之れを殺したまへ、是れ將に魏の陰事
を探りて、立ち戻りて、齊に告げて、君をして罪に當らしめむとするなり、臣請ふ之れを刺し殺したしと、濟陽君の曰はく、宜しと、是に於て、
其の翌日、年老いたる儒者を城陰(シロノキタ)に得て、之れを刺し殺したれば、濟陽君之れを疏んずべきを、反りて益々親みたり、以上八
條、六條の第三なる託(似類)の事例なり、須く經文(似類三)と對照すべし、

〔傳四〕陳需、魏王之臣也、善於荊王、而令荊攻魏、荊攻魏、陳需因請爲魏王解之、因以荊勢相魏。

〔令〕荊攻魏、荊攻魏、下ノ荊攻魏、術文ナリ、

陳需は、魏王之臣なり、荊王と仲善かりき、而して荊をして魏を攻めしめつ、陳需はそれに因りて、荊に請ひて、魏王之爲めに之れを和解し、其の手柄に因りて、荊の勢力を以て、魏の宰相となれり、

韓昭侯之時、黍種常貴甚、昭侯令人覆廩吏、果竊黍種、而糶之甚多、

〔苞〕... 管ト進ズ、〔覆〕... 藏役人ナ再三時味スルナリ、

韓昭侯の時に、黍(キビ)の種の價、嘗て賤賣すること甚かりしかば、昭侯人を令りて、再三時味せしめたるに、果して粟の種を竊みて、之れを他國へ賣り出したること甚だ多かりき、

昭奚恤之用荊也、有燒倉廩、而不知其人、昭奚恤令吏執取茅者、而問之、果燒也。

〔倉〕... 倉ハ、米藏ナリ、廩ハ、草葉ナドヲ入レ置ケルナリ、執レモ茅ヲ以テ其ノ屋根ヲ焚キタル者ナリ、〔茅〕... 茅二作ルヘシ、第ハ、(ア)ナガラナリ、

昭奚恤の荆に用ゐられたるとき、茅にて焚きたる米藏や草葉などを入れ置く廩に火を投げ込みて、之れを燒きたる者ありて、其の犯人を知ることは能はざりしかば、昭奚恤役人をして、茅を破る者を取へて、之れを訊問せしめたるに、果して茅を賣り込まむとの下心にて、其の者の焼きたるなり、

昭侯侯之時、宰人上食、而羹中有生肝焉、昭侯召宰人之次、而誚之曰、若何爲置生肝、寡人羹中、宰人頓首服、死罪、曰、竊欲去、尙宰人也、

對曰、有僖侯曰、召而來、譙之曰、何爲置磔湯中、對曰、尙浴免、則有當代者乎、左右得代之、是以置磔湯中、

〔昭侯侯〕... 申不害ノ事ヘタル韓ノ君ナリ、下文ニハ、僖侯トアリ、淮南子ニハ、昭侯侯ニ作り、或ハ卑ニ昭侯ト稱セリ、

〔宰人〕... 料理人ナリ、古文ノ誚ノ字ナリ、〔若何爲〕... 若ハ、汝ナリ、〔宰人頓首〕... 人ト頓トノ間ニ之次ノ二字ヲ脱セリ、頓首ハ、頭ヲ地ニ著ケテ、即チ舉ゲルナリ、

韓の昭侯侯の時に、料理人食物を差し上げたるに、羹(アツモノ)の中に魚島の生肝ありしかば、昭侯料理人の次の者を召して、之れを責め告めて曰はく、汝何とて生肝を寡人の羹の中に置きたる、料理人の次の者頓首して、死罪に服從して曰はく、實は竊に料理人の長なる人に此の落度をきせて、其の者を除去去りて、己れ其の跡役にならむとたくらみたるなりと、一説に曰はく、僖侯入浴せしに、湯の中に磔(コイシ)ありしかば、僖侯の曰はく、風呂番の長免職になりたらば、其の跡役になるべき者ありやと、左右の者對へて曰はく、其の跡役になるべき者ありと、僖侯の曰はく、其の者を召し連れて來れと、やがて其の者來りたるに、僖侯之れを責め告めて曰はく、何とて磔を湯の中に置きたると、其の者對へて曰はく、風呂番の長免職になりたらば、臣其の跡役になることを得む、是を以て、磔を湯の中に置きて、彼れに落度をきせむとたくらみたるなりと、

文公之時、宰臣上炙、髮繞之、文公召宰人、而譙之曰、女欲寡人之哽邪、奚爲以髮繞炙、宰人頓首再拜、請曰、有死罪三、援礪砥刀、利猶干將也、切肉、肉斷而髮不斷、臣之罪一也、

髮、臣之罪二也、奉熾爐、炭火盡、赤紅、而炙熟、而髮不燒、臣之罪三也、堂下得無微有疾、臣者乎、公曰善、乃召其堂下、譙之、果然、乃誅之、一日、晉平公觴客、少庶子進炙、而髮繞之、平公輒殺炮人、毋有反令、炮人呼天曰、嗟乎、臣有三罪死而不自知、乎、平公曰、何謂也、對曰、臣刀之利、風靡骨斷、而髮不斷、是臣之一死也、桑炭炙之、肉紅白、而髮不焦、是臣之二死也、炙熟、又重睫、而視之、髮繞炙、而目不見、是臣之三死也、意者堂下、其有翳憎臣者乎、殺臣、不亦蚤乎、

【事臣】…臣ハ、人ニ作ルベシ、女欲其入之、則…女ハ、汝ナリ、便ハ、喉ノ塞(ツマ)ルナリ、【接】…領ハ、領ニ作ルベシ、石ヲ引キ寄スルナリ、【干將】…古ノ良劍ノ名ナリ、【接木骨肉】…串ヲ引キ寄セテ、切リタル肉ヲ貫クナリ、【奉熾爐】…火ノ盛ナル爐ヲ兩手ニテ承クルナリ、【微有疾】…微有ハ、有微ノ類倒ナリ、【客】…客ト酒宴ヲスルナリ、【地人】…地人、即チ料理人ナリ、【毋有反令】…重テテ助命ヲ請ハシメヌナリ、【有三罪死】…罪死ハ、死罪ノ類倒ナラム、【翳憎】…翳ハ、蔽フナリ、妨ケル意ナリ、【不亦蚤乎】…蚤ハ、早ト通ス、

【事臣】…晉の文公の時、料理人炙りたる肉を差し上げたるに、髮の毛其の肉に繞(カガ)みたりしかば、文公料理人を召して、之れを責め告めて曰はく、汝は寡人の之れを食ひて、喉につかへて便(ムセ)はむ、ことを欲するや、さなくば何とて髮の毛を以て炙りたる肉に繞めたるや、料理人頓首再拜して、申し請ひて曰はく、臣には死罪三箇條あり、砥石を引き寄せて、刀を砥ぎたるに、其の銳利なること猶ほ古の良劍の干將のごとし、然るに此の刀を以て肉を切りたるに、肉は斷ち切れなれど、髮の毛は斷ち切れざりしは、臣の罪一なり、串を引き寄せて、切りたる肉を貫きたるに、髮の毛を見詰めざりしは、臣の罪二なり、火の盛んなる爐を兩手にて承けて、炭火盡く赤く紅になりて、炙りたる肉は十分に焼けたれど、髮の毛は焼けざりしは、臣の罪三なり、此の如く髮の毛のあるべき理なくして、只今現に之れあるは、堂下に肉に臣を炙めたる者ありて、わるさをしたることなきことを得むやと、文公の曰はく、至極尤なりと、乃ち其の堂下の者を召して、之れを責め告めたるに、果して其の通りなりければ、乃ち其の者を誅したり、一説に曰はく、晉の平公、客と酒宴をしたるに、少庶子の役の者、炙りたる肉を進めたるに、髮の毛其の肉に繞みれば、平公輒(タヤス)ク料理人を殺して、重れて助命を請はしめざらむとせしに、料理人天を仰ぎて、呼び喚へて曰はく、あゝ、臣には三箇條の死罪あるを自ら知らざるかと、平公の曰はく、何を謂ふぞと、料理人對へて曰はく、臣が刀の銳利な

ること、風の草木を吹き飛ばす如く、刃先の觸るゝ所は、割斷せざることをなし、然るに肉を切りたるに、骨は斷ち切れなれど、髮の毛は斷ち切れざりしは、是れ臣の二つの死罪なり、桑の炭にて其の肉を炙りたるに、肉は十分に焼けて、紅白の色になりたれど、髮の毛は焦げざりしは、是れ臣の三つの死罪なり、さて十分に焼けたる上に、又上下の爐(マツゲ)を重ね合せて、しかと之れを視つめたれど、炙りたる肉に繞みたる髮の毛の目に見えざりしは、是れ臣の三つの死罪なり、此の如く髮の毛のあるべき理なきに、只今現に之れあるは、意(オモ)ムコトに堂下に其れ臣を妨げ憎む者ありて、わるさをしたることならむ、さらば直ちに臣を殺したまふも、亦早過ぎたることならざらむやと、

穰侯相秦、而齊強、穰侯欲立秦、爲帝、而齊不聽、因請立齊、爲東帝、而不能成也、

【穰侯】…穰、冉ナリ、【而不能成也】…史記ノ年表ニ、秦ノ昭王ノ十九年十月ニ、齊ノ閔王ト與ニ帝ト稱シ、十二月ニ、復々齊王ト稱ストアリ、或ハ云ハク、此ノ五字ハ衍文ナラムト、

【穰侯相秦、而齊強】…穰侯を立て、帝と爲さむと欲したれども、齊之れを離れざりしかば、それによきて、齊を立て、東帝と爲さむと請ひ、秦を以て四帝と爲さむとしたれども、其事遂に成就せずして、再び王と稱するやうになれり、以上六條、六條の第四なる利害有反の事例なり、須く經文(有反四)と對照すべし、

【傳五】…晉獻公之時、驪姬貴、擬於后妻、而欲以其子奚齊、代太子申生、因惡申生於君、而殺之、遂立奚齊爲太子、

【擬於后妻】…擬ハ、比(ヘ)ナラフナリ、后妻ハ、妾ナリ、

【驪姬貴、擬於后妻】…驪姬の獻公の時、愛妾の驪姬、貴重せられて、本妻に比擬する程になりて、其の子の奚齊を以て、太子の申生に代へむと欲したり、それに就きて、申生の事を君に惡言して、之れを殺して、遂に奚齊を立て、太子とせり、

【代太子申生】…鄭君已立太子矣、而有所愛美女、欲以其子爲後、夫人恐、因用毒藥、賊君殺之、

【賊君】…人ヲ殺スニ道ナシテセザルヲ賊トイフ、

【鄭君已立太子矣、而有所愛美女、欲以其子爲後、夫人恐、因用毒藥、賊君殺之】…鄭君已に太子を立てたり、而れども愛する所の美女ありて、其の子を以て跡目にせむと欲したれば、夫人恐れて、それに就きて、毒藥を用ひて、君を賊害して、之れを殺せり、

衛州吁重於衛擬於君羣臣百姓盡畏其勢重州吁果殺其君而奪之政

衛の州吁、衛國に重んぜられて、其の貴きこと若に比擬する程なりければ、羣臣百姓盡く其の勢の重きを畏れたるに、州吁果して其の君を殺して、之れが政を奪ひたり。

公子朝周太子也弟公子根甚有寵於君君死遂以東周叛分爲兩國

【公子朝】…：周の太子なり、其の弟なる公子の根は、甚だ君に寵愛あり、君死せしむば、遂に東周を以て叛きて、分れて東西兩國となれり。

楚成王以商臣爲太子既而又欲置公子職商臣作亂遂攻殺成王一日楚成王商臣爲太子既欲置公子職商臣聞之未察也乃爲其傅潘崇曰柰何察之也潘崇曰饗江芊而勿敬也太子聽之江芊曰呼役夫宜君王之欲廢女而立職也商臣曰信矣潘崇曰能事之乎曰不能能行乎曰不能能舉大事乎曰能於是乃起宿營之甲而攻成王成王請食熊蹯而死不許遂自殺

【欲置公子職】…：置ハ、立ツルナリ、【商臣爲太子】…：一本ニハ、商ノ上ニ以ノ字アリ、是ナリ、【既欲置公子職】…：一本ニハ、既ノ下ニ而ノ字アリ、【爲其傅潘崇】…：爲ハ、謂ト通ズ、左傳ニハ告ニ作レリ、傅ハ、守役ナリ、【江芊】…：成王ノ妹江芊ニ嫁セリ、江ハ、國ノ名、芊ハ、楚ノ姓ナレバ、楚ト同姓ノ國ナリ、【呼】…：呼ビテ發スル聲ナリ、【役夫】…：賤者ノ稱ナリ、商臣ヲ罵リテイフ、【熊女】…：女ハ、

汝ナリ、【能行乎】…：行ハ、去ルナリ、【熊蹯】…：蹯ハ、蹄ト音通ズ、掌(テノヒツ)ナリ、

楚の成王、商臣を以て太子とせり、既にして又公子の職を立て、太子とせむと欲したれば、商臣亂を作して、遂に成王を攻め殺したり、一説に曰はく、楚の成王、商臣を以て太子とせり、既にして公子の職を立て、太子とせむと欲せり、商臣之れを聞き及びて、未だ實否を察せざるなり、乃ち其の守役の潘崇に語りて曰はく、如何様にして之れを察せむかと、潘崇の曰はく、大王の御妹婿の江芊を招きて、饗應して、之れを尊敬することなく、輕蔑して見たまへ、さらば事實が分るならむと、太子之れに聽從して、江芊を招きて、かたの如くに仕向けたるに、江芊の曰はく、あ、役夫(ニンソク)も、君王の汝を廢して職を立てむと欲せらるゝは、尤なることなりと、斯くて江芊の怒りて歸りたる後に、商臣潘崇に語りて曰はく、父君の吾れを廢せむとせらるゝことは信實なりと、潘崇の曰はく、若し職を立てられたらば、御身は能く之れに事へたまはむかと、商臣の曰はく、之れに事ふることは能はじと、潘崇の曰はく、さらば能く此の國を去りて、他國へ奔りたまはむかと、商臣の曰はく、此の國を去ること能はじと、潘崇の曰はく、大事を擧げ行ひたまはむかと、(君を試することないふ)商臣の曰はく、能く大事を擧げ行はむと、是に於て、乃ち太子の營を宿衛する甲士(ヨロヒムシヤ)を起して、成王を攻めたるに、成王熊の掌を食ひたる上にて死にたしと請へり、こは熊の掌は来るに時間のかゝる者なれば、其の内に、外より救ふ者あらむとて、一寸のがれしたるなり、されども商臣其の請を許さざりしかば、成王遂に自殺せり。

韓廆相韓哀侯嚴遂重於君二人甚相害也嚴遂乃令人刺韓廆於朝韓廆走君而抱之遂刺韓廆而兼哀侯

【韓廆】…：韓ノ哀侯ノ季父ナリ、名ハ、俠累トイフ、説林篇ノ上ニハ、廆ヲ傀ニ作レリ、【相害】…：害ハ、忌ムナリ、【兼哀侯】…：兼ハ、及ブトイハムガ如シ、戰國策ニハ、兼中哀侯、左右大亂ニ作レリ、

【嚴遂】…：韓ノ哀侯ノ宰相トナリ、嚴遂ハ、君に重んぜられけるが、二人甚だ相忌み争ひたり、嚴遂乃ち人をして韓廆を朝廷に刺さしめたるに、韓廆君の所へ走り行きて、之れを抱きて、死を免れむとせしかば、嚴遂遂に韓廆を刺して、哀侯に及べり。

田恆相齊闞止重於簡公二人相憎而欲相賊也田恆因行私惠以取其國遂殺簡公而奪之政

【田恆】…：田常即チ田成子ナリ、左氏ニ見エタリ、常ナ恆トセルハ、漢帝ノ諱ヲ避ケケルナリ、常山ヲ恆山トイヘル類ナリ、【闞止】…：字ハ、子我トイフ、二柄篇ニハ、闞止ヲ宰子ニ作レリ、

【田恆は齊の宰相となり、闞止は齊の簡公に重んぜられるが、二人相憎みて、相賊害せむと欲したり、田恆それに就きて、私の恩惠を行ひて、人民を手懐けて、以て其の國を取り、遂に簡公を殺して、之れが政を奪ひたり。

戴驩爲宋太宰、皇喜重於君、二人爭事而相害也、皇喜遂殺宋君而奪其政。

狐突曰、國君好内、則太子危、好外、則相室危。

鄭君問鄭昭曰、太子亦何如、對曰、太子未生也、君曰、太子已置、而

日未生、何也、對曰、太子雖置、然而君之好色不已、所愛有子、君必愛之、愛之則必欲以爲後、臣故曰、太子未生也。

鄭君鄭昭に問ひて曰はく、太子の種子も亦如何なるかと、對へて曰はく、太子は未だ生れざるなりと、君の曰はく、太子は已に置かれたるに、未だ生れずと曰ふは、何事ぞと、對へて曰はく、太子は置かれたりとも雖も、然れども君の女色を好みたまふこと已まざれば、愛せらるる人に男子あらば、君必ず之れを愛したまふならむ、之れを愛したまはば、必ず之れを以て跡目にせむと欲したまふならむ、臣故に曰はく、太子は未だ生れざるなりと曰へりとは、(自分の定めざるは、未だ生れざるに同じとの意なり)以上十條、六微の第五なる參疑内争の事例なり、須く經文(參疑五)と對照すべし。

傳六文王資費仲而遊於紂之旁、令之閒紂而亂其心。

周の文王、費仲に費用を資給して、殷の紂の旁に遊說せしめて、之れをして紂の種子を窺はしめて、其の心を亂さしめたり。

荆王使人之秦、秦王甚禮之、王曰、敵國有賢者、國之憂也、今荆王

之使者甚賢、寡人患之、羣臣曰、以王之賢聖、與國之資厚、願荆王之賢人、王何不深知之、而陰有之、荆以爲外用也、則必誅之。

仲尼爲政於魯、道不拾遺、齊景公患之、黎且謂景公曰、去仲尼、猶吹毛耳、君何不迎之、以重祿高位、遺哀公女樂、以驕榮其意、哀公必樂之、必怠於政、仲尼必諫、諫必輕絕於魯、景公曰、善、乃令黎且以女樂六、遺哀公、哀公樂之、果怠於政、仲尼諫不聽、去而之楚。

黎且... 史記ニハ、且ナ組ニ作リ、左傳ニハ、且ヲ彌ニ作レリ、(哀公)... 哀ハ、定ニ作ルベシ、他書ニハ、皆定公ニ作レリ、(遺哀公女樂)... 哀ハ、蓋オレバ、當時ノ音ニアラズ、定ニ改メテレバトテ亦然リ、下文ノ哀公必樂之モ同シ、(驕榮)... 榮ハ、榮ニ作ルベシ、驕フナリ、(女樂六)... 六ハ、二八ノ誤ナリ、八人ニ列ノ舞妓ナリ、仲尼政を魯に爲したるに、魯人其の德に化せられて、道を行く者地に遺ちたる物を拾はぬ程になりたれば、齊の景公、鄰國に聖人あるは、我が國の害なりとて、之れを患へたるに、其の臣の黎且、景公に語りて曰はく、仲尼を除き去るは、猶ほ毛を吹くがごとく容易なり、君何ぞ仲尼を相き迎ふるに重祿高位を以てし、哀公に女子の樂人を遺りて、以て其の意を驕らせしめたまはざる、さらば哀公は必ず之れを樂みて、必ず政事を怠らし、仲尼は必ず之れを諫めむ、之れを諫めて聽かれざれば、必ず手輕く魯と君臣の關係を絶ちて、其の國を立ち去らむ、さらば君には御安心なるべしと、景公の曰はく、至極尤なりと、乃ち黎且をして、女子の樂人二八六人を以て哀公に遺らしめたるに、哀公之れを樂みて、果して政事を怠りたれば、仲尼之れを諫められたれども、聽かざりければ、仲尼魯を去りて、楚へ往きたり。

楚王謂于象曰、吾欲以楚扶甘茂而相之、秦可乎、于象對曰、不可。

也、王曰、何也、曰、甘茂少而事史舉、先生、史舉、上蔡之監門也、大不事君、小不事家、以苛刻聞天下、茂事之順焉、惠王之明、張儀之辨也、茂事之取十官、而免於罪、是茂賢也、王曰、相人、敵國而相賢、其不可何也、于象曰、前時王使邵滑之越、五年而能亡越、所以然者、越亂而楚治也、日者知用之越、今亡之秦、不亦太亟乎、王曰、然則爲之奈何、于象對曰、不如相共立、王曰、共立、可相何也、對曰、共立少見愛幸、長爲貴卿、被王衣、含杜若、握玉環、以聽於朝、且利以亂秦矣、

【于象】：楚人ナリ、一本ニハ、于チ于ニ作レリ、又戰國策ノ楚ノ宣王ノ條ニ、于象アリ、未ダ孰レカ是ナルチ知ラズ、【上蔡】：楚ノ地ナリ、史記ニハ、下蔡ニ作レリ、【監門】：門番ナリ、【取十官】：十タビ轉役スルナリ、【使邵滑之越】：戰國策ニハ、用邵滑於越ニ作レリ、是ナリ、邵滑ハ、越ノ賢者ナリ、之レヲ越ヨリ召シテ、之レヲ用キタルチイフ、【日者】：日者ニナリ、【亡之秦】：亡ハ、忘ト通ズ、【不亦太亟乎】：一本ニハ、亟下ニ亡ノ字アリ、其ノ忘ル、コトノ甚ダ速ナルチイフ、【共立】：史記ニハ、向壽ニ作リ、戰國策ニハ、公孫都ニ作レリ、【杜若】：香草ナリ、尙書鄭ノ離黍香チ含ム類ナリ、
 【楚王于象に語りて曰はく、吾れ楚の力を以て甘茂を扶けて、之れを秦に宰相たらしめむと欲す、宜しからむと、于象對へて曰はく、そは宜しからずと、王の曰はく、何故ぞと、于象の曰はく、甘茂は、年少くして、史舉先生に事へたり、史舉は、吾が楚の上蔡の門番なり、大にしては君に事ふることを仕事とせず、小にしては家を治むることを仕事とせず、苛細嚴刻を以て天下に聞えたり、甘茂之れに事へて、柔順にして其の意を失はず、又秦の惠王の明察と、張儀の辨舌との間に在りて、甘茂は之れに事へて、十たび轉役したれども、何等の過失なくして、罪を免れたるは、是れ甘茂の賢きなりと、王の曰はく、人を敵國に宰相として、賢者を宰相とするに、其の宜しからざるは、何故ぞと、于象の曰はく、前の時に、大王越の賢者の邵滑を越より召して、之れを用ひたまひしに、五年にして能く越を亡せり、然る所以は、越亂れて、楚治りたればなり、蓋には賢者を越より取りて用ひることの利なることを知りたまひて、今は賢者を秦に用ひしむることの不利なることを忘れたまふは、其の忘るゝこと亦甚だ速ならざらむやと、王の曰はく、然らば之れを如何にせむと、于象對へて曰はく、共立を扶けて、之れを秦の宰相とするに如何と、王の曰はく、共立を宰相とすべしとは何故ぞと、對へて曰はく、共立は、年少くして、秦王に愛幸せられ、年長じて秦の貴卿となり、身には秦王の衣服を被り、口には香草の杜若を含み、手には玉の環を握りて、以て朝廷に政を聽けり、斯かる備置なる人物を以て秦に宰相たらしめば、且(マ)サ)に以て秦を亂すに利益あらむとす、

吳攻荆、子胥使人宣言於荆曰、子期用、將擊之、子常用、將去之、荆人聞之、因用子常、而退子期也、吳人擊之、遂勝之、

晉獻公欲伐虞虢、乃遺之屈産之乘、垂棘之璧、女樂六、以榮其意、而亂其政、

叔向之讒、莨弘也、爲莨弘書、謂叔向曰、子爲我謂晉君、所與君期者、時可矣、何不亟以兵來、因伴遺其書、周君之庭、而急去、行、周以莨弘爲賣周也、乃誅莨弘、

【吳の荆を攻めたる時、子胥人をして荆に言ひ觸れしめて曰はく、子期用らば、將に兵を進めて之れを擊たむとす、子常用らば、將に旗を捲きて、之れを去らむとす、荆人之れを聞きて、其の流言に因りて、子常用を以て、子期を退けたれば、吳人子常を擊ちて、遂に之れに勝てり、
 【晉獻公欲伐虞虢、乃遺之屈産之乘、垂棘之璧、女樂六、以榮其意、而亂其政、】：晉獻公欲、虞、虢之屈産之乘、垂棘之璧、女樂六、上ニ傳説トアレバ、之ノ字ハ兩國ヲ承ケタル者ナレド、實ハ虞ノ方ヘ遺リタルナリ、【榮其意】：榮ハ、榮ニ作ルベシ、榮ハ、惑フナリ、晉の獻公虞、虢の二國を伐たむと欲したれば、乃ち虞に屈の地より産したる四頭の馬と、垂棘の地より出でたる璧玉と、女子の樂人二八十六人とを遺りて、以て其の意を惑はしめて、其の政を亂したり、
 【叔向之讒、莨弘也、爲莨弘書、謂叔向曰、子爲我謂晉君、所與君期者、時可矣、何不亟以兵來、因伴遺其書、周君之庭、而急去、行、周以莨弘爲賣周也、乃誅莨弘、】：莨ハ、殘ノ誤ナラム、殘ハ、害フナリ、莨弘ハ、周ノ士ナリ、爲莨弘書、謂叔向曰、爲莨弘書ハ、莨弘ノ僞書ヲ伴フナリ、謂叔向ハ、莨弘ノ叔向ニ謂フナリ、一本ニハ、爲書曰、莨弘謂叔向曰ニ作レリ、

晉の叔向の周の襄弘を害せむとする時、襄弘の偽書を拵へたり、其の文面は下の如し、襄弘叔向に語りて曰はく、子我が爲めに、晉君に向ひて、君と期約せし所は、時機正に宜し、何ぞ速に兵を以て來らざると謂へと、それに就きて、伴りて其の偽書を周君の朝廷に遺棄して、急速に去り行けり、周は之れを拾ひ取りて、襄弘を以て周を晉に賣りて、己れの利益を圖れりと思ひて、乃ち襄弘を誅せり。

鄭桓公將欲襲郟、先問郟之豪傑良臣辨智果敢之士、盡與其名、姓、擇郟之良田、賂之、爲官爵之名、而書之、因爲設壇場、郭門之外、而埋之、釁之以雞、豶若盟狀、郟君以爲內難也、而盡殺其良臣、桓公襲郟、遂取之。

【鄭】…國ノ名ナリ、一本ニハ、鄭ニ作レリ、與ニ其姓名…一本ニハ、與ニ姓名ニ作レリ、與ハ、舉ニ作ルベシ、舉ハ、記載スルナリ、【爲】設壇場郭門之外…爲設ハ、設爲ノ顛倒ナラム、壇場ハ、祭壇ナリ、【郟】…杜豕ナリ、内難…内難ナリ、【郭門】郭の桓公、將に郟國を襲はむと欲して、先づ郟國の豪傑、良臣、辨智果敢之士を問ひて、盡く其の姓名を記載し、郟の良田を擧げて、其の人々に賂ふこととし、之れに授け、べき官爵の名を拵へて、之れを書し、それに就きて、祭壇を郭門の外に設け爲して、其の書付を土中に埋め、之れに雞と杜豕との血を塗りて、盟をする時の狀(サマ)の若くしせば、郟君之れを發掘して、我が臣民は、郟と合體して、内亂をするなりと思ひて、盡く其の良臣を殺したれば、桓公郟を襲ひて、遂に之れを取れり、以上八條、六微の第六なる敵國廢置の事例なり、須く經文(廢置六)と對照すべし。

傳七秦、侏儒善於荆王、而陰有善於荆王、左右、而內重於惠文君、荆適有謀、侏儒常先聞之、以告惠文君。

【侏儒】…短人ナリ、人主ニ玩バシムル、俳優ノ小男ナリ、【陰有】…有ハ、又ナリ、【惠文君】…秦ノ孝公ノ子ナリ、即チ惠王ナリ、【秦の俳優の某、荆王と仲善くせり、而して内々に又荆王の左右の人々と仲善くせり、而して内は惠文君に重んぜられたれば、荆に適く謀することあれば、此の者常に先づ之れを聞き込みて、以て惠文君に報告せり、】

鄒令襄疵陰善趙王、左右、趙王謀襲鄒、襄疵常輒聞、而先言之、魏王、魏王備之、趙乃輒還。

【趙乃輒還】…一本ニハ、輒ヲ輒ニ作レリ、是ナリ、輒ハ、止ムルナリ、【襄疵】襄の鄒縣の令の襄疵、内々に趙王の左右の人々と仲善くせりければ、趙王鄒を襲はむことを謀れば、襄疵常に輒ち(ソノトモトニ)左右の人々より聞き込みて、先づ之れを魏王に言上せしめて、魏王之れに備へて、襄疵はれゆやうに用心したれば、趙乃ち鄒を襲ふことを止めて還れり。

衛嗣君之時、有人於令之左右、縣令有發蓐、而席弊甚、嗣公還令、人遺之、席曰、吾聞汝今者發蓐、而席弊甚、賜汝席、縣令大驚、以君爲神也。

【發蓐】…蓐ヲ蓐ニ作レリ、【席弊】…數物ノ破損スルナリ、經文ニハ、蓐ヲ蓐ニ作レリ、【蓐の破損の時に、或る縣令の左右に、嗣君より附け置かれたる人ありて、何事に當らず、縣令の蓐子を報告せり、或る時、縣令病氣全快したるに、數物の破損せること甚しかりければ、嗣公(即ち嗣君)遺(マタ)人をして之れに數物を遺らしめて曰はく、吾れ聞き及びたるに、汝今者(イマ)蓐をしたるに、數物の破損せること甚しとのことなれば、汝に數物を賜ふと、縣令大に驚きて、君を以て神明なりとせり、以上三條は、經文(期政七)と同じく後人の附益せる者ならむ。

外儲說左、上

此の書は、人主臣下の言行を觀照して、以て其の賞罰を斷ずることを述べたる者なり、賞罰は彼れに在り、故に外といふ。

〔二〕明主之道、如有若之應、宓子也、明主之聽言也、美其辯、其觀行也、賢其遠、故羣臣士民之道、言者迂弘、其行身也、離世、其說在田、鳩對荆王也、故墨子爲木、鳶譎癸、築武宮、夫藥酒用言、明君聖主之以獨知也。

【明主之聽言也】...明ハ、暗ニ作ルベシ、【道言】...道ハ、稱フベシナリ、【迂弘】...迂闊ナリ、【樂酒】...古ハ多ク樂ヲ浸スニ酒ヲ以テ

【以三屬知也】...一本ニハ、以テ所ニ作レリ、是ナリ、明主の道は、有若の宓子に應へたる(有若、宓子賤の縣治に勞して瘦せたりと曰へるに應へて、舜は五絃の琴を弾じ、南風の詩を歌ひて、天下治りきと曰ひたる)が如く、術ありて以て下を御し、無爲にして治る、暗主の人の言を聽くは、其の辯を美なりとし、其の人の行を觀るは、其の高遠にして世俗に離るゝを賢なりとす、故に軍臣士民の言を稱ふる者、迂闊にして用に中らず、其の身を行ふと、世を離れて用なし、其の説は、田鳩の荆王に對へたる(田鳩、荆王の墨子の言は能辯ならずと曰へるに對へて、言の能辯なるは、楚人の珠を賣るに、其の術を飾り、秦伯の女を嫁するに、美服を着たる七十人の腰元を從へさせたるが如く、益もなきことなれば、墨子の言は能辯ならずと曰ひたる)に在り、故に墨子は木の爲を爲(ツク)リ、(墨子木の爲を拵へたるを、弟子巧なりとて譽めたるに、吾が無用なる木の爲を拵へたるは、有用なる車の轆の横木を拵ふるもの巧なるに如かずと曰ひたる)と、諷突は武宮を築けり、(宋にて武宮を築きたる時、諷突といへる者音頭をとれば、樂く者能はず、其の師の射稽音頭をとれば、樂く者能めり、されども射稽の樂きたるは、割合にはひとりで堅く、諷突の樂きたるは、割合にはひとりで脆く、夫れ樂酒と實用の言との功能は、明君聖主の獨り知る所なり、(良樂は口に苦く、忠言は耳に拂ふを以て結びたる)以上經文の一、術ありて下を御すれば無爲にして治ると、暗主は迂遠の言行に惑ふとを論ず、須く傳文の一と對照すべし、

【二】人主之聽言也、不以功用爲的、則說者多棘刺白馬之說、不以儀的爲關、則射者皆如羿也、人主於說也、皆如燕王學道也、而長說者、皆如鄭人爭年也、是以言有織察微難、而非務也、故李惠宋墨、皆畫策也、論有迂深闊大、非用也、故畏震、瞻車狀、皆鬼魅也、言而拂難堅確、非功也、故務卞鮑介墨翟、皆堅瓠也、且虞慶誦匠也、而屋壞、范且窮工、而弓折、是故求其誠者、非歸餉也不可、

【一】實ト通ズ、中ツルナリ、【李惠宋墨】...李辯、惠、宋、墨、翟、墨翟ナリ、【困大】...困モ、亦大ナリ、【非用也】...非ノ上ニ而ノ字ヲ脱セリ、【言而拂難堅確非功也】...言ハ、行ノ誤ナラム、而ハ、有ニ作ルベシ、非ノ上ニ而ノ字ヲ脱セリ、拂難ハ、人情ニ戻リテ爲シ難キナリ、【務卞鮑介】...務光、卞隨、鮑魚、介之推ナリ、【墨翟】...此ノ二字ハ、衍ナラム、【范且窮工而弓折】...一本ニハ、工ノ下ニ也ノ字アリ、

【二】人の言を聽くに、實功實用を以て的(メアチ)とせざれば、説く者棘刺白馬の説多し、(棘刺の説とは、宋人燕王の爲めに、いばらのとけの

端にて楯の形を拵へたしと請ひて、大楯を買ひしが、其の虚妄なること露顯して、殺されたること、白馬の説とは、宋の辯者の見説、白は色の名、馬は形の名なれば、白馬と連稱すれば馬にあらざるといへる、公孫龍の説を主張して、齊の學者を説き伏せたりと、白馬に乘りて、其の國境の關門を通らむとする時、馬の通行税を取り立てられて、拒むこと能はざりしと、儀的(マト)を以て中つることをせざれば、射る者は皆羿の如きなり、(的を以て中つることをせず、まぐれあたりに入るを以て上手とすれば、射る者は皆古の射術の名人の羿の如しといふこと、法度なき辯説の價値なきに比す)人主の人の説を聽くは、皆燕王の道を學べるが如きなり、(燕王死なざる道ありと説ける者を信じて、其の妄誕を悟らざりしこと)而して説を長くして息むことなき者は、皆鄭人の年を争ひたるが如きなり、(二人の鄭人、年齢の長短を際限もなく争ひたること)是を以て、其の言には、至顯明察微妙にして行ひ難きことあれども、急務にあらざるなり、故に李辯、惠、宋、墨、翟の言は、皆畫ける道(マチ)の如く平凡なるものなり、(周君の爲めに、三年がかりて、馬の轡に森羅萬象を畫けるものありたりと、其の用は、普通の轡に同じといふこと)其の論は、迂深闊大なることあれど、實用にあらざるなり、故に長懼實政の心を以て、妄に車馬の狀を曉れば、皆鬼魅の如く不可思議とを以て、法度ある言と法度なき言とに比す、其の行は、人情に戻り、爲し難くして、堅確なれども實功にあらざるなり、故に務光、卞隨、鮑魚、介之推の行は、皆堅き楯(ヒサシ)の如く無用なる者なり、(齊の田仲、己の力に食むと聞き、宋の風穀、身の堅きこと石のやうなる楯を拵むと曰ひたるに、さる物は何の用にも立たずとて、受けざりしが、田仲とて、己れ一人を深くして、人の國に益なれば、堅き楯の類なりといふこと)且つ又虞慶は、匠を誦(屈)せしめて屋壞れ、(虞慶大工に建築の講釋をして、大工を閉口せしめたりと、其の指圖せし家は屋は爛れたると)范且は工を窮せしめて弓折れたり、(范且弓師に弓を張る講釋をして、弓師を行き詰らせたりと、其の指圖せし弓は折れたり)是の故に、其の誠實なる言辭を求むる者は、歸りて餉(ク)ふにあらざれば宜しからず、(小兒の遊戯する時は、應を以て飯とし、塗を以て糞とすれど、家に歸れば眞物を飲食す、空言の益なきとは、應飯塗糞の如しといふこと)以上經文の二、人の言を聽くに、實際の功用を以て目的とせざれば、説く者に空論多し、事理に通せず人情に戻りたる言行は、國家に寸益なきことを論ず、須く傳文の二と對照すべし、

【三】夫挾相爲則責望、自爲則事行、故父子或怨譟、取庸作者、進美羹、說在文公之先、宣言與勾踐之稱如皇也、故桓公藏蔡、怒而攻楚、吳起懷糝、實而吮傷、且先王之賦頌、鐘鼎之銘、皆潘吾之跡、華山之博也、然先王所期者利也、所用者力也、築社之諺、目辭說也、請許學者而行、宛曼於先王、或者不宜乎、如是不能更也、鄭縣人得車軛也、衛人佐弋也、卜子妻爲弊袴也、而其少者也、先王之

フナリ、一本ニハ、如チ知ニ作レリ、【禮之當亡】：此ノ四字ハ衍ナラム、【修辭賦】：修ノ字ハ衍ナラム、【周主上之法】：或ハ云ハク、周ハ、明ニ作ルベシ、明ハ、笑フナリ、嘲ルナリト、或ハ云ハク、周ハ、調ノ誤ナラム、調ハ、調戲スルナリト、今嘲ルト解ス、【風公之威】：威ハ、長ト通ズ、【明王】：主ハ、主ノ訛ナラム、
 【利益のある在る所には、民之れに歸し、名譽の彰る、所には、士之れに死す、是を以て、功勞の法に外れたるを、恩賞之れに加れば、下忠勤を勵まざるが故に、上利益とする所を下に得ること能はず、名譽の法に外れたるを、名譽之れに加れば、士虚名を事とするが故に、名にのみ勤みて、利益を上へしめず、故に中章、齊己の二人仕へて、中卒の民、田園を棄て、文學に隨ふ者、邑の半なり、(中章、齊己の二人、趙襄主の中大夫となりて、田宅を賜りければ、中卒の民の農業を止めて文學に従事する者、邑の半數に至りたる) 平公は腓(ユムラ)痛少、足痺(シビ)れて、敢て坐を壞さざりければ、晉國の仕を辭して託驢する者、國の鐘なり、(鐘は、半なり、晉の平公、賢者の叔向を尊敬して、之れと對坐して、ふくらはぎ痛少、足しびれても、坐を崩さざりければ、晉の官吏の辭職して叔向に依頼する者、其の半數に至りたる) 此の中章と齊己と叔向との三士は、言法に因れば、官府の籍に列する人といふまてのことなり、行事に過へば、法令に順ふ民といふまてのことなり、さるるを二君の敬禮せること太甚し、若し言法を離れて、行功に遠ざからば、繩墨(オキテ)の外の民にして、法を奉ぜざる者ならむ、二君又何ぞ之れを敬禮するに及ばむ、且つ家に居て學問する士は、國に事なければ、力を農作に用ひず、國に難あれば、甲冑を被りて戰闘せず、之れを敬禮すれば、耕作戰闘する功を情り、之れを敬禮せざれば、主上の法を嘲る、國安ければ尊顯にして、國危ければ風公の畏れを爲す、(鄭の風公、敢ありと聞けば氣絶し、冠退けば蘇生したること) 人主何ぞ家に居て學問する士に利益を得ることあらむ、故に明主は李疵の中山を視ることを論じたり、(趙の主父、李疵をして、中山を攻むることの可否を觀察せしめしに、李疵立ち戻りて、中山の君は、長袖の者を尊ぶ故に、戰士も異夫も用を爲さざれば、速に征伐せらるべしと復命したること) 以上經文の四、文學言論の士を重んじて、耕作戰闘の民を輕んずる弊害を論ず、須く傳文の四と對照すべし、

【五】詩曰、不躬不親、庶民不信、傳說之以無衣紫、子產之以鄭簡、宋襄責之以尊厚、畊戰夫不明分、不責誠、而以躬親、泣下且爲下走、睡臥與夫揜弊微服、孔丘不知、故稱猶孟、鄒君不知、故先自戮、明主之道、如叔向賦獵、與昭侯之奚聽也、
 【宋襄責之以尊厚耕戰】：一本ニハ、宋襄ノ上ニ購強之ノ三字アリ、是ナリ、【不責誠】：誠ハ、職ノ誤ナラム、【揜弊】：弊ハ、蔽ノ誤ナラム、
 【詩に曰はく、躬らせず、親らざれば、庶民信ぜずと、傳(モリヤク)は之れに説くに紫を衣るとなきを以てせり、(齊の桓公、紫色の衣服を着るとを好みて、國人の其の眞似するを禁ぜむと欲せしに、守役の者此の詩を引きて、大王民の紫を用ゐるとを禁じたまはむとならば、自ら

之れを止めたまへと曰ひたること) 子產の鄭簡を以てし、(此の上下に脱語あらむ、子產の鄭の簡公に用ゐられたるとき、簡公之れに告ぐるに、君臣各々職あることを以てしたること) 購強の宋襄は、之れを責むるに尊厚耕戰を以てせり、(購強の宋の襄公を諷めたること) 之れに責むるに、人主尊厚の勢に處て、自ら耕作戰闘するは危殆なることを以てしたること、但し此の句も、購強之の三字の外に、尙ほ脱語あらむ、夫れ上下の分を明にせず、君臣の職を責めずして、自身に下に泣むことを以てして、且つ下り走る(齊の景公、急ぎて國へ歸るとき、馬も御者も逆して、車を下りて、走りたること) と、睡り臥す(魏の昭王、自身に政事を聴かむと欲して、法典を讀みて、倦み疲れて、睡り臥したること) と、夫の微服を揜弊する(此の事傳になし、蓋し缺けたるならむ) とを爲せり、孔丘は君の自身に手を下すべからざることを知らざる故に、(鄭は孟のことと稱し、(孔子の、君は袖の如く、民は水の如し、民は人君の所行次第なりと曰ひたること) 鄭君は之れを知らざる故に、先づ自ら擧したり、(鄭君長き冠の紐を服用して、國人の其の眞似するを禁ぜむと欲して、己れの紐を斷ち切りて、自ら其の身を觀摩して、民に蔽みたるを) 明主の道は、叔向の獵物を配分するに、功の多少に準じたること) と、昭侯の奚ぞ聽かむといひたる(韓の昭侯、申子より、功ある者を賞し能ある者に官を授けべきことを聞きて、此の後は左右の内顧ありとも、寡人何ぞ聽かむといひたること) との如く、賞罰を正しくすれば可なり、躬行を以て率先し、自ら政事に關與するは宜しからず、以上經文の五、人主は臣下と事を同じくすまじきこと、功ある者を賞して、左右の言を聽くまじきことを論ず、須く傳文の五と對照すべし、

【六】小信成則、大信立、故明主積於信、賞罰不信、則禁令不行、說在文公之攻原、與箕鄭救餓也、是以吳起須故人、而食、文侯會虞人、而獵、故明主表信、如曾子殺彘也、患在厲王擊警鼓、與李悝謾兩和也、
 【證兩和】：證ハ、欺グナリ、
 【小信成れば、大信立つ、故に明主は信を積む、賞罰信ならざれば、禁令行はれず、其の説は、文公の原を攻めたる(晉の文公、原を攻むるとき、大夫達と十日の期限を約束して、其の日に落城せざりしかば、信を失はむことを恐れて、兵を罷めて去りたること) と、箕鄭の餓を救ひたる(晉の文公、大夫の箕鄭に饑饉を救ふ手段を問ひたるに、何事も信實にしまへと對へたること) とに在るなり、是を以て、吳起は故人を須(マ)ちて食し、(吳起舊友の言葉を守りて、空腹を忍びて、其の人の來るを待ちて、共に食ひたること) 文侯は虞人を會して獵したり、(魏の文侯、山澤を掌る役人と獵せむことを約せしに、其の日大風吹き起りて、獵すること能はざりしかば、風を犯して獵場に至りて、其の役人に獵を見合せたる由を告げて、解散したること) 故に明主の信を表することは、曾子の彘を殺したる(曾子彘を殺して、其の子に食はせて、妻の言葉を信實にしたること) が如きなり、其の患は、厲王の警鼓を擊ちたる(楚の厲王、警鼓することあれば、相圖の鼓を擊つべしと命令して置きながら、酒に酔ひて、過ちて之れを擊ちて、國民の信用を失ひたること) と、李悝の兩和を欺きたる(兩和は、左右の軍門を守る者なり、魏の

臣の李愷、左右の軍門を守れる者を欺きて、城に上りて助戦せしめければ、其の後彼令行はれずして、敵に襲撃せられたることとに在るなり、以上經文の六、國を治むる要道は信の一字に在ることを論ず、須く傳文の六と對照すべし。

〔傳一〕宓子賤治單父、有若見之、曰、子何臞也、宓子曰、君不知賤、不肖、使治單父、官事急、心憂之、故臞也、有若曰、昔者舜鼓五絃、歌南風之詩、而天下治、今以單父之細也、治之而憂、治天下、將柰何乎、故有術而御之、身坐於廟堂之上、有處女子之色、無害於治、無術而御之、身雖瘁、臞猶未有益。

〔宓子賤〕…孔子ノ弟子ナリ、名ハ不齊トイフ〔單父〕…魯ノ邑ナリ、〔有若〕…孔子ノ弟子ナリ、〔臞〕…瘠スルナリ、〔君不知賤不肖〕…賤ハ、我ノ誤ナラム、賤ハ、宓子ノ字ナレバ、自ラ稱スベカラズ、〔官事急〕…急ハ、多忙ナリ、〔鼓五絃〕…孔子家語ニモ、史記ノ樂書ニモ、此ノ下ニ之ヲ云フ、〔南風之詩〕…家語ニ、南風之薰兮、可、以解吾民之愠兮、南風之時兮、可、以阜吾民之財、〔舜トア〕…南風ノ時ヲ得テ、萬物ヲ長養スルヲ喜ベル詩ナリ、〔廟堂〕…廟ハ、宗廟、堂ハ、明堂、即チ政事堂ナリ、人君政ヲ爲シ事ヲ舉グルニハ、宗廟ニ告グ、明堂ニ議ス、故ニ廟堂トイフ、〔處女子之色〕…處女ハ、未ダ嫁セザル女子ナリ、處女子之色ハ、形色ノ衰ヘザルイフ、〔瘁〕…瘠ハ、瘠スルナリ、
〔孔子の弟子の宓子賤、魯の邑の單父を治めたるに、相弟子の有若、之れを見て曰はく、子は何ぞ瘠せたる、宓子曰はく、我が君我れの不肖なるを知りたまはて、單父を治めしめたまへり、官の事多忙にして、心に之れを憂へたる故に、瘠せたるなりと、有若の曰はく、昔者（舜）カシ）舜は天子となりて、五絃の琴を鼓（ヒ）き、南風の詩を歌ひて、心長閑に日を送りて、天下自然に治れり、今單父の細なるを以て、之れを治めて憂ふるやうにては、天下を治むる場合には、將に如何にせむとするかと、故に術ありて之れを御すれば、身は廟堂の上に坐して、處女子（キムスメ）の如き麗々しき顔色ありても、世を治むるに害なし、之れに反して、術なくして之れを御すれば、身は瘁（カウ）け瘠すと雖も、猶ほ未だ益あらず、（家語、呂氏春秋、韓詩外傳、說苑）には、宓子鳴琴を彈じ、堂を下らずして、單父治るとありて、此れと同じからず。

楚王謂田鳩曰、墨子者顯學也、其身體則可、其言多而不辨、何也、曰、昔秦伯嫁其女於晉、公子令晉爲之飾裝、從衣文之勝七十人、

至晉、晉人愛其妾、而賤公女、此可謂善嫁妾、而未可謂善嫁女也、楚人有賣其珠於鄭者、爲木蘭之櫃、薰桂椒之櫝、綴以珠玉、飾以玫瑰、輯以翡翠、鄭人買其櫝、而還其珠、此可謂善賣櫝矣、未可謂善鬻珠也、今世之談也、皆道辨說文辭之言、人主覽其文、而忘有用、墨子之說、傳先王之道、論聖人之言、以宣告人、若辨其辭、則恐人懷其文、忘其直、以文害用也、此與楚人鬻珠、秦伯嫁女同類、故其言多不辨。

〔田鳩〕…齊人ニシテ、墨子ニ學ビタル者ナリ、〔令晉〕…此ノ二字ハ衍ナリ、〔櫝〕…附添ノ女子ナリ、即チ腰元ナリ、〔晉人愛其妾〕…晉人ハ、公子チイフ、妾ハ、即チ腰ナリ、〔爲木蘭之櫃、薰桂椒之櫝〕…木蘭ノ美材、桂椒ノ香木ヲ以テ、箱ヲ拵ヘタルナリ、櫝モ櫃モ箱ナレド、文ヲ對ニシタルマテニテ、二ツノ箱ヲ拵ヘタルニハアラズ、故ニ下文ニ買其櫝、善賣櫝トアリ、〔輯以翡翠〕…翡翠（カハセミ）ノ羽根ヲ集メテ、其ノ箱ヲ飾リタルナリ、〔道辨說文辭之言〕…道ハ、言フナリ、〔忘有用〕…有ハ、其ニ作ルベシ、〔忘其直〕…直ハ、實ニ作ルベシ、晉ノ似タルヲ以テ誤レルナリ、〔其言多不辨〕…多ノ下ニ而ノ字ヲ脱セリ、上文證スベシ、
〔楚王墨子の弟子の田鳩に語りて曰はく、墨子は學術を以て世に顯れたる者なり、其の身體の行狀は宜しけれども、其の言は多くして、能辨ならぬは、何故ぞと、田鳩の曰はく、昔し秦伯、其の女を晉の公子に嫁せしとき、之れが爲めに飾り裝ひ、文飾を衣たる腰元七十人從へて、晉へ至らしめたるに、晉人即ち晉の公子、其の腰元を愛して、秦公の女を賤めり、此れ秦伯は、善く腰元を嫁せりと謂ふべくして、未だ善く女を嫁せりと謂ふべからざるなり、又楚人の其の珠を鄭人に賣りたる者ありて、木蘭の美材の櫝（ヒツ）を拵へ、桂椒の香木の櫝（ヒツ）を以て之れを蓋じ、麗るに種々の珠玉を以てし、飾るに玫瑰の寶石を以てし、輯（アツ）むるに翡翠（カハセミ）の羽根を以てしたるに、鄭人其の櫝を買ひて、其の珠を還したり、此れ楚人は、善く櫝を賣れりと謂ふべくして、未だ善く珠を賣れりと謂ふべからざるなり、今世の談する者は、皆辯說文辭の言を言ひて、頗る說辭に巧なれば、人主は其の文飾を覽て、其の實用を忘れたり、墨子の説は、先王の道を傳へ、聖人の言を論じて、以て世の人に宣告せり、若し其の辭を能辨にせば、人其の文飾を懷（イダ）きて、其の實實を忘れむことを恐れたり、文飾を以て實用を害すればなり、此れ楚人の珠を賣り、秦伯の女を嫁せしと類を同じくす、故に其の言多くして、能辨ならずと、

墨子爲木鳶三年而成蜚一日而敗弟子曰先生之巧至能使木
鳶飛墨子曰吾不如爲車輓者巧也用咫尺之木不費一朝之事
而引三十石之任致遠力多久於歲數今我爲鳶三年成蜚一日
而敗惠子聞之曰墨子大巧巧爲輓拙爲鳶

【墨】古ノ飛ノ字ナリ【車輓】輓ハ、轆(ナカエ)ノ端ノ横木ナリ【咫尺】八寸ヲ咫トイフ【三十石之任】任ハ、重荷ナリ、
墨子木の鳶を拵へて三年にして成りけるが、之れを空中に飛ばすこと一日にして敗れたり、弟子の曰はく、先生の巧なること至れり、
能く木の鳶をして飛はしめたりと、墨子の曰はく、吾れは車の輓(ナカエ)の横木を拵ふる者の巧なるに如かざるなり、車の輓の横木を拵ふ
るには、八寸乃至一尺の木を用ひ、一朝の仕事を買はずして出来上りて、三十石の重荷を引き、之れを遠方に運ぶ力多くして、久しき年数に
堪ふるなり、今我れ鳶を拵ふること三年にして成りて、飛ぶこと一日にして敗れたり、されば吾れは車の輓の横木を拵ふる者の巧なるに如
かざるなりと、墨子之れを聞き曰はく、墨子は火に巧なる人なり、何とならば、實用ある車の輓の横木を拵ふること巧なりとし、實用なき
鳶を拵ふること拙しとすればなりと。

宋君與齊仇也築武宮謳癸倡行者止觀築者不倦王聞召而賜
之對曰臣師射稽之謳又賢於癸王召射稽使之謳行者不止築
者知倦王曰行者不止築者知倦其謳不勝如癸美何也對曰王
試度其功癸四板射稽八板適其堅癸五寸射稽二寸

【宋君與齊仇也】宋王偃ノ時ナラム【武宮】戰勝ノ記念ニ築キタル宮殿ナリ【謳癸倡】癸ハ、人ノ名ナリ、善ク歌フガ故ニ
謳トイフ、石トイヘル大工ヲ匠石トイヘルガ如シ、倡ハ、唱ニ同ジ【射稽】姓名ナリ【知倦】知ハ、覺ユトイハムガ如シ【其謳不
勝】如シ癸美【如ハ、比フノ字】下ニ在ルメシ【四板】板ハ、楹ノ板ニシテ、一板ハ、二尺ナリ【適其堅】適ハ、適(ツ)クナリ、其
ノ堅キタル土ノ堅サヲ突キ試ミルナリ
【宋君、齊と仇して、戰ひて功ありければ、戰勝の記念の爲めに、武宮といへる宮殿を築きしが、其の時、善く謳ふ者の名は癸といへるが嘗
願をとりに、進行く者は、足を止めて見物し、宮殿を築く者は、仕事をしつゝ、宋王之れを聞き、癸を召して、之れを賞して、

夫良藥苦於口而智者勸而飲之知其入而能已疾也忠言拂於
耳而明主聽之知其可以致功也

【智者勸而飲之】勸ハ、勸ニ作ルメシ【已疾】已ハ、愈(イヤ)スナリ、一ホニハ、已(イヤ)疾ニ作レリ【拂於耳】拂ハ、逆(フ)ナ
リ【夫良藥は口に苦けれども、智者は勸め、之れを飲むは、其の體内に入りて、能く疾を愈(イヤ)スことを知ればなり、忠言は耳に逆(フ)ヘド
モ、明主は之れを聴くは、其の以て功を致すべきことを知ればなり、以上五條、經文の一の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

【傳二】宋人有請爲燕王以棘刺之端爲母猴者必三月齋然後能
觀之燕王因以三乘養之右御冶工言王曰臣聞人主無十日不
燕之齋今知王不能久齋以觀無用之器也故以三月爲期凡刻
削者以其所以削必小今臣治人也無以爲之削此不然物也王
必察之王因囚而問之果妄乃殺之治人謂王曰計無度量言談
之士多棘刺之說也一日好微巧衛人有能以棘刺之端爲母猴
燕王說之養之以五乘之奉王曰吾試觀客爲棘刺之母猴客曰

人主欲觀之、必半歲不入宮、不飲酒、食肉、雨霽日出、視之、晏陰之
 閒、而棘刺之母猴、乃可見也、燕王因養衛人、不能觀其母猴、鄭有
 臺下之治者、謂燕王曰、臣爲削者也、諸微物必以削削之、而所削
 必大於削、今棘刺之端、不容削鋒、王試觀客之削、能與不能、可知
 也、王曰、善、謂衛人曰、客爲棘刺之端、以削、吾欲觀見之、客曰、臣請
 之、舍取之、因逃。

【母猴】…沐猴ニ同シ、沐猴ハ、即チ獼猴ナリ、沐、猴ノ母ノ三字、音ヲ以テ通用ス、【三乘】…六里四方チ一乘ノ地トス、【右御治工】…
 座右ニ侍御スル鍛冶職ナリ、【無十日不燕之齊】…燕ハ、宴ナリ、之齊ノ二字ハ削ルベシ、【刻削】…彫刻ニ用ケル刀ナリ、【無以爲之
 削】…削ハ、刀ナリ、【不然而物】…不然而、理ナキナリ、物ハ、事ナリ、【計無度量】…事ヲ謀ルニ法制ナキナリ、【好微巧】…文選ノ
 注ニモ、山堂肆考ニモ、之レヲ引キテ、上ニ燕王ノ二字アリ、從テ、【衛人有能以棘刺之端爲母猴】…一本ニハ、有テ曰ニ作レリ、文
 選ノ注ニハ、曰ノ下ニ臣ノ字アリ、【說之】…說ハ、悅ト通ズ、【五乘之奉】…奉ハ、俸ニ同シ、【宮】…閭房ナリ、【晏陰】…晚暮ナリ、【燕
 王因養衛人】…文選ノ注ニハ、人ノ下ニ而ノ字アリ、【不能觀其母猴】…文選ノ注ニハ、其ノ字ナシ、【吾欲觀見之】…見ノ字ハ
 行ナリ、

宋人、燕王の爲めに、棘(イバラ)の刺(トゲ)の端を以て、母猴(サル)の形を拵へたと請ふ者ありて曰はく、大王之れを觀むと欲したま
 はす、必ず三月の間齋戒(モノイミ)したまひて、然して後に、能く之れを觀たまふことを得べしと、燕王それに因りて、三乘即ち十八里四方
 の土地を以て宋人を養ひたり、然るに燕王の座右に侍御する鍛冶職の者、王に言上して曰はく、臣の聞き及びたるには、人主は十日宴飲せざ
 ることなしといへり、されば今彼れは大王の久しく齋戒して以て無用の器物を觀たまふことを知るが故に、三月を以て期限
 とせり、凡そ彫刻に用ゆる刀は、思ふに其の削る所以の物體より必ず小ならむ、今臣は鍛冶職なれど、其の職を以て、左楯に小なる刀を拵
 へたることなし、何とならば、此れ然るべき道理なき事なればなり、大王必ず之れを察したまへと、王それに因りて、宋人を囚へて、之れを訊
 問せしに、果して虚妄なりければ、乃ち之れを殺したり、是に於て、鍛冶職の者、王に語りて曰はく、事を謀るに法制なければ、言談の士に棘
 の刺にて母猴の形を拵ふるやうなる虚説多くして、實用なきなりと、一説に曰はく、燕王微細の技巧を好みたるに、衛人に能く棘の刺の端を
 以て母猴の形を拵ふる者ありたれば、燕王之れを悦びて、之れを養ふに五乘即ち三十里四方の土地の俸給を以てせり、王の曰はく、吾れ試み
 に客の棘の刺にて母猴の形を拵ふるとを觀むと、客の曰はく、人主之れを觀むと欲せば、必ず半歲の間、閭房に入らず、酒を飲み肉を食はず、

雨霽れ日出て、天氣清明なる時に、之れを晚暮の間に視ば、棘の刺にて拵へたる母猴乃ち見るべきなりと、燕王それに因りて、衛人を養ひ
 たり、其の母猴を觀ること能はざりけり、なりから鄭に臺下の鍛冶といへる者ありて、燕王に語りて曰はく、臣は刀を拵ふる者なり、諸
 の微細なる物は、必ず刀を以て之れを彫刻すれど、其の彫刻する所の物は、必ず刀より大なり、今棘の刺の端は、刀の鋒(サキ)を容るること
 能はざる者なれば、大王試みに先づ客の刀を觀たまへ、之れを彫刻することを能くすると能くせざるとは、其の刀にて知らるべきなりと、王
 の曰はく、至極尤なりと、衛人に語りて曰はく、客は棘の刺の端にて母猴を拵ふるに、刀を以てするならむ、吾れ其の刀を觀むと欲すと、客の
 曰はく、臣請ふ客舎へ往きて刀を取りて参りたしと、斯く對へて出て去りて、其のまゝ燕を逃亡せり、(學者の辯は、微妙なりと雖も、實用な
 きに喩へたるなり)

兒說宋人善辯者也、持白馬、非馬也、服齊稷下之辯者、乘白馬、而
 過關、則顧白馬之賦、故藉之虛辭、則能勝一國、考實按形、不能謾
 於一人、

【兒說】…宋ノ元王ノ時ノ人ナリ、【稷下】…稷ハ、齊ノ城門ナリ、齊ノ學士其ノ下ニ集レリ、【顧】…白馬之賦、…賦ハ、徵收スルナリ、
 賦ハ、關稅ナリ、【藉之虛辭】…藉ハ、借ト通ズ、【勝一國】…一國ハ、稷下ヲ指ス、【不能謾於一人】…謾ハ、欺クナリ、
 【兒說】…宋人の辯を善くする者なり、白馬は馬にあらずとて、馬とは形の名、白とは色の名なれば、白馬と連稱するときは、色と形と合體
 たる者にして、馬にはあらずといへる、趙の公孫龍の説を押し守りて、齊の稷門の下に集へる辯者達を屈服せしめたり、然るに此の人、或
 る時、白馬に乗りて、齊の國境の關所を通過せむとせしに、關守之れを呼び止めて、乗りたる白馬の通行税を取り立てたるを、兒說は、日頃の
 論議を以て、其の税を拒絶すること能はざりき、故に之れを空虚なる言辭に借れば、能く齊の一國の文學を代表せる稷門の學士達に打ち勝
 ても、實を考へ形を按(シラ)ぶれば、一人の關守を欺くこと能はざるなり、

夫新砥礪殺矢、穀弩而射、雖冥而妄發、其端未嘗不中、秋毫也、然
 而莫能復其處、不能謂善射、無常儀的也、設五寸之的、引十步之
 遠、非羿逢蒙、不能必全者、有常儀的也、有度難而無度易也、有常
 儀的、則羿蒙以五寸爲巧、無常儀的、則以妄發而中秋毫爲拙、故

客有爲齊王畫者齊王問曰畫孰最難者曰犬馬難孰易者曰鬼魅最易夫犬馬人所知也且暮罄於前不可類之故難鬼神無形者不罄於前故易之也

【註】客の齊王の爲めに畫く者あり齊王問ひて曰はく畫は孰れが最も難き者ぞと對へて曰はく犬馬の家畜畫き難しと王の曰はく孰れが易き者ぞと對へて曰はく鬼神の怪物最も畫き易しと夫れ犬馬は人の知れる所にして朝夕旦暮に其の形狀を眼前に見盡したれば之れに類似せしむべからず故に畫き難きなり鬼神は形なき者にして其の形狀を眼前に見盡さざれば如何様にも畫かるべし故に畫き易きなり

齊有居士田仲者宋人屈穀見之曰穀聞先生之義不恃仰人而食今穀有樹瓠之道堅如石厚而無竅獻之仲曰夫瓠所貴者謂其可以盛也今厚而無竅則不可剖以盛物而任重如堅石則不可以剖而以斟吾無以瓠爲也曰然穀將以欲棄之今田仲不恃仰人而食亦無益人之國亦堅瓠之類也

【註】居士…居士ニ同シ田仲…孟子ニ見エタル陳仲子ナリ荀子ニハ田仲ニ作レリ注ニ齊人ナリ於陵ニ處テ兄ノ蘇ヲ食ハズ富貴ヲ辭シテ人ノ爲メニ圃ニ灌ケリトアリ【謂其可ニ以盛也】…謂ハ爲ト通ズ【剖以盛物】…剖ノ字ハ衍ナリ【如堅石】…堅如石ニ作ルベシ【將以欲棄之】…以欲ハ欲以ノ類ナラヌ【堅瓠】齊に居士の田仲といへる者あり宋人屈穀之れを見て曰はく穀(ヤツカレ)先生の義にして人の力を仰ぐことを恃まずして己れの方に食まらざるを聞き及びたり今穀に瓠(ヒサゴ)を樹うる道(シカタ)ありて其の作りたる瓠は身の堅きと石の如く皮厚くして(アチ)なし之れを先生に獻上せむと田仲の曰はく夫れ瓠を貴重する譯は其の以て物を盛るべきが爲めなり然るに今皮厚くして(アチ)以て物を盛りに任ふべからざらむ堅きと石の如くならば以て剖(ワ)りて以て水などを斟(ク)むべからざらむ吾れは此の如き瓠を以て何の用にも立つるをなきなりと屈穀の曰はく如何にも其の通りなり實は穀も將に以て之れを棄てむと欲したるなりと今田仲は

人の力を仰ぐことを恃まずして己れの方に食むと雖も亦己れ一人を潔くするのみにて人の國に益なければ此れも亦堅き瓠の類なり虞慶爲屋謂匠人曰屋太尊匠人對曰此新屋也塗濡而椽生夫濡塗重而生椽撓以撓椽任重塗此宜卑虞慶曰不然更日久則塗乾而椽燥塗乾則輕椽燥則直以直椽任輕塗此益尊匠人誦爲之而屋壞一日虞慶將爲屋匠人曰材生而塗濡夫材生則撓塗濡則重以撓任重今雖成久必壞虞慶曰材乾則直塗乾則輕今誠得乾日以輕直雖久必不壞匠人誦作之成有閒屋果壞

【註】虞慶…趙人虞慶家を拵へて大工に語りて曰はく此の家屋は太だ高しと大工對へて曰はく此れは新しき家屋なれば壁土濡れて椽(カキ)生(ナマ)なり夫れ濡れたる壁土は重くして生の椽は撓(カガム)曲るなり撓(カガム)曲る椽を以て重き壁土を支ふるに任ふることなれば此れ今は高けれど後には宜しく卑くなるべしと虞慶の曰はく然らず日を更(フ)ること久しくならば壁土乾きて椽燥(カマ)む壁土乾けば輕くなり椽燥けば直くなり直き椽を以て輕き壁土を支ふるに任せば此れ益々高くなるらむと大工言ひ伏せられて閉口して虞慶の言へる通りに之れを拵へ直したるに其の家屋壞れたり一説に曰はく虞慶將に家屋を拵へむとせしに大工の曰はく材木生にして壁土濡れたり夫れ材木生なれば撓(カガム)曲り壁土濡るれば重し撓(カガム)曲れる材木を以て重き壁土を支ふるに任ふることなれば今は成ると雖も久しくならば必ず壞るに任らむと虞慶の曰はく材木乾けば直くなり壁土乾けば輕くなり今成りて乾くことを得て日々に以て輕くなり直くならば久しく立つと雖も必ず壞れざらむと大工言ひ伏せられて閉口して虞慶の言へる通りに之れを作りて成りたるに閒(シバラク)ありて其の家屋大工の言ひたる如く果して壞れたり(素人の黒人に指圖して失敗するは皆此の類なり)

范且曰弓之折必於其盡也不於其始也夫工人張弓也伏檠三旬而蹈弦一日犯機是節之其始而暴之其盡也焉得無折范且

曰不然伏櫜一日而蹈弦三旬而犯機是暴之其始而節之其盡也工人窮也爲之弓折

【范且】…且ハ、雖ト通ズ、戰國策、說苑ニハ、唐且ニ作リ、史記ニハ、唐且ニ作レリ、於其書ニ…盡ハ、終トイハムガ如シ、【工人】…弓師チイフ、【伏櫜】…櫜ハ、弓匣ナリ、弓ヲ藏メテ體ヲ定ムル器ナリ、伏櫜ハ、未ダ弓ヲ成サザル時ニ、弓匣ノ中ニ納ルナリ、【蹈弦】…弓ヲ踏ミテ、之レニ弦ヲ施スナリ、【犯機】…箭ヲ放ツチイフ、【范且曰】…此ノ五字ハ衍文ナリ、【工人窮也】…窮ハ、行キ詰ルナリ、【范且の曰はく、弓の折るは、必ず其の終りに於てし、其の始めに於てせざるなり、夫れ弓師の弓を張るは、先づ弓匣の中に納れて、其の體を定むること三十日にして、而して後に、弓を踏みて、之れに弦を施し、一日にして試みに箭を放つなり、是れ之れを其の始めに節（ホド）くして、之れを其の終りに暴（チアラ）くすることなれば、いかに折ることなきことを得む、折るは當然のことなり、先づ弓匣の中に納れて、其の體を定むること一日にして、而して後に、弓を踏みて、之れに弦を施し、三十日にして試みに箭を放つは、是れ之れを其の始めに暴くして、之れを其の終りに節くするなりと、弓師斯く言ひ伏せられて、行キ詰りて、范且の言へる通りに、之れを拵へたるに、其の弓折れたリ、（此れも前段と同意なり）

范且虞慶之言皆文辯辭勝而反事之情人主說而不禁此所以敗也夫不謀治彊之功而艷乎辯說文麗之聲是卻有術之士而任壞屋折弓也故人主之於國事也皆不達乎工匠之構屋張弓也然而士窮乎范且虞慶者爲虛辭其無用而勝實事其無易而窮也人主多無用之辯而少無易之言此所以亂也今世之爲范且虞慶者不輟而人主說之不止是貴敗折之類而以知術之人爲工匠也不得施其技巧故屋壞弓折知治之人不得行其方術

故國亂而主危

【文辯辭勝】…文辯ハ、辯文ノ倒語ナリ、【人主說】…說ハ、悦ト通ズ、【人主其の言を聽くことを悦びて、之れを禁せず、此れ其の失敗せし所以なり、夫れ國の治り兵の強くなる實功を謀らずして、辯說の文麗なる名聲を羨むは、是れ術ある士を却けて、家を壞り弓を折る者に任ずるなり、故に人主の國事に於けるは、皆大工の家屋を構造し、弓師の弓を張るが如き、經國の術に過せず、而して術ある士の范且、虞慶の輩に行き詰らせらるゝは、虛辭の其の實用なくして勝つ實事の千歳易はることなくして行キ詰らせらるゝが爲めなり、人主實用なき辯を勝れりとして、千歳易はることなき言を劣れりすと、此れ國の亂る、所以なり、今世の范且、虞慶たる者（ヤ）まずして、人主の之れを悦ぶこと止まざるは、是れ家を壞り弓を折る類を貴びて、知術の人を以て大工弓師の扱にするなり、大工弓師其の技巧を施すことを得ざるが故に、家を壞れ、弓折れたり、國を治むることを知れる人、即ち術ある人、其の方術を行ふことを得ざるが故に、國亂れて主危し、（虞慶爲屋より此までを以て一機とす）

夫嬰兒相與戲也以塵爲飯以塗爲羹以木爲戡然至日晚必歸饑者塵飯塗羹可以戲而不可食也夫稱上古之傳頌辯而不慤道先王仁義而不能正國者此亦可以戲而不可以爲治也夫慕仁義而弱亂者三晉也不慕而治彊者秦也然而秦彊而未帝者治未畢也

【觀】…切リテ肉ナリ、【餽】…餽ハ、餽ニ同ク、家ニ歸リテ食フナリ、【可ニ以戲而不可食也】…下文ノ例ニ據ルニ、可ト食トノ間ニ以テ字ヲ脱セルナラム、【稱】…上古之傳頌、辯而不慤…頌ハ、頌ニ同ク、譽ハ、俗ノ尊ノ字ニテ、誠實ナリ、【道先王仁義】…道ハ、言フナリ、【治未畢也】…治術ノ未ダ盡サザル所アルナリ、【夫れ嬰兒の相與に戯るときは、塵を以て飯とし、塗（ツチ）を以て羹とし、木を以て切りたる肉とす、然れども日の晚（ク）るに至れば、必ず家に歸りて眞物を飲食するは、塵飯塗羹は、それを以て戯るべくして、それを以て飲食すべからざればなり、夫れ上古より言ひ傳へ口に

以寢席之戲，不足以伐人之國，功業不可冀也。請無以此爲規也。桓公不聽，仲父曰：「必不得已，楚之菁茅不貢於天子三年矣，君不如舉兵爲天子伐楚，楚服，因還襲蔡，曰：『余爲天子伐楚，而蔡不以兵聽從，遂滅之。』此義於名而利於實，故必有爲天子誅之名，而有報讎之實。」

【菁舟】…菁ハ、播カスナリ、因復更種之…田ノ上ニ葉ノ字ヲ脱セリ、【仲父】…管仲ナリ、【寢席之戲】…ウチアノ戯トイハムカ知シ、【菁茅】…荆(トケ)アリテ、三角ナル茅ナリ、楚ハ毎年之レヲ天子ニ貢獻ス、蔡祀ニ用キル者ナリ、【不貢於天子】…子ノ下ニ者ノ字ヲ脱セルナラム、
 【秦國の女は、齊の桓公の妻たり、或る時、桓公之れと與に舟に乘りたるに、夫人は水を習ひし故に、舟を揺りして戯れたれば、桓公大に懼れて、之れを禁じたれども、與に乘じて止めざりければ、桓公怒りて、懲らしめの爲めに、之れを逐ひ出さしつ、乃ち且(マサ)に重れて之れを呼び罵むとせしに、秦國にては、已に逐ひ出されしに因りて、縁なき者と明らめて、重れて更に之れを他國へ嫁せしめられたれば、桓公大に怒りて、將に秦を伐たむとせしに、仲父諫めて曰はく、夫れ寢席(ウチア)の戯より生じたる事を以て口實とせば、其の口實を以て、人の國を伐つに足らじ、斯(イ)ハ魯事にて干戈(カ)を動かさば、諸侯の長たる功業は莫(ナ)く成(ス)むべからざらむ、斯(イ)ハ魯事を以て規(カ)定(ス)したまふことならむ、桓公之れを諷(イ)みざりければ、仲父の曰はく、必ず已むことを得ず、秦を伐たむとせば、楚の國產の菁茅の天子に貢獻せざる、こと三年に及びたれば、君兵を舉げて、天子の爲めに楚を伐ちて、其の意を實めたまふには如何(イ)じ、楚其の罪に服せば、其の序を以て、還りがけに蔡を誅(イ)ひて、余れ天子の爲めに楚を伐ちたるに、蔡は兵を以て從(イ)ひて、余れの指圖(イ)を離(イ)さる故に、伐つなりと曰ひて、遂に之れを滅(イ)したまへ、此れ名に義ありて、實に利あり、故に必ず天子の爲めに誅(イ)すといへる名義ありて、國を報ゆる實利あらむと、以上の三事は、皆名を借りて師を興したるなり、

吳起爲魏將，而攻中山，軍人有病疽者，吳起跪而自吮其膿，傷者之母立泣，人問曰：「將軍於若子如是，尙何爲而泣？」對曰：「吳起吮其父之瘡，而父死，今是子又將死也，今吾是以泣。」

【傷者之母泣泣】…傷者ハ、患者ナリ、立ノ字ハ折ナリ、【若子】…若ハ、汝ナリ、【其父】…是ノ子ノ父トイフ意ナリ、【今吾是以泣】…今ノ字ハ折ナリ、
 【吳起魏の將となりて、中山を攻めしとき、軍人に疽(アシキハレモノ)を病める者ありければ、吳起其の者の側に跪きて、自ら其の膿汁を吮ひ取りたるに、患者の母之れを見て泣きたれば、或る人問ひて曰はく、將軍の汝の子に於けること、是の如く深切なるを、尙は何として打ち泣くぞと、母對へて曰はく、吳起は先年の子の父の瘡(ハレモノ)の膿汁を吮ひ取りしに、父其の恩に感じて腫死せりき、されば今是の子も又將に腫死せむとす、吾れ是を以て泣くなり、

趙主父令工施鉤梯，而緣潘吾，刻疎人跡其上，廣三尺，長五尺，而勒之曰：「主父常遊於此。」

【鉤梯】…梯子ニ鉤(カギ)ヲ附ケル者ナリ、即チ繩梯子ナリ、【潘吾】…潘吾ハ、嶺ヲ登ルナリ、潘吾ハ、山ノ名ナリ、【疎人】…巨(イ)人ナリ、【勒之】…勒ハ、彫リ付ケルナリ、【主父常遊於此】…常ハ、嘗ト通ズ、
 【趙の主父、職工をして、繩梯子を施設して、鳥も通はぬ潘吾山に懸(イ)登(イ)りて、巨人の足跡を其の山上の石に刻ましむること、廣三尺、長五尺にして、之れに文字を彫り付けさせて曰はく、主父嘗て此の處に遊べり、

秦昭王令工施鉤梯，而上華山，以松栢之心爲博箭，長八尺，棊長八寸，而勒之曰：「昭王嘗與天神博於此矣。」

【博箭】…博(イ)奕(イ)スゴロクノ數取リナリ、即チ博(イ)奕(イ)スゴロクノ數取リナリ、【箭】…博(イ)奕(イ)スゴロクノ具フル十二ノ駒ナリ、【昭王嘗與天神博於此矣】…昭王ハ、追稱ナリ、當時ノ言ニアラス、
 【秦の昭王、職工をして、繩梯子を施設して、五嶽の一なる華山に上り、長く朽ちざる爲めにとて、松栢の心木を以て、博(イ)奕(イ)スゴロクノ數取リを拵(イ)しむること、長三尺、博(イ)奕(イ)スゴロクノ具フル十二ノ駒を拵(イ)しむること、長さ各八寸にして、之れに文字を彫り付けさせて曰はく、昭王嘗て天神と此の處にて博(イ)奕(イ)せり、

文公反國，至河，令邊豆捐之，蒭蓐捐之，手足胼胝，面目黧黑者，後之咎，犯聞之，而夜哭，公曰：「寡人出亡二十年，乃今得反國，咎聞之。」

不喜而哭、意不欲寡人反國邪、犯對曰、籩豆所以食也、蓐蔕所以臥也、而君捐之、手足胼胝、面目黧黑、勞有功者也、而君後之、今臣有與在後、中不勝其哀、故哭且臣爲君行詐僞、以反國者衆矣、臣尙自惡也、而況於君、再拜而辭、文公止之曰、諺曰、築社者、擗振而置之、端冕而祀之、今子與我取之、而不與我治之、與我置之、而不與我祀之、焉可解左驂而盟于河、

【籩豆】：籩ハ、竹ノ食器、豆ハ、木ノ食器ナリ、【擗振】：ヒョウアカギレナリ、【黧黑】：黧ハ、黒色ナリ、【胼胝】：公ノ躬ノ痲痺、字ハ子犯ナリ、昔ハ、舅ト通ズ、大學ニハ、舅犯ニ作レリ、【今臣有與在後】：有ハ、又ト通ズ、【而況於君】：君ヲ指シテ、【擗振】：擗ハ、擗テ振フナリ、擗ハ、袖ヲ振フナリ、勞作スルヲイフ、【置之】：置ハ、立ツルナリ、【端冕】：端ハ、支端、冕ハ、玉冠ニテ、禮式ノ衣冠ナリ、【左驂】：一車四馬ニテ、左右ノ添馬ヲ驂トイフ、左驂ハ、左ノ添馬ナリ、【盟】：晉ノ文公、諸國を流瀆したる後、本國へ立ち戻りて、都に近き黃河に至りて、從者に命令して曰はく、是れまで使ひふるしたる籩豆の食器は、不用なれば、之れを捐(な)すて、龍(ムシロ)驂(シトネ)は、不用なれば、之れを捐て、手足胼胝(ヒョウアカギレ)して、面目黧黑(アカクロ)くなりたる者は、見苦しければ、之れを後隊に編入せよと、皆犯(ト)之れを聞きて、夜中に聲を放ちて泣きたれば、文公の曰はく、寡人晉國へ反ること二十年、乃ち今國へ反ることを得たり、昔(ソ)豆(ト)之れを聞きて、喜ばずして、聲を放ちて泣きたるは、思ふに寡人の國へ反ることを欲せざるかと、皆犯對へて曰はく、さにあらず、籩豆は物を食ふ所以なり、虜辱は坐臥する所以なり、皆今日まで缺くべからざる器具なるを、君は之れを捐てよとのたまへり、手足胼胝し、而目黧黑なる者は、勞して功ある者なるを、君は之れを後隊に編入せよとのたまへり、今臣も又見苦しき仲間に加りて、やがて後隊に在らむとす、心の中に其の哀みに勝へざる故に、聲を放ちて泣きたるなり、且つ臣(マダクシ)は君の爲めに詐僞(ソ)を行ひて、以て國へ反らむとせしこと衆し、臣すら命は其の所爲を愧ぢ恐り、而るを況むや君に於てをや、定めて君は臣の反るを厭ひたまはむと、再拜して辭退せしに、文公之れを止めて曰はく、世の諺に曰はく、社を築く者は、我を擗振りて、勞作して、之れを立て、禮式の衣冠を着用して之れを祀ると、今子と我れと此の國を取りて、我れと之れを治めず、我れと此の社を立て、我れと之れを祀らずは、何とて宜しかるべき、今より俱に之れを治め之れを祀らざるべからずと、斯く慰めて、車の左の添馬を解きて、皆犯に乘らしめて、黃河のほとりに盟ひたり、

鄭縣人卜子使其妻爲袴、其妻問曰、今袴如何、夫曰、象吾故袴、妻子因毀新今、如故袴、

【鄭縣人】：鄭人ナリ、【卜子】：一本ニハ、トチ乙ニ作レリ、【妻子】：子ノ字ハ衍ナリ、或ハ云ハク、莊子ニ、列子妻曰、妾聞爲有道者之妻子、皆得快樂トアル妻ナリ、妻ノコトナレバ、衍字ニハアラズト、【毀新今】：今ハ、袴ニ作ルベシ、【象】：鄭の縣人(キナカモノ)の卜子といへる者、其の妻をして、袴を仕立てさせたるに、其の妻問ひて曰はく、今此の袴は如何に仕立つべきかと、夫の曰はく、吾が故(フル)き袴に象(カマド)るべしと、妻それに因りて、新しき袴を毀損して、穴も裂目も皆故き袴と同じやうに仕立てたり、(經文に依るに、此の條は宜しく衛人佐七の下に在るべし) 鄭縣人有得車軛者、而不知其名、問人曰、此何種也、對曰、此車軛也、俄又復得一、問人曰、此是何種也、對曰、此車軛也、問者大怒曰、曩者曰車軛、今又曰車軛、是何衆也、此女欺我也、遂與之鬪、

【車軛】：軛ハ、車ノ轆(ナガエ)ノ端ノ横木ナリ、【此何種也】：種ハ、品ナリ、物ナリ、【此女欺我也】：女ハ、汝ナリ、【鄭縣人】：鄭の縣人に車軛即ち車の轆(ナガエ)の横木を得たる者ありて、其の名を知らずして、人に問ひて曰はく、此は何物なるかと、其人對へて曰はく、此は車軛なりと、俄にして又重れて同じ物一つ得て、人に問ひて曰はく、此は何物なるかと、其人對へて曰はく、此は車軛なりと、問ふ者大に怒りて曰はく、曩者(サキニ)車軛と曰ひ、今又車軛と曰ふ、是れ何ぞ衆き、同じ物の左様にいくつもあるべきかなし、此れ汝我れを欺くなりと、遂に之れと鬪へり、(愚にして人の言を信ぜざるなり) 衛人有佐七者、鳥至、因先以其捲麾之、鳥驚而不射也、

【佐七】：官ノ名ナリ、七射ヲ掌ル、【捲】：卷キタル繩ナリ、即チ鞭ナリ、射ルマデハ鳥ニ見セヌ者ナリ、【衛人】：衛人に佐七の役を勤むる者あり、或る時、鳥の手近く至りたるに因りて、先づ其の七射に用ゆる繩を以て之れを捲きたるに、鳥驚きて、射られずして飛び去れり、 鄭縣人乙子妻之、市買鼈以歸、過潁水、以爲渴也、因縱而飲之、遂

亡其龜

鄭の龜人の乙子の妻、市へ往きて、蟹(スツホン)を買ひて、持ち歸りて、瓶水を過ぐるとき、此の蟹は湯したりと思ひたるに因りて、水に

夫少者侍、長者飲、長者飲、亦自飲也。一日、魯人有、自喜者、見、長年、飲酒、不能、醕、則唾之、亦效唾之。一日、宋人有、少者、亦欲效善、則見、長者、飲、無餘、非、斟酒餘也、而欲盡之。

【一曰、魯人有、自喜者】…一曰ノ二字ハ衍ナリ、自喜ハ、自ラ好ミテ其ノ身ヲ修飾スルナリ、【不能醕】…飲ミ盡スコト能ハザルナリ、【則見、長者飲、無餘】…一本ニハ、則ノ字ナシ、是ナリ、【非、斟酒餘也】…一本ニハ、餘ヲ飲ニ作レリ、斟ハ、塔ノ誤ニシテ、酒ノ字ハ衍ナラム、非、塔、飲也ニ作ルベシ、

夫れ年少者の年長者に侍坐して酒を飲むときは、年長者飲めば、己れも亦自ら飲むが禮式なり、魯人に自ら好みて其の身を修飾する者あり、或る時、年長者の酒を飲み、飲み盡すこと能はずして、之れを唾吐きたるを見て、其の失禮なることを知らずして、己れも亦之れに效(ナラ)ひて、之れは唾吐きたり、一説に曰はく、宋人に年少者ありて、己れも亦人の善きことに效はむと欲したり、或る時、年長者の酒を飲むこと餘りなきを見て、己れは飲むに堪ふるにはあらざれども、強ひて之れを飲み盡さむと欲したり、

書曰、紳之束之、宋人有、治者、因重帶、自紳束也、人曰、是何也、對曰、書言之、固然、書曰、既雕、既琢、還歸其樸、梁人有、治者、動作言學、舉事於文、曰、難之、顧失其實、人曰、是何也、對曰、書言之、固然、

【紳之束之】…紳ハ、大帶ナリ、之ハ、附紳ナリ、【治者】…治ハ、解脫スルナリ、【書曰、既雕既琢、還歸其樸】…此ノ文ハ、莊子ノ北宮者ノ言ニ見エタリ、既ニ刻ミ彫リ、琢ミ去リ、其ノ樸ニ歸リ、【書曰、既雕既琢、還歸其樸】…此ノ文ハ、莊子ノ北宮者ノ言ニ見エタリ、既ニ刻ミ彫リ、琢ミ去リ、其ノ樸ニ歸リ、【書曰、既雕既琢、還歸其樸】…此ノ文ハ、莊子ノ北宮者ノ言ニ見エタリ、既ニ刻ミ彫リ、琢ミ去リ、其ノ樸ニ歸リ、

元の素樸の本性に立ち歸るといふことなり、然るに宋人に古書を解説する者ありて、動作するには必ず其の學べる所を言ひ、事を擧げ行ふには必ず之れを文に於てして、此の古語を誤解して曰はく、既に刻み彫らるるに金を入るときは、美材とならずして、反りて元の荒木となる、何事も餘り(ムツカ)しくするときは、反りて其の實を失ふなりと、或る人の曰はく、是れ何ぞと、對へて曰はく、古書に之れを言へり、其の理固より然りと、

郢人有、遺、燕、相國、書者、夜書、火不明、因、謂、持、燭、者、曰、舉、燭、云、而、過、書、舉、燭、舉、燭、非、書、意、也、燕、相、受、書、而、說、之、曰、舉、燭、者、尚、明、也、尚、明、也、者、舉、賢、而、任、之、燕、相、白、王、王、大、說、國、以、治、治、則、治、矣、非、書、意、也、今世學學者、多、似、此、類、

【大既】…既ト連テ、今世學學者…一本ニハ、舉ノ字ナシ、是ナリ、【燕の都の都の人に、燕の相國に書(テカキ)を遺りたる者あり、其の手續を夜中に書きたるに、燭の大明ならざりければ、燭を持ちたる者に語りて曰はく、其の燭を擧げよと云ひたり、而してふと過ちて其の手續に燭を擧げよと書きたれば、燭を擧げよといふは、手續の意にはあらざるなり、然るに燕の相國其の手續を受けて、之れを解説して曰はく、燭を擧げよとは、明なることを尙ふなり、明なることを尙ふとは、賢者を擧げて之れに任ずることなりと、燕の相國斯く心得て、其の意を燕王に白せしに、燕王大に悦びて、其の言を採用したれば、其の國以て治れり、治りたるは治りたるに相違なれども、手續の意にはあらざるなり、今の世の學者の古書を解して本意を誤るは、多く燕の相國の類に似たり、

鄭人有、且置履者、先自度其足、而置之、其坐、至之市、而忘操之、已得履、乃曰、吾忘持度、反歸取之、及反市罷、遂不得履、人曰、何不試之以足、曰、寧信度、無自信也、

【度履】…度ハ、買ニ作ルベシ、【鄭人に早朝に履を買はむとする者ありて、先づ自ら其の足の寸法を度(ハカ)りて、其の寸法書を其の坐に置きけるが、市へ往くときに至りて、之れを所持することを忘れたり、已にして買はむと思ふ履を得て、乃ち曰はく、吾れ寸法書を持参することを忘れたりと、やがて戻り

て之れを取りて、再び市へ展るに及びて、市は仕舞になりたれば、遂に履を得ざりけり、或る人の曰はく、何とて寸法を試みるに足を以てせざりしかと、對へて曰はく、吾が學びたる書中の語に、寧ろ尺度を信ずとも、自ら信することなかれとありと、(此れは愚にして信することな好みたるなり)以上十六條、經文の三の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

〔傳四〕王登爲中牟令、上言於襄主曰、中牟有士曰中章、胥己者、其身甚修、其學甚博、君何不舉之、王曰、子見之、我將爲中大夫、相室諫曰、中大夫、晉重列也、今無功而受、非晉臣之意、君其耳而未之目邪、襄主曰、我取登、既耳而目之矣、登之所取、又耳而目之、是耳目人、終無已也、王登一日而見二中大夫、予之田宅、中牟之人棄其田、耘賣宅園、而隨文學者、邑之半、

〔王曰〕…王ノ上ニ讓ノ字ヲ脱セリ、王ハ、主ニ作ルベシ、相室…家老ナリ、非晉臣之意…羣臣ノ意ニ違フタイフ、呂子春秋ニハ、非晉國之故ニ作レリ、〔見二中大夫〕…二人ヲ見エシメタルニ、皆中大夫トセラレタルナリ、

〔王登中牟縣の令となりて、〕襄主に上言して曰はく、中牟に士の中章、胥己と曰へる者あり、其の身甚だ修り、其の學甚だ博し、君何ぞ之れを擧げ用ひたまはざると、襄主の曰はく、子其の者を連れ來りて、我れに謁見せしめよ、我れ將に中大夫とせむとすと、家老諫めて曰はく、中大夫は、晉の重き位なり、今功なくして受ければ、羣臣の意に違はむ、君其れ其名を耳に聞きて、未だ其の人を目に見たまはざらむと、襄主の曰はく、我れ王登を取りしとき、既に其の名を耳に聞きて、而して後に、其の人を目に見たりき、王登の取る所も、又其の名を耳に聞きて、而して後に、其の人を目に見ば足りなむ、是れ人を以て己れの耳目とする者にして、自ら謁見せずして、各々其の知れる所を擧げしめば、耳目の用は終に已み盡くることなからむと、王登一日にして二人を君に謁見せしめしに、襄主皆中大夫とし、之れに田地居宅を予へたりければ、中牟の人、其の田を耘ることを棄て、居宅園圃を賣り拂ひて、文學に従事する者、邑の中に至りたり、

叔向御座平公請事、公腓痛足痺、轉筋而不敢壞坐、晉國聞之、皆曰、叔向賢者、平公禮之、轉筋而不敢壞坐、晉國之辭任、託慕叔向者、國之錘矣、

者、國之錘矣、

〔御座〕…侍坐スルナリ、〔腓〕…脛後ノ肉、即チコムラナリ、〔轉筋〕…コムラノ反ルナリ、〔國之錘〕…錘ハ、半トイハムガ如シ、錘ハ、秤ノ分測ニテ、物ト平均スル者ナレバ、半ノ義トナルナリ、

〔叔向〕叔向晉の平公に侍坐して、事を奏請せしに、公腓(コムラ)痛み、足痺(シビ)れ、轉筋(コムラガヘリ)すれども、敢て坐を壞さざりければ、晉國の人之れを聞きて、皆曰はく、叔向は賢者なり、平公之れを禮せられて、轉筋すれども、敢て坐を壞されざりきと、叔向は、かばかり優待せられたるにぞ、晉國の任を辭し官を罷めて、叔向に身を託し、叔向を慕ふ者、國の錘(ナカバ)に至りたり、

鄭縣人有屈公者、聞敵恐因死、恐已因生、

〔屈公〕…其ノ名ヲ失ヒシガ故ニ、公トイフ、〔死〕…氣絶スルナリ、

趙主父使李疵視中山、可攻不也、還報曰、中山可伐也、君不亟伐、將後齊燕、主父曰、何故可攻、李疵對曰、其君見好巖穴之士、所傾蓋與車、以見窮閭隘巷之士、以十數、伉禮下布衣之士、以百數矣、君曰、以子言論、是賢君也、安可攻、疵曰、不然、夫好顯巖穴之士、而朝之、則戰士怠於行陣、上尊學者、下士居朝、則農父惰於田、戰士怠於行陣者、則兵弱也、農夫惰於田者、則國貧也、兵弱於敵、國貧於內、而不亡者、未之有也、伐之不亦可乎、主父曰、善、舉兵而伐中山、遂滅也、

【可攻不】…不ハ、否ナリ、【見好】…好見ノ類例ナリ、【窮困隘巷】…貧シキ村里、狭キ小路ナリ、問ハ、村里ノ端門ナリ、【仇讎】…仇ハ、抗ニ同ウ、【布衣之士】…士ノ仕ヘザル者ナイフ、布衣ハ、其ノ服裝ナリ、【顯嚴穴之士】…上文ニ依ルニ、顯ハ、見ニ作ルベシ、【下士居朝】…下朝ニ居士ニ作ルベシ、居士ハ、處士ニ同ウ、【遂滅也】…一本ニハ、也ヲ之ニ作レシ

趙の主父、李疵をして、中山は攻むべしや否やを觀察せしめしに、李疵還りて報告して曰はく、中山は伐つべきなり、君急速に伐ちたまはば、將に齊、燕に後れむとす、主父の曰はく、何故に攻むべきかと、李疵對へて曰はく、中山の君は、好みて巖穴山林の間に隱遁せる士に面會し、途中にて行き違へば、馬車の日除を傾けて立話をし、或は車を與(トモ)にして、貧しき村里、狭き小路に住める士に面會すること、十人をして以て數へ、對等の禮を以て、布衣無官の士に下ること、百人をして以て數ふる程なりと、君の曰はく、子の言を以て聽せば、是れ賢君ならむ何とて之れを攻むべきと、李疵の曰はく、然らず、夫れ好みて巖穴山林の士に面會して、之れを參朝せしむれば、戰士行陣に怠る、上は學者を尊禮し、下は居士を參朝せしむれば、農夫田に惰る、戰士行陣に怠れば、兵弱し、農夫田に惰れば、國貧し、兵敗に弱く、國內に貧しくして亡びざる者は、未だ之れあらざるなり、之れを伐つも亦宜しからざらむや、宜しからむと、主父の曰はく、至極尤なりと、兵を擧げて、中山を伐ちて、遂に之れを滅せり、以上四條、經文の四の事例なり、須く其の經文と對照すべし

【傳五】齊桓公好服紫、一國盡服紫、當是時也、五素不得一紫、桓公患之、謂管仲曰、寡人好服紫、紫貴甚、一國百姓好服紫、不已、寡人奈何、管仲曰、君欲何不、試勿衣紫也、謂左右曰、吾甚惡紫之臭、於是左右適有衣紫而進者、公必曰、少卻、吾惡紫臭、公曰、諾、於是日、郎中莫衣紫、其明日國中莫衣紫、三日、境內莫衣紫也、一曰、齊王好紫衣、齊人皆好也、齊國五素不得一紫、齊王患紫貴、傅說王曰、詩云、不躬不親、庶民不信、今王欲民無衣紫者、王請自解紫衣、而朝、羣臣有紫衣進者、曰、益遠、寡人惡臭、是日也、郎中莫衣紫、是月也、國中莫衣紫、是歲也、境內莫衣紫、

【好服紫】…紫衣ハ、威者ノ服ナリ、【五素】…素ハ、白絹ナリ、【公曰、諾、於是日】…公曰、諾ノ三字ハ、上文ノ惡紫之臭ノ下ニ在ルベシ、於ノ字ハ、衍ナリ、【傳】…守役ナリ、【時】…小雅ノ節南山ノ篇ニシテ、周ノ幽王ノ自ラ政ヲ爲ササルコトヲ刺(ソシ)リタル者ナリ、【益遠】…益ハ、益ニ作ルベシ

齊の桓公、威し者の著る紫色の衣服を着ることを好みければ、齊の一國內の者、皆之れを真似て、益々紫色を着たり、されば是の時に當りて、紫色の段物、大に騰貴して、五枚の白絹を以て、一枚の紫絹に易ふことを得ざる程になりたれば、桓公之れを患へて、管仲に語りて曰はく、寡人紫色を着ることを好みたるに、紫絹の騰貴せること甚し、一國の百姓、紫色を着ることを好みて已まず、寡人之れを如何にせむかと、管仲の曰はく、君之れを已むれば、紫絹の騰貴せることなきやうにしたまはざる、先づ御自身に之れを已めたまひて、左右の人々に、吾れは甚だ紫の臭氣を惡み嫌へりと仰せられよと、桓公の曰はく、委細承知せりと、是に於て、左右の人々、適々紫色を着て進み出づる者あれば、桓公必ず曰はく、汝少々後へ下るべし、吾れは紫の臭氣を惡み嫌へりと、是の日より、近侍の郎中の官に紫色を着る者なく、其の翌日には、國都の中に紫色を着る者なく、第三日には、齊の國境の内に、一人として紫色を着る者なくなりき、一説に曰はく、齊王紫色の衣服を好みければ、齊人も皆之れを好みけるにぞ、齊國にては、五枚の白絹を以て、一枚の紫絹に易ふことを得ざる程になりたれば、齊王紫絹の騰貴せるを患へたるに、守役の者、王に説きて曰はく、古時に云はく、躬らせず、親らせず、則ち世されば、庶民信ぜずと、今大王、民の紫色を着る者ならむことを欲したまはば、大王御自身に紫色の衣服を解き棄て、朝廷に出でたまはむことを請ふ、而して羣臣中に紫色の衣服を着て進み出づる者あらば、汝何とて遠く離れざる、寡人は紫の臭氣を惡み嫌へりと仰せられよと、齊王之れに従ひたるに、是の日より、郎中に紫色を着る者なく、是の月の末には、國都の中に紫色を着る者なく、是の歳の終りには、齊の國境の内に、一人として紫色を着る者なくなりき

鄭簡公謂子產曰、國小迫於荆晉之間、今城郭不完、甲兵不備、不可以待、不虞、子產曰、臣閉其外也、已遠矣、而守其內也、已固矣、雖小國猶不危之也、君其勿憂、是以沒簡公身、無患、子產相鄭、簡公謂子產曰、飲酒不樂也、俎豆不大、鐘鼓竽瑟不鳴、寡人之事不一、國家不定、百姓不治、耕戰不輯、睦亦子之罪、子有職、寡人亦有職、

各守其職，子產退而爲政，五年國無盜賊，道不拾遺，桃棗陰於街者，莫有援也，雖刀遺道，三日可反，三年不變，民無饑也。

【鄭簡公】：... 魯公ノ子ナリ「不虞」... 不虞ノ事變ナリ「猶不危之」... 也ノ字ハ衍ナリ「子產相鄭」... 子產ノ上ニ一曰ノ二字ナ脱セリ「飲酒不樂也」... 也ノ字ハ衍ナリ「祖豆」... 祖ハ、マナイキ、豆ハ、タカツキ、共ニ禮器ナリ「字惡」... 字ハ、空ノ類惡ハ、琴ノ類ナリ「寡人之事不」... 之ト事トノ間ニ「即政」ノ二字ナ脱セルナラム「民無饑也」... 也ハ、色ニ作ルベシ、
【鄭簡公】：子產に語りて曰はく、我が鄭は、國小にして、荆と晉との大國の間に迫り近づくに、其の外患を閉ざること已に遺し、而して政事を修め、自ら強くして、其の國內を守る、こと已に固ければ、小國なりと雖も、猶ほ危からず、君其れ憂へたまふとなかれと、是を以て、簡公の身を没(チ)ふるまで患なかりき、一説に曰はく、子產鄭の宰相となりけるに、其の君簡公、子產に語りて曰はく、酒を飲めども樂しからず、祖豆の禮器大(リツバ)ならず、鐘鼓字瑟の樂器鳴らすして、禮樂の備らざるは、寡人の罪なり、政事一律ならず、國家一定せず、百姓治らず、耕戰の士耕(チ)アはざるは、赤子の罪なり、子には職分あり、寡人にも亦職分あれば、各其の職分を守りて、失墜することなきやうにせむと、子產簡公の御前を退きて、政を爲すこと五年にして、國に盜賊なく、道行く者は遺ちたる者を拾はず、人家の櫛や覆(ナツメ)の枝の市街を廢(オホ)へる者ありても、其の枝を援(ヒ)きて、其の實を拾ふ者あることなく、雖(キリ)刀(コガタナ)の微物まで、道に遺ちたるまゝなれば、三日の後に、其の處に立ち戻りて、捜し求むることを得べし、此の如きこと三年變ぜざりければ、民の生活安樂になりて、肉点たる顔色なくなりき。

宋襄公與楚人戰於涿谷上，宋人既成列，矣楚人未及濟，右司馬購彊趨而諫曰，楚人衆而宋人寡，請使楚人半涉，未成列而擊之，必敗，襄公曰，寡人聞君子不重傷，不擒二毛，不推人於險，不迫人於阨，不鼓不成列，今楚未濟而擊之，害義，請使楚人畢涉成陣，而後鼓士進之，右司馬曰，君不愛宋民，腹心不完，特爲義耳，公曰，不反列，且行法，右司馬反列，楚人已成列，撰陣矣，公乃鼓之，宋人大敗，公傷股，三日而死，此乃慕自親仁義之禍，夫必恃人主之自躬親，而後民聽從，是則將令人主耕以爲上，服戰雁行也，民乃肯耕戰，則人主不泰危乎，而人臣不泰安乎。

【宋襄公與楚人戰於涿谷上】：... 襄公ハ、桓公ノ子ナリ、名ハ茲父トイフ、涿谷ハ、夏ノ泓水ナラム、事ハ左傳ノ僖公ノ二年ニ在リ「勝」... 左傳ニハ、目夷ニ作レリ「寡人間」... 一本ニハ、間ノ下ニ「字アリ」【腹心】：... 味方ノ武夫トイフ、詩經ノ趙趙武夫、公侯腹心ノ腹心ナリ「自躬親」：... 自身ニ事ヲ行フナリ「耕以爲上」：... 上ハ、下ニ作ルベシ「泰安」：... 泰ハ、太ニ同ジ、
【襄公】：宋の襄公、楚人と涿谷の上(ホトリ)に戦ひて、宋人は既に陣列を成したるに、楚人は未だ水を濟(ワ)らるに及ばざりければ、宋の右司馬の購彊、襄公の御前へ趨り進みて、諫めて曰はく、楚人は衆にして、宋人は寡にして、半分水を渉らしめて、未だ陣列を成さざる中に、之れを擊たむことを請ふ、然らば敵は必ず敗れむと、襄公の曰はく、寡人の聞き及びたるには、君子とて、雖ある人は、已に傷つきたる者を重れて傷つくることをせず、黑白二毛の交りたる老人を擒せず、人を險地に推し落さず、人に阨地(セマキトコロ)に迫らず、陣列を成さざる中に、攻め鼓を打たざるとなり、今楚は未だ水を濟らざるに、之れを擊たば、道義を害はむ、されば楚人をして辱しめて陣列を成さしめて、而して後に、我が士に相國の攻め鼓を打ちて、之れを進めしむと、右司馬の曰はく、君は自國の宋の民を受したまはず、我が腹心の士卒の完(カ)らざるを意としたまはずして、特(マ)御自分の道義を爲したまふまでのことなりと、襄公の曰はく、汝飽くまで言ひ募りて、汝の陣列へ立ち戻らば、且(マ)軍法を行ひて、汝を處分せむと、右司馬餘儀なく己れの陣列へ立ち戻りたり、兎角して、楚人は已に水を濟りて列を成し、陣地を撰定したりければ、襄公乃ち之れに攻め鼓を打ちて、戰端を開きたるに、宋人大に敗れて、襄公股に傷を貰ひつ、三日目にして死せり、是れ乃ち自ら仁義の虚名に親む、ことを慕ひたる禍なり、夫れ必ず人主の臣下の言を用ひずして、自ら事を行ひて、而して後に、民の聽從せむことを恃むは、是れ即ち將に人主をして手に鋤鎌を執りて耕して、以て下民となり、戰場に臨みて、士卒と共に雁の行列をなせるが如き同等の伍列に服役せしめたる上に、民は乃ち耕戦することを承知せむとする譯なり、此の如くならば、人主は大に危からざらむや、太だ危きことならむ、而して人臣は大に安からざらむや、太だ安きことならむ。

齊景公游少海，傅騎從中來，謁曰，嬰疾甚，且死，恐公後之，景公遽起，傅騎又至，景公曰，趨駕，煩且之乘，使騶子韓樞御之，行數百步，以騶爲不疾，奪轡代之，御可數百步，以馬爲不進，盡釋車而走，以

煩且之良、而騶子韓樞之巧、而以爲不如下走也、

【少海】…物海ナリ、外儲說左ノ右ノ上ニ見エタリ、傳説中來…傳説ハ、早馬ナリ、中ハ、國都ナリ、謂曰、嬰病甚…謂ハ、音ケルナリ、嬰ハ、晏平仲ナリ、煩且…良馬ノ名ナリ、騶子韓樞…韓樞ハ、音ケル者ナリ、韓樞ハ、音ケル者ナリ、姓名ナリ、此ノ時、景公ノ左騶ナリ、故ニ騶子トイフ、以馬爲不進德…進ノ字ハ、術ナラフ、煩且之良而騶子韓樞之巧…而ハ、與トイハムガ如シ、齊の景公、少海に遊びたるに、早馬國都より來りて、告げて曰はく、宰相の憂疾甚し、且に死なむとす、急遽に御醫國なくば、恐らくは君公之れに後れたまはむことを、景公斯くと聞き、遽に座を起ちたるに、早馬又至りたれば、景公の曰はく、速に御醫國なくば、恐らくは君を附けて、御者の韓樞をして之れを御せしめよと、やがて其の馬車に飛び乗りて、行くこと數百歩にして、御者を以て疾からずとして、韓樞ヲクテ、韓樞に代りて、自ら馬を御しけるが、又數百歩ばかりにして、馬を以て進まずとして、車を棄て、馳け走りたり、是れ景公は煩且の良馬と御者の韓樞の技巧とを以てして、車を下りて馳け走るに如かずと思ひたるなり、己れの分を知らずして、自ら下に馳むことを謂へるなり、

魏昭王欲與官事、謂孟嘗君曰、寡人欲與官事、君曰、王欲與官事、則何不試習讀法、昭王讀法十餘簡、而睡臥矣、王曰、寡人不能讀、此法、夫不躬親其政柄、而欲爲人臣所宜爲者也、睡不亦宜乎、

【典官事】…典ハ、預ニ同ク、自身ニ政事ヲ臨クタイフ、十餘簡…簡ハ、竹札ナリ、今ノ紙ニテ十餘枚トイハムガ如シ、魏の昭王、自身に政事を臨むと欲して、孟嘗君に語りて曰はく、寡人自身に政事を臨むと欲すと、孟嘗君の曰はく、大王御自身に政事を臨むと欲したまはば、何ぞ試みに法典を習ひ讀みたまはざると、昭王法典を讀むこと僅に十餘簡にして、倦み疲れて、睡り臥したり、昭王の曰はく、寡人は最早此の法典を讀むこと能はずと、夫れ其の政事の大柄を自身に執り守らずして、人臣の宜しく爲すべき所の者を爲さむと欲すれば、睡れるも亦尤ならざらむや、尤ならむ、

孔子曰、爲人君者、猶孟也、民猶水也、孟方水方、孟圓水圓、鄒君好服、長纓、左右皆服、長纓甚貴、鄒君患之、問左右、左右曰、君好服、百姓亦多服、是以貴、君因先自斷其纓、而出國中、皆不服、長纓、君不能下令、爲百姓服度、以禁之、乃斷纓、出以示民、是先戮以蒞民也、

【長纓】…纓ハ、冠ノ紐ナリ、自斷…自ウラ其ノ身ヲ等カシムルナリ、鄒君好みて長き冠の紐を服用したるに、左右の人々、皆其の真似をして、之れを服用したれば、長き冠の紐の價甚だ騰貴せり、鄒君之れを患へて、左右の人々に問ひたるに、左右の人々の曰はく、君好みて服用したまへば、百姓も亦多く服用せり、是を以て騰貴せるなりと、鄒君それにして、先づ自ら其の冠の紐を斷ち切りて、他出したるに、國中の者、皆長き冠の紐を服用せざるやうになり、鄒君の命を下して、新に百姓の衣服の制度を定めて、以て之れを禁ずること能はずして、乃ち己れの冠の紐を斷ち切りて、他出して、以て民に示したるは、是れ先づ自ら其の身を等かしめて、以て民に蒞(ノゾ)みたるなり、

叔向賦獵、功多者受多、功少者受少、

【賦獵】…獵ノ獲物ヲ配分スルナリ、或ハ云ハク、獵ハ、獵ニ作ルベシト、叔向、獵の獲物を配分するに、功の多き者は多き獲物を受け、功の少き者は少き獲物を受けたり、(功の多き者賞を受くること少ければ、人功を立つることを欲せざるが故なり) 韓昭侯謂申子曰、法度甚不易行也、申子曰、法者見功而與賞、因能而受官、今君設法度而聽左右之請、此所以難行也、昭侯曰、吾自今以來、知行法矣、寡人奚聽矣、一日、申子請仕其從兄官、昭侯曰、非所學於子也、聽子之謁、敗子之道乎、亡其用子之謁、申子辟舍、請罪、

【申子】…韓ノ宰相ノ申不害ナリ、受官…受ハ、授クルナリ、請仕其從兄官…仕ハ、任ノ讓ナリ、亡其用子之謁…亡

其ハ、其亡ノ顛倒ナリ、〔辟〕ハ、避ト連ズ、
〔韓〕韓の昭侯、申子に語りて曰はく、法度は甚だ行ひ易からざるなりと、申子の曰はく、法は功を見て賞を與へ、能に因りて官を授く、今君法
 度を設けられながら、功と能との有無多少に拘はらず、左右の者の請を聽きて、之れを賞し之れに任じたまへり、此れ法度の行ひ難き所以な
 りと、昭侯の曰はく、吾れ今より以來、法を行ふことを知れり、誰人何ぞ左右の請を聽すむと、一日〔アルヒ〕申子其の從兄を官に任ぜむこと
 を請ひたるに、昭侯の曰はく、こは子に學びたる所にあらずるなり、子の請を聽きて、子の道を敗らむか、其れ子の請を用ゐることな
 らむかと、申子此の一言に恥ぢ入りて、己れの官を避けて、罪を請へり、以上九條、經文の五の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

〔傳六〕晉、文公攻原、裹十日糧、遂與大夫期十日、至原十日、而原不
 下、擊金而退、罷兵而去、士有從原中出者、曰、原三日即下矣、羣臣
 左右諫曰、夫原之食竭力盡矣、君姑待之、公曰、吾與士期十日、不
 去、是亡吾信也、得原失信、吾不爲也、遂罷兵而去、原人聞曰、有君
 如彼、其信也、可無歸乎、乃降公、衛人聞曰、有君如彼、其信也、可無
 從乎、乃降公、孔子聞而記之、曰、攻原得衛者信也、

〔擊金〕…引鐘ヲ打ツナリ、
〔韓〕晉の文公、河内の原を攻めたる時、十日分の兵糧を裹ツみ、遂に大夫達と十日間にて攻め落すべしと期約せり、さて原に至りて、十
 日になりて、原下らざりければ、引鐘を打ち鳴して退却し、兵を罷めて去らむとす、其の時、士の原の城中より出てたる者ありて、城中の様子
 を語りて曰はく、原は今より三日にして即ち下らむと、羣臣左右之れを聞き、文公を諫めて曰はく、夫れ原は食場き力盡きたれば、君姑く
 之れを待ちたまへと、文公の曰はく、吾れ諸士と十日間に期約したれば、今去らざれば、是れ吾が信を失はむ、原を得て信を失ふことは、吾れ爲
 ざるなりと、遂に兵を罷めて去れり、原人之れを聞きて曰はく、君あること彼れが如く其れ信なり、歸することなかるべけむと、乃ち文
 公に降りたり、衛人之れを聞きて曰はく、君あること彼れが如く其れ信なり、從ふことなかるべけむと、乃ち文公に降りたり、孔子之れを
 聞き及びて、之れを記して曰はく、原を攻めて衛を得たるは、信なればなりと、

文公謂箕鄭曰、救餓奈何、對曰、信、公曰、安信、曰、信名、信名則羣臣

守職、善惡不踰、百事不怠、信事則不失天時、百姓不踰、信義則近
 親、勸勉而遠者歸之矣、

〔謂箕鄭〕…一本ニハ、謂テ問ニ作レリ、是ナリ、箕鄭ハ、晉ノ大夫ナリ、〔救餓〕…餓ハ、饑ニ作ルベシ、〔曰、信名〕…名ハ、官職ノ
 名ナリ、信名ノ下ニ信事信義ノ四字ヲ脱セルナラム、〔百姓不踰〕…踰ハ、偷ノ誤ナラム、不偷ハ、苟モセザルナリ、
〔韓〕晉の文公、大夫の箕鄭に問ひて曰はく、饑饉を救ふには、如何様にてむむと、對へて曰はく、信にしまへと、文公の曰はく、何を信にせ
 むと、對へて曰はく、官職の名を信にし、事を信にし、義を信にしたまへ、官職の名を信にして、其の實際と釣り合はしむれば、羣臣各々其の
 職を守りて、善惡共に其の則を踰えず、百事怠らず、事を信にして、民を使ふに時を以てすれば、天の時を失はず、百姓業務を苟もせず、義を
 信にして、必ず之れを實行すれば、近親の者勤み勉めて、疎遠なる者之れに歸す、此の如く善政を行へば、歳豐になりて、饑饉を救ふことを得
 べしと、

吳起出遇故人而止之食、故人曰、諾、令返而御、吳子曰、待公而食、
 故人至暮不來、起不食待之、明日蚤令人求故人、故人來、方與之
 食、

〔令返而御〕…令ハ、今ノ誤ナリ、御ハ、伴食スルナリ、馳走ニナルタイフ、
〔韓〕吳起他出して、故人〔ハムカシナジミ〕に遇ひて、之れを止めて食せしめむとせしに、故人の曰はく、承知せり、さりながらまた用事あれば、
 今返りて馳走にあづからむと、吳子の曰はく、貴公の來るを待ちて、一所に食はむと、斯く語らひて別れしが、故人日暮に至るまで來らざり
 ければ、吳子食はずして之れを待ちつ、翌日早く人をして故人を捜し求めさせて、故人の來るに及びて、方〔ハムカシ〕めて之れと與に食へり、
 魏文侯與虞人期獵、明日會、天疾風、左右止、文侯不聽、曰、不可、以
 風疾之故、而失信、吾不爲也、遂自驅車往、犯風而罷虞人、

〔虞人〕…山澤ヲ掌ル役ナリ、〔罷虞人〕…罷ハ、退散セシムルナリ、
〔韓〕魏の文侯、山澤を掌る役の虞人と獵せむことを期約せしに、折悪しく其の翌日天の疾風あるに會ひたれば、左右の人々之れを止めたるに、
 文侯聽かずして曰はく、此のまゝ止むるは宜しからず、風の疾き故を以て信を失ふことは、吾れ爲さざるなりと、遂に自ら車を驅りて出て往

きて、風を犯して獵場に至りて、事の由を告げて、虞人を退散せしめたり。

曾子之妻之市、其子隨之而泣、其母曰、女還、顧反、爲女殺、鮫、適市來、曾子欲捕、鮫、殺之、妻止之、曰、特與嬰兒戲耳、曾子曰、嬰兒非與戲也、嬰兒非有知也、待父母而學者也、聽父母之教、今子欺之、是教子欺也、父欺子而不信其母、非所以成教也、遂烹鮫也。

【隨之】：跡ヲ追フナリ【女還】：女ハ、汝ナリ【反顧】：母ノ立ち戻ルナリ【妻止之】：妻ノ上ニ其ノ子アリ、

【鮫】：魚ノ類也【適市】：市ニ往ル也【爲女殺】：女ノ爲メニ殺スル也【特與嬰兒戲耳】：特ニ嬰兒ト戯レタル事ヲ指シ、

【聽父母之教】：教ノ下ニ者也【不信其母】：母ノ言ヲ信スルナリ、而ノ上ニ子ノ言ヲ信スルナリ、是ナリ【遂烹鮫也】：鮫ヲ殺シテ食スル也、

楚厲王有警、爲鼓、以與百姓爲戍、飲酒醉、過而擊之也、民大驚、使人止、曰、吾醉而與左右戲、過擊之也、民皆罷、居數月、有警、擊鼓而民不赴、乃更令明號、而民信之。

【爲鼓】：鼓ヲ作リテ之ヲ用フ也【戍】：守ル也【飲酒醉】：酒ヲ飲ミテ醉ル也【過而擊之】：醉ニシテ、不意ニ鼓ヲ擊ク事ヲ指シ、

李悝警其兩和、曰、謹警、敵人且暮、且至、擊汝、如是者再三、而敵不至、兩和懈怠、不信李悝、居數月、秦人來襲之、至、幾奪其軍、此不信患也、一日、李悝與秦人戰、謂左和曰、速上、右和已上矣、又馳而至、右和曰、左和已上矣、左右和曰、上矣、於是皆爭上、其明年與秦人戰、秦人襲之、至、幾奪其軍、此不信之患。

【兩和】：左右ノ軍門ヲ守ル者ナリ、兩旌ヲ立テ、門トスルヲ兩和トイフ、後世ノ軍門ナリ【此不信患也】：此ノ不信ノ患也、

有相與訟者、子產離之、而母得使通辭、到其言、以告而知也。

衛嗣公使人僞關市、關市阿難之、因事關市以金、關市又舍之、嗣公謂關市曰、某時有客過、而予汝金、因遣之、關市大恐、以嗣公爲

明察

【魯國市】...市ハ、吏ニ作ルマツ、下ノ五ツノ市モ同シ、内儲說篇ノ上ヲ看ヨ【阿離】...阿ハ、阿ノ誤ナリ、阿離ハ、叱リ咎ムルナリ、内儲說篇ノ上ニハ、苛難ニ作レリ、【又舍之】...又ハ、乃ノ誤ナラム、内儲說篇ノ上ニハ、乃ニ作レリ、衛ノ嗣公、人をして關所の役人を僞り欺きて、其の處を通り過ぎさせたるに、關所の役人之れを叱り咎めたり、それに就きて、關所の役人に語ひ事ふるに賄賂の金を以てせしに、關所の役人乃ち之れを舍(ユル)して、無事に通行せしめたり、其の後、嗣公關所の役人に語りて曰はく、何月何日に、盜客ありて通り過ぎて、汝に金を予へたるに因りて、之れを通行せしめたるならむと、關所の役人大に恐れて、嗣公を以て明察なりとせり、以上二條は、内儲說篇の上に見えたるを錯誤して重出せるなり、一本には之れを刪れり、

外儲說左下

【一】以罪受誅、人不怨上、踰危生子臯、以功受賞、臣不德君、翟璜操右契、而乘軒、襄王不知、故昭卯五乘、而履屨、上不過任、臣不誣能、即、臣將爲失少室周、

【翟璜】...傳文ニハ、璜ヲ黃ニ作レリ、【操右契】...契ハ、證書ナリ、一通ノ證書ヲ二ツニ割リテ、一方ハ貸方、一方ハ借方ノ手ニ在リ、貸方ニ在ルヲ右契トイヒ、借方ニ在ルヲ左契トイフ、貸方右契ヲ操リテ貸金ヲ催促スレバ、借方左契ヲ引キ合セテ借金ヲ返済スルナリ、サレバ右契ヲ操ルハ、己レノ功ヲ立テリ、賞與ヲ實メハマルコトナリ、【履屨】...傳文ニハ、履ヲ屨ニ作レリ、【臣將爲失少室周】...失ノ字ハ衍ナリ、己レの犯せる罪を以て、相當の誅を受くれば、其の上を怨まず、踰危は子臯を生かしたり、(孔子の弟子の子臯、衛の獄吏となりて、囚人の罪を斷じて、其の足を切りけるが、其の後、孔子の嫌疑を受けて衛を出奔したる時、子臯も城を出てむとしたり、門番之れを一室に於てまひて、追手の難を免れしめたること、其の門番は、本文の阿離にて、子臯に足を切りし者なり)己レの立てたる功を以て、相當の賞を受くれば、其の臣君を怨みありとせず、翟璜は右契を操りて、軒に乗りたり、(魏の翟璜、其の君に三人の名士を推舉せし手柄を言ひ立て、貸金にても取り立つる如く、大威強にて、軒といふ大夫の車に乗りたり、)襄王は知らざる故に、昭卯五乘して屨(ワラケツ)を履(ク)とせり、(魏の襄王、功の當に厚く賞すべきことを知らずして、其の臣の昭卯の、辯舌を振ひて、秦、韓、齊、荆の四國の兵を罷めしめたる功として、五乘とて、大夫の受くる僅ばかりの采邑を與へずして、翟璜之れを不足に思ひて、草履をはける下賤の地位に在るが如しと曰ひたること)上任すること過たざれば、臣己レの材能を誣ひて、ありもせぬ材能を鼻にかくることなし、即ち臣は將に少室周とならむとす、(趙襄王の力士の少室周、勇力の己れに勝れる者を進めて、己レの役に代らしめたること)以上經文の一、賞罰當を得れば、罰せられても上を怨まず、

賞せられても君を怨とせず、任使すること當を得れば、無能の者致て進まざることを論ず、須く傳文の一と對照すべし、

【二】恃勢而不恃信、故東郭牙議管仲、恃術而不恃信、故渾軒非文公、故有術之主、信賞以盡能、必罰以禁邪、雖有駁行、必得所利、簡主之相陽虎、哀公問一足、

【簡主之相陽虎】...之ノ字ハ衍ナラム、我が勢を恃みて、彼れの信を恃まず、故に東郭牙は管仲を議せり、(齊の桓公、管仲を尊重して、立て、仲父とせむるとき、東郭牙管仲の信賴すべからざることを建議したること)我が術を恃みて、彼れの信を恃まず、故に渾軒は文公を非りたり、(晉の文公、出亡せしとき、其の供をせし箕鄭、空腹を忍びて、腰辨當を差し上げたれば、文公我れに報かざる者と思ひて、其の後、新に攻め取りたる土地の代官に取り立てむとしたるに、大夫の渾軒、文公を非難して、明主は其の臣の我れに報かざることを恃まずして、吾れに其の臣の報くべからざる術あることとを恃むなりと曰ひたること)故に術ある主は、信に賞して、以て材能を盡さしめ、必ず罰して、以て姦邪を禁ず、此の如くすれば、驍駁にして、純良ならぬ行ある者と雖も、必ず我れを利益することを得るなり、簡主は陽虎を相とし、(趙簡主、魯より放逐せられたる惡人の陽虎を宰相として、善く我が爲めに奉公せしめたること)哀公は一足を問へり、(魯の哀公、孔子に、禮といふ獸の一足なりといふことを問ひたるに、孔子對へて、禮は堯の世の人の名にして、歌にあらず、此の人異能なけれども、聲音に通じなれば、堯之れを用ゐて、樂官の長とせり、されば禮は一蹄にして足れりと申すことなりと曰ひたること)我れに術あれば、陽虎の駁行、禮の一足と雖も、尙ほ盡く用ゐるべし、況して純粋多能なるをやといふ意なり、以上經文の二、勢を恃み、術を恃みて、人を恃むまじきこと、賞を信にし、罰を必すれば、如何なる者も用を爲さることなきことを論ず、須く傳文の二と對照すべし、

【三】失臣主之理、則文王自履、而矜、不易朝燕之處、則季孫終身莊、而遇賊、

【朝燕】...朝ハ、朝廷ニ居ル時ナリ、燕ハ、宴ト通ズ、己レノ家ニ安息スル時ナリ、臣は臣たり主は主たるべき者なるを、臣主の理を失ひて、上下の差別なければ、文王自ら履して矜りたり、(周の文王、途中にて足袋の紐の解けたるを自ら結びて、吾れの家來は皆先代の舊臣なれば、やうの事を命じ難しと曰ひて、己れの臣下を使ふこと能はざる過失を飾りて、人に矜りたること)朝廷に居る時は謙遜なるべく、己れの家に安息する時はうちくつろぐべき者なるを、朝燕の處を易へずして、公私を混淆すれば、季孫終身莊にして、賊に遇へり、(魯の季孫、朝廷に居る時、己れの家に安息する時、其の適合を易へずして、終身莊重なりしかば、たまたまか憚慮することあれば、其の家の食客、己れを禮儀せりと思ひて、共に之れを怨みて、遂に季孫を殺したること)以上經文の

三、上下を顛倒し、公私を混淆すべからざることを論ず、傳文には、此の次に孔子の魯の哀公に侍坐して桃を啗ひたる事より以下の四條あるを以て、要義には、過、賊の下に、故君雖不肖、臣必事之、臣雖賢、君必使之、既在孔子不覺桃、與、簡主不美、車席、而費仲之說、殷紂、與、齊宣之間、匡伯也、故仲尼使、簡主上の五十一字を補へり、須く傳文と對照すべし、

〔四〕利所禁、禁所利、雖神不行、譽所罪、毀所賞、雖堯不治、夫爲門而不使入、委利而不使進、亂之所以產也、齊侯不聽、左右、魏主不聽、譽者、而明察照羣臣、則鉅不費金錢、屏不用玉璧、西門豹請復治、鄴、足以知之、猶盜嬰兒之矜裘、與、跖危子榮衣、子綽左右畫去、蟻驅、安得無桓公之憂、索官與宣王之患、驪馬也、

【註】：傳文ニハ、簡主作レリ、宣王ニ作ルベシ、

其の禁止する所を利益なりとし、其の利益なりとする所を禁止すれば、神と雖も其の政行はれず、其の罪する所を譽め、其の賞する所を毀れば、堯と雖も其の國治らず、夫れ下の善惡を君の耳に入れざることを、譽へば門を掃へて其の内に入らしめざるが如くにして、上の利益とする所の賢者を委棄して進ましめざるは、亂の産する所以なり、齊侯は左右の臣に聽かず、魏主は譽むる者に聽かずして、明察羣臣を照さば、鉅は益なき金錢を費さず、屏は益なき玉璧を用ゐざる、齊侯の君、左右の言を聽きたる故に、齊の居士の鉅といへる者、魏の居士の屏といへる者、金や玉を左右の臣に賂ひて、其の取持を頼みたること、西門豹の取持を頼むことを請ひたるは、以て左右の賢者を妨害することを知るに足れり、鄴縣の令の西門豹、魏王の近臣を疎略にして、免職になりたれば、王に願ひて再動して、此の度は近臣に據り居りたるに、其の取成にて、王に優待せられたること、左右の毀譽の用ゐるべからざることは、猶ほ盜の嬰兒の裘を矜り、跖危の子の衣を榮とせしがごとし、盜人の子は、其の父の毛皮の著物を自慢し、足を切られたる罪人の子は、其の父の股引を自慢したること、公私の相容れざることは、子綽の左右に畫くといひたるが如く、近臣の私言を聽きて國を治めむと欲するは、子綽の蟻を去り、蟻の好める魚を以て蟻を驅ること、子綽の手にて四角の形を畫きながら、右の手にて圓の形を畫くことは出來ず、蟻の好める肉を以て蟻を去り、蟻の好める魚を以て蟻を驅ることは出來ずといひたること、左右の言を聽きて、其の實を察せずば、何とて桓公の官を棄むることを憂へたる、齊の桓公、左右の者の口入にて、限ある官職を求むる者の多きことを憂へたること、宣子の馬を屠せしめたるを患へたる、韓宣子、馬役人の鬪鬪を擧げざるを知らずして、持馬の瘠せたること、との如き不都合なきことを得べき、以上經文の四、左右の言を聽くこと、書を論ず、須く傳文の四と對照すべし、

〔五〕臣以卑儉爲行、則爵不足、以勸賞、寵光無節、則臣下侵偪、說在、

苗賁皇、非、獻伯、孔子、議、晏嬰、故、仲尼、論、管仲、與、叔孫敖、而、出入之、容、變、陽虎、之、言、見、其、臣、也、而、簡主、之、應、也、失、主、術、朋、黨、相、和、臣、下、得、欲、則、人、主、孤、羣、臣、公、舉、下、不、相、和、則、人、主、明、陽、虎、將、爲、趙、武、之、賢、解、狐、之、公、而、簡主、以、爲、相、棘、非、所、以、教、國、也、

【註】：叔孫敖ハ、孫叔ノ顛倒ナリ、出入ハ、過ケルナリ、入ハ、足ラザルナリ、儉スル者ト修ル者トタイフ、簡主之應ハ、一木ニハ、應ノ下ニ人臣ノ二字アリ、

臣下儉約を以て行なすれば、爵以て勸賞するに足らず、君の寵光節度なければ、臣下上に僭し備へる、其の說は、苗賁皇の獻伯を非り、苗賁皇、晉の宰相の孟獻伯の儉約に過ぎたることを非難して、是れ法外に下さまの生活をする者なりと曰ひたること、孔子の要義を論じたる（此の事傳文に見えず、禮記の子貢問篇に、孔子晏嬰の節儉を評して、賢大夫なれども、儉約に過ぎたれば、士庶人之れが下に立ち難しと曰ひたることあり、此の事などの缺けたる者あり）に在り、故に仲尼は管仲と孫叔敖とを論じて、出入即ち過不足の容（カマズ）は變れども、其の中を得ざることは同じとせり、仲尼管仲の奢侈と孫叔敖の儉約とを評して、管仲は良大夫なれども上に備り、孫叔敖は良大夫なれども下に備れりといひたること、陽虎の其の臣を見えしめたることを言ひて、簡主の之れに應へたる（陽虎趙簡主に向ひて、臣は晉に居て三人の家來を其の君に取り持ち、齊に居て三人の家來を其の君に取り持ちたるに、臣が齊、魯に脚を得るに及びて、其の家來共は、皆臣を振り棄てたりと曰ひたるに、趙簡主笑ひて、そはとげのある木を仕立て、其のとげに刺されたらむが如しと曰ひたること）は、人臣に私黨を樹つることを教へたるに、人主の術を失へり、朋黨相和し、臣下欲することを得れば、人主孤立す、羣臣人を公然と推擧し、下相和して朋黨せざれば、人主の聰明掩はれず、陽虎は將に趙武の賢（晉の趙武、己れの國を離れ、我が子を中府の令に薦めたること）解狐の公（晉の解狐、趙を薦めて宰相として、其の宿怨を忘れざりしこと）を爲さむとせるを、簡主は以て根棘の如き惡木を仕立つるなりとせるは、國に教ふる所以にあらざるなり、以上經文の五、人臣の儉約を論じ、人主の術を失ふことを論ず、須く傳文の五と對照すべし、

〔六〕公室卑則忌直言、私行勝則少公功、說在、文子之直言、武子之用、杖、子產忠諫、子國譙怒、梁車用法、而成侯收璽、管仲以公、而國人謗怨、

【國人】：國ハ、封ニ作ルベシ、

公室卑弱なれば、臣直言することを忌み憚る。私情の行正道に勝てば、國に益ある公功少し、其の説は、文子の直言して、武子の杖を用ぬ、(范文子直言することを喜みたるに、父の武子、杖にて撃ちて、直言は、身を危くして、父に觸すと曰ひたること)子産の忠諫して、子國の讒め怒りたる(子産君に忠なりけるに、父の子國、怒り告めて、忠諫する者は、羣臣に離れて、父を危くすと曰ひたること)に在り、梁車は法を用ぬて、成侯を收め、(趙の縣令の梁車、姉の過失を法律もて處分せしに、其の君成侯、無慈悲なりとて、官印を取り上げ、其の職を免じたること、是れ君上公私の義を知らざれば、公功反りて疎外せらるゝなり)管仲は公を以てして、封人勝り怨めり、(管仲齊の國境の番人に私せず、我れは國家の役に立つ者を用むと曰ひて、其の番人に怨まれたること)以上經文の六、公私の兩立すべからざることを論ず、須く傳文の六と對照すべし。

右經

〔傳一〕孔子相衛、弟子子臯爲獄吏、則人足所踰者守門、人有惡孔子於衛君者曰、尼欲作亂、衛君欲執孔子、孔子走、弟子皆逃、子臯從出門、踰危引之、而逃之門下室中、吏逐不得、夜半子臯問踰危曰、吾不能虧主之法令、而親踰子之足、是子報讎之時也、而子何故乃肯逃我、我何以得此於子、踰危曰、吾斷足也、固吾罪當之、不可奈何、然方公之欲治臣也、公傾側法令、先後臣、以言欲臣之免也、甚而臣知之、及獄決罪定、公愾然不悅、形於顏色、臣見又知之、非私臣而然也、夫天性仁心固、然也、此臣之所以悅而德公也。

〔子臯〕：高梁、字子臯ナリ、〔獄吏〕：家語ニハ、士師ニ作レリ、〔明〕：則ニ同シ、〔尼〕：尼ノ上ニ仲ノ字ヲ脱セリ、〔從出門〕：從出ハ、出從ノ顛倒ナリ、門ハ、郭門ナリ、〔踰危〕：危ハ、踰ト通ズ、即チ足ヲ切ラレシ者ナリ、〔親踰子之足〕：家語ニハ、此ノ句ノ下ニ今吾在、顛ノ四字アリ、從フベシ、〔傾側法令〕：傾側ハ、反覆スルナリ、〔先後臣〕：先後ハ、保護スルナリ、〔愾然〕：威ム貌ナリ、

孔子衛の宰相たる時、弟子の子臯、獄吏となりて、或る罪人の足を切りたり、足を切られし者は、門番をする定めなりければ、其の者城の門を守り、或る人孔子の事を衛君に悪言する者ありて曰はく、仲尼亂を作さむと欲すと、衛君斯くと聞きて、孔子を執へむと欲せしむれば、孔子は走り、弟子も皆逃れたり、子臯も城の門より出てむとせしに、踰危即ち足を切られし者、之れを引き連れて、之れを門下の室中に逃れしめれば、彼人之れを追ひ掛けたれど、捕ふることを得ざりけり、夜半になりて、子臯踰危に問ひて曰はく、吾れ主君の法令を虧くこと能はずして、自身に子の足を切りたれば、定めて吾れを怨みつらむ、今吾れ困難の場合に在れば、是れ子産を報ゆる時なり、而るを子は何故に乃ち(カヘリテ)我れを逃すことを承知せるか、我れは何を以て此の幸福を子に得たるかと、踰危の曰はく、吾が足を斷たれしは、固より吾が罪之れに相當したることなれば、如何とすべからず、然るに貴公の臣が罪を治めむと欲するに方りて、貴公法令を反覆して、臣を保護するに言を以てして、臣の免れむことを欲すること甚しかりき、而して臣之れを知れり、獄の決し罪の定るに及びて、公愾然として哀感して、悦ばざること顔色に形れたるを、臣見て又之れを知れり、こは臣に私して然るにはあらざるなり、夫れ貴公の天性の仁心、固より然るなり、此れ臣の悦びて貴公を恩徳ありとして、明之れに報いたる所以なりと。

田子方從齊之魏、望翟黃乘軒騎、駕出方以爲文侯也、移車異路而避之、則徒翟黃也、方問曰、子奚乘是車也、曰、君謀欲伐中山、臣薦翟角、而謀得、果伐之、臣薦樂羊、而中山拔、得中山、憂欲治之、臣薦李克、而中山治、是以君賜此車、方曰、寵之稱功、尙薄。

〔田子方〕：名ハ無博トイフ、〔翟黃〕：名ハ閔トイフ、經文ニハ、黃ヲ讀ニ作レリ、〔樂羊〕：名ハ、大夫ノ車ナリ、既ニ軒車ニ乘リ、又輕騎アルナリ、或ハ云ハク、騎馬ノ二字ハ衍ナリト、〔方以爲文侯也〕：方ノ字ハ衍ナリ、

田子方、齊より魏へ往きて、翟黃の大夫の車に乗り、輕騎を從へて出でたるを、遠方より望み見て、魏の文侯なりと思ひて、己れの車を異路(マキミチ)へ移して、之れを避けたるに、文侯にはあらずして、徒(タダ)翟黃なりしかば、田子方問ひて曰はく、子は何を以て是の立派なる車に乗れると、翟黃の曰はく、吾が君謀りて中山を伐たむと欲せられしとき、臣翟角を推舉して、其の事を謀らしめて、良策を得たり、其の後果して中山を伐らしとき、臣樂羊を推舉して、中山拔けたり、既に中山を得て、之れを治むる人物なきことを憂へられしとき、臣李克を推舉して、中山治れり、是を以て、吾が君此の車を賜ひしなりと、田子方之れを聞きて曰はく、然らば君の寵を子の功勞に稱(ハカ)り比ぶるに、大夫の車ぐらゐにては尙ほ手薄なりと。

秦韓攻魏、昭卯西說、而秦韓罷、齊荊攻魏、卯東說、而齊荊罷、魏襄

王養之以五乘將軍卯曰伯夷以將軍葬於首陽山之下而天下曰夫以伯夷之賢與其稱仁而以將軍葬是手足不掩也今臣罷四國之兵而王乃與臣五乘此其稱功猶羸勝而履躡

昭卯... 蓋世卯ナラハ戰國策ニ見エタリ、以五乘將軍... 十里ヲ成トス、成ハ車一乘ヲ出ス、五乘ノ地ハ、大夫ノ采邑ナリ、將軍ノ二字ハ行ナリ、【高勝】... 高ハ、高フナリ、勝ハ、勝ルナリ、高勝ハ、今ノ行履即チ脚絆ノ如シ、【履躡】... 履文ニハ、履ヲ躡ニ作レ、二字通用ス、履躡ハ、草履ヲハクナリ、
【昭卯】... 昭卯、韓の二國、魏を攻めしとき、魏の昭卯、唇舌を振ひて、西の方に説きたれば、秦、韓兵を罷めたり、齊、宋の二國、魏を攻めしとき、昭卯唇舌を振ひて、東の方に説きたれば、齊、荆兵を罷めたり、是に於て、魏の襄王、昭卯を養ふに五乘の地を以てして、大夫の資格とせしむ、昭卯の曰はく、伯夷若し將軍の資格を以て首陽山の下に葬られたらば、天下中の人々、夫れ伯夷の賢と其の仁に稱（カナ）ひたる行とを以てして、將軍の資格を以て葬らるゝは、是れ手足を掩はざる程に手摺き埋葬なりと曰はむ、今臣は秦、韓、齊、荆の四國の兵を罷めしめたるに、大王乃ち臣に五乘の采邑を與へられたるは、此れ其の賞賜を功勞に稱（ハカ）り比ぶるに、猶ほ脚絆をつけて草履をはきたる下賤の地位にあるが如しと。

孔子曰善爲吏者樹德不能爲吏者樹怨桀者平量者也吏者平法者也治國者不可失平也

孔子の曰はく、善く官吏となる者は、仁恕を行ひて、恩徳を樹つ、善く官吏となることは能はざる者は、暴虐を行ひて、怨恨を樹つ、桀（トカキ）は樹目を平にして、増減することなき者なり、官吏は法を平にして、輕重することなき者なり、國を治むる者は、公平を失ふべからざるなりと、（此の條は、上文の孔子相衛の條の末に在るべし、孔子家語の政思篇の季羔爲衛之士師の條の末に云はく、孔子問之曰、善爲吏、其用法一也、思仁恕、則樹德、加暴虐、則樹怨、公以行之、其于燕乎とあり）

少室周者古之貞廉潔愨者也爲趙襄主力士與中牟徐子角力不若也入言之襄主以自代也襄主曰子之處人之所欲也何爲

言徐子以自代曰臣以力事君者也今徐子力多臣臣不以自代恐他人言之而爲罪也一日少室周爲襄主驂乘至晉陽有力士牛子耕與角力而不勝周言於主曰主之所以使臣騎乘者以臣多力也今有多力於臣者願進之

【少室周】... 趙簡子ノ臣ナリ、【潔愨】... 愨ハ、俗ノ怒ノ字ニテ、誠實ナリ、【趙襄主】... 國語ニハ、襄ヲ簡ニ作レリ、【力士】... 下ノ驂乗ヲ指シ、【多力】... 多ノ下ニ於テ字ヲ脫セルナラハ、【驂乘】... 即チ車右ナリ、昔ハ馬車ニ乘ルトキハ、貴人左ニ在リ、御者中ニ在リ、多力ノ者右ニ在リテ、貴人ヲ護衛ス、故ニ驂乗トイフ、驂ハ、參ナリ、【牛子耕】... 牛ハ名、子耕ハ字ナリ、國語ニハ、牛談ニ作レリ、【驂乘】... 驂ハ、驂ニ作レバ、
【少室周】... 古の貞正清廉潔實なる者なり、趙襄主の力士となりけるが、中牟縣の徐子といへる者と、力を角（ケラ）べて、徐子に及ばざりしかば、入りて之れを襄主に申し立て、以て自ら代りて退役せむとせり、襄主の曰はく、子の身分は、人の欲し望む所なり、何とて徐子を申し立て、以て自ら代りて退役せむとするかと、少室周對へて曰はく、臣は力を以て君に事ふる者なり、今徐子の力臣より多し、臣以て自ら代りて退役せざば、他人之れを申し立て、賢者を蔽ふ罪とせむことを恐る、故に自ら申し立てたるなりと、一説に曰はく、少室周襄主の驂乗（ソノノリ）となりて、晉陽に至りしに、力士の牛子耕といへる者あり、少室周之れと力を角（ケ）べて、勝たざりしかば、少室周襄主に申し立て、主公の臣をして驂乗せしめたまふ所以は、臣の多力なるを以てなり、然るに今臣より多力なる者あれば、願はくは之れを進めむことをと曰へりと、以上四條、經文の一事例なり、須く其の經文と對照すべし、

傳二齊桓公將立管仲令羣臣曰寡人將立管仲爲仲父善者入門而左不善者入門而右東郭牙中門而立公曰寡人立管仲爲仲父令曰善者左不善者右今子何爲中門而立牙曰以管仲之智爲能謀天下乎公曰能以斷爲敢行大事乎公曰敢牙曰君知能謀天下斷敢行大事君因專屬之以國柄焉以管仲之能乘公